

これで合格（かもね）！  
海事代理士試験（筆記試験）

（平成 26 年～令和 5 年試験問題集）

令和 6 年度試験対策用（暫定版）

令和 5 年 12 月作成

海技塾.com (kaigijyuku.com)

## はじめに

本紙は、平成 26 年度から令和 5 年度までの海事代理士試験の筆記試験問題と模範解答を関係する法令等と共に取りまとめた問題集である。

ただし、本紙の製作は、令和 5 年中に行われたため、この問題集に掲載されている法令等は、令和 5 年 12 月現在のものが掲載されている。このため、令和 6 年度の実験を受験する際には、令和 6 年 4 月 1 日時点での法令等を参照し、改正されている条文については、修正して活用することが必要である。

また、本紙の作成は、海技塾 塾長 1 人で作成したため、参照している法令等やとりまとめ時点における編集ミス等があると思われます。そのようなミスを見つけられた方は、海技塾.com のお問い合わせフォーム (<https://kaigijyuku.com/info/toiawase>) より、お知らせ頂けると幸いです。

この問題集が、海事代理士試験を受験される皆さんにとってお役に立てることを望んでおります。

令和 5 年 12 月吉日

海技塾 塾長

## 目次

1.	憲法	1-1
1.1	第一章 天皇 (第1条～第8条)	1-1
1.2	第二章 戦争の放棄 (第9条)	1-1
1.3	第三章 国民の権利及び義務 (第10条～第40条)	1-1
1.4	第四章 国会 (第41条～第64条)	1-4
1.5	第五章 内閣 (第65条～第75条)	1-6
1.6	第六章 司法 (第76条～第82条)	1-7
1.7	第七章 財政 (第83条～第91条)	1-8
1.8	第八章 地方自治 (第92条～第95条)	1-9
1.9	第九章 改正 (第96条)	1-9
1.10	第十章 最高法規 (第97条～第99条)	1-9
1.11	第十一章 補則 (第100条～第103条)	1-9
1.12	判例	1-9
1.13	選択肢	1-10
2.	民法	2-1
2.1	第一編 総則	2-1
2.1.1	第一章 通則 (第1条～第2条)	2-1
2.1.2	第二章 人 (第3条～第32条)	2-1
2.1.3	第三章 法人 (第33条～第84条)	2-2
2.1.4	第四章 物 (第85条～第89条)	2-2
2.1.5	第五章 法律行為 (第90条～第137条)	2-2
2.1.6	第六章 期間の計算 (第138条～第143条)	2-4
2.1.7	第七章 時効 (第144条～第174条)	2-4
2.2	第二編 物権	2-5
2.2.1	第一章 総則 (第175条～第179条)	2-5
2.2.2	第二章 占有権 (第180条～第205条)	2-5
2.2.3	第三章 所有権 (第206条～第264条)	2-6
2.2.4	第四章 地上権 (第265条～第269条)	2-6
2.2.5	第五章 永小作権 (第270条～第279条)	2-6
2.2.6	第六章 地役権 (第280条～第294条)	2-6
2.2.7	第七章 留置権 (第295条～第302条)	2-6
2.2.8	第八章 先取特権 (第303条～第341条)	2-7
2.2.9	第九章 質権 (第342条～第368条)	2-7
2.2.10	第十章 抵当権 (第369条～第398条)	2-7
2.3	第三編 債権	2-8
2.3.1	第一章 総則 (第399条～第520条)	2-8
2.3.2	第二章 契約 (第521条～第696条)	2-11
2.3.3	第三章 事務管理 (第697条～第702条)	2-14
2.3.4	第四章 不当利得 (第703条～第708条)	2-14
2.3.5	第五章 不法行為 (第709条～第724条)	2-15
2.4	第四編 親族	2-15
2.4.1	第一章 総則 (第725条～第730条)	2-15
2.4.2	第二章 婚姻 (第731条～第771条)	2-15
2.4.3	第三章 親子 (第772条～第817条の11)	2-16
2.4.4	第四章 親権 (第818条～第837条)	2-16

2.4.5	第五章 後見 (第 838 条～第 875 条)	2-16
2.4.6	第六章 保佐及び補助 (第 876 条～第 876 条の 10)	2-17
2.4.7	第七章 扶養 (第 877 条～第 881 条)	2-17
2.5	第五編 相続	2-17
2.5.1	第一章 総則 (第 882 条～第 885 条)	2-17
2.5.2	第二章 相続人 (第 886 条～第 895 条)	2-17
2.5.3	第三章 相続の効力 (第 896 条～第 914 条)	2-17
2.5.4	第四章 相続の承認及び放棄 (第 915 条～第 940 条)	2-18
2.5.5	第五章 財産分離 (第 941 条～第 950 条)	2-18
2.5.6	第六章 相続人の不存在 (第 951 条～第 959 条)	2-18
2.5.7	第七章 遺言 (第 960 条～第 1027 条)	2-18
2.5.8	第八章 配偶者の居住の権利 (第 1028 条～第 1041 条)	2-18
2.5.9	第九章 遺留分 (第 1042 条～第 1049 条)	2-18
2.5.10	第十章 特別の寄与 (第 1050 条)	2-19
2.6	選択肢	2-19
3.	商法	3-1
3.1	第一章 船舶	3-1
3.1.1	第一節 総則 (第 684 条・第 685 条)	3-1
3.1.2	第二節 船舶の所有 (第 686 条～第 700 条)	3-1
3.1.3	第三節 船舶賃貸借 (第 701 条～第 703 条)	3-3
3.1.4	第四節 定期傭よう船 (第 704 条～第 707 条)	3-4
3.2	第二章 船長 (第 708 条～第 736 条)	3-4
3.3	第三章 海上物品運送に関する特則	3-5
3.3.1	第一節 個品運送 (第 737 条～第 747 条)	3-5
3.3.2	第二節 航海傭船 (第 748 条～第 756 条)	3-7
3.3.3	第三節 船荷証券等 (第 757 条～第 769 条)	3-7
3.3.4	第四節 海上運送状 (第 770 条～第 787 条)	3-8
3.4	第四章 船舶の衝突 (第 788 条～第 791 条)	3-8
3.5	第五章 海難救助 (第 792 条～第 807 条)	3-9
3.6	第六章 共同海損 (第 808 条～第 814 条)	3-10
3.7	第七章 海上保険 (第 815 条～第 841 条)	3-10
3.8	第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権 (第 842 条～第 850 条)	3-11
3.9	法改正により変更・削除された問題	3-13
3.9.1	船荷証券の交付義務	3-13
3.9.2	海上旅客運送 商法第 777 条から第 787 条までを削除	3-13
3.9.3	委付 保険委付に関する規律 (商法第 833 条から第 841 条まで) を削除	3-13
3.10	選択肢	3-13
4.	国土交通省設置法	4-1
4.1	関係法令の定義	4-1
4.2	国土交通省設置法	4-1
4.3	国土交通省組織令	4-2
4.4	国土交通省組織規則	4-8
4.5	地方運輸局組織規則	4-9
4.5.1	第一章 内部部局 (地方運輸局)	4-9
4.5.2	第二章 運輸監理部	4-11
4.5.3	第三章 運輸支局	4-12
4.5.4	第四章 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所	4-13
4.6	地方運輸局・運輸監理部の名称及び位置	4-14
4.7	選択肢	4-16

5.	船員法	5-1
5.1	第一章 総則（第1条～第6条）	5-1
5.2	第二章 船長の職務及び権限（第7条～第20条）	5-2
5.3	第三章 紀律（第21条～第30条）	5-3
5.4	第四章 雇入契約等（第31条～第51条）	5-4
5.5	第五章 給料その他の報酬（第52条～第59条）	5-9
5.6	第六章 労働時間、休日及び定員（第60条～第73条）	5-10
5.7	第七章 有給休暇（第74条～第79条の2）	5-13
5.8	第八章 食料並びに安全及び衛生（第80条～第83条）	5-15
5.9	第九章 年少船員（第84条～第86条）	5-16
5.10	第九章の二 女子船員（第87条～第88条の8）	5-16
5.11	第十章 災害補償（第89条～第96条）	5-17
5.12	第十一章 就業規則（第97条～第100条）	5-18
5.13	第十一章の二 船員の労働条件等の検査等（第100条の2～第100条の11）	5-19
5.14	第十一章の三 登録検査機関（第100条の12～第100条の28）	5-22
5.15	第十二章 監督（第101条～第112条）	5-23
5.16	第十三章 雑則（第113条～第121条の4）	5-23
5.17	第十四章 罰則（第122条～第136条）	5-25
5.18	船員法施行規則	5-25
5.19	船員労働安全衛生規則	5-28
5.20	救命艇手規則	5-28
5.21	複合問題	5-28
5.22	法改正	5-29
5.23	選択肢	5-29
6.	船員職業安定法	6-1
6.1	船員職業安定法	6-1
6.1.1	第1章 総則（第1条～7条）	6-1
6.1.2	第2章 政府の行う船員職業紹介等（第8条～32条）	6-3
6.1.3	第3章 政府以外の者の行う船員職業紹介等	6-4
6.1.4	第4章 交通政策審議会等への諮問等（第95条）	6-16
6.1.5	第5章 雑則（第96条～110条）	6-17
6.1.6	第6章 罰則（第111条～116条）	6-17
6.2	船員職業安定法施行規則	6-17
6.3	廃止された規定	6-19
6.4	選択肢	6-19
7.	船舶職員及び小型船舶操縦者法	7-1
7.1	船舶職員及び小型船舶操縦者法	7-1
7.1.1	第1章 総則（第1条～第3条）	7-1
7.1.2	第2章 船舶職員（第4条～第23条）	7-2
7.1.3	第3章 小型船舶操縦者	7-5
7.1.4	第4章 雑則（第24条～第29条の5）	7-10
7.1.5	第5章 罰則（第30条～第33条）	7-10
7.2	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	7-10
7.3	船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令	7-25
7.4	必要な乗船履歴を判断する問題	7-26
8.	海上運送法	8-1
8.1	第1章 総則（第1条・第2条）	8-1
8.2	第2章 船舶運航事業（第3条～第32条の2）	8-2
8.3	第3章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第33条）	8-12

8.4	第4章 日本船舶及び船員の確保 (第34条—第39条の4)	8-12
8.5	第5章 準日本船舶の認定等 (第39条の5—第39条の9)	8-13
8.6	第6章 先進船舶の導入等の促進 (第39条の11—第39条の18)	8-13
8.7	第7章 特定船舶の導入の促進 (第39条の19—第39条の37)	8-13
8.8	第8章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級 (第40条・第41条)	8-13
8.9	第9章 雑則 (第42条—第45条の6)	8-13
8.10	第10章 罰則 (第46条—第56条)	8-13
8.11	附則	8-13
9.	港湾運送事業法	9-1
9.1	港湾運送事業法	9-1
9.1.1	第1章 総則 (第1条—第3条)	9-1
9.1.2	第2章 港湾運送事業等 (第4条—第22条の4)	9-3
9.1.3	第3章 港湾運送事業抵当 (第23条—第28条)	9-12
9.1.4	第4章 雑則 (第29条—第33条の3)	9-13
9.1.5	第5章 罰則 (第34条—第40条)	9-13
9.2	選択式穴埋め問題の選択肢	9-14
10.	内航海運業法	10-1
10.1	内航海運業法	10-1
10.1.1	目的・定義	10-1
10.1.2	登録等 (第3条～第7条)	10-2
10.1.3	内航運送約款	10-5
10.1.4	書面の交付 (第9条)	10-6
10.1.5	内航輸送の安全 (第10条～第11条)	10-6
10.1.6	第12条 船員の過労の防止	10-7
10.1.7	第13条 承継	10-8
10.1.8	第14条 名義利用の禁止	10-8
10.1.9	第15条 船舶に関する表示	10-8
10.1.10	第17条 事業の停止及び登録の取消し	10-8
10.1.11	第20条 輸送の安全の確保に関する命令等	10-9
10.1.12	第23条 自家用船舶	10-9
10.1.13	第24条 登録等の条件	10-9
10.1.14	第25条 報告及び検査	10-9
10.1.15	第27条 準用	10-10
10.2	内航海運業法施行規則	10-10
11.	港則法	11-1
11.1	港則法	11-1
11.1.1	第一章 総則 (第1条—第3条)	11-1
11.1.2	第二章 入出港及び停泊 (第4条—第10条)	11-2
11.1.3	第三章 航路及び航法 (第11条—第19条)	11-4
11.1.4	第四章 危険物 (第20条—第22条)	11-4
11.1.5	第五章 水路の保全 (第23条—第25条)	11-5
11.1.6	第六章 灯火等 (第26条—第30条)	11-5
11.1.7	第七章 雑則 (第31条—第50条)	11-6
11.1.8	第八章 罰則 (第51条—第56条)	11-9
11.2	港則法施行規則	11-9
11.3	港則法施行令	11-12
11.4	選択肢	11-13
11.5	複合問題	11-14
12.	海上交通安全法	12-1

12.1	海上交通安全法	12-1
12.1.1	第一章 総則 (第1条・第2条)	12-1
12.1.2	第2章 交通方法 第1節 航路における一般的航法 (第3条—第10条の2)	12-3
12.1.3	第2章 第2節 航路ごとの航法 (第11条—第21条)	12-6
12.1.4	第2章 第3節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則 (第22条—第24条)	12-8
12.1.5	第2章 第4節 航路以外の海域における航法 (第25条)	12-9
12.1.6	第2章 第5節 危険防止のための交通制限等 (第26条)	12-9
12.1.7	第2章 第6節 灯火等 (第27条—第29条)	12-10
12.1.8	第2章 第7節 船舶の安全な航行を援助するための措置 (第30条・第31条)	12-11
12.1.9	第2章 第8節 異常気象等時における措置 (第32条—第35条)	12-11
12.1.10	第2章 第9節 指定海域における措置 (第36条—第39条)	12-11
12.1.11	第3章 危険の防止 (第40条—第43条)	12-12
12.1.12	第4章 雑則 (第44条—第50条)	12-15
12.1.13	第5章 罰則 (第51条—第54条)	12-15
12.1.14	附則	12-15
12.2	海上交通安全法施行規則	12-15
12.3	海上交通安全法施行令	12-19
12.4	複合問題	12-19
12.5	選択肢	12-20
13.	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	13-1
13.1	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	13-1
13.1.1	第一章 総則 (第1条—第3条)	13-1
13.1.2	第二章 船舶からの油の排出の規制 (第4条—第9条)	13-3
13.1.3	第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等 (第9条の2—第9条の22)	13-5
13.1.4	第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制 (第10条—第16条)	13-9
13.1.5	第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等 (第17条—第17条の9)	13-13
13.1.6	第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制 (第18条—第18条の6)	13-13
13.1.7	第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制 (第18条の7—第19条の2)	13-14
13.1.8	第19条	13-14
13.1.9	第四章の三 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第19条の3—第19条の35の3)	13-15
13.1.10	第四章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制 (第19条の35の4)	13-16
13.1.11	第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等 (第19条の36—第19条の54)	13-17
13.1.12	第五章 廃油処理事業等 (第20条—第37条)	13-19
13.1.13	第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置 (第38条—第42条の12)	13-20
13.1.14	第六章の二 指定海上防災機関 (第42条の13—第42条の29)	13-21
13.1.15	第七章 雑則 (第43条—第54条)	13-22
13.1.16	第八章 罰則 (第54条の2—第64条)	13-22
13.1.17	第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等 (第65条—第69条)	13-22
13.2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	13-22
13.2.1	第一章 総則 (第1条—第3条)	13-22
13.2.2	第二章 船舶からの油の排出の規制 (第4条—第12条)	13-23

13.2.3	第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等 (第 12 条の 2～第 12 条の 2 の 42)	13-23
13.2.4	第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制 (第 12 条の 2 の 43—第 12 条の 14)	13-23
13.2.5	第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制 (第 12 条の 14 の 2—第 12 条の 14 の 17)	13-23
13.2.6	第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制 (第 12 条の 15—第 12 条の 17 の 5)	13-23
13.2.7	第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制 (第 12 条の 17 の 5 の 2—第 12 条の 17 の 21)	13-23
13.2.8	第二章の七 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等 (第 12 条の 17 の 22—第 12 条の 18)	13-25
13.2.9	第三章 廃油処理事業等 (第 13 条—第 26 条)	13-25
13.2.10	第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置 (第 27 条—第 37 条の 3)	13-25
13.2.11	第四章の二 船級協会等 (第 37 条の 3 の 2～第 37 条の 14)	13-26
13.2.12	第五章 雑則 (第三十七条の十五—第四十二条)	13-26
13.3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令	13-26
13.4	選択肢	13-28
14.	領海等における外国船舶の航行に関する法律 (R1～R5)	14-1
14.1	領海等における外国船舶の航行に関する法律	14-1
14.1.1	第 1 条 目的	14-1
14.1.2	第 2 条 定義	14-1
14.1.3	第 3 条 領海等における外国船舶の航行方法	14-2
14.1.4	第 4 条	14-2
14.2	領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則	14-5
14.2.1	第 2 条 水域施設	14-5
14.2.2	第 5 条 通報の方法	14-5
14.3	選択肢	14-5
15.	船舶法	15-1
15.1	船舶法	15-1
15.1.1	第 1 条 日本船舶の条件	15-1
15.1.2	第 2 条	15-1
15.1.3	第 3 条	15-1
15.1.4	第 4 条	15-1
15.1.5	第 5 条	15-2
15.1.6	第 6 条	15-3
15.1.7	第 7 条	15-3
15.1.8	第 9 条	15-3
15.1.9	第 10 条	15-4
15.1.10	第 11 条	15-4
15.1.11	第 12 条	15-4
15.1.12	第 13 条 仮船舶国籍証書	15-4
15.1.13	第 14 条 船舶国籍証書の返還・抹消登録	15-5
15.1.14	第 15 条	15-5
15.1.15	第 17 条 仮船舶国籍証書の有効期間	15-5
15.1.16	第 20 条 適用除外	15-6
15.1.17	第 22 条	15-6
15.1.18	第 27 条	15-6
15.1.19	第 32 条	15-6
15.2	船舶法施行細則	15-7

15.2.1	第1条	15-7
15.2.2	第3条	15-7
15.2.3	第7条	15-8
15.2.4	第8条	15-9
15.2.5	第12条の2	15-9
15.2.6	第17条	15-10
15.2.7	第20条	15-11
15.2.8	第30条の2	15-13
15.2.9	第35条	15-13
15.2.10	第50条	15-15
15.3	選択肢	15-17
16.	船舶安全法	16-1
16.1	船舶安全法	16-1
16.1.1	第1条	16-1
16.1.2	第2条	16-1
16.1.3	第3条	16-1
16.1.4	第4条	16-2
16.1.5	第5条	16-2
16.1.6	第6条	16-3
16.1.7	第6条の2～5	16-3
16.1.8	第6条の6	16-4
16.1.9	第7条	16-5
16.1.10	第8条	16-5
16.1.11	第9条	16-6
16.1.12	第10条	16-6
16.1.13	第10条の2	16-7
16.1.14	第11条	16-7
16.1.15	第12条	16-8
16.1.16	第14条	16-8
16.1.17	第26条	16-8
16.1.18	第29条	16-9
16.1.19	第32条 施設強制の規定の不適用	16-9
16.2	船舶安全法施行規則	16-9
16.3	複合問題	16-16
17.	船舶のトン数の測度に関する法律	17-1
17.1	船舶のトン数の測度に関する法律	17-1
17.1.1	第1条 趣旨	17-1
17.1.2	第3条 定義	17-1
17.1.3	第4条 国際総トン数	17-2
17.1.4	第5条 総トン数	17-2
17.1.5	第6条 純トン数	17-3
17.1.6	第7条 載貨重量トン数	17-3
17.1.7	第8条 国際トン数証書等	17-4
17.1.8	第9条 外国における事務	17-5
17.1.9	第10条 手数料	17-5
17.1.10	第12条 立入検査	17-6
17.1.11	第13条 権限の委任	17-6
17.2	選択肢	17-6
18.	造船法	18-1

18.1	法第1条 (目的)	18-1
18.2	法第2条 (施設の新設等の許可等)	18-1
18.3	法第3条 (設備の新設等の許可等)	18-2
18.4	法第4条 (許可の基準)	18-3
18.5	法第5条 (船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)	18-3
18.6	法第6条 (業務に関する勧告)	18-5
18.7	法第9条 (報告)	18-5
18.8	法第33条 (権限の委任)	18-5
18.9	法第35条	18-5
18.10	法第37条	18-5
18.11	則第1条関係 (施設の新設等の許可申請及び届出)	18-6
18.12	則第4条 (事業の開始等の届出)	18-6
18.13	則第5条 (報告)	18-7
18.14	則第6条 (設備の使用廃止の報告等)	18-8
18.15	則第17条 (経由機関)	18-8
19.	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	19-1
19.1	第1条	19-1
19.2	法第2条 (定義)	19-1
19.3	法第3条 (国際海上運送保安指標の設定等)	19-2
19.4	第4条 (国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置)	19-2
19.5	法第5条 (船舶警報通報装置等)	19-2
19.6	法第6条 (船舶指標対応措置)	19-2
19.7	法第7条 (船舶保安統括者)	19-3
19.8	法第8条 (船舶保安管理者)	19-3
19.9	法第9条 (操練)	19-4
19.10	法第10条 (船舶保安記録簿)	19-4
19.11	法第11条 (船舶保安規程)	19-5
19.12	法第12条 (定期検査)	19-7
19.13	法第13条 (船舶保安証書)	19-7
19.14	(中間検査)	19-8
19.15	法第15条 (臨時検査)	19-8
19.16	法第16条 (船舶保安証書の効力の停止)	19-9
19.17	法第17条 (臨時船舶保安証書)	19-10
19.18	法第18条等 (国際航海日本船舶の航行)	19-10
19.19	施行規則	19-10
20.	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 (R1~R5)	20-1
20.1	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律	20-1
20.1.1	第1条 目的	20-1
20.1.2	第2条 定義	20-1
20.1.3	第3条 有害物質一覧表の作成及び確認	20-2
20.1.4	第4条 有害物質一覧表確認証書	20-3
20.1.5	第5条 特別特定日本船舶の航行	20-4
20.1.6	第7条 締約国の政府が発行する有害物質一覧表確認条約証書	20-4
20.1.7	第10条 再資源化解体の許可	20-4
20.1.8	第11条 許可の更新	20-4
20.1.9	第16条 再資源化解体業者等による再資源化解体	20-4
20.1.10	第17条 有害物質等情報の提供	20-5
20.1.11	第20条 特定日本船舶の譲渡し等の承認	20-5
20.1.12	第21条 再資源化解体準備証書	20-5

20.1.13	第 26 条 締約国の政府が発行する再資源化解体準備条約証書 .....	20-5
20.1.14	第 39 条 主務大臣等 .....	20-5
20.1.15	附則抄 第 5 条 .....	20-6
20.1.16	附則抄 第 4 条・第 6 条.....	20-6
20.2	選択肢.....	20-6

海技塾用 複製・転用禁止

\*\*\*\*\* メモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 1. 憲法

憲法の問題は、記述式の穴埋め問題と憲法や判例に対する文章が正しいか間違っているかの○×問題である。

### 1.1 第一章 天皇（第1条～第8条）

第七条 天皇は、**内閣** R04×の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

【出題：R04】天皇は、**国会**の助言と承認により、条約の公布を行う。【解答】×、【第7条第1号】

### 1.2 第二章 戦争の放棄（第9条）

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする**国際平和** H27 漢を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【出題：H27】日本国民は、正義と秩序を基調とする  を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。【解答】I（国際平和）、【第9条第1項】

### 1.3 第三章 国民の権利及び義務（第10条～第40条）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない**永久の権利** R01 記として、現在及び将来の国民に与えられる。

【出題：R01】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない  として、現在及び将来の国民に与えられる。【解答】永久の権利、【第11条】

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉** H30 記のためにこれを利用する**責任** H27×を負ふ。

【出題：H30】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に  のためにこれを利用する責任を負ふ。【解答】公共の福祉、【第12条】

【出題：H27】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する**義務** を負う。【解答】×、【第12条】責任

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び**幸福追求** R03 記、H26 記に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【出題：R03、H26】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び  に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。【解答】幸福追求、【第13条】

第十四条 すべて国民は、**法の下に平等** R02 記であつて、人種、**信条** H28 記、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別** R05 記されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【出題：R05】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、されない。【解答】差別、【第 14 条第 1 項】

【出題：R02】すべて国民は、であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。【解答】法の下に平等、【第 14 条第 1 項】

【出題：H28】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、ア、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。【解答】信条、【第 14 条第 1 項】

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 H26○,H30○

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

【出題：H26】被選挙権（立候補の自由）について、憲法第十五条第一項には直接規定されていないが、同条同項によって保障される重要な基本的人権である。【解答】○、【第 15 条第 1 項】

【出題：H30】公務員を選定罷免する権利を保障した憲法第十五条第一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、当該規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばない。【解答】○、【第 15 条第 1 項】

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる**差別待遇** H27 選も受けない。

【出題：H27】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなるオも受けない。【解答】×（差別待遇）、【第 16 条】

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、**国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。** H27○

【出題：H27】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。【解答】○、【第 17 条】

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 R05×,H28×

【出題：R05, H28】新聞紙に謝罪広告を掲載することを命ずる判決は、その広告の内容が単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明する程度のものであつても、憲法第十九条に違反する。【解答】×、【第 19 条】

第二十条 **信教の自由** H30 記は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【出題：H30】は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。【解答】信教の自由、【第 20 条第 1 項】

第二十一条 集会、**結社** H29 記及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。 R04○,H29○

【出題：H29】集会、及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。【解答】結社、【第 21 条第 1 項】

項】

【出題：R04】教科書用図書の検定制度は、一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査の特質がないから、検閲に当たらない。【解答】○、【第21条第2項】

【出題：H29】「検閲」とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指す。【解答】○、【第21条第2項】

第二十二條 何人も、**公共の福祉** R02記に反しない限り、居住、移転及び**職業選択** H28記の自由を有する。

② 何人も、**外国** R04記に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

【出題：R02】何人も、に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。【解答】公共の福祉、【第22条第1項】

【出題：H28】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及びの自由を有する。【解答】職業選択、【第22条第1項】

【出題：R04】何人も、に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。【解答】外国、【第22条第2項】

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む**権利** R04記を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生** H29記の向上及び増進に努めなければならない。

【出題：R04】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営むを有する。【解答】権利、【第二十五条】

【出題：H29】国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及びの向上及び増進に努めなければならない。【解答】公衆衛生、【第25条第2項】

第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける**権利** R05記を有する。 R02○

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。 R03○

【出題：R05】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受けるを有する。

【解答】権利、【第26条第1項】

【出題：R03】憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほか、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。【解答】○、【第26条第2項】

【出題：R02】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。【解答】○、【第26条第1項】

第二十八條 勤労者の団結する権利及び**団体交渉** R03記その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

【出題：R03】勤労者の団結する権利及びその他の団体行動をする権利は、これを保障する。【解答】団体交渉、【第28条】

第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ **私有財産** H28記は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。 H30×

【出題：H28】は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。【解答】私有財産、【第29条第3項】

【出題：H30】憲法第二十九条第三項にいう「公共のために用ひる」というのは、私有財産権を個人の私の利益のためにとりあげないという保障であるから、特定の個人が私有財産収用の受益者となる場合、そのような私有財産収用には公共性があるとはいえない。【解答】×、【第29条第3項】

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。R03○

【出題：R03】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。【解答】○、【第31条】

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。R04○

【出題：R04】公務員による拷問は、絶対的に禁止されている。【解答】○、【第36条】

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白 H26 記である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

【出題：H26】何人も、自己に不利益な唯一の証拠が「エ」である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。【解答】本人の自白、【第38条第1項】

#### 1.4 第四章 国会（第41条～第64条）

第四十一条 国会 R01 記は、国権の最高機関 R05 記であつて、国の唯一の立法機関である。

【出題：R05】国会は、国権の「」であつて、国の唯一の立法機関である。【解答】最高機関、【第41条】

【出題：R01】「」は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。【解答】国会、【第41条】

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律 R04 記でこれを定める。

【出題：R04】両議院の議員の定数は、「」でこれを定める。【解答】法律、【第四十三条第2項】

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。H27○

【出題：H27】両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。【解答】○、【第44条】

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年 R05 記とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

【出題：R05】衆議院議員の任期は、「」とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。【解答】四年、【第45条】

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。R05○

【出題：R05】両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。【解答】○、【第51条】

第五十三条 内閣は、国会の臨時会 H26 記の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一 R03 記以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

【出題：R03】内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の「」以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。【解答】四分の一（算用数字可）、【第53条】

【出題：H26】内閣は、国会の「ウ」の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。【解答】臨時会、【第53条】

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十 H28 記、R02×日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十 R02×日以内に、国会を召集しなければならない。H30○

- ② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- ③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

【出題：H28】衆議院が解散されたときは、解散の日から  日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。【解答】四十、【第54条第1項】

【出題：R02】衆議院が解散されたときは、解散の日から三十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から二十日以内に、国会を召集しなければならない。【解答】×、【第54条第1項】

【出題：H30】衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。【解答】○、【第54条第1項】

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上 H26 オの出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- ② 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

【出題：H26】両議院は、各々その総議員の  の出席がなければ、議事を開き議決することができない。【解答】三分の一（3分の1）以上、【第56条第1項】

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上 H30,記 R03×の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

- ② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
- ③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

【出題：H30】両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の  の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。【解答】三分の二以上（算用数字可）、【第57条第1項】

【出題：R03】両議院の会議は、出席議員の過半数で議決したときは、秘密会を開くことができる。【解答】×、【第57条第1項】

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

- ② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員 H29×,H26×の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

【出題：H29】両議院の議員の資格に関する争訟について、議員の議席を失わせるには、総議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。【解答】×、【第58条第2項】

【出題：H26】両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、また、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、各議院の総議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。【解答】×、【(第58条第2項)】

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

- ② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院 R04 記で出席議員の三分の二 R05×以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
- ③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない R01×,H26×。
- ④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十 H29 記日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。H28○

【出題：R05】衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の一以上の多数で再び可決したときは、法律となる。【解答】×、【第59条第2項】

【出題：R04】衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。【解答】衆議院、【第59条第2項】

【出題：R01, H26】法律案の議決について、衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をしたときには、予算案の場合と違い両議院の協議会を開くことはできず、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したとき、当該法律案は法律となる。【解答】×、【第59条第2項、第3項】

【出題：H28】参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。【解答】○、【第59条第4項】

【出題：H29】参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。【解答】六十、【第59条第4項】

第六十条 予算は、さきに衆議院 R02 記に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内 H27×に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。H29○

【出題：R02】予算は、さきにに提出しなければならない。【解答】衆議院、【第60条第1項】

【出題：H27】予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。【解答】×、【第60条第2項】

【出題：H29】予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。【解答】○、【第60条第2項】

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録 H27 選の提出を要求することができる。

【出題：H27】両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びにの提出を要求することができる。【解答】V（記録）、【第62条】

## 1.5 第五章 内閣（第65条～第75条）

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権 R02×の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

【出題：R02】内閣は、立法権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。【解答】×、【第66条第3項】

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員 H27×の中から選ばなければならない。R01, H28○

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

【出題：H27】内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、衆議院議員の中から選ばなければならない。【解答】×、【第68条第1項】

【出題：R01, H28】国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。【解答】○、【第68条第1項】

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、 R01 記日 R05 記以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

【出題：R05】内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。【解答】十日（10日でも可）、【第69条】

【出題：R01】内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。【解答】十（10でも可）、【第69条】

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。R03○,H27○

【出題：H27】内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。【解答】○、【第70条】

【出題：R03】内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。【解答】○、【第70条】

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。H26○

【出題：H26】法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。【解答】○、【第74条】

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣 H27 達の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

【出題：H27】国务大臣は、その在任中、の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。【解答】C（内閣総理大臣）、【第75条】

## 1.6 第六章 司法（第76条～第82条）

第七十七条 最高裁判所は、訴訟 H29 記に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

【出題：H29】最高裁判所は、に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。【解答】訴訟、【第77条第1項】

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障 R01 記のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

【出題：R01】裁判官は、裁判により、のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。【解答】心身の故障、【第78条】

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣 R03 記,H28×でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

【出題：R03】最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁

判官以外の裁判官は、でこれを任命する。【解答】内閣、【第 79 条第 1 号】

【出題：H28】最高裁判所の全ての裁判官は、国会が任命する。【解答】×、【第 79 条第 1 項】

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣 H30 記でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。H27○

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない R04×。

【出題：H30】下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。【解答】内閣、【第 80 条第 1 項】

【出題：H27】下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。【解答】○、【第 80 条第 1 項】

【出題：R04】最高裁判所の裁判官が受ける報酬は、在任中、減額されることはないが、下級裁判所の裁判官が受ける報酬は、在任中、減額されることがある。【解答】×、【第八十条第 2 項】

第八十一条 最高裁判所 R02 記は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

【出題：R02】は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。【解答】最高裁判所、【第 81 条】

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。R04×,H28○

【出題：R04】法廷において傍聴人がメモを取ることは、権利として保障されており、妨げられてはならない。【解答】×、【第 82 条 1 項 (判例)】

【出題：H28】取材の自由については、公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、制約を受けることがある。【解答】○、【第 82 条第 2 項】

## 1.7 第七章 財政 (第 83 条～第 91 条)

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会 R02 記の議決に基くことを必要とする。H27○

【出題：R02】国費を支出し、又は国が債務を負担するには、の議決に基くことを必要とする。【解答】国会、【第 85 条】

【出題：H27】国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。【解答】○、【第 85 条】

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決 H30 記に基いて予備費 H28 記を設け、内閣 R01 記の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。H26○

【出題：R01】予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、の責任でこれを支出することができる。【解答】内閣、【第 87 条第 1 項】

【出題：H30】国費を支出し、又は国が債務を負担するには、に基くことを必要とする。【解答】国会の議決、【第 85 条第 1 項】

【出題：H28】予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いてを設け、内閣の責任でこれを支出することができる。【解答】予備費、【第 87 条第 1 項】

【出題：H26】予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出するこ

とができる。すべて予備費の支出については、内閣は事後に国会の承諾を得なければならない。【解答】○、【(第 87 条第 1 項第 2 項)】

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院 R04 記、H26 記がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。  
② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

【出題：R04, H26】国の収入支出の決算は、すべて毎年 [ ] がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。【解答】会計検査院、【第九十条第 1 項】

第九十一条 内閣は、国会及び国民 R03 記に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。 H27○

【出題：R03】内閣は、国会及び [ ] に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。【解答】国民、【第 91 条】

【出題：H27】内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。【解答】○、【第 91 条】

### 1.8 第八章 地方自治 (第 92 条～第 95 条)

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨 H29 記に基づいて、法律でこれを定める。 R01○

【出題：H29】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、 [ ] に基づいて、法律でこれを定める。【解答】地方自治の本旨、【第 92 条】

【出題：R01】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。【解答】○、【第 92 条】

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。 H27○

【出題：H27】一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。【解答】○、【第 95 条】

### 1.9 第九章 改正 (第 96 条)

### 1.10 第十章 最高法規 (第 97 条～第 99 条)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の H27 選権利として信託されたものである。

【出題：H27】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない [ア] 権利として信託されたものである。【解答】M (永久の)、【第 97 条】

### 1.11 第十一章 補則 (第 100 条～第 103 条)

### 1.12 判例

【出題：R05】憲法二十二条第二項は、外国に移住する自由を保障しているが、他方、外国へ一時旅行する自由までも含むものではないため、憲法十三条において幸福追求の権利の一部分をなすものとして保障されるとするのが判例である。【解答】×

【出題：R03】我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されている。【解答】×、【第 22 条 1 項 (マククリーン事件)】

- 【出題：R02】裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる。【解答】○、【最高裁昭和39年(行ツ)第61号同41年2月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196頁参照】
- 【出題：R02】企業者が特定の思想や信条を有する者に対して、それを理由に雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない。【解答】○、【三菱樹脂事件(S48.12.12最大判)】
- 【出題：H29】企業者が自己の営業のために労働者を雇用するにあたり、特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもって雇い入れることを拒んだ場合、それは当然に違法となる。【解答】×、【三菱樹脂事件(S48.12.12最大判)】
- 【出題：R01】森林法の立法目的は森林の細分化を防止することによって森林経営の安定化を図り、もって国民経済の発展に資することであり、共有林の分割請求制限は合理性と必要性のいずれをも肯定することはできず、違憲である。【解答】○、【第29条第2項関係判例】
- 【出題：R01】わが国に在留する外国人に対する政治活動の自由は、外国人の地位にかんがみこれを認めることは相当でなく、その保障が及ぶことは全くない。【解答】×、【民集 第32巻7号1223頁】
- 【出題：H30】条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。【解答】○、【第94条関係判例】
- 【出題：H30】信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は法令の適用によって終局的な解決が可能であるので、裁判所法第三条にいう法律上の争訟にあたる。【解答】×、【板まんだら事件。最判昭56・4・7】
- 最高裁判所は、「訴訟が具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となっている場合には、当該訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法3条にいう法律上の争訟にあたらない。」と判示している(板まんだら事件。最判昭56・4・7)
- 【出題：R05,H29】前科及び犯罪経歴(以下「前科等」という。)は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する。【解答】○、【最高裁判例S56.4.14、前科照会事件】

### 1.13 選択肢

【出題：H27】

- |         |          |           |          |          |
|---------|----------|-----------|----------|----------|
| A. 議事録  | B. 普遍的な  | C. 内閣総理大臣 | D. 公文書   | E. 国会    |
| F. 尋問   | G. 供述    | H. 不利益    | I. 最低限度の | J. 最高裁判所 |
| K. 不変の  | L. 安全の保障 | M. 永久の    | N. 両議院   | O. 調査書   |
| P. 苦役   | Q. 恒久の平和 | R. 内閣     | S. 責任の追及 | T. 国際平和  |
| U. 世界平和 | V. 記録    | W. 固有の    | X. 差別待遇  | Y. 国際社会  |

## 2. 民法

記述式穴埋め問題と○×問題である。

### 2.1 第一編 総則

#### 2.1.1 第一章 通則（第1条～第2条）

（基本原則）

第一条 私権は、**公共の福祉** R03 記に適合しなければならない。

2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

（解釈の基準）

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

【出題：R03】私権は、に適合しなければならない。【解答】公共の福祉、【1条1項】

#### 2.1.2 第二章 人（第3条～第32条）

第一節 権利能力

第三条 私権の享有は、出生に始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節 意思能力

第三条の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

第三節 行為能力

（成年）

第四条 年齢十八歳をもって、成年とする。

（未成年者の法律行為）

第五条 未成年者が法律行為をするには、その**法定代理人** H28 記の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

【出題：H28】未成年者が法律行為をするには、そのの同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。【解答】法定代理人、【5条1項】

（成年被後見人<sup>1</sup>の法律行為）

第九条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。 R03×

【出題：R03】成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても取り消すことができる。【解答】×、【9条】

（失踪の宣告）

第三十条 不在者の生死が**七年** R02 記、H27 準間明らかでないときは、家庭裁判所は、**利害関係人** R05 記の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

【出題：R05】不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、の請求により、失踪の宣告をすることができる。【解答】利害関係人、【30条1項】

<sup>1</sup> 精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人

【出題：R02（記），H27（選）】不在者の生死が□年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。【解答】七（算用数字も可）、【30条1項】

### 2.1.3 第三章 法人（第33条～第84条）

（法人の成立等）

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

2 学術、技芸、慈善、祭祀し、宗教その他の公益 R04記を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

（法人の能力）

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

【出題：R04】学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の□を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。【解答】公益、【33条2項】

### 2.1.4 第四章 物（第85条～第89条）

（定義）

第八十五条 この法律において「物」とは、有体物をいう。

（不動産及び動産）

第八十六条 土地及びその定着物は、不動産とする。

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

（主物及び従物）

第八十七条 物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

2 従物は、主物の処分に従う。

### 2.1.5 第五章 法律行為（第90条～第137条）

（公序良俗）

第九十条 公の秩序又は善良の風俗 R02記に反する法律行為は、無効とする。

【出題：R02】公の秩序又は□に反する法律行為は、無効とする。【解答】善良の風俗、【90条】

（虚偽表示）

第九十四条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に H28× 対抗することができない H30×。

【出題：H30】相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効となり、当該意思表示の無効を善意の第三者に対抗することができる。【解答】×、【94条1項・2項】

【出題：H28】表意者が相手方と通じてする真意でない意思表示は無効であるため、第三者はその善意・悪意を問わず、当該意思表示の無効を主張できない。【解答】×、【94条】

（錯誤）

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤 H29記に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の

規定による意思表示の取消しをすることができない。

- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

【出題：H29】意思表示は、法律行為の要素に□があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。【解答】錯誤、【95条1項】

(詐欺又は強迫)

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない R03×

【出題：R03】詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができる。【解答】×、【96条3項】

(意思表示の効力発生時期等)

第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

- 2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- 3 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。 R03○

【出題：R03】意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。【解答】○、【97条3項】

(代理人の行為能力)

第一百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為 H29×は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

【出題：H29】代理人は、行為能力者であることを要する。【解答】×、【旧102条】

(権限の定めのない代理人の権限)

第一百三条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為 H26×

【出題：H26】権限の定めのない代理人は、保存行為に加え、代理の目的である物または権利の性質を変えない範囲において、その利用を目的とする行為をする権限を有するが、改良を目的とする行為をする権限までは有していない。

【解答】×、【103条】

(任意代理人による復代理人の選任)

第一百四条 委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

(法定代理人による復代理人の選任)

第一百五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。 R01○

【出題：R01】委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができないが、法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。【解答】○、【104条、105条】

(無権代理人の責任)

第一百七十七条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は**本人の追認** R02記を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。
- 二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
- 三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

【出題：R02】他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は  を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。【解答】本人の追認、【117条1項】

(取消権の期間の制限)

第二百二十六条 取消権は、追認をすることができる時から **五** R01記年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

【出題：R01】取消権は、追認をすることができる時から  年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。【解答】五（算用数字も可）、【126条】

(既成条件)

第一百三十一条 条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその**法律行為は無条件** H30×とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。

2 条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。

3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第二百二十八条及び第二百二十九条の規定を準用する。

【出題：H30】条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるとき、**又は、その条件が解除条件** であるときはその法律行為は無効とする。【解答】×、【131条】

## 2.1.6 第六章 期間の計算（第138条～第143条）

## 2.1.7 第七章 時効（第144条～第174条）

(時効の援用)

第一百四十五条 **時効** H28記は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が**援用** H27記しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

【出題：H28】  **イ** は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。【解答】時効、【145条】

【出題：H27】時効は、当事者が  **エ** しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。【解答】L（援用）、【145条】

(所有権の取得時効)

第百六十二条 二十 H26 記年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2 十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

【出題：H26】ア 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。【解答】二十（20）、【162条1項】

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二 権利を行使することができる時から十 H27 選年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

【出題：H27】債権は、ア 年間行使しないときは、消滅する。【解答】十（10）、【166条1項2号】

## 2.2 第二編 物権

### 2.2.1 第一章 総則（第175条～第179条）

(動産に関する物権の譲渡の対抗要件)

第百七十八条 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡し~~がなければ~~ H30×、第三者に対抗することができない。

【出題：H30】動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡し~~がなくとも~~、第三者に対抗することができる。【解答】×、【178条】

### 2.2.2 第二章 占有権（第180条～第205条）

(占有の態様等に関する推定)

第百八十六条 占有者は、所有の意思 H30 記をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

2 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。

【出題：H30】占有者は、をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定する。【解答】所有の意思、【186条1項】

(善意の占有者による果実の取得等)

第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実 R01 記を取得する。

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。

【出題：R01】善意の占有者は、占有物から生ずるを取得する。【解答】果実、【189条1項】

(即時取得)

第百九十二条 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。 R05○,H29○

【出題：R05,H29】取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。【解答】○、【192条】

(占有保持の訴え)

第九十八條 占有者がその占有を妨害されたとき R03×は、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有保全の訴え)

第九十九條 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

【出題：R03】占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保持の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。【解答】×、【199条】

※ 保持の方は、実際にもう起きてしまったことに対する訴えで、保全の方は、放っておいたら状況が悪くなりそうな状況に対する訴えというふうに理解すればよい。

(占有権の消滅事由)

第二百三條 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴え R05記を提起したときは、この限りでない。

【出題：R05】占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、占有者が  を提起したときは、この限りでない。【解答】占有回収の訴え、【203条】

### 2.2.3 第三章 所有権 (第206条～第264条)

第二百三十五條 境界線から  R04記メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側 (ベランダを含む。次項において同じ。) を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

2 前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

【出題：R04】境界線から  メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側 (ベランダを含む。) を設ける者は、目隠しを付けなければならない。【解答】一 (算用数字も可)、【第235条第1項】

(無主物の帰属)

第二百三十九條 所有者のない動産 H27×は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

【出題：H27】所有者のない不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。【解答】×、【239条1項・2項】

### 2.2.4 第四章 地上権 (第265条～第269条)

(地上権の内容)

第二百六十五條 地上権 H27選者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

【出題：H27】  イ 者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。【解答】H (地上権)、【265条】

### 2.2.5 第五章 永小作権 (第270条～第279条)

### 2.2.6 第六章 地役権 (第280条～第294条)

### 2.2.7 第七章 留置権 (第295条～第302条)

(留置権の内容)

第二百九十五條 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の

弁済を受けるまで、その物を留置 R02 記することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。 H26○

【出題：R02】他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を  することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。【解答】留置、【295 条 1 項】

【出題：H26】他人の物の占有者は、その物に関して債権が生じ、その債権が弁済期にあるときには、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、占有が不法行為によって始まった場合には、この限りではない。【解答】○、【295 条】

## 2.2.8 第八章 先取特権（第 303 条～第 341 条）

（先取特権の内容）

第三百三条 先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

先取特権とは、法律で定められた特殊な債権について、債務者の財産または特定の動産・不動産から優先的に弁済を受けることのできる権利をいう。この権利は、担保物権として強い保護を受ける。

（不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲）

第三百十五条 賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期 R04× に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。

【出題：R04】賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期、当期及び次期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。【解答】×、【315 条】

（転質）

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。 R05×

【出題：R05】質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであったときは、その責任を負わない。【解答】×、【348 条】

## 2.2.9 第九章 質権（第 342 条～第 368 条）

（不動産質権の存続期間）

第三百六十条 不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、十年とする R01×。

2 不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から十年を超えることができない。

【出題：R01】不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、設定行為でこれより長い期間を定めたときは、この限りでない。【解答】×、【360 条 1 項】

## 2.2.10 第十章 抵当権（第 369 条～第 398 条）

（抵当権の内容）

第三百六十九条 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産 H27 選について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。この場合においては、この章の規定を準用する。

【出題：H27】抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した  について、他の債権者に

先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。【解答】V（不動産）、【369条1項】

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産（以下「**抵当不動産**」という。）に付加して一体となっている物に及ぶ。H28○ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

【出題：H28】土地に抵当権が設定された場合、抵当権の効力は、その土地及びその土地の付加一体物に及ぶ。【解答】○、【370条】

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた**抵当不動産の果実** H29記に及ぶ。

【出題：H29】抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた**抵当不動産の**  に及ぶ。【解答】果実、【371条】

(抵当権の順位)

第三百七十三条 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、**登記の前後** H30記,H26記による。

【出題：H30,H26】同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、 による。【解答】登記の前後、【373条】

(抵当権の被担保債権の範囲)

第三百七十五条 抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の二 R05記年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。

2 前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合におけるその最後の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

【出題：R05】抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の  年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。【解答】二、【375条1項】

(抵当権の消滅時効)

第三百九十六条 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。H27○

【出題：H27】抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時になければ、時効によって消滅しない。【解答】○、【396条】

## 2.3 第三編 債権

### 2.3.1 第一章 総則（第399条～第520条）

(債権の目的)

第三百九十九条 債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。H27○

【出題：H27】債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。【解答】○、【399条】

(履行期と履行遅滞)

第四百十二条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から H29× 遅滞の責任を負う。

- 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。
- 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

【出題：H29】確定期限のある債務の履行については、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。【解答】×、【412条】

(履行の強制)

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行 R04×、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

【出題：R04】債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従い、直接強制、代替強制、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。【解答】×、【414条】

(損害賠償の範囲)

第四百十六条 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき H28 記 損害の賠償をさせることをその目的とする。

- 2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

【出題：H28】債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって  損害の賠償をさせることをその目的とする。【解答】通常生ずべき、【416条1項】

(損害賠償の方法)

第四百十七条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭 R01 記 をもってその額を定める。

【出題：R01】損害賠償は、別段の意思表示がないときは、 をもってその額を定める。【解答】金銭、【417条】

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率 H28× による。

- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- 3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

【出題：H28】金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償額は、約定利率が法定利率を超えるときは法定利率による。【解答】×、【419条1項】

(損害賠償による代位)

第四百二十二条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部 R02× の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

【出題：R02】債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の一部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。【解答】×、【422条】

(保証人の要件)

第四百五十条 債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

- 一 行為能力者であること。
- 二 弁済をする資力を有すること。
- 2 保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。
- 3 前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

(催告の抗弁)

第四百五十二条 債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に**催告 R03記**をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

【出題：R03】債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に  をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。【解答】催告、【452条】

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に**通知 H30記**をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

- 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

【出題：H30】指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に  をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。【解答】通知、【467条】

(受領権者としての外観を有する者に対する弁済)

第四百七十八条 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。R02○

【出題：R02】受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。【解答】○、【478条】

(相殺の要件等)

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その**対当額 R03記**について**相殺 H29記**によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。

【出題：R03】二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その  について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。【解答】対当額、【505条1項】

【出題：H29】二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について  によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。【解答】相殺、【505条1項】

附則（平成二九年六月二日法律第四四号）

（相殺に関する経過措置）

第二十六条 施行日前にされた旧法第五百五条第二項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第五百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺（差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。）については、新法第五百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充当については、新法第五百十二条及び第五百十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【出題：H26】債権の相殺を行うには、自動債権と受働債権の双方が弁済期にある必要があるため、受働債権に期限が付されているときには、いかなる場合であっても受働債権の期限が到来しない限り相殺を行うことはできない。【解答】×、【旧 505 条】

（相殺の方法及び効力）

第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。R01○

- 2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。

【出題：R01】相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。【解答】○、【506 条 1 項】

### 2.3.2 第二章 契約（第 521 条～第 696 条）

（債務者の危険負担等）

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

【出題：H29】特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。【解答】○、【旧民法 534 条 1 項、現 536 条】

（解除権の行使）

第五百四十条 契約 H26 記又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

- 2 前項の意思表示は、撤回することができない。

【出題：H26】ウ 又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。【解答】契約、【540 条 1 項】

（贈与）

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。H27○

（書面によらない贈与の解除）

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。H27○ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

【出題：H27】贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによ

って、その効力を生ずるが、書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。【解答】○、【549条・550条】

(贈与者の引渡義務等)

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

【出題：H27】贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。【解答】○、【旧551条1項】

(売買)

第五百五十五条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払う H26 記 ことを約することによって、その効力を生ずる。

【出題：H26】売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその  ことを約することによって、その効力を生ずる。【解答】、代金を支払う【555条】

(買主の追完請求権)

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

【出題：H29】売主が契約の時ににおいてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、買主が契約の時ににおいてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。【解答】○、【旧562条1項】

【出題：H26】Aは、所有する土地をBに売却したが、後に当該土地の一部が他人Cに属するものであったことが発覚した。この場合、AがCから当該土地の一部の所有権を取得してBに移転することができないときは、Bはその善意・悪意を問わず、Aに対して不足部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。また、残存する部分のみであればBがこの土地を買い受けなかったときは、Bが善意の場合に限り、契約の解除をすることができる。【解答】○、【旧562条1項】

(買戻しの期間)

第五百八十条 買戻しの期間は、十年を超えることができない。特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は、十年とする H27×。

2 買戻しについて期間を定めたときは、その後これを伸長することができない。

3 買戻しについて期間を定めなかったときは、五年以内に買戻しをしなければならない。

【出題：H27】買戻しの期間は、十年を超えることができない。但し、特約でこれより長い期間を定めたときは、この限りではない。また、買戻しについて期間を定めなかったときは、五年以内に買戻しをしなければならない。【解答】×、【580条1項】

(消費貸借)

第五百八十七条 消費貸借 R04 記 は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

【出題：R04】 は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。【解答】消費貸借、【第587条】

(借主による使用及び収益)

第五百九十四条 借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。

- 2 借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない H28×
- 3 借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる。

【出題：H28】賃借人は賃借物を使用収益することができるため、賃貸人の承諾を得ずに賃借物を転貸し収益を得ることができる。【解答】×、【594条1項・2項】

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記 R01 記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

【出題：R01】不動産の賃貸借は、これを  したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。【解答】登記、【605条】

(賃貸人による修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕 H29 記をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

- 2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

【出題：H29】賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な  をする義務を負う。【解答】修繕、【606条1項】

(賃借人の原状回復義務)

第六百二十一条 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 R04○

【出題：R04】賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。【解答】○、【621条】

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

第六百二十七条 当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間 R03 記、H30 記を経過することによって終了する。

- 2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。
- 3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

【出題：R03、H30】当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から  を経過することによって終了する。【解答】二週間（算用数字可）、【627条1項】

(請負)

第六百三十二条 **請負** H26 記は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

【出題：H26】  才 は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。【解答】 請負、【632 条】

(受任者の注意義務)

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、**善良な管理者** R05 記の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

【出題：R05】 受任者は、委任の本旨に従い、 の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。【解答】 善良な管理者、【644 条】

(受任者による費用の前払請求)

第六百四十九条 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その**前払** R02 記をしなければならない。

【出題：R02】 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その  をしなければならない。【解答】 前払、【649 条】

(寄託<sup>2</sup>)

第六百五十七条 **寄託** R01 記は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

【出題：R01】  は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。【解答】 寄託、【657 条】

(寄託者による返還請求等)

第六百六十二条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。R02○

2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

【出題：R02】 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。【解答】 ○、【662 条】

(組合契約)

第六百六十七条 **組合契約** H28 記は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2 出資は、労務をその目的とすることができる。

【出題：H28】  工 は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。【解答】 組合契約、【667 条 1 項】

### 2.3.3 第三章 事務管理 (第 697 条～第 702 条)

### 2.3.4 第四章 不当利得 (第 703 条～第 708 条)

(債務の不存在を知ってした弁済)

第七百五条 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。R01○

【出題：R01】 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付

<sup>2</sup> 金銭や物品を他人に預け、その使い道や処理を頼むこと。

したものの返還を請求することができない。【解答】○、【705条】

### 2.3.5 第五章 不法行為（第709条～第724条）

#### （責任能力）

第七百十二条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったとき R01×は、その行為について賠償の責任を負わない。

【出題：R01】未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えているかを問わず、その行為について賠償の責任を負う。【解答】×、【712条】

#### （使用者等の責任）

第七百十五条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について H27×相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。H30○,H28○類

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

【出題：H27】事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、その事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。【解答】×、【715条1項】

【出題：H30, H28 類】ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。【解答】○、【715条1項】

#### （正当防衛及び緊急避難）

第七百二十条 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。R03○

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

【出題：R03】他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。【解答】○、【720条】

#### （不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。H27○

一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。H27○

【出題：H27】不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様である。【解答】○、【724条2号・3号】

## 2.4 第四編 親族

### 2.4.1 第一章 総則（第725条～第730条）

### 2.4.2 第二章 婚姻（第731条～第771条）

#### （成年被後見人の婚姻）

第七百三十八条 成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を要しない R02×。

【出題：R02】成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を得なければならない。【解答】×、【738条】

(婚姻の取消しの効力)

第七百四十八条 婚姻の取消しは、将来に向かってのみその効力を生ずる。

- 2 婚姻の時にその取消しの原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によって財産を得たときは、現に利益を受けている限度において、その返還をしなければならない R04×
- 3 婚姻の時にその取消しの原因があることを知っていた当事者は、婚姻によって得た利益の全部を返還しなければならない。この場合において、相手方が善意であったときは、これに対して損害を賠償する責任を負う。

【出題：R04】婚姻の時にその取消しの原因があることを知らなかった当事者が、婚姻によって財産を得たときは、その利益の全部を返還し、かつ、これに対して損害を賠償する責任を負わなければならない。【解答】×、【748条2項】

(夫婦間の契約の取消権)

第七百五十四条 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。R05○

【出題：R05】夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。【解答】○、【754条】

(日常の家事に関する債務の連帯責任)

第七百六十一条 夫婦の一方が日常の家事 H30 記,H28 記に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。

【出題：H30, H28】夫婦の一方が [ ] に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない。【解答】日常の家事、【761条】

#### 2.4.3 第三章 親子（第772条～第817条の11）

(十五歳未満の者を養子とする縁組)

第七百九十七条 養子となる者が十五 R05 記歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

- 2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

【出題：R05】養子となる者が [ ] 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。【解答】十五、【797条1項】

#### 2.4.4 第四章 親権（第818条～第837条）

#### 2.4.5 第五章 後見（第838条～第875条）

(後見の事務の監督)

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所 R04 記は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

- 2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

【出題：R04】後見監督人又は [ ] は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。【解答】家庭裁判所、【第863条第1項】

(未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し)

第八百七十二條 未成年被後見人が成年に達した後後見の計算 R04 記の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 第二十条及び第二百一十一条から第二百六条までの規定は、前項の場合について準用する。

【出題：R04】 未成年被後見人が成年に達した後□の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。【解答】後見の計算、【872 条 1 項】

#### 2.4.6 第六章 保佐及び補助（第 876 条～第 876 条の 10）

#### 2.4.7 第七章 扶養（第 877 条～第 881 条）

### 2.5 第五編 相続

#### 2.5.1 第一章 総則（第 882 条～第 885 条）

(相続回復請求権)

第八百八十四條 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。H27○

【出題：H27】 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。【解答】○、【884 条】

#### 2.5.2 第二章 相続人（第 886 条～第 895 条）

(子及びその代襲者等の相続権)

第八百八十七條 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条<sup>3</sup>の規定に該当し H26 ×、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

【出題：H26】 原則として被相続人の子は相続人となるが、被相続人の子が相続の開始以前に死亡したとき、又は相続放棄をしたとき、もしくは廃除によってその相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。【解答】×、【887 条】

#### 2.5.3 第三章 相続の効力（第 896 条～第 914 条）

(相続の一般的効力)

第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身 H29 記に専属したものは、この限りでない。

【出題：H29】 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の□に専属したものは、この限りでない。【解答】一身、【896 条】

<sup>3</sup> 第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は被害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

#### 2.5.4 第四章 相続の承認及び放棄（第915条～第940条）

（単純承認の効力）

第九百二十条 相続人は、**単純承認 R03記**をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。  
H30○

【出題：R03】相続人は、をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。【解答】単純承認、【第920条】

【出題：H30】相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。【解答】○、【920条】

（相続の放棄の効力）

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。R05○

【出題：R05】第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。【解答】○、【939条】

#### 2.5.5 第五章 財産分離（第941条～第950条）

#### 2.5.6 第六章 相続人の不存在（第951条～第959条）

#### 2.5.7 第七章 遺言（第960条～第1027条）

（在船者の遺言）

第九百七十八条 船舶中に在る者は、**船長又は事務員一人及び H27×**証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

【出題：H27】船舶中に在る者は、証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。【解答】×、【978条】

（船舶遭難者の遺言）

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。R02○

- 2 口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれを行わなければならない。
- 3 前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。
- 4 第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

【出題：R02】船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。【解答】○、【979条1項】

（遺言執行者の任務の開始）

第一千七条 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

- 2 遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。R04○

【出題：R04】遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。また、遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。【解答】○、【1007条第1項】

#### 2.5.8 第八章 配偶者の居住の権利（第1028条～第1041条）

#### 2.5.9 第九章 遺留分（第1042条～第1049条）

（遺留分侵害額請求権の期間の制限）

第一千四十八条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈

与又は遺贈があったことを知った時から一年間 R05×行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年 R05×を経過したときも、同様とする。

【出題：R05】遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。【解答】×、【1048条】

## 2.5.10 第十章 特別の寄与（第1050条）

## 2.6 選択肢

【出題：H27】

A. 入会権	B. 二	C. 有価証券	D. 三十	E. 七	F. 弁済	G. 二十	H. 地上権	
I. 五十	J. 財産	K. 土地	L. 援用	M. 放棄	N. 船舶	O. 三	P. 借地権	
Q. 四	R. 承認	S. 提訴	T. 十	U. 五	V. 不動産	W. 賃借権	X. 地役権	Y. 一

\*\*\*\*\* メモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

### 3. 商法

記述式の穴埋めと○×問題がほとんどで、選択式の穴埋め問題が1問のみ。

#### 3.1 第一章 船舶

##### 3.1.1 第一節 総則（第684条・第685条）

(定義)

第六百八十四条 この編（第七百四十七条を除く。）において「船舶」とは、**商行為** H26記をする目的で**航海** H28記の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）をいう。

【出題：H28】本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ為ス目的ヲ以テ  ノ用ニ供スルモノヲ謂フ【解答】航海、【旧 684 条】

【出題：H26】本法ニ於テ船舶トハ  ヲ為ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ【解答】商行為、【旧 684 条】

(従物の推定等)

第六百八十五条 船舶の属具目録に記載した物は、その**従物** H29記と推定する。

2 属具目録の書式は、国土交通省令で定める。

【出題：H29】船舶ノ属具目録ニ記載シタル物ハ其  ト推定ス【解答】従物、【旧 685 条】

##### 3.1.2 第二節 船舶の所有（第686条～第700条）

(船舶の登記等)

第六百八十六条 船舶所有者は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の定めるところに従い、登記をし、かつ、**船舶国籍証書** R02記、H30記の交付を受けなければならない。

2 前項の規定は、総トン数二十トン未満の船舶については、適用しない。H27×

【出題：R05】船舶所有者は、船舶法の定めるところに従い、登記をし、かつ、船舶国籍証書の交付を受けなければならないが、これは、総トン数二十トン未満の船舶についても適用される。【解答】×、【686 条】

【出題：R02】船舶所有者は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の定めるところに従い、登記をし、かつ、 の交付を受けなければならない。【解答】船舶国籍証書、【686 条】

【出題：H30】船舶所有者ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ登記ヲ為シ且  ヲ請受クルコトヲ要ス【解答】船舶国籍証書、【旧 686 条】

【出題：H27】船舶所有者は、**所有する全ての船舶**について、特別法の定めに従い登記し、かつ、船舶国籍証書の交付を受けなければならない。【解答】×、【旧 686 条】

(船舶所有権の移転の対抗要件)

第六百八十七条 船舶所有権の移転は、その**登記** R01記をし、**かつ** H29×、**船舶国籍証書** H26記に記載しなければ、第三者に対抗することができない。R04○

【出題：R04】船舶所有権の移転は、その登記をし、**かつ**、船舶国籍証書に記載しなければ、第三者に対抗することができない。【解答】○、【687 条】

【出題：R01】船舶所有権の移転は、その  をし、かつ、船舶国籍証書に記載しなければ、第三者に対抗することができない。【解答】登記、【687 条】

【出題：H29】船舶所有権の移転は、その登記**又は**船舶国籍証書への記載を行うことにより、第三者に対抗できる。【解答】×、【旧 687 条】

【出題：H26】船舶所有権ノ移転ハ其登記ヲ為シ且  ニ之ヲ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス【解答】船舶国籍証書、【旧 687 条】

(航海中の船舶を譲渡した場合の損益の帰属)

第六百八十八条 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によって生ずる損益は、**譲受人** R04記、R03記に帰属する。

【出題：R04, R03】航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によって生ずる損益は、 に帰属する。【解答】譲受人、【688 条】

【出題：H30 類, H27】航海中の船舶の所有権を譲渡した場合は、原則として、その航海により生じた損益は譲受人に帰

するが、**特約がある場合**においてはこの限りではない。【解答】○、【旧 688 条】

(航海中の船舶に対する差押え等の制限)

第六百八十九条 差押え及び仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）は、航海中の船舶（停泊中のものを除く。）に対しては**は**することができない。R04○

【出題：R04】差押え及び仮差押えの執行（仮差押えの登記をする方法によるものを除く。）は、航海中の船舶（停泊中のものを除く。）に対しては**は**することができない。【解答】○、【689 条】

(船舶所有者の責任)

第六百九十条 船舶所有者 R04×は、船長その他の船員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を賠償する責任を負う。H27○

【出題：H27】船舶所有者は船長その他船員がその職務を行うにあたり故意又は過失により、他人に損害を与えた場合には賠償責任が生ずる。【解答】○、【690 条】

【出題：R04】船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を必ず賠償する責任を負う。【解答】×、【690 条】

(社員の持分の売渡しの請求)

第六百九十一条 持分会社の業務を執行する社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の**国籍**を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

【出題：R04】持分会社の業務を執行する社員の持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の□を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。【解答】国籍、【691 条】

(共有に係る船舶の利用)

第六百九十二条 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。H28○、H27○

【出題：H28】船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持ち分の価格に従い、その過半数で決める。【解答】○、【692 条】

【出題：H27】船舶共有者の間にある船舶の利用に関する事項は各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもって決定する。【解答】○、【692 条】

第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。H27○

【出題：H27】損益の分配は毎航海終了後に、船舶共有者の持分の価格に応じて行う。【解答】○、【693 条】

(船舶管理人)

第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。

- 一 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったものに限る。）をすること。
- 二 船舶の**大修繕** R05 記をすること。
- 2 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日（当該決定に加わらなかった場合にあっては、当該決定の通知を受けた日の翌日）から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

【出題：R05】船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。

- 一 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったものに限る。）をすること。

二 船舶の□をすること。

【解答】大修繕、【694条1項】

(船舶管理人)

第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。

- 2 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の**全員** R01×,H30×の同意がなければならない。R05○
- 3 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その**登記** R03×をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。
- 4 第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

【出題：R05】船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。【解答】○、【697条2項】

【出題：R03】船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならず、船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その**通知**をしなければならない。【解答】×、【697条1項】

【出題：R01】船舶共有者でない者を船舶管理人とするときには、船舶共有者の**過半数**の同意を得なければならない。【解答】×、【697条2項】

【出題：H30】船舶共有者は船舶管理人を選任することが必要であるが、当該船舶の船舶共有者以外の者を船舶管理人にするためには、船舶共有者の**二分の一以上**の同意が必要である。【解答】×、【697条2項】

(船舶管理人の代理権)

第六百九十八条 船舶管理人は、**次に掲げる行為を除き** H29×、船舶共有者に代わって船舶の**利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為**をする権限を有する。

- 一 船舶を賃貸し、又はこれについて抵当権を設定すること。
- 二 船舶を保険に付すること。
- 三 新たな航海（船舶共有者の間で予定されていなかったものに限る。）をすること。
- 四 **船舶の大修繕をすること。**
- 五 借財をすること。

2 船舶管理人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【出題：H29】船舶管理人の権限の範囲は、船舶の利用に関するいっさいの裁判上又は裁判外の行為に及び、その範囲には**船舶の大修繕も含まれる**。【解答】×、【698条】

(船舶管理人の義務)

第六百九十九条 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する**一切の事項** H26×を記載しなければならない。

- 2 船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、**各船舶共有者の承認を求めなければならない**。R05×

【出題：R05】船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならず、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行わなければならないが、**各船舶共有者の承認は必要ない**。【解答】×、【699条】

【出題：H26】船舶管理人は、帳簿を備え、これに船舶の利用に関する事項を記載しなければならないこととなっているが、記載しなければならない事項は、重要な事項であり、**全ての事項ではない**。【解答】×、【699条】

### 3.1.3 第三節 船舶賃貸借（第701条～第703条）

(船舶賃貸借の対抗力)

第七百一条 船舶の賃貸借は、これを**登記** H28記したときは、その後その船舶について**物権** R04記を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

【出題：R04】船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後その船舶について□を取得した者に対しても、その効力を生ずる。【解答】物権、【701条】

【出題：H28】船舶ノ賃貸借ハ之ヲ  イ シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効カラ生ス  
【解答】登記、【旧 701 条】

### 3.1.4 第四節 定期傭よう船（第 704 条～第 707 条）

（定期傭船者による指示）

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、**発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない** R02×。 H28○

【出題：R02】定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項及び**発航前の検査その他の航海の安全**に関する事項を指示することができる。【解答】×、【705 条】

【出題：H28】船舶所有者は、発航の当時、当該船舶が安全に航海できることを担保しておかなければならない。【解答】○、【705 条】

（費用の負担）

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常費用は、**定期傭船者** R04 記の負担とする。

【出題：R04】船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常費用は、 の負担とする。【解答】定期傭船者、【706 条】

### 3.2 第二章 船長（第 708 条～第 736 条）

（船長の代理権）

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を**有する** H28×。  
一 船舶について抵当権を設定すること。  
二 借財をすること。  
2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

【出題：H28】船長は、船籍港外においては、航海のために必要であっても、裁判外の行為を行う権限は**有していない**。【解答】×、【708 条】

（船長による職務代行者の選任）

第七百九条 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わって船長の職務を行うべき者を選任することができる。この場合において、船長は、船舶所有者に対してその選任についての責任を負う。 H30○

【出題：H30】船長は疾病などやむを得ない事情により自ら船舶の指揮をなすことができない場合、法令に別段の定めがある場合を除き、代船長を選任することができるが、この場合、船長は代船長の選任についてのみ船舶所有者に対して責任を負う。【解答】○、【709 条】

（属具目録の備置き）

第七百十条 船長は、**属具目録** R01 記を船内に備え置かなければならない。

【出題：R05, R01】船長は、 を船内に備え置かなければならない。【解答】属具目録、【710 条】

（船長による積荷の処分）

第七百十一条 船長は、航海中に積荷の**利害関係人** H26 記の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない。 R02○  
2 積荷の利害関係人は、前項の処分によりその積荷について債務を負担したときは、当該債務に係る債権者にその積荷について有する権利を移転して、その責任を免れることができる。

ただし、利害関係人に過失があったときは、この限りでない。

【出題：R02】船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない。【解答】○、【711条1項】

【出題：H26】船長ハ航海中最モ  ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ処分ヲ為スコトヲ要ス【解答】利害関係者、【旧711条1項】

(船長の責任)

第七百十三条 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた**損害を賠償** H30 記する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 R03○, H29○

【出題：R03】船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。【解答】○、【713条】

【出題：H30】船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ船舶所有者、傭船者、荷送人其他ノ利害関係人ニ対シテ  ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス【解答】損害賠償、【旧713条】

【出題：H29】海員がその職務を行うにあたり他人に損害を加えた場合、船長は監督を怠らなかつたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。【解答】○、【713条】

(船長の報告義務)

第七百十四条 船長は、遅滞なく、航海に関する**重要な事項** H27× を**船舶所有者** R05 記に報告しなければならない。

【出題：R05】船長は、遅滞なく、航海に関する重要な事項を  に報告しなければならない。【解答】船舶所有者、【714条】

【出題：H27】船長は、船舶所有者に遅滞なく航海に関する**一切の事項を報告** しなければならない。また、船長は、毎航海終了後に遅滞なくその航海に関する計算をし、船舶所有者の承認を求め、船舶所有者の請求のあるときは何時においても計算の報告をしなければならない。【解答】×、【714条】

(船長の解任)

第七百十五条 船舶所有者は、いつでも、船長を解任することができる。 H27○

- 2 前項の規定により解任された船長は、その解任について正当な理由がある場合を除き、船舶所有者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 船長が船舶共有者である場合において、その意に反して解任されたときは、船長は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取することを請求することができる。
- 4 船長は、前項の規定による請求をしようとするときは、遅滞なく、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

【出題：H27】船舶所有者は何時でも船長を解任することができる。【解答】○、【715条第1項】

### 3.3 第三章 海上物品運送に関する特則

#### 3.3.1 第一節 個品運送（第737条～第747条）

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第七百三十九条 運送人は、**発航** H29 記の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、**損害賠償** R02 記の責任を負う。 H30○ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
- 二 船員の乗組み、船舶の艀装及び需品の補給を適切に行うこと。
- 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

2 前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

【出題：R02】 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、  
□の責任を負う。

- 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
- 二 船員の乗組み、船舶の艙装及び需品の補給を適切に行うこと。
- 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。【解答】  
損害賠償、【739 条第 1 項】

【出題：H29】 船舶所有者ハ傭船者又ハ荷送人ニ対シ□ノ当時船舶力安全ニ航海ヲ為スニ堪フルコトヲ担保ス【解答】  
発航、【739 条】

【出題：H30】 物品運送において運送人は堪航能力を有する船舶により運送給付を履行する義務を負うとされており、船舶の堪航能力の欠如により損害が生じた場合には損害賠償責任が生じる。【解答】○、【739 条 1 項 1 号】

(違法な船積品の陸揚げ等)

第七百四十条 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品については、運送人は、いつでも、これを陸揚げ R03 記することができ、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

- 2 運送人は、前項に規定する運送品を運送したときは、船積みがされた地及び時における同種の運送品に係る運送賃の最高額 H26 記を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、運送人その他の利害関係人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

【出題：R03】 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品については、運送人は、いつでも、これを□することができ、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

【解答】陸揚げ、【740 条】

【出題：H26】 法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船舶又ハ積荷ニ危害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ放棄スルコトヲ得但船長力之ヲ運送スルトキハ其船積ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ□エヲ請求スルコトヲ得【解答】最高ノ運送賃、【旧 740 条】

(運送品の競売)

第七百四十二条 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、運送賃等の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその占有 R04 記を取得したときは、この限りでない。

【出題：R04】 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、運送賃等の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその□を取得したときは、この限りでない。【解答】占有、【742 条】

(荷送人による発航前の解除)

第七百四十三条 発航前においては、荷送人は、運送賃の全額を支払って個品運送契約の解除をすることができる。ただし、個品運送契約の解除によって運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。R04×

- 2 前項の規定は、運送品の全部又は一部の船積みがされた場合には、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得たときに限り、適用する。この場合において、荷送人は、運送品の船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

【出題：R04】 発航前においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによって生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保を供しなければ、個品運送契約の解除をすることができない。【解答】×、【743 条】

【出題：H27】 発航前ニ於テハ傭船者ハ運送賃ノ□アヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得【解答】V (半額)、【旧 743 条】

(荷送人による発航後の解除)

第七百四十五条 発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び傭船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによって生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保

を供しなければ、R01×個品運送契約の解除をすることができない。

【出題：R01】荷送人は、発航後、いかなる場合においても、個品運送契約の解除をすることができない。【解答】×、【745条】

### 3.3.2 第二節 航海傭船（第748条～第756条）

（運送品の船積み）

第七百四十八条 航海傭船契約（船舶の全部又は一部を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。）に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、傭船者に対してその旨の通知を発しなければならない。H29○

2 船積期間の定めがある航海傭船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があった時から起算する。この場合において、不可抗力によって船積みをする事ができない期間は、船積期間に算入しない。

3 傭船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。R04○

【出題：H29】傭船契約において、運送品を船積みするに必要な準備が整ったときは、船舶所有者は遅滞なく、その旨を傭船者に通知する義務を負う。【解答】○、【748条1項】

【出題：R04】傭船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。【解答】○、【748条3項】

### 3.3.3 第三節 船荷証券等（第757条～第769条）

（船荷証券の交付義務）

第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券 H28記、H27記（以下この節において「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下この節において「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

【出題：H28】船長ハ傭船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後遅滞ナク一通又ハ数通ノ ウ ヲ交付スルコトヲ要ス【解答】船荷証券、【757条第1項】

【出題：H27】傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ オ ノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス【解答】S（船荷証券）、【757条第1項】

（船荷証券の不実記載）

第七百六十条 運送人は、船荷証券 R01記の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。

【出題：R05、R01】運送人は、の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。【解答】船荷証券、【760条】

（複合運送証券）

第七百六十九条 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した複合運送証券 R02記の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があった旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く。）」とあるのは、「除く。）並び

に発送地及び到達地」と読み替えるものとする。

【出題：R02】 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した□□□の一通又は数通を交付しなければならない。【解答】複合運送証券、【769条】

### 3.3.4 第四節 海上運送状（第770条—第787条）

#### 第四節 海上運送状

第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した海上運送状 R03記を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。

2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七百五十八条第一項各号（第十一号を除く。）に掲げる事項（運送品の受取があった旨を記載した海上運送状にあっては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）

二 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

第七百七十一条から第七百八十七条まで 削除

【出題：R03】 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した□□□を交付しなければならない。【解答】海上運送状、【770条1項】

### 3.4 第四章 船舶の衝突（第788条—第791条）

（船舶所有者間の責任の分担）

第七百八十八条 船舶と他の船舶との衝突（次条において「船舶の衝突」という。）に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償 R03記の責任及びその額を定める。R02○この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

【出題：R03】 船舶と他の船舶との衝突に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による□□□の責任及びその額を定める。【解答】損害賠償、【788条】

【出題：R02】 船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。【解答】○、【788条】

（船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百八十九条 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権（財産権が侵害されたことによるものに限る。）は、不法行為の時から二年間 R01×行使しないときは、時効によって消滅する。

【出題：R01】 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権（財産権が侵害されたことによるものに限る。）は、不法行為の時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。【解答】×、【789条】

### 3.5 第五章 海難救助（第792条—第807条）

（救助料の支払の請求等）

第七百九十二条 船舶又は積荷その他の船舶内にある物（以下この編において「積荷等」という。）の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者（以下この章において「救助者」という。）は、契約に基づかないで救助したときであっても、その結果に対して**救助料** H29 記の支払を請求することができる。

2 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わってその救助に係る契約を締結する権限を有する。

【出題：H29】船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭遇セル場合ニ於テ義務ナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ対シテ相当ノ  ヲ請求スルコトヲ得【解答】救助料、【792条】

（救助料の額）

第七百九十三条 救助料につき特約がない場合において、**その額につき争いがあるときは、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用**（海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを含む。）**その他一切の事情を考慮して、これを定める。** H26×

（救助料の増減の請求）

第七百九十四条 海難に際し契約で救助料を定めた場合において、その額が著しく不相当であるときは、**当事者** H27 記は、その増減を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

【出題：H26】船舶又は積荷が海難に遭遇した場合において、義務のない者が救助した場合、その結果に対し救助料を請求することができるが、救助料は、特約の有無に関わらず、**実際に救助に要した額を超えて請求することはできない。**【解答】×、【793条】

【出題：H27】海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其額カ著シク不相当ナルトキハ  エ  ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス【解答】E（当事者）、【794条】

第七百九十七条 救助に従事した船舶に係る救助料については、その**三分の二を船舶所有者**に支払い、その**三分の一を船員** R01 記に支払わなければならない。

2 前項の規定に反する特約で船員に不利なものは、無効とする。

3 前二項の規定にかかわらず、救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が**救助することを業とする者**であるときは、前各項の規定にかかわらず、救助料の**全額** R02×をその救助者に支払わなければならない。

【出題：R01】救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支払い、その三分の一を  に支払わなければならない。【解答】船員、【797条】

【出題：R02】救助に従事した船舶に係る救助料については、**救助者が救助することを業とする者であるときは、その三分の二をその救助者に支払い、その三分の一を船舶所有者に支払わなければならない。**【解答】×、【797条1項】

（救助料を請求することができない場合）

第八百一条 次に掲げる場合には、救助者は、**救助料を請求することができない** R03×, H28×。

一 **故意に海難を発生させたとき** H28×。

二 **正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき** R03×。

【出題：R03】船舶又は積荷その他の船舶内にある物の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者は、**正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき**であっても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。【解答】×、【792条1項、801条】

【出題：H28】過失により海難を惹起させた場合であっても、救助者は救助料を請求することができる。【解答】×、【801

条】

(救助料に係る債権等の消滅時効)

第八百六条 救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。

### 3.6 第六章 共同海損 (第 808 条—第 814 条)

(共同海損の成立)

第八百八条 船舶及び積荷等 H30 記に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等 H30 記について処分がされたときは、当該処分 (以下この章において「共同危険回避処分」という。) によって生じた損害及び費用は、共同海損 R05 記, R02 記, H29 記, H26 記とする。 H30○

2 前項の規定は、同項の危険が過失によって生じた場合における利害関係人から当該過失のある者に対する求償権の行使を妨げない。

【出題：R05, R02, H29, H26】船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分によって生じた損害及び費用は、とする。【解答】共同海損、【808 条】

【出題：H30】船長カ船舶及ヒヲシテ共同ノ危険ヲ免レシムル為メ船舶又ハニ付キ為シタル処分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス【解答】積荷、【808 条】

【出題：H30】船舶がやむを得ず発航港、航海途中において碇泊する費用については共同海損に関する規定が適用される。【解答】○、【808 条 1 項】

(共同海損の分担に基づく債権の消滅時効)

第八百十二条 共同海損の分担に基づく債権は、その計算が終了した時 H27× から一年 H28 記間行使しないときは、時効によって消滅する。

【出題：H28】共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債権ハエヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス【解答】一年、【812 条】

【出題：H27】共同海損又は船舶の衝突により生じた債権は 1 年を経過した場合は時効により消滅する。この期間は、船舶の衝突についてはその計算終了の時より起算する。【解答】×、【812 条】

### 3.7 第七章 海上保険 (第 815 条～第 841 条)

(定義等)

第八百十五条 この章において「海上保険契約 H28 記」とは、損害保険契約のうち、保険者 (営業として保険の引受けを行うものに限る。以下この章において同じ。) が航海 H30 記に関する事故によって生ずることのある損害を填補することを約するものをいう。

2 海上保険契約については、この章に別段の定めがある場合を除き、保険法 (平成二十年法律第五十六号) 第二章第一節から第四節まで及び第六節並びに第五章の規定 H26× を適用する。

【出題：H30】保険者ハ本章又ハ保険契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保険期間中保険ノ目的ニ付キニ関スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス【解答】航海、【旧 815 条 1 項】

【出題：H28】オハ航海ニ関スル事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ填補ヲ以テ其目的トス【解答】海上保険契約、【旧 815 条 1 項】

【出題：H26】海上保険契約は、航海に関する事故により生じる損害の補填を目的とするものであるが、商法に別段の定めがある場合を除き、保険業法の規定が適用されることとなっている。【解答】×、【旧 815 条 2 項】

(保険者の填補責任)

第八百十六条 保険者は、この章又は海上保険契約に別段の定めがある場合を除き、保険の目的について、保険期間内に発生した H30× 航海に関する事故によって生じた一切の損害を填補する責任を負う。

【出題：H30】一航海について船舶に保険をかけた場合、保険者の責任は当該船舶が陸地を離れたときより始まる。【解答】×、【816 条】

(船舶保険の保険価額)

第八百十八条 船舶を保険の目的物とする海上保険契約（以下この章において「船舶保険契約」という。）については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。R01○

(貨物保険の保険価額)

第八百十九条 貨物を保険の目的物とする海上保険契約（以下この章において「貨物保険契約」という。）については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、**運送賃** R03×並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。R01○

【出題：R03】船舶を保険の目的物とする海上保険契約については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とし、貨物を保険の目的物とする海上保険契約については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額及び保険に関する費用の合計額を保険価額とする。【解答】×、【818 及び 819 条】

【出題：R01】海上保険契約における保険価額は、船舶を保険の目的物とする場合は、保険期間の始期における当該船舶の価額とし、貨物を保険の目的物とする場合は、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額に**運送賃**及び保険に関する費用を加えたものとする。【解答】○、【818 及び 819 条】

(告知義務)

第八百二十条 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項について、**事実の告知** R02記をしなければならない。

【出題：R02】保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項について、をしなければならない。【解答】事実の告示、【820 条】

(航海の変更)

第八百二十二条 保険期間の**始期の到来前**に航海の変更をしたときは、海上保険契約は、その効力を失う。

2 保険期間内に航海の変更をしたときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によって生じた損害を填補する責任を負わない。**ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。** H30×

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合においては、海上保険契約で定める航路を離れないときであっても、航海の変更をしたものとみなす。

【出題：H30】海上保険契約における保険者の責任が始まった**後**に当該船舶が航海を変更した場合には、当該変更後に発生した事故について保険者は**いかなる場合にあっても責任を負わない**。【解答】×、【822 条】

### 3.8 第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権（第 842 条～第 850 条）

(船舶先取特権)

第八百四十二条 次に掲げる債権を有する者は、**船舶及びその属具** H28×について先取特権を有する。R01○

- 一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権
- 二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権
- 三 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）若しくは国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権
- 四 航海を継続するために必要な費用に係る債権
- 五 雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権

【出題：R01】船舶先取特権は、船舶及びその属具に及ぶ。【解答】○、【842 条 1 項】

【出題：H28】船舶先取特権は船舶についてのみ認められる。【解答】×、【旧 842 条】

(船舶先取特権の順位)

第四百四十三条 前条各号に掲げる債権に係る先取特権（以下この章において「船舶先取特権」という。）が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順序に従うR02×。ただし、同条第二号に掲げる債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その発生の際において既に生じている他の船舶先取特権に優先する。

- 2 同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、前条第二号から第四号までに掲げる債権にあっては、同一順位の船舶先取特権が同時に生じたものでないときは、後に生じた船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先する。

【出題：R02】同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、等しい割合で弁済を受ける。【解答】×、【843条2項】

(船舶先取特権と他の先取特権との競合)

第四百四十四条 船舶先取特権と他の先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、他の先取特権に優先する。H30○、H27○

【出題：H30、H27】船舶債権者の先取特権と他の先取特権が競合する場合には、船舶債権者の先取特権が優先される。【解答】○、【844条】

(船舶先取特権の消滅)

第四百四十六条 船舶先取特権R03記は、その発生後一年H30記を経過したときは、消滅する。

【出題：R03】船舶先取特権は、その発生後[ ]を経過したときは、消滅する。【解答】一年（算用数字可）、【846条】

【出題：H30】船舶債権者ノ[ ]ハ其発生後一年ヲ経過シタルトキハ消滅ス【解答】先取特権、【旧846条】

(船舶抵当権)

第四百四十七条 登記した船舶は、抵当権の目的とすることができる。

- 2 船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。R05記
- 3 船舶の抵当権には、不動産R01記の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を実行して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないとき」と読み替えるものとする。

【出題：R05】船舶の抵当権は、その属具には及ばない。【解答】×、【847条2項】

【出題：R01】船舶の抵当権には、[ ]の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を実行して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないとき」と読み替えるものとする。【解答】不動産、【847条3項】

(船舶抵当権と船舶先取特権等との競合)

第四百四十八条 船舶の抵当権H29記と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の抵当権にR03×優先する。

- 2 船舶の抵当権と先取特権（船舶先取特権を除く。）とが競合する場合には、船舶の抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

【出題：R03】船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶の抵当権は、船舶先取特権に優先する。【解答】×、【848条】

【出題：H29】船舶ノ先取特権ハ[ ]ニ先テ之ヲ行フコトヲ得【解答】抵当権、【旧848条】

### 3.9 法改正により変更・削除された問題

#### 3.9.1 船荷証券の交付義務

商法第 767 条及び第 768 条の規律を次のように改める

ア 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券（以下「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。

イ 受取船荷証券が交付されたときは、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

ウ ア及びイの規定は、運送品について既に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(注) (1)から(6)までの改正に伴い、国際海上物品運送法第 6 条から第 10 条までを削除し、同法第 1 条の物品運送に係る船荷証券についても商法中の船荷証券に関する規定を適用するものとする。

旧第七百六十八条

船舶所有者ハ船長以外ノ者ニ船長ニ代ハリテ船荷証券ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得

【出題：H30】船舶所有者は、船長以外の者に船長に代わり船荷証券を交付することは**出来ない**。【解答】×、【旧 768 条】

【出題：H26】船舶所有者は、船長以外の者に船長に代わり船荷証券を交付することを**委任できる**。【解答】○、【旧 768 条】

#### 3.9.2 海上旅客運送 商法第 777 条から第 787 条までを削除

【出題：H26】全ての乗船切符は他人に譲渡することができない。【解答】×、【旧 777 条】

【出題：H27】船舶所有者は、旅客が契約により船内に持ち込むことができる手荷物については、特約の有無に関わらず、別途運送賃を請求することはできない。【解答】×、【旧 779 条】

【出題：H29】旅客は、発航前に運送賃の全額を支払わなければ契約を解除することができない。【解答】×、【旧 780 条】

【出題：H30】旅客運送において、発航前において、旅客の死亡・病気等によりやむを得ず航海することができなくなった場合には、船舶所有者は運送賃の**2分の1**を請求することができる。【解答】×、【旧 782 条】

#### 3.9.3 委付 保険委付に関する規律（商法第 833 条から第 841 条まで）を削除

【出題：H27】船舶ノ存否カ  間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス【解答】A（6か月）、【旧 834 条】

【出題：H27】保険者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保険者ハ委付ノ原因ヲ証明シタル後ニ非サレハ  ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス【解答】Y（保険金額）、【旧 841 条】

### 3.10 選択肢

【出題：H27】

- |          |          |          |            |         |         |         |
|----------|----------|----------|------------|---------|---------|---------|
| A. 六个月   | B. 一部    | C. 全額    | D. 海上保険契約書 | E. 当事者  | F. 保険金  |         |
| G. 保険価格  | H. 船舶所有者 | I. 船長    | J. 三ヶ月     | K. 救助者  | L. 保険料  |         |
| M. 運送契約書 | N. 一年    | O. 一个月   | P. 三分ノ一    | Q. 三分ノ二 | R. 分配金  |         |
| S. 船荷証券  | T. 三年    | U. 船舶登記簿 | V. 半額      | W. 海員   | X. 船積証券 | Y. 保険金額 |

\*\*\*\*\* メモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

#### 4. 国土交通省設置法

出題形式は、① 選択肢から該当する法令を選ぶ問題、② 担当課・部署等を選んで穴埋めをする問題、③ 示された都道府県を統括する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び設置場所（都道府県）を解答する問題、④ ①～③の問題についての○×問題の4パターン。

このため、ポイントは、① 各法律等の目的を理解する、② 各課・部署の担当内容を理解する、③ 地方運輸局の場所を覚える、の3点の勉強を行うとよい。

##### 4.1 関係法令の定義

###### 国土交通省設置法

第一条 この法律は、**国土交通省の設置**並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

###### 国土交通省組織令

内閣は、国家行政組織法、国土交通省設置法及び海上保安庁法の規定に基づき、この政令を制定する。

###### 国土交通省組織規則

国土交通省設置法の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令を実施するため、国土交通省組織規則を次のように定める。

###### 地方整備局組織規則

国土交通省設置法第三十二条第二項及び国土交通省組織令第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則を次のように定める。

###### 地方運輸局組織規則

国土交通省設置法第三十六条第三項並びに第三十七条第三項及び第五項並びに国土交通省組織令第二百十三条第六項及び第二百十六条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方運輸局組織規則の**全部を改正する省令**を次のように定める。

##### 4.2 国土交通省設置法

###### 第四節 地方支分部局 (設置)

第三十条 本省に、次の地方支分部局を置く。  
地方整備局

北海道開発局

**地方運輸局** R05 選, R04 選, R03 選, H28 選

地方航空局

航空交通管制部

【出題：R05 類, R04, R03, H28】国土交通省に地方運輸局を設置することを規定する法令【解答】国土交通省設置法、【30条】

###### (地方運輸局)

第三十五条 **地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、**第四条第一項第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に**掲げる事務を分掌する** R02 選, R01 選, H26 選。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

【出題：R02, R01, H26】 地方運輸局の所掌事務を規定する法令【解答】 国土交通省設置法、【35 条】

(運輸監理部)	
第三十六条 地方運輸局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸監理部を置く。	
2 運輸監理部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	
3 運輸監理部の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	
(運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所)	
第三十七条 国土交通大臣は、地方運輸局又は運輸監理部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、運輸支局を置くことができる。	
2 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	
3 運輸支局の所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	
4 国土交通大臣は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を置くことができる。	
5 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。	

4.3 国土交通省組織令

<p>第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官二人及び国際統括官一人を置く。</p> <p>総合政策局 国土政策局 不動産・建設経済局 都市局 水管理・国土保全局 道路局 住宅局</p>	<p>鉄道局 自動車局 海事局 H29<sup>運</sup> 港湾局 航空局 北海道局</p> <p>2 大臣官房に官庁営繕部を、水管理・国土保全局に水資源部、下水道部及び砂防部を、航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置く。</p>
--	--

【出題：H29】 国土交通省海事局に置く課を規定する法令【解答】 国土交通省組織令、【第 2 条第 1 項】

(海事局の所掌事務)	
第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。H30×	
一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。	
二 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。	
三 海事代理士に関すること。	
四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。	
五 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。	
六 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。	
七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること。	
八 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。	
九 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。	
十 モーターボート競走に関すること。	
十一 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。	

- 十二 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事。
- 十三 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事。
- 十四 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事。
- 十五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関する事。

【出題：H30】国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令は国土交通省設置法である。【解答】×、【国土交通省組織令 第13条】

<p>第十一目 海事局 (海事局に置く課) 第百四十条 海事局に、次の九課を置く。 総務課 安全政策課 海洋・環境政策課</p>	<p>船員政策課 R04 選 R03 選 外航課 内航課 船舶産業課 検査測度課 H28 選 海技課</p>
--	--

【出題：R04, R03】国土交通省海事局に船員政策課を設置することを規定する法令【解答】国土交通省組織令、【第140条】

【出題：H28】国土交通省海事局に検査測度課を設置することを規定する法令【解答】国土交通省組織令、【第140条】

- (総務課の所掌事務)
- 第百四十一条 総務課 R02 記は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
  - 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する事(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く)。
  - 三 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関する事。
  - 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関する事。
  - 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関する事。
  - 六 海事代理士に関する事。 R05×, R01 選, H26 選類
  - 七 海事思想の普及及び宣伝に関する事。 H30 選, H28 選
  - 八 モーターボート競走に関する事。
  - 九 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事。
  - 十 交通政策審議会海事分科会の庶務に関する事。
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

【出題：R05】国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、海技課である。【解答】×、【国土交通省組織令 第141条6号】

【出題：R02, R01, H26】国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令【解答】国土交通省組織令、【141～154条】

【出題：R02】国土交通省海事局において、水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】ア(総務課)、【国土交通省組織令 第141条3号】

【出題：R01, H26 類】国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】ア(総務課)、【国土交通省組織令 第141条6号】

【出題：H30, H28】国土交通省海事局において、海事思想の普及及び宣伝に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】ア（総務課）、【国土交通省組織令 第141条7号】

（安全政策課の所掌事務）

第一百四十二条 **安全政策課** R04 選, R03 選, R02 選, R01 選, H29 選, H27 選, H26 選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌に係る危機管理に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関すること。
- 四 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 五 船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
- 六 **船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。** R04 選, R03 選, H29 選
- 七 **船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する制度に関する企画及び立案に関すること。** H27 選
- 八 **船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関すること。** R02 選, R01 選, H26 選
- 九 船員労務官の行う事務の監察に関すること。
- 十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

【出題：R05】国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、安全政策課である。【解答】〇、【国土交通省組織令 第142条8号】

【出題：R02, R01, H26】国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】オ（安全政策課）、【国土交通省組織令 第142条8号】

【出題：R04, R03, H29】国土交通省海事局において、船舶の安全に関する検査制度の企画及び立案に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】イ（安全政策課）、【国土交通省組織令 第142条1号】

【出題：H27】国土交通省海事局において、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務を所掌している課は及びである。【解答】ア：B（K）（安全政策課）、イ：K（B）（検査測定課）、【国土交通省組織令 第142条7号・第150条1号】

（海洋・環境政策課の所掌事務）

第一百四十三条 **海洋・環境政策課** H29 選, H27 選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 四 水上運送（水上運送事業によるものを含む。次号及び第五十条第二号において同じ。）に係るエネルギーの使用の合理化に関する**船舶の施設に関する基準の設定**に関すること。
- 五 **水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関すること。** H29 選, H27 選
- 六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、

二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

七 船舶に関する資源の有効な利用の確保に関すること。

八 船舶に関する原子力の利用に関すること。

九 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

【出題：H29】水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】ウ（海洋・環境政策課）、【国土交通省組織令 第143条5号】

【出題：H27】国土交通省海事局海洋・環境政策課の所掌事務を規定する法令【解答】国土交通省組織令、【143条第1項】

【出題：H27】国土交通省海事局において、水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関する船舶の施設に関する検査制度の企画及び立案に関する事務を所掌しているのは、検査測度課である。【解答】×、【国土交通省組織令 第143条5号】

（船員政策課の所掌事務）

第一百四十四条 **船員政策課** H30選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船員に係る事務に関する基本的な政策についての企画及び立案に関すること。
- 二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 船員災害防止協会の行う業務に関すること。
- 四 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関すること（海技課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 **船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関すること。** H30選

【出題：H30】国土交通省海事局において、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】エ（船員政策課）、【国土交通省組織令 第144条6号】

（外航課の所掌事務）

第一百四十五条 **外航課**は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 船舶貸渡業（内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く。）、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関すること（総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 四 海運に関する国際協定に関すること。

（内航課の所掌事務）

第一百四十六条 **内航課**は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 航路補助金に関すること。
- 三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の施行に関すること（道路局及び船員政策課の所掌に属するものを除く。）。

(船舶産業課の所掌事務)

第四百七十七条 船舶産業課 H28 選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の産業標準に関すること。 H28 選
- 四 造船に係る国際協力に関すること。

第四百四十八条及び第四百四十九条 削除

【出題：H28】国土交通省海事局において、船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船に関する施設、船舶の用に供する鋳工業品その他船舶に係る鋳工業品、鋳工業の技術及び構築物の産業標準に関する事務を所掌しているのは、である。【解答】キ（船舶産業課）、【国土交通省組織令 第 147 条 3 号】

(検査測度課の所掌事務)

第五百十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること（安全政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 水上運送に係るエネルギーの使用の合理化に関すること（船舶の施設に関するものに関し、海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること（海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 小型船舶検査機構の行う業務に関すること。
- 五 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第五百一十一条から第五百十三条まで 削除

(海技課の所掌事務)

第五百四十四条 海技課 R04 選,R03 選,H29 選旧は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員の資格に係るものに関すること。 R04 選,R03 選,H29 選旧

【出題：R04, R03, H29 (旧法)】国土交通省海事局において、船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち、船舶の乗組員の資格に係る事務を所掌しているのは、である。【解答】キ（海技課）、【国土交通省組織令 第 154 条 2 号】

(地方運輸局の名称、位置及び管轄区域)

第二百十二条 地方運輸局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道運輸局	北海道	北海道
東北運輸局	宮城県	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東運輸局	神奈川県 R01×,H27×	茨城県 R02× 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
北陸信越運輸局	新潟県	新潟県 富山県 石川県 R05 選 長野県

中部 R05選運輸局 R02×	愛知県 R02×	福井県 R04×,R03× 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿運輸局	大阪府	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 H27○ 奈良県 和歌山県
中国運輸局	広島県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国運輸局	香川県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州運輸局	福岡県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

- 2 法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十八号、第十九号（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで及び第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同項第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は九州運輸局の管轄区域とする。
- 3 国土交通大臣は、前二項に規定する地方運輸局の管轄区域の境界付近の区域に関し、特に必要があると認めるときは、国土交通省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

（地方運輸局の内部組織）

第二百十三条 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局に、それぞれ次長一人を置く。

- 2 次長は、地方運輸局長を助け、地方運輸局の事務を整理する。
- 3 地方運輸局に、次の八部を置く。

総務部

交通政策部

観光部

鉄道部

自動車交通部

自動車技術安全部

海事振興部

海上安全環境部

- 4 前項の規定にかかわらず、北陸信越運輸局にあつては海事振興部及び海上安全環境部に代え海事部を置く。
- 5 第三項の部のほか、関東運輸局及び近畿運輸局に自動車監査指導部を置く。
- 6 前各項に定めるもののほか、地方運輸局の内部組織は、国土交通省令で定める。

（運輸支局の名称、位置及び管轄区域）

（運輸監理部の名称、位置及び管轄区域）

第二百十五条 運輸監理部の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
神戸運輸監理部	神戸市	兵庫県 H27○

【出題：R05】三重県を管轄する地方運輸局も名称は、運輸局である。（選択肢）【解答】ア（中部）、【国土交通省組織令 第212条】

【出題：R05】北陸信越運輸局の管轄区域は、新潟県、富山県、及び長野県である。（選択肢）【解答】キ（石川県）、【国土交通省組織令 第212条】

【出題：H27】東北運輸局に海事振興部を置くことを規定する法令【解答】国土交通省組織令、【第212条第3項】

【出題：H27】東京都を管轄する地方運輸局は、埼玉県に位置する関東運輸局である。【解答】×、【国土交通省組織令 第212条】

【出題：H27】同じ都市でも、規定する所掌事務の内容によって、管轄する地方運輸局が異なる場合がある。【解答】○、

【国土交通省組織令 第 212 条 第 1 項、215 条】

- 【出題：R04, R03】福井県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は北陸信越運輸局であり、その位置は新潟県である。【解答】×、【国土交通省組織令第 212 条 第 1 項】
- 【出題：R02】茨城県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は関東運輸局であり、その設置場所は東京都である。【解答】×、【国土交通省組織令 第 212 条 第 1 項】
- 【出題：R02】中部運輸局の管轄区域は、静岡県、愛知県、岐阜県及び三重県である。【解答】×、【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：R01】千葉県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は関東運輸局であり、その位置は東京都である。【解答】×、【国土交通省組織令 第 212 条 第 1 項】
- 【出題：R01】北陸信越運輸局の管轄区域は、新潟県、富山県、石川県及び長野県である。【解答】○、【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H30】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：愛媛県【解答】キ（四国運輸局）、テ（香川県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H30】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：静岡県【解答】ウ（中部運輸局）、セ（愛知県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H30】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：石川県【解答】イ（北陸信越運輸局）、シ（新潟県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H29】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：山梨県【解答】ア（カント運輸局）、ク（神奈川県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H29】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：三重県【解答】ウ（中部運輸局）、シ（愛知県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H29】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：山口県【解答】カ（中国運輸局）、タ（広島県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H28】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：富山県【解答】ウ（北陸信越運輸局）、ク（新潟県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H28】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：福井県【解答】エ（中部運輸局）、シ（愛知県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H28】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（選択式）：香川県【解答】カ（四国運輸局）、ツ（香川県）【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H26】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（記述式）：茨城県【解答】関東運輸局、神奈川県【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H26】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（記述式）：石川県【解答】北陸信越運輸局、新潟県【国土交通省組織令 第 212 条】
- 【出題：H26】管轄する地方運輸局又は運輸監理部の名称及び位置を解答する問題（記述式）：三重県【解答】中部運輸局、愛知県【国土交通省組織令 第 212 条】

(運輸支局の名称、位置及び管轄区域)

第二百十六条 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。H26 選、H30 〇

2 国土交通大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の運輸支局の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、国土交通省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

【出題：H30】運輸支局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令は国土交通省組織令である。【解答】○、【第 206 条及び別表】

【出題：R05, H26】運輸支局の名称、位置及び管轄区域を規定する法令【解答】国土交通省組織令、【第 216 条及び別表】

#### 4.4 国土交通省組織規則

(安全技術調査官)

第九十四条の二 海事局に、安全技術調査官一人を置く H29 選。

- 2 安全技術調査官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての調査、調整及び指導に関する事務をつかさどる。

【出題：H29】国土交通省海事局に安全技術調査官を置くことを規定する法令【解答】国土交通省組織規則、【第94条の2第1項】

#### 4.5 地方運輸局組織規則

第一章に地方運輸局の各部の所掌事務に関すること、第二章に運輸監理部の各部の所掌事務に関すること、第三章に運輸支局に関すること、第四章に地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務について定められている。

##### 4.5.1 第一章 内部部局（地方運輸局）

###### （海事振興部の所掌事務）

第八条 海事振興部 R02選,R01選,H30選,H29選,H28選,H26選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（海上安全環境部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整 H26選に関すること。
- 四 海事代理士 R04○,R03○,R02選,R01選, H29選に関すること。
- 五 海事思想の普及及び宣伝 R04選,R03選に関すること。
- 六 造船に関する事業の発達、改善及び調整 H29選に関すること。
- 七 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整 H27選に関すること。
- 八 モーターボート競走 H30選に関すること。
- 九 船員の最低賃金及び福利厚生に関すること（労働条件の監査に関することを除く。）。
- 十 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること（監査に関することを除く。）。
- 十一 船員の教育及び養成に関すること。

###### （海事部の所掌事務）

第十条 海事部 R04○,R03○は、第八条各号及び前条各号に掲げる事務をつかさどる。

【出題：R02, R01, H28】地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。

【解答】シ（海事振興部）、【地方運輸局組織規則 第8条4号・第10条】

【出題：R04, R03】地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、海事振興部又は海事部である。

【解答】○、【地方運輸局組織規則 第8条4号・第10条】

【出題：R04, R03】地方運輸局において、海事思想の普及及び宣伝に関する事務を所掌しているのは、海事振興部又は

である。【解答】コ（海事部）、【地方運輸局組織規則 第8条5項・第10条】

【出題：H29】地方運輸局において、造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務を所掌しているのは、

又は海事部である。【解答】シ（海事振興部）、【地方運輸局組織規則 第8条6号・第10条】

【出題：H27】船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を所掌している国土交通省海事局の課はウ及び海洋・環境政策課であり、地方運輸局の部はエ又は海事部である。

【解答】ウ：H（船舶産業課）、エ：M（海事振興部）、【国土交通省組織令 第147条2号・地方運輸局組織規則 第8条7号及び第10条】

【出題：H30】地方運輸局において、モーターボート競走に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。

【解答】シ（海事振興部）、【地方運輸局組織規則 第8条8号・第10条】

【出題：R05】地方運輸局において、港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務を所掌しているのは、

海事振興部又は海事部である。【解答】○、【地方運輸局組織規則 第8条3号】

【出題：H26】地方運輸局において、港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事務を所掌しているのは、

エ部又は海事部である。【解答】海事振興、【地方運輸局組織規則 第8条3号】

(海上安全環境部の所掌事務)

第九条 海上安全環境部 R05×,R02選,R01選, H28選,H27選,H26選は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。)及び海上災害の防止に関すること。
- 二 旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く。)及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関すること。
- 三 船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する監査及び指導その他船舶運航事業に関する輸送の安全の確保に関する監督に関すること。
- 四 水上運送(水上運送事業によるものを含む。)に係るエネルギーの使用の合理化に関すること(船舶の施設に関するものに限る。)
- 五 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約 H26選に関すること。
- 六 船舶のトン数の測度及び登録 R02選,R01選, H28選に関すること。
- 七 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること(海事振興部の所掌に属するものを除く。)
- 九 船員の労務の需給調整に関する監査に関すること。
- 十 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先 H27選に関すること。
- 十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 十二 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

【出題：H26】地方運輸局において、タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する事務を所掌しているのは、部又は海事部である。【解答】海上安全環境、【地方運輸局組織規則 第9条5号・第10条】

【出題：R02, R01, H28】地方運輸局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。【解答】ス(海上安全環境部)、【地方運輸局組織規則 第9条6号・第10条】

【出題：R05】地方運輸局において、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務を所掌しているのは、海上運送部又は海事部である。【解答】×、【地方運輸局組織規則 第9条10号・第10条】

【出題：H27】地方運輸局において、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事務を所掌している部は又は海事部である。【解答】オ：N(海上安全環境部)、【地方運輸局組織規則 第9条10号・第10条】

(海事振興部に置く課等)

第六十二条 海事振興部に、次に掲げる課を置く。

旅客課(北海道運輸局、東北運輸局及び四国運輸局を除く。)

旅客・船舶産業課(北海道運輸局に限る。)

海事産業課(東北運輸局に限る。)

海運・港運課(四国運輸局に限る。)

貨物・港運課(北海道運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び中国運輸局に限る。)

貨物課(関東運輸局及び九州運輸局に限る。)

港運課(関東運輸局及び九州運輸局に限る。)

船舶産業課(北海道運輸局及び東北運輸局を除く。)

船員労政課

2 前項に掲げる課のほか、東北運輸局海事振興部に貨物調整官一人を、北海道運輸局及び東北運輸局の海事振興部に、それぞれ船舶産業振興官一人を置く。

(船舶産業課の所掌事務)

第六十九条 船舶産業課 H27〇は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 三 モーターボート競走に関すること H27〇。

【出題：H27】 地方運輸局（北海道、東北及び北陸信越の各運輸局を除く。）において、モーターボート競走に関する事務を所掌しているのは、海事振興部船舶産業課である。【解答】〇、【地方運輸局組織規則 第8条8号・第64条6号】

(海上安全環境部に置く課等)

第七十三条 海上安全環境部に、次に掲げる課を置く H29 選。

監理課（関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。）

船舶安全環境課 R04 選、R03 選

船員労働環境・海技資格課 H29 選（九州運輸局を除く。）

船員労働環境課（九州運輸局に限る。）

海技資格課（九州運輸局に限る。）

2 前項に掲げる課のほか、地方運輸局海上安全環境部に運航労務監理官、海事技術専門官、海技試験官及び外国船舶監督官（うち第八十二条第三項に規定する首席外国船舶監督官及び同条第五項に規定する次席外国船舶監督官以外は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

【出題：H29】 地方運輸局海上安全環境部に船員労働環境・海技資格課を設置することを規定する法令【解答】地方運輸局組織規則、【73条1項】

【出題：R04, R03】 近畿運輸局海上安全環境部には、監理課、船員労働環境・海技資格課、の3課が置かれている。【解答】ケ（船舶安全環境課）、【地方運輸局組織規則 第73条1項】※監理課があるのは、関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局だけ

【出題：H30】 関東運輸局の海上安全環境部には監理課、船員労働環境・海技資格課、の3課が置かれている。【解答】オ（船舶安全環境課）、【地方運輸局組織規則 第73条1項】

#### 4.5.2 第二章 運輸監理部

(所掌事務)

第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。

(二号～六の二号 掲載省略)

七 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

八 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

九 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関すること。

十 海事代理士に関すること。

十一 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

十二 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

十三 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。

十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十五 船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

<p>十六 モーターボート競走に関すること。</p> <p>十七 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。</p> <p>十八 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。</p> <p>十九 船員の教育及び養成、海技従事者の免許、船舶職員の資格及び定員並びに水先に関すること。</p> <p>二十 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。</p> <p>二十一 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。</p> <p>(二十二号～四十二号 掲載省略)</p> <p>四十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、近畿運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整に関する事務については、神戸運輸監理部の所掌事務としない。</p>
--

【出題：R05, H27】神戸運輸監理部の所掌事務を規定する法令【解答】地方運輸局組織規則、【85条】

<p>(部の設置)</p> <p>第八十六条 <b>神戸運輸監理部</b>に、次の四部を置く。</p> <p>総務企画部</p> <p>海事振興部</p> <p><b>海上安全環境部</b></p> <p>兵庫陸運部</p> <p>(海事振興部に置く課)</p> <p>第一百零二条 <b>海事振興部</b>に次の四課を置く。</p> <p>旅客課</p>	<p><b>貨物・港運課</b> H28 選</p> <p>船舶産業課</p> <p>船員労政課</p> <p>(海上安全環境部に置く課等)</p> <p>第一百七条 <b>海上安全環境部</b>に、次の二課を置く。</p> <p><b>船舶安全環境課</b> R04 選, R03 選</p> <p>船員労働環境・海技資格課</p> <p>2 (掲載省略)</p>
--	---

【出題：H28】神戸運輸監理部海事振興部に貨物・港運課を設置することを規定する法令【解答】地方運輸局組織規則、【102条】

【出題：R04, R03】神戸運輸監理部海上安全環境部に船舶安全環境課を設置することを規定する法令【解答】地方運輸局組織規則、【107条】

#### 4.5.3 第三章 運輸支局

<p>(所掌事務)</p> <p>第一百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(一号～二十七号 掲載省略)</p> <p>二十八 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>二十九 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。</p> <p>三十 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関すること。</p> <p>三十一 海事代理士に関すること。</p> <p>三十二 海事思想の普及及び宣伝に関すること。</p> <p>三十三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。</p> <p>三十四 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。</p> <p>三十五 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。</p>
---

- 三十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 三十七 モーターボート競走に関すること。
- 三十八 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 三十九 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 四十 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 四十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき地方運輸局に属させられた事務

#### 4.5.4 第四章 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所

(海事事務所)

第一百五十五条 海事事務所の名称及び位置は、別表第四のとおりとする。

- 2 別表第五の上欄に掲げる事務に関しては、同表の中欄に掲げる海事事務所が、それぞれ同表の下欄に掲げる区域を管轄するものとする。
- 3 **海事事務所は、地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。** R02 選,R01 選,H30×
  - 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。
  - 二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
  - 三 船舶運航事業者の行う貨物の運送に係る貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
  - 四 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
  - 五 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
  - 六 外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）に関すること。
  - 七 海事代理士に関すること。
  - 八 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
  - 九 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
  - 十 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
  - 十一 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
  - 十二 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
  - 十三 モーターボート競走に関すること。
  - 十四 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
  - 十五 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
  - 十六 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
  - 十七 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

【出題：R05】海事事務所は、全国に計  箇所ある。(選択肢)【解答】コ(19)、【地方運輸局組織規則 第150条1

項 別表第 4】

【出題：R04, R03】海事事務所のうち、宮城県に置かれるものは石巻海事事務所及び塩釜海事事務所の 2 カ所である。

【解答】×、【地方運輸局組織規則 第 150 条 1 項 別表第 4】

【出題：R02】海事事務所のうち、北海道に置かれるものは小樽海事事務所及び苫小牧海事事務所の 2 箇所である。【解

答】×、【地方運輸局組織規則 第 150 条 1 項 別表第 4】

【出題：R01】海事事務所のうち、広島県に置かれるものは呉海事事務所及び尾道海事事務所の 2 箇所である。【解答】

×、【地方運輸局組織規則 第 150 条 1 項 別表第 4】

【出題：R02, R01】海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令【解答】地方運輸局組織規則、【第 150 条第 3 項】

【出題：H30】海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令は地方運輸局組織令である。【解答】×、【地方運輸局組織規則第 150 条第 3 項】

#### 4.6 地方運輸局・運輸監理部の名称及び位置

表 4.1 運輸局・監理部・支局・海事事務所の位置

管轄区域 (都道府県)	運輸局・監理部 国土交通省組織 令 212 条 215 条	支局 (国土交通省組織令第 216 条 別表)	海事事務所 (地方運輸局組織規則第 150 条)
北海道	北海道運輸局	札幌運輸支局 (札幌市) 函館運輸支局 (函館市) 旭川運輸支局 (旭川市) 室蘭運輸支局 (室蘭市) 釧路運輸支局 (釧路市) 帯広運輸支局 (帯広市) 北見運輸支局 (北見市)	苫小牧海事事務所 (苫小牧市) R02×
青森県	東北運輸局	青森運輸支局 (青森市)	八戸海事事務所 (八戸市)
岩手県		岩手運輸支局 (紫波郡矢巾町)	
宮城県		宮城運輸支局 (仙台市)	気仙沼海事事務所 (気仙沼市) R04×, R03×
秋田県		秋田運輸支局 (秋田市)	
山形県		山形運輸支局 (山形市)	
福島県		福島運輸支局 (福島市)	
茨城県 H26 選	関東運輸局 H29 選, H26 選	茨城運輸支局 (水戸市)	鹿島海事事務所 (神栖市)
栃木県		栃木運輸支局 (宇都宮市)	
群馬県		群馬運輸支局 (前橋市)	
埼玉県		埼玉運輸支局 (さいたま市)	
千葉県		千葉運輸支局 (千葉市)	
東京都		東京運輸支局 (東京都)	
神奈川県 H29 選, H26 選		神奈川運輸支局 (横浜市)	川崎海事事務所 (川崎)
山梨県 H29 選		山梨運輸支局 (笛吹市)	
新潟県 R01 選 , H30 選, H28 選 , H26 選		北陸信越運輸局 H30 選, H28 選, H26 選	新潟運輸支局 (新潟市)
富山県 R01 選, H28 選	富山運輸支局 (富山市)		
石川県 H26 選 R01 選, H30 選	石川運輸支局 (金沢市)		
長野県 R01 選	長野運輸支局 (長野市)		

福井県 H28 選	中部運輸局 H29 選, H28 選, H26 選	福井運輸支局 (福井市)	
岐阜県		岐阜運輸支局 (岐阜市)	
静岡県 H30 選		静岡運輸支局 (静岡市)	下田海事事務所 (下田市)
愛知県 H29 選, H28 選, H26 選		愛知運輸支局 (名古屋市)	
三重県 H29 選, H26 選		三重運輸支局 (津市)	鳥羽海事事務所 (鳥羽市)
滋賀県	近畿運輸局	滋賀運輸支局 (守山市)	
京都府		京都運輸支局 (京都市)	
大阪府		大阪運輸支局 (寝屋川市)	
兵庫県			姫路海事事務所 (姫路市)
奈良県		奈良運輸支局 (大和郡山市)	
和歌山県		和歌山運輸支局 (和歌山市)	勝浦海事事務所 (東牟婁郡那智勝浦町)
兵庫県	神戸運輸監理部		
鳥取県	中国運輸局 H29 選	鳥取運輸支局 (鳥取市)	
島根県		島根運輸支局 (松江市)	
岡山県		岡山運輸支局 (岡山市)	水島海事事務所 (倉敷市)
広島県 H29 選		広島運輸支局 (広島市)	呉海事事務所 (呉市) R01× 尾道海事事務所 (尾道市) R01× 因島海事事務所 (尾道市) R01×
山口県 H29 選		山口運輸支局 (山口市)	下関海事事務所 (下関市)
徳島県	四国運輸局 H30 選, H28 選	徳島運輸支局 (徳島市)	
香川県 H30 選, H28 選		香川運輸支局 (高松市)	
愛媛県		愛媛運輸支局 (松山市)	今治海事事務所 (今治市) 宇和島海事事務所 (宇和島市)
高知県		高知運輸支局 (高知市)	
福岡県	九州運輸局	福岡運輸支局 (福岡市)	若松海事事務所 (北九州市)
佐賀県		佐賀運輸支局 (佐賀市)	
長崎県		長崎運輸支局 (長崎市)	佐世保海事事務所 (佐世保市)
熊本県		熊本運輸支局 (熊本市)	
大分県		大分運輸支局 (大分市)	
宮崎県		宮崎運輸支局 (宮崎市)	
鹿児島県		鹿児島運輸支局 (鹿児島市)	

地方運輸局等の組織

海事振興部									
	旅客課	旅客・船舶産業化	海事産業課	海運・港運課	貨物・港運課	貨物課	港運課	船舶産業課	船舶労政課
北海道	×	◎	×	×	○	×	×	×	○
東北	×	×	◎	×	×	×	×	×	○
関東	○	×	×	×	×	○	○	○	○
中部	○	×	×	×	○	×	×	○	○
近畿	○	×	×	×	○	×	×	○	○
中国	○	×	×	×	○	×	×	○	○
四国	×	×	×	◎	×	×	×	○	○
九州	○	×	×	×	×	○	○	○	○

4.7 選択肢

【出題：R05】

ア 国土交通省設置法	イ 国土交通省組織令	ウ 国土交通省組織規則
エ 地方整備局組織令	オ 地方運輸局組織規則	カ 運輸監理部組織規則

【出題：R05】

ア 中部	イ 近畿	ウ 中国	エ 四国	オ 山形県	カ 群馬県
キ 石川県	ク 福井県	ケ 9	コ 19	サ 29	シ 39

【出題：R04】

【選択肢】					
ア 国土交通省設置法	イ 国土交通省組織令	ウ 国土交通省組織規則			
エ 地方整備局組織規則	オ 地方運輸局組織規則	カ 神戸運輸監理部組織規程			

【出題：R04,R03】

ア 総務課	イ 安全政策課	ウ 船員政策課	エ 外航課	オ 船舶産業課
カ 検査測度課	キ 海技課	ク 海上運送事業課	ケ 船舶安全環境課	コ 海事部
サ 総務企画部	シ 海事振興部	ス 海上安全環境部		

【出題：R02】

ア 総務課	イ 安全政策課	ウ 船員政策課	エ 外航課	オ 内航課
カ 船舶産業課	キ 船内環境課	ク 検査測度課	ケ 水上運送事業課	コ 総務部
サ 総務企画部	シ 海事振興部	ス 海上安全環境部		

【出題：R01】

ア 総務課	イ 内航課	ウ 海事資格課	エ 検査測度課	オ 安全政策課
カ 船員政策課	キ 船内環境課	ク 海洋・環境政策課	ケ 船員労政課	コ 総務部
サ 海事振興部	シ 海上安全環境部			

【出題：H30】

ア 総務課	イ 検査測度課	ウ 海洋・環境政策課	エ 船員政策課	オ 船舶安全環境課
カ 海技課	キ 海事産業課	ク 船員労政課	ケ 海技・振興課	コ 海上交通部
サ 海上安全環境部	シ 海事振興部			

【出題：H29】

ア 安全政策課	イ 検査測度課	ウ 海洋・環境政策課	エ 船員政策課
---------	---------	------------	---------

才 運航労務課	カ 内航課	キ 船舶産業課	ク 海技課	ケ 海技・振興課
コ 総務部	サ 海上安全環境部	シ 海事振興部		

【出題：H28】

ア 総務課	イ 船用工業課	ウ 海洋・環境政策課	エ 船員政策課
才 運航労務課	カ 内航課	キ 船舶産業課	ク 海技課
コ 総務部	サ 海上安全環境部	ス 海事振興部	ケ 海技・振興課

【出題：H27】

A. 総務課	B. 安全政策課	C. 海洋・環境政策課	D. 運航労務課
E. 船員政策課	F. 外航課	G. 内航課	H. 船舶産業課
I. 船用工業課	J. 安全基準課	K. 検査測度課	L. 海技課
M. 海事振興部	N. 海上安全環境部	O. 船員部	

【出題：H30】

ア 関東運輸局	イ 北陸信越運輸局	ウ 中部運輸局	エ 近畿運輸局	オ 北陸運輸局
カ 中国運輸局	キ 四国運輸局	ク 神奈川県	ケ 東京都	コ 石川県
サ 神奈川県	シ 新潟県	ス 長野県	セ 愛知県	ソ 京都府
タ 大阪府	チ 広島県	ツ 岡山県	テ 香川県	ト 愛媛県

【出題：H29】

ア 関東運輸局	イ 北陸信越運輸局	ウ 中部運輸局	エ 近畿運輸局
オ 神戸運輸監理部	カ 中国運輸局	キ 九州運輸局	ク 神奈川県
ケ 新潟県	コ 石川県	サ 山梨県	シ 愛知県
ス 三重県	セ 大阪府	ソ 京都府	タ 広島県
チ 岡山県	ツ 香川県	テ 愛媛県	ト 福岡県

【出題：H28】

ア 東北運輸局	イ 関東運輸局	ウ 北陸信越運輸局	エ 中部運輸局
オ 近畿運輸局	カ 四国運輸局	キ 宮城県	ク 新潟県
ケ 山梨県	コ 富山県	サ 石川県	シ 愛知県
ス 三重県	セ 大阪府	ソ 京都府	タ 広島県
チ 岡山県	ツ 香川県	テ 徳島県	ト 愛媛県

\*\*\*\*\* メモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 5. 船員法

選択穴埋め問題、○×問題、1問だけ選択式穴埋め問題、記述式で答える問題。

### 5.1 第一章 総則（第1条～第6条）

（船員）

第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員<sup>R05 選</sup>並びに予備船員<sup>R05 選</sup>をいう。

② 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。<sup>R05 記</sup>

- 一 総トン数五<sup>R01 選</sup>トン<sup>H30×</sup>未満の船舶
  - 二 湖、川又は港のみを航行する船舶<sup>H26×</sup>
  - 三 政令の定める総トン数三十<sup>R01 選</sup>トン未満の漁船
  - 四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの
- ③ 前項第二号の港の区域は、港則法（昭和三十二年法律第七十四号）<sup>R05 選</sup>に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

【出題：R05】この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び<sup>ア</sup>並びに<sup>イ</sup>をいう。【解答】ア：④（海員）、イ：⑤（予備船員）、【法1条1項】

【出題：R05】船員法第1条第2項で規定する同法の適用を受けない船舶について、どのような船舶が該当するか。3つ挙げよ。なお、解答に際し、同項各号に掲げる船舶の区分ごとに挙げられるものは1つまでとする。

【解答】

- 一 総トン数5トン未満の船舶
- 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
- 三 政令の定める総トン数30トン未満の漁船
- 四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第4項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの 【法1条2項】

【出題：R5】この法律に規定する「港のみを航行する船舶」の港の区域は、<sup>ウ</sup>に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。【解答】ウ：⑩港則法（昭和23年法律第174号）、【法1条3項】

【出題：R01】法第1条第2項には、船員法が適用されない船舶として、総トン数<sup>ア</sup>トン未満の船舶、政令の定める総トン数<sup>イ</sup>トン未満の漁船等が規定されている。【解答】ア：①（5）、イ：⑦（30）、【法1条2項】

【出題：H30】総トン数10トン未満の船舶は、船員法が適用されない。【解答】×、【法1条2項1号】

【出題：H26】港のみを航行する総トン数20トン以上の旅客船に乗り組む者には、船員法が適用される。【解答】×、【法1条2項】

第二条 この法律において「海員」とは、船内で使用される船長以外の乗組員<sup>H28×</sup>で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。

② この法律において「予備船員<sup>R01 選</sup>」とは、前条第一項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。

【出題：R01】「<sup>エ</sup>」とは、法第1条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないものをいう。【解答】エ：⑪（予備船員）、【第2条2項】

【出題：H28】この法律において「海員」とは、船内で使用される船長及び船長以外の乗組員で労働の対償として給料その他の報酬を支払われる者をいう。【解答】×、【法2条1項】

第三条 この法律において「職員 R03 選」とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員をいう。

② この法律において「部員 R03 選」とは、職員 R03 選以外の海員をいう。

【出題：R03】この法律において「ア」とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員をいう。また「イ」とは、ア以外の海員をいう。【解答】ア：⑰（職員）、イ：⑱（部員）、【法第3条】

（船舶所有者に関する規定の適用）

第五条 この法律の規定（第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）を除く。）及びこの法律に基づく命令の規定（第十一章の二の規定に基づく命令の規定を除く。）のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人 R04 選、R02 選、H28 選に、船舶貸借の場合には船舶借入人 R04 選、R02 選、H28 選に、船舶所有者、船舶管理人 R04 選、R02 選、H28 選及び船舶借入人 R04 選、R02 選、H28 選以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。

② 第十一章の二、第百十三条第三項、第百三十条の二、第百三十条の三、第百三十一条（第六号に係る部分に限る。）及び第百三十五条第一項（第百三十条の二、第百三十条の三又は第百三十一条第六号の違反行為に係る部分に限る。）の規定並びに第十一章の二の規定に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用する。

【出題：R04, R02, H28】この法律の規定及びこの法律に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合にはアに、船舶貸借の場合にはイに、船舶所有者、ア及びイ以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。【解答】ア：⑬（船舶管理人）、イ：⑪（船舶借入人）、【法第5条1項】

## 5.2 第二章 船長の職務及び権限（第7条～第20条）

（発航前の検査）

第八条 船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航前 R03×R05 選に船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかないかを検査しなければならない。

【出題：R5】船長は、国土交通省令の定めるところにより、エに船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかないかを検査しなければならない。【解答】エ：⑨（発航前）、【法8条】

【出題：R03】船長は、国土交通省令の定めるところにより、発航後直ちに船舶が航海に支障ないかどうかその他航海に必要な準備が整っているかないかを検査しなければならない。【解答】×、【法8条】

（甲板上の指揮）

第十条 船長 R04 選は、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、甲板 R04 選にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。

【出題：R04】ウは、船舶が港を出入するとき、船舶が狭い水路を通過するときその他船舶に危険の虞があるときは、エにあつて自ら船舶を指揮しなければならない。【解答】ウ：⑩（船長）、エ：③（甲板）、【法第10条】

（非常配置表及び操練）

第十四条の三 国土交通省令の定める船舶の船長は、第十二条乃至第十四条に規定する場合その他非常の場合における海員の作業に関し、国土交通省令の定めるところにより、非常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示して置かなければならない。

② 国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、防火操練 H29 選、救命艇操練 H29 選その他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない。

【出題：H29】法第14条の3第2項において国土交通省令の定める船舶の船長は、国土交通省令の定めるところにより、海員及び旅客について、ア、イその他非常の場合のために必要な操練を実施しなければならないと定められている。【解答】ア：K（ア、イ順不同）（防火操練）、イ：C（ア、イ順不同）（救命艇操練）、【第14条】

(書類の備置)

第十八条 船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。

- 一 船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書
- 二 海員名簿
- 三 航海日誌
- 四 旅客名簿
- 五 積荷に関する書類
- 六 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二十六条第三項に規定する証明書<sup>4</sup>R03 記,H29 記,H27 記

② 海員名簿、航海日誌及び旅客名簿に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

【出題：R03, H29, H27 類】 船員法第 18 条第 1 項の規定に基づき、船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、船舶国籍証書又は国土交通省令の定める証書の他にどのような書類を船内に備え置かなければならないか 3 つ答えよ。

(3 点)

【解答】(下記 5 つのうちから 1 つにつき 1 点)

海員名簿、航海日誌、旅客名簿、積荷に関する書類、海上運送法第 26 条第 3 項に規定する証明書(国土交通大臣から航海命令を受けた船の証明書)、【法 18 条 1 項】

(航行に関する報告)

第十九条 船長<sup>R05×,R04×</sup>は、左の各号の一に該当する場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣<sup>R04×</sup>にその旨を報告しなければならない。

- 一 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき。
- 二 人命又は船舶の救助に従事したとき。
- 三 無線電信によつて知つたときを除いて、航行中他の船舶の遭難を知つたとき。
- 四 船内にある者が死亡し、又は行方不明となつたとき。
- 五 予定の航路を変更したとき。
- 六 船舶が抑留され、又は捕獲されたときその他船舶に関し著しい事故があつたとき。

【出題：R05】船舶所有者は、船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したときに該当する場合には国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。【解答】×、【法 19 条 1 項】

【出題：R04】船舶所有者は、海難等が発生した場合には、国土交通省令の定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)にその旨を報告しなければならない。【解答】×、【法 19 条 1 号】

### 5.3 第三章 紀律(第 21 条—第 30 条)

(船内秩序)

第二十一条 海員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上長の職務上の命令に従うこと。
- 二 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- 三 船長の指定する時までには船舶に乗り込むこと。
- 四 船長の許可なく船舶を去らないこと。
- 五 船長の許可なく救命艇その他の重要な属具を使用しないこと。
- 六 船内の食料又は淡水を濫費しないこと。
- 七 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。
- 八 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。
- 九 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。
- 十 その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと。

(懲戒)

<sup>4</sup> 航海命令によって航海に従事する船舶であることの証明

第二十二條 船長は、海員が前條の事項を守らないときは、これを懲戒することができる。  
 第二十三條 懲戒は、**上陸禁止及び戒告** R04 選の**二種** H30×とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて**十日** R03 選以内とし、その期間には、**停泊日数のみを算入**する。 H28○  
 第二十四條 船長は、海員を懲戒しようとするときは、**三人以上** R02×の海員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、**立会人の意見を聴かなければならない**。

【出題：R03】懲戒は、上陸禁止及び「**ウ**」の二種とし、上陸禁止の期間は、初日を含めて「**エ**」以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。【解答】ウ：⑦（戒告）、エ：⑳（十日）、【法第 23 条】

【出題：H30】船員法第 23 条に基づく懲戒は、上陸禁止、**減給**及び戒告の**3 種類**である。【解答】×、【法 23 条】

【出題：H28】次の文章は船員法を遵守しているケースの説明である。

「船長は、船長の許可なく船内の禁止された場所で喫煙した海員 A 及びその事実を知る海員 B を、A 及び B 以外の海員 5 人（以下、立会人という。）を立ち会わせて取り調べ、立会人の意見を聴いた上で、A を懲戒処分とすることを決定し、停泊日数及び航海日数のあわせて 1 週間の上陸禁止処分とした。」【解答】○、【法 21 条～23 条】

【出題：R02】船長は、海員を懲戒しようとするときは、**二人以上**の海員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。【解答】×、【法 24 条】

#### 5.4 第四章 雇入契約等（第 31 条—第 51 条）

（この法律に違反する契約）

第三十一条 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める**雇入契約** R03 選（予備船員については、**雇用契約** R03 選。以下この条、次条、第三十三条、第三十四条、第五十八条、第八十四条及び第百条において同じ。）は、その部分については、**無効** R03 選とする。この場合には、雇入契約は、その無効の部分については、この**法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす**。 R02○,H29○

【出題：R03】この法律で定める基準に達しない労働条件を定める「**オ**」（予備船員については、「**カ**」。）は、その部分については、無効とする。この場合には、「**オ**」は、その無効の部分については、この法律で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。【解答】オ：③（雇入契約）、カ：①（雇用契約）、【法第 31 条】

【出題：R02】就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効となる。【解答】○、【法 31 条】

【出題：H29】就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効とする。この場合には、雇入契約は、その無効部分については、就業規則で定める基準に達する労働条件を定めたものとみなす。【解答】○、【法 31 条】

（雇入契約の締結前の書面の交付等）

第三十二条 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者（次項において「相手方」という。）に対し、次に掲げる事項について**書面を交付して** R02×説明しなければならない。

- 一 **船舶所有者** R04 選,H26 選の名称又は氏名及び住所
- 二 **給料** R04 選,H26 選、**労働時間** H26 選その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの
- ② 前項の場合において、当該雇入契約に係る航海が海上運送法第二十六条第一項の規定による命令によるものであるときは、船舶所有者は、あらかじめ、相手方に対し、その旨を書面を交付して説明しなければならない。
- ③ 船舶所有者は、雇入契約の内容（第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ、船員に対し、当該変更の内容について書面を交付して説明しなければならない。
- ④ 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

【出題：R04】船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

① 「**オ**」の名称又は氏名及び住所

② 「**カ**」、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国

国土交通省令で定めるもの 【解答】オ：㊶（船舶所有者）カ：㊷（給料）、【法第 32 条】

【出題：H26】船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

①  ア 及び住所

②  イ、 ウ その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの 【解答】ア：船舶所有者の名称又は氏名、イ：給料（イ・ウ順不同）、ウ：労働時間（イ・ウ順不同）、【法 32 条 1 項】

【出題：R02】船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、船舶所有者の名称又は氏名及び住所等の事項について、**口頭で説明**しなければならない。【解答】×、【法 32 条 1 項】

(賠償予定の禁止)

第三十三条 船舶所有者は、雇入契約の不履行について**違約金** <sup>R02</sup>を定め、又は**損害賠償額** <sup>R02</sup>を予定する契約を**してはならない** <sup>H27</sup>×。

【出題：R02】船舶所有者は、雇入契約の不履行について  ウ を定め、又は  エ を予定する契約を**してはならない**。  
【解答】ウ：㊶（違約金）、エ：㊹（損害賠償額）、【第 33 条】

【出題：H27】船舶所有者はやむを得ず雇入契約が不履行となる事態に備え、あらかじめ船員と協議のもと違約金について定め、又は損害賠償額を予定する契約を**しておかなければならない**。【解答】×、【法 33 条】

(相殺の制限)

第三十五条 船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の**三分の一を超えないとき**及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。 <sup>R03</sup>○

【出題：R03】船舶所有者は、船員に対する債権と給料の支払の債務とを相殺してはならない。但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。【解答】○、【法 35 条】

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第三十六条 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、**次に掲げる事項を記載**した書面を船員に交付しなければならない。

一 第三十二条第一項各号に掲げる事項

二 当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日

三 当該雇入契約を締結した場所及び年月日

② 船舶所有者は、雇入契約の内容（第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について**船員と合意した場所** <sup>H26</sup>及び**年月日** <sup>H26</sup>を記載した書面を船員に交付しなければならない。

③ 船舶所有者は、前二項の書面の写しを船内に備え置かなければならない。

**船員法施行規則**

(雇入契約の成立時の書面の交付等)

第十六条の四 船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、法第三十六条第一項に規定する書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から**五年** <sup>H28</sup>×を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。

② 前項の規定は、雇入契約の内容（第十六条各号に掲げる事項に限る。）を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

③ 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海に従事する船舶の船舶所有者は、法第三十六条第三項の規定により同条第一項及び第二項の書面の写しを船

内に備え置く場合において、当該書面が英語以外の言語によつて作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。

【出題：H28】船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、当該雇入契約を締結した船員の氏名、住所及び生年月日等を記載した書面を二通作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から三年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならない。【解答】×、【法 36 条 1 項、則第 16 条の 4】

【出題：H26】船舶所有者は、雇入契約の内容（船員法第三十二条第一項第二号に掲げる事項に限る。）を変更したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その変更の内容並びに当該変更について「エ」及び「オ」を記載した書面を船員に交付しなければならない。【解答】エ：船員と合意した場所（エ・オ順不同）、オ：年月日（エ・オ順不同）、【法 36 条 3 項】

（雇入契約の成立等の届出）

第三十七条 船舶所有者 R04×、H28× は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R04】船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法 37 条】

【出題：H28】船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更（以下「雇入契約の成立等」という。）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならないが、船舶所有者が届け出ることができないときは、船長が、船舶所有者に代わって届け出なければならない。【解答】×、【法 37 条】

（沈没等による雇入契約の終了）

第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

- 一 沈没 H30 記又は滅失 H30 記したとき。
- 二 全く運航に堪えなくなった H30 記とき。
- ② 船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。
- ③ 第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。
- ④ 前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。
- ⑤ 前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

【出題：H30】船員法第 39 条第 1 項にて雇入契約が終了する船舶の状態を 2 つ答えよ。（2 点）【法 39 条 1 項】

【解答】沈没したとき、全く運航に堪えなくなったとき、滅失したとき。（これらのうち 2 つ）

（雇入契約の解除）

第四十条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

- 一 船員が著しく職務に不適任であるとき。 H26 記
- 二 船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあつたとき。 H26 記
- 三 海員が船長の指定する時までに船舶に乗り込まないとき。 H26 記
- 四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。 H26 記
- 五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。 R01○、H26 記
- 六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

【出題：R01】船舶所有者は、船員が負傷のため職務に堪えないときは、雇入契約を解除することができる。【解答】○、【法第 40 条 5 号】

【出題：H26】船舶所有者が船員との雇入契約を解除することができるのはどのようなときか。船員法第四十条に規定す

る解除事由を3つ挙げよ。(3点)

【解答】船員が著しく職務に不適任であるとき

船員が著しく職務を怠ったとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあつたとき

海員が船長の指定する時までには船舶に乗り込まないとき

海員が著しく船内の秩序をみだしたとき

船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき

(以上のいずれか3つ) 、【法40条】

第四十一条 船員 R03×,H28×は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一 船舶が雇入契約の成立の時ににおける国籍を失つたとき。 H30○

二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。 H26○

三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

四 船員が国土交通省令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

② 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、二十四時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

③ 海員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

【出題：R03】船舶所有者は、船舶が雇入契約の成立の時ににおける国籍を失つたとき、雇入契約を解除することができる。

【解答】×、【法41条1号】

【出題：H30】船員は、雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するときは、雇入契約を解除することができる。【解答】○、【41条1項2号】

【出題：H26】船員は、負傷のため職務に堪えないとき、雇入契約を解除することができる。【解答】○、【法41条1項3号】

【出題：H28】船員が負傷または疾病のため職務に堪えないとき、船舶所有者は雇入契約を解除することができるが、船員は解除することができない。【解答】×、【法41条1項3号】

第四十二条 期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四 H27 選時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。 R02○

【出題：H27】期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員がア 時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。【解答】ア：F(24)、【法42条】

【出題：R02】期間の定めない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。【解答】○、【法42条】

(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第四十三条 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。 H29○

② 前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

【出題：H29】相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。【解答】○、【法43条1項】

(解雇制限)

第四十四条の二 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後三十 R02 選日間並びに女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。ただし、療

養のため作業に従事しない期間が三 R04×.R02 年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- ② 前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

【出題：R04】船舶所有者は、船員が療養のため作業に従事しない期間が二年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について国土交通大臣の認定を受けた場合においては、解雇制限にかかわらず船員を解雇することができる。【解答】×、【法 44 条の 2 第 1 項】

【出題：R02】船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後  オ  日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が  カ  年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。【解答】オ：㉓ (三十)、カ：㉔ (三)、【第 44 条の 2 第 1 項】

#### (解雇の予告)

第四十四条の三 船舶所有者は、予備船員 R03 選を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前 H29 選に予告をしない船舶所有者は、一箇月分 H29 選の給料の額と同額の予告手当 R03 選を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

- ② 前項の予告の日数は、一日について、国土交通省令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。
- ③ 第一項但書の場合においては、その事由について国土交通大臣の認定を受けなければならない。

【出題：R03】船舶所有者は、 キ  を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない船舶所有者は、一箇月分の給料の額と同額の  ク  を支払わなければならない。【解答】キ：㉔ (予備船員)、ク：㉔ (予告手当)、【法第 44 条の 3】

【出題：H29】船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも  キ  日前にその予告をしなければならない。 キ  日前に予告をしない船舶所有者は、 ク  箇月分の給料の額と同等の予告手当を支払わなければならない。【解答】キ：W (30)、ク：R (1)、【第 44 条の 3】

#### (送還)

第四十七条 船舶所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地（雇入れのため雇入港に招致した船員及び未成年者の船員にあつては、雇入港若しくは雇入契約の成立の時における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地。次項において「雇入港等」という。）まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

- 一 第三十九条の規定により雇入契約が終了したとき。
- 二 第四十条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 三 第四十条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。ただし、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。
- 四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。
- 六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。
- 七 雇入契約が期間の満了により船員の本国以外の地で終了したとき。
- 八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができなため雇入契約が解除されたとき。

- ② 船舶所有者は、第四十条第二号から第四号までの規定により雇入契約を解除した場合又は同

条第五号の規定により雇入契約を解除した場合（船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のある場合に限る。）において、船員が自己の負担においてその希望する雇入港等まで移動することができないときは、遅滞なくその費用で H27×、H26×、船員の希望により、雇入港等まで船員を送還しなければならない。ただし、送還に代えてその費用を支払うことができる。

- ③ 前二項の規定により船員を送還する場合における輸送手段は、正当な理由がある場合を除き、船員の希望に応じたものでなければならない。
- ④ 船舶所有者は、第二項の規定により、その費用で船員を送還したとき、又は送還に代えてその費用を支払ったときは、船員に対し、当該費用の償還を請求することができる。

【出題：H27】船員法第 47 条において、船舶所有者は同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地まで船員を送還しなければならないこととしているが、船員が著しく職務に不適任であることを理由に雇入契約を解除した場合においては、送還をする必要はない。ただし、送還に代えてその費用を当該船員に支払わなければならない。【解答】×、【法 47 条 2 項】

【出題：H26】船員の故意、又は重大な過失により雇入契約を解除したときは、船舶所有者は、当該船員を送還する又はその費用を支払う必要はない。【解答】×、【法 47 条 2 項、法 40 条 2 項】

（送還の費用）

第四十八条 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃 H30 選、宿泊費 H30 選及び食費 H30 選並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費 H30 選及び食費 H30 選とする。

【出題：H30】法第 48 条において、船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の  ア 、 イ  及び  ウ  並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの  イ  及び  ウ  と規定されている。【解答】ア：D（運送賃）、イ：E（イ、ウ順不同）（宿泊費）、ウ：A（イ、ウ順不同）（食費）、【第 48 条】

（勤務成績証明書）

第五十一条 海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。H30  
○

【出題：H30】海員は、船長に対し勤務の成績に関する証明書の交付を請求することができる。【解答】○、【法 51 条】

## 5.5 第五章 給料その他の報酬（第 52 条—第 59 条）

（給料その他の報酬の定め方）

第五十二条 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性 R01 選に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。

【出題：R01】船員の給料その他の報酬は、 オ  に基き、且つ船員の経験、能力及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。【解答】オ：㉓（船員労働の特殊性）、【第 52 条】

（歩合による報酬）

第五十八条 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約 R02 選に定める一定額 R02 選に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額 R02 選を下つてはならない。R03○

- ② 第三十五条及び前条の規定の適用については、前項に規定する一定額の報酬は、これを給料とみなす。
- ③ 船員の報酬が歩合によつて支払われるときは、第四十四条の三、第四十五条、第四十六条、第四十九条及び第七十八条の規定の適用については、雇入契約に定める額を以て一箇月分の給料の額とみなす。
- ④ 前項の額は、第一項の一定額以下であつてはならない。

【出題：R02】船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が  キ  に定める  ク

□に達しないときでも、その報酬の額は、その□クを下つてはならない。【解答】キ：⑫（雇入契約）、ク：⑥（一定額）、【第58条】

【出題：R03】船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。【解答】○、【58条1項】

（報酬支払簿）

第五十八条の二 船舶所有者 R05×は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。

【出題：R05】船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、報酬支払簿を備え置いて、船員に対する給料その他の報酬の支払に関する事項を記載しなければならない。【解答】×、【第58条の2】

## 5.6 第六章 労働時間、休日及び定員（第60条—第73条）

（労働時間）

第六十条 船員の日当たりの労働時間は、八 R05選時間以内 R04×,H29×とする。

② 船員の一週間当たりの労働時間は、基準労働期間 R01選について平均四十 R05選時間以内 R04×,H29×とする。

③ 前項の基準労働期間とは、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に係る事項を勘案して国土交通省令で定める船舶の区分に応じて一年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間（船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合又は労働協約により一年以下の範囲内においてこれらと異なる期間が定められた場合には、それぞれその定められた期間）をいう。

④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の議を経なければならない。

【出題：R01】船員の1週間当たりの労働時間は、□カについて平均四十時間以内とする。【解答】カ：⑳（基準労働期間）、【第60条2項】

【出題：R05】船員の1日当たりの労働時間は原則として□オ時間以内、一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について原則として平均□カ時間以内である。【解答】オ：⑭（8）、カ：⑲（40）、【法60条1項、2項】

【出題：R04】船員の日当たりの労働時間は原則として十四時間以内、一週間当たりの労働時間は、基準労働期間について原則として平均七十二時間以内である。【解答】×、【原則は60条1項、2項】

【出題：H29】船員の1日当たりの労働時間は7時間以内、1週間当たりの労働時間は、基準労働期間については平均35時間以内とする。【解答】×、【法60条1項、2項】

（休日）

第六十一条 船舶所有者が船員に与えるべき休日は、前条第二項の基準労働 H26選期間について一週間当たり平均一 H30選,H26選日以上とする。

【出題：H30】船舶所有者が船員に与えるべき休日は、基準労働期間について1週間当たり平均□エ日以上とする。【解答】エ：丁（1）、【第61条】

【出題：H26】船舶所有者が船員に与えるべき休日は、□カ期間について1週間当たり平均□キ日以上とする。【解答】カ：基準労働、キ：一（1）、【61条】

（時間外、補償休日及び休息時間の労働）

第六十四条 船長は、船舶の航海の安全 R01選を確保するため臨時の必要があるときは、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させ、又は第六十二条第一項若しくは第六十五条の三の規定にかかわらず、補償休日若しくは休息時間において、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させることができる。

② 船長は、前項に規定する場合のほか、船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他の国土交通省令で定める特別の必要がある場合においては、国土

交通省令で定める時間を限度として、第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させることができる。

- ③ 船長は、第一項の規定により、補償休日又は休息时间において、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせるよう努めなければならない。

【出題：R01】船長は、船舶の「キ」を確保するため臨時の必要があるときは、法第60条第1項の規定等の労働時間の制限を超えて、自ら作業に従事し、若しくは海員を作業に従事させることができる。【解答】キ：⑫（航海の安全）、【第64条第1項】

（労働時間の限度）

第六十五条の二 第六十四条第二項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であつても、船員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに海員にあつては次項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四<sup>H27</sup>時間及び七十二<sup>H27</sup>時間を限度とする。

- ② 第六十四条の二第一項の規定により第六十条第一項の規定又は第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させる場合であつても、海員の一日当たりの労働時間及び一週間当たりの労働時間は、第六十条第一項の規定及び第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間並びに前項の規定による作業に従事する労働時間を含め、それぞれ十四時間及び七十二時間を限度とする。
- ③ 船舶所有者は、船員を前二項に規定する労働時間の限度を超えて作業に従事させてはならない。
- ④ 第六十四条第一項の規定により船員が作業に従事した労働時間は、第一項及び第二項に規定する労働時間には算入しないものとする。
- ⑤ 第一項から第三項までの規定は、海底の掘削に従事する船舶その他のその航海の様態が特殊であるため船員がこれらの規定によることが著しく不適當な職務に従事することとなることと認められる船舶として国土交通省令で定めるものについては、適用しない。

【出題：H27】第64条第2項の規定により第60条第1項の規定又は第72条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて船員を作業に従事させる場合であつても、船員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間は、第60条第1項の規定及び第72条の国土交通省令の規定による労働時間を含め、それぞれ「イ」時間及び「ウ」時間を限度とする。【解答】イ：D（14）、ウ：I（72）、【法65条の2第1項】

（休息时间）

第六十五条の三 船舶所有者は、休息時間を一<sup>H30</sup>日について三<sup>H30</sup>回以上に分割して船員に与えてはならない。<sup>R03</sup>○

- ② 船舶所有者は、前項に規定する休息時間を一日について二回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六<sup>H26</sup>時間以上としなければならない。<sup>R03</sup>○
- ③ 前二項の規定にかかわらず、船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを国土交通大臣に届け出た場合においては、その協定で定めるところにより、休息時間を、一日について三回以上に分割して、又は前項に規定する場合において休息時間のうちいずれか長い方の休息時間を六時間未満として、船員（海員にあつては、次に掲げる者に限る。）に与えることができる。

一 船舶が狭い水路を通過するため航海当直の員数を増加する必要がある場合その他の国土

交通省令で定める特別の安全上の必要がある場合において作業に従事する海員  
二 定期的に短距離の航路に就航するため入出港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が前二項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するものに乗組む海員

【出題：H30】船舶所有者は、休息時間を  日について  回以上に分割して船員に与えてはならない。【解答】キ：T (1)、ク：X (3)、【第 65 条の 3】

【出題：H26】船舶所有者は、休息時間を 1 日について 2 回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を  時間以上としなければならない(休息時間の分割に関する労使間の協定を締結し、国土交通大臣に届けた場合を除く)。【解答】ク：六 (6)、【65 条の 3 第 2 項】

【出題：R05】船舶所有者は船員に与える休息時間を 1 日について 2 回以上に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を 6 時間以上としなければならない。【解答】○、【法 65 条の 3 第 1 項、第 2 項】

【出題：R03】船舶所有者は、休息時間を一日について三回以上に分割して船員に与えてはならず、休息時間を一日について二回に分割して船員に与える場合において、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならない。【解答】○、【法 65 条の 3 第 1 項、第 2 項】

(割増手当)

第六十六条 船舶所有者は、第六十四条から第六十五条までの規定により、**船員** R01 選が、第六十条第一項の規定若しくは第七十二条の国土交通省令の規定による労働時間の制限を超えて又は補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める**割増手当** R01 選を支払わなければならない。

【出題：R01】船舶所有者は、 が補償休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める  を支払わなければならない。【解答】ク：⑮ (船員)、ケ：⑰ (割増手当)、【第 66 条】

(通常配置表)

第六十六条の二 **船長** R02×は、第十二条から第十四条までに規定する場合その他非常の場合以外の通常の場合における船員の船内作業の時間帯及び作業内容に関し、国土交通省令で定めるところにより、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。

【出題：R02】**船舶所有者**は、通常配置表を船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。【解答】×、【法 66 条の 2】

(記録簿の備置き等)

第六十七条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員の労務管理を行う主たる事務所に**記録簿** R04 選を備え置いて、船員の労働時間及び**休息時間** R04 選並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならない。

② [省略：船員に対する記録簿の写しの交付]

③ [省略：記録簿の作成、労働時間の状況把握について国土交通省令に定める]

【出題：R04】船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船員の労務管理を行う主たる事務所に  を備え置いて、船員の労働時間及び  並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載しなければならない。【解答】キ：⑱ (記録簿)、ク：⑤ (休息時間)、【法 67 条】

第六十七条の二 船舶所有者は、前条第一項の記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であつて国土交通省令で定めるものを管理させるため、**労務管理責任者** R05 選を選任しなければならない。

② 労務管理責任者は、船員の労働時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗組む船舶の変更その他国土交通省令で定める措置を講ずる必要があるときは、船舶所有者に対しその旨の意見を述べるものとする。

- ③ 船舶所有者は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、船員の健康状態その他の実情を考慮して、同項の措置のうち適切なものを講じなければならない。
- ④ 船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運航計画（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十二条第一項に規定する運航計画をいう。）の作成及び実施に関する事項について変更の必要があると認めるときは、当該船員が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法第八条第一項に規定する内航運送をする内航海運業者に対し意見を述べなければならない。
- ⑤ 船舶所有者は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他の第一項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

【出題：R04】船舶所有者は、船員の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を記載した記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務管理に関する事項であつて国土交通省令で定めるものを管理させるため、を選任しなければならない。【解答】キ：⑦（労務管理責任者）、【法第 67 条の 2】

（適用範囲等）

- 第七十一条 第六十条から第六十九条までの規定は、次に掲げる船舶については、これを適用しない。
- 一 漁船 R01○
  - 二 船員が断続的作業に従事する船舶で船舶所有者が国土交通大臣の許可を受けたもの
- ② 前項各号の船舶に係る前条の規定の適用については、同条中「前条の規定によるほか、航海当直」とあるのは、「航海当直」とする。

【出題：R01】法第 65 条の 2 では、船員の 1 日当たりの労働時間の限度及び 1 週間当たりの労働時間の限度を、それぞれ 14 時間及び 72 時間と定めているが、漁船について同規定は適用されない。【解答】○、【法 71 条 1 号】

## 5.7 第七章 有給休暇（第 74 条—第 79 条の 2）

（有給休暇の付与）

- 第七十四条 船舶所有者は、船員が同一の事業 R01 選に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務（船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。以下同じ。）に従事したときは、その六箇月の経過後一年以内にその船員に次条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。ただし、船舶が航海の途中にあるとき、又は船舶の工事のため特に必要がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、当該航海又は工事に必要な期間（工事の場合にあつては、三箇月以内に限る。）、有給休暇を与えることを延期することができる。
- ② 船舶所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連続して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。
  - ③ 第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
  - ④ 船員が同一の事業に属する船舶における勤務に準ずる勤務として国土交通省令で定めるものに従事した期間並びに船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務に従事しない期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同条第二号に規定する介護休業（同法第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。）をした期間及び女子の船員が第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に従事しない期間は、連続して勤務に従事した期間の計算については、同一の事業に属する船舶において勤務に従事した期間とみなす。
  - ⑤ 船舶における勤務が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が一年当たり六週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務に従事した期間とみなす。

【出題：R01】船舶所有者は、船員が□コ□に属する船舶において初めて6か月間連続して勤務に従事したときは、その6か月の経過後1年以内に、その船員に定められた日数の有給休暇を与えなければならない。【解答】コ：⑬（同一の事業）、【第74条1項】

(有給休暇の日数)

第七十五条 前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について十五<sup>H27</sup>日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五<sup>H27</sup>日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。

- ② 沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務六箇月について十<sup>R05</sup>日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三<sup>R05</sup>日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。
- ③ 前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務一年について二十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに五日を加える。ただし、同条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すごとに二日を加える。
- ④ 第二項に規定する船員に前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務一年について十五日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すごとに一日）を加える。

【出題：H26】船舶法第七十四条第一項の規定により、船員に与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について20日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに5日を加える。（ただし、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員を除く。）【解答】×、【法75条1項】

【出題：H27】船舶所有者は、船員（沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員を除く。）が同一の事業に属する船舶において初めて6箇月間連続して勤務に従事したときは、その6箇月の経過後1年以内にその船員に対し、与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について□エ□日とし、連続した勤務三箇月を増すごとに□オ□日を加える。【解答】エ：E（15）、オ：B（5）、【法74条1項、法75条1項】

【出題：R05】船舶所有者が、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗組む船員に与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務六箇月について□ク□日であり、原則連続した勤務三箇月を増すごとに□ケ□日計上される。【解答】ク：③（10）、ケ：⑫（3）、【法75条2項】

(有給休暇の与え方)

第七十七条 有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者<sup>H29</sup>と船員との協議による。

- ② 有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。

【出題：R03】有給休暇を与うべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。有給休暇は、労働協約の定めるところにより、期間を分けて、これを与えることができる。【解答】○、【法77条】

【出題：R05, H29】有給休暇を与えるべき時期及び場所については、船長と船員との協議による。【解答】×、【法77条1項】

(有給休暇中の報酬)

第七十八条 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。<sup>R02</sup>

- ② 船舶所有者は、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ前項の給料、手当及び食

費を支払わなければならない。

【出題：R02】船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。【解答】○、【法 78 条 1 項】

## 5.8 第八章 食料並びに安全及び衛生（第 80 条—第 83 条）

（食料の支給）

第八十条 船舶所有者は、**船員の乗船中**、これに**食料を支給**しなければならない。H29○

- ② 前項の規定による食料の支給は、船員が職務に従事する期間又は船員が負傷若しくは疾病のため職務に従事しない期間においては、船舶所有者の費用で行わなければならない。
- ③ 第一項の規定による食料の支給は、遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は国土交通省令で定める漁船に乗り組む船員に支給する場合にあつては、国土交通大臣の定める食料表に基づいて行わなければならない。
- ④ 船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、第一項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗り組ませなければならない。

【出題：H29】船舶所有者は、船員の乗船中、これに食料を支給しなければならない。【解答】○、【法 80 条 1 項】

（安全及び衛生）

第八十一条 **船舶所有者** R03×は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

- ② 船舶所有者は、国土交通省令で定める危険な船内作業については、国土交通省令で定める経験又は技能を有しない船員に従事させてはならない。
- ③ 船舶所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。
  - 一 伝染病にかかった船員
  - 二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによつて病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員
- ④ 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

【出題：R03】**船長**は、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。【解答】×、【法 81 条 1 項】

（医師）

第八十二条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくはやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数**三千** R02 選トン以上の船舶で最大とう乗人員**百** R02 選人以上のもの
- 二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの
- 三 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

【出題：R02】船舶所有者は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数  トン以上の船舶で最大とう乗人員  人以上の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。【解答】ケ：㊶（三千）、コ：㊵（百）、【第 82 条】

(健康証明書)

第八十三条 船舶所有者は、国土交通大臣 H29 選の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書 H29 選を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。R05○

② 健康証明書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

【出題：R05】船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。【解答】○、【第 83 条 1 項】

【出題：H29】船舶所有者は、 の指定する医師が船内労働に適することを証明した  を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。【解答】オ：H（国土交通大臣）、カ：G（健康証明書）、【第 83 条 1 項】

## 5.9 第九章 年少船員（第 84 四条—第 86 条）

(年少船員の就業制限)

第八十五条 船舶所有者 R04×は、年齢十六年未満 R04×,R01×の者（漁船にあつては、年齢十五年に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した者を除く。）を船員として使用してはならない。R02○ただし、同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、この限りでない。

② 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を第八十一条第二項の国土交通省令で定める危険な船内作業又は国土交通省令で定める当該船員の安全及び衛生上有害な作業に従事させてはならない。

③ 船舶所有者は、年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。

④ 前項の認証に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

【出題：R01】漁船以外の船舶について、船舶所有者は、年齢 18 年未満の者を船員として使用してはならない。【解答】×、【85 条 1 項】

【出題：R04】船長は、年齢二十年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。【解答】×、【85 条 3 項】

【出題：R02】船舶所有者は、年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。【解答】○、【法 85 条 3 項】

(年少船員の夜間労働の禁止)

第八十六条 船舶所有者は、年齢十八年未満の船員を午後八 H29 選時から翌日の午前五 H29 選時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前零時から午前五 H29 選時までの間を含む連続した九時間の休息をさせるときは、この限りでない。

② 前項の規定は、第六十八条第一項の作業に従事させる場合には、これを適用しない。

③ 第一項の規定は、漁船及び船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない。

【出題：H29】船舶所有者は、年齢 18 年未満の船員を午後  時から翌日の午前  時までの間において作業に従事させてはならない。ただし、国土交通省令の定める場合において午前零時から午前  時までの間を含む連続した九時間の休息をさせるときは、この限りでない。【解答】ケ：X（8）、コ：V（5）、【第 86 条 1 項】

## 5.10 第九章の二 女子船員（第 87 条—第 88 条の 8）

(妊産婦の就業制限)

第八十七条 船舶所有者は、妊娠中の女子を船内で使用してはならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。R05×

一 国土交通省令で定める範囲の航海に関し、妊娠中の女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたとき。

二 女子の船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するとき。

② 船舶所有者は、出産後八週間 R01×を経過しない女子を船内で使用してはならない。ただし、

出産後六週間を経過した女子が船内で作業に従事することを申し出た場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

- ③ 船舶所有者は、第一項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女子を船内で作業に従事させる場合において、その女子の申出があつたときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

【出題：R05】船舶所有者は、**いかなる場合**においても妊娠中の女子を船内で使用してはならない。【解答】×、【法 87 条 1 項】

【出題：R01】船舶所有者は、**出産後十週間**を経過しない女子を船内で使用してはならない。【解答】×、【法 87 条 2 項】

第八十八条 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後 **一 H28 選**年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

【出題：H28】船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後 **エ**年以内の女子（以下「妊産婦」という。）の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。【解答】エ：R（1）、【第 88 条】

## 5.11 第十章 災害補償（第 89 条—第 96 条）

（療養補償）

第八十九条 船員が**職務上**負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病が**なおるまで**、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を**負担**しなければならない。

- ② 船員が雇入契約存続中**職務外**で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、**三 H28 選**箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を**負担しなければならぬ H27×**。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

【出題：H28】船員が雇入契約存続中**職務外**で負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、**ウ**箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。【解答】ウ：Q（3）、【第 89 条 2 項】

【出題：H27】船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならないが、雇入契約存続中であっても**職務外**で負傷し、又は疾病にかかつたときは、**この限りでない**。【解答】×、【法 89 条 1 項、2 項】

（傷病手当及び予後手当）

第九十一条 船員が**職務上**負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、**四 H26 選**箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで**毎月一回**、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の**傷病手当**を支払い、その**四 H26 選**箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおるまで毎月一回、標準報酬の月額の**百分の六十 H26 選**に相当する額の**傷病手当**を支払わなければならない。R04○

- ② 船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおつた後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならない。
- ③ 前二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

【出題：R04】負傷又は疾病について、船員に故意又は重大な過失のあつたときを除き、船員は、負傷又は疾病のため職務に従事しない期間についても、雇入契約存続中給料及び国土交通省令の定める手当を請求することができる。【解答】○、【91 条】

【出題：H26】船員が職務上負傷し、又は疾病にかかつたときは、船舶所有者は、**ケ**箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなおるまで毎月 1 回、国土交通省令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その**ケ**箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおるまで毎月 1 回、標準報酬の月額の**コ**に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。【解答】ケ：四（4）、コ：百分の六十（1

00分の60)、【法91条1項】

(行方不明手当)

第九十二条の二 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。R03○

【出題：R03】船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、国土交通省令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。【解答】○、【法92条の2】

(遺族手当)

第九十三条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の三十六箇月分 H29×に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

【出題：H29】船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族に標準報酬の月額の24箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。【解答】×、【法93条】

(葬祭料)

第九十四条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の二 H28 選箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

【出題：H28】船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、国土交通省令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の  箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。【解答】オ：Y(2)、【第94条】

(他の給付との関係)

第九十五条 第八十九条から前条までの規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払(以下災害補償と総称する。)を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。H26○

【出題：H26】災害補償の支払いを受けるべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由により労働者災害補償保険法若しくは船員保険法による保険給付又は国土交通省令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。【解答】○、【法95条】

## 5.12 第十一章 就業規則(第97条—第100条)

(就業規則の作成及び届出)

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、次の事項について就業規則 R03 選を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 給料その他の報酬 R01 記
- 二 労働時間 R01 記
- 三 休日及び休暇 R01 記
- 四 定員 R01 記

② 前項の船舶所有者は、次の事項について就業規則 H29 選、H27 選を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。R01○

- 一 食料並びに安全及び衛生

- 二 被服及び日用品
  - 三 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設
  - 四 災害補償 H27 選
  - 五 失業手当、雇止手当及び退職手当 H29 選
  - 六 送還
  - 七 教育
  - 八 賞罰
  - 九 その他の労働条件
- ③ 船舶所有者を構成員とする団体で法人たるものは、その構成員たる第一項の船舶所有者について適用される就業規則を作成して、これを届け出ることができる。その変更についても同様とする。
- ④ 前項の規定による届出があつたときは、同項に規定する船舶所有者は、当該就業規則の作成及びその作成又は変更の届出をしなくてもよい。
- ⑤ 第一項乃至第三項の規定による届出には、第九十八条の規定により聴いた意見を記載した書面を添付しなければならない。

【出題：R03】常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、給料その他の報酬、労働時間等について、を作成し、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。【解答】ケ：⑤（就業規則）、【法第 97 条】

【出題：H29】常時 10 人以上の船員を使用する船舶所有者は、食料並びに安全及び衛生、被服及び日用品、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設、災害補償、失業手当、雇止手当及び、送還、教育、賞罰、その他の労働条件の事項についてを作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。【解答】ウ：I（退職手当）、エ：A（就業規則）、【第 97 条】

【出題：H27】常時 10 人以上の船員を使用する船舶所有者は、食料並びに安全及び衛生、被服及び日用品、陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設、、失業手当、雇止手当、退職手当、送還、教育、賞罰、その他の労働条件の事項についてを作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。【解答】カ：R（災害補償）、キ：U（就業規則）、【法 97 条】

【出題：R01】常時 10 人以上の船員を使用する船舶所有者は、教育についての就業規則を作成したときは、これを国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【97 条 2 項】

【出題：R01】法第 97 条第 1 項において、就業規則に記載しなければならないとされている事項を 4 つ答えよ。(2 点)  
【解答】(各 0.5 点)給料その他の報酬、労働時間、休日及び休暇、定員、【法 97 条 1 項】

### 5.13 第十一章の二 船員の労働条件等の検査等（第 100 条の 2—第 100 条の 11）

(定期検査)

第百条の二 総トン数五百 R04 選、H27 選トン以上の日本船舶（漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。）の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海（以下「国際航海 H27 選」という。）に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償（以下「労働条件等」という。）について、国土交通大臣又は第百条の十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の行う定期検査を受けなければならない。次条第一項の海上労働証書又は第百条の六第三項の臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶（漁船その他同項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）であつて、国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。

船員の労働条件等の検査等に関する規則

(添付書類)

第五条 海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合は、次の書類

<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 臨時海上労働証書の写し（臨時海上労働証書の交付を受けている船舶に限る。）</li> <li>ロ 報酬支払簿の写し H28 記</li> <li>ハ 休日付与簿の写し H28 記</li> <li>ニ 当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類</li> <li>二 前号の場合を除き、定期検査又は中間検査を受ける場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 海上労働証書の写し</li> <li>ロ 前号ロからニまでに掲げる書類</li> </ul> </li> <li>2 海上労働臨時航行検査申請書には、海上労働遵守措置を記載した書類を添付しなければならない。</li> <li>3 船舶所在地官庁は、検査のため必要があると認める場合において前二項に規定する書類のほか必要な書類の添付を求め、又は前二項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。</li> </ul>
---

【出題：R04】総トン数  トン以上の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を初めて本邦以外の地域の各港間の航海に従事させようとするときは、当該船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならない。【解答】ケ：㉓（五百）、【法第 100 条の 2】

【出題：H27】総トン数  トン以上の日本船舶（漁船その他国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。以下「特定船舶」という。）の船舶所有者は、当該特定船舶を初めて  に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び療養補償について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う定期検査を受けなければならない。【解答】ク：K（500）、ケ：T（国際航海）、【法 100 条の 2】

【出題：H28】船舶法第 100 条の 2 の規定に基づく定期検査を初めて受ける場合において、海上労働検査申請書に添付しなければならない書類を、臨時海上労働証書の写し及び海上労働遵守措置を記載した書類以外に「～の写し」という形で 2 つ答えよ。（2 点）

【解答】報酬支払簿 の写し

休日付与簿 の写し、【船員の労働条件等の検査等に関する規則 第 5 条】

（海上労働証書）

第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。

一～三十四号（掲載略）

- 2 前項の海上労働証書（以下「海上労働証書」という。）の有効期間は、五年とする。R02○
- 3 前条第一項後段の検査の結果第一項の規定による海上労働証書の交付を受けることができる特定船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海上労働証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の海上労働証書の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該検査に係る海上労働証書が交付される日又は従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。R02○
- 5 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従前の海上労働証書の有効期間（第二号に掲げる場合にあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

- 一 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。
- 二 従前の海上労働証書の有効期間について第三項の規定の適用があつたとき。

【出題：R02】海上労働証書の有効期間は5年であり、当該証書の交付を受けた船舶において船舶所有者の変更があつたときは、その変更があつた日に当該証書の有効期間は満了したものとみなす。【解答】○、【法 100 条の 3 第 2 項、4 項】

(中間検査)

第百条の四 海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者は、当該海上労働証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該船舶に係る船員の労働条件等について国土交通大臣又は登録検査機関の行う中間検査を受けなければならない。

船員の労働条件等の検査等に関する規則

(中間検査)

第八条 中間検査の時期は、海上労働証書の有効期間の起算日の後の二回目の検査基準日（海上労働証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。以下この項において同じ。）から三回目の検査基準日までの間とする。

- 2 中間検査は、その時期を繰り上げて受けることができる。
- 3 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した船舶の次回以降の中間検査の時期についての第一項の適用については、「海上労働証書の有効期間の起算日」とあるのは「中間検査に合格した日」と、「海上労働証書の有効期間が満了する日」とあるのは「中間検査に合格した日の前日」とする。R05○

【出題：H28】海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者が受検する中間検査の時期は、海上労働証書の有効期間の起算日の後二回目と三回目の検査基準日（海上労働証書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日をいう。以下同じ。）の間であるが、その時期を繰り上げて中間検査を受検し、合格した船舶の次回以降の中間検査の時期については、検査基準日を中間検査に合格した日の前日に相当する毎年の日とする。【解答】○、【法 100 条の 4】

(臨時海上労働証書)

第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関（当該特定船舶が海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行ったもの）の行う検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査は、特定船舶以外の日本船舶（漁船その他第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶を除く。）であつて、前項の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていないものを臨時に国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により実施することができる。
- 3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。
  - 一 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号、第十八号から第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号の要件に適合していること。
  - 二 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し第八十一条第一項の国土交通省令で定める事項のうち、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け並びに船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備に関するものとして国土交通省令で定める事項が遵守されていること。

- 三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。
- 4 前項の臨時海上労働証書（以下「臨時海上労働証書」という。）の有効期間は、六 R01 月とする。ただし、その有効期間は、当該船舶の船舶所有者が当該船舶について海上労働証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。 H27〇
- 5 第百条の三第四項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。 H27〇

【出題：R01】法第 100 条の 6 第 3 項の臨時海上労働証書の有効期間は、月である。【解答】ウ：②（6）、【第 100 条の 6 第 4 項】

【出題：H27】海上労働証書の有効期間は 5 年であり、当該証書の交付を受けた船舶において船舶所有者の変更があったときは、その変更があった日に当該証書の有効期間は満了したものとみなす。その有効期間が 6 月である臨時海上労働証書についても同様である。【解答】〇、【法 100 条の 3 第 2 項、4 項。法第 100 条の 6 第 4 項】

（再検査）

- 第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検査（以下「法定検査」という。）の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十 R01×, H28 日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。
- 2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。
- 3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係する帳簿書類その他の物件の現状を変更してはならない。
- 4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

【出題：H28】海上労働証書の交付を受けるために受検した法第 100 条の 2 第 1 項に基づく検査の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。【解答】カ：W（30）、【第 100 条の 9】

【出題：R01】法第 100 条の 2 に規定される定期検査の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して 90 日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。【解答】×、【100 条の 9 第 7 号】

## 5.14 第十一章の三 登録検査機関（第 100 の 12—第 100 条の 28）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

- 第百条の十九 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2 船舶所有者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 H27〇
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

【出題：H27】登録検査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(以下、「財務諸表等」という。)を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、5年間事務所に備えて置かなければならないが、船舶所有者は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、無料で、当該財務諸表等の閲覧又は謄写の請求ができる。【解答】○、【法100条の19第1項、第2項】

## 5.15 第十二章 監督 (第101条—第112条)

(市町村が処理する事務)

第百四条 この法律に規定する国土交通大臣 H28 選の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により国土交通大臣 H28 選の指定する市町村長 H28 選が行うこととすることができる。

- ② 市町村長のした前項の事務(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。
- ③ 市町村長の行う第一項の事務(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)に係る処分の不作為についての審査請求は、市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

【出題：H28】この法律に規定する  の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令の定める基準により  の指定する  が行うこととすることができる。【解答】キ：C(国土交通大臣)、ク：F(市町村長)、【第104条1項】

第百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法 H30 選に規定する司法警察員 H30 選の職務を行う。

【出題：H30】船員労務官は、船員法、労働基準法及び船員法に基づいて発する命令の違反の罪について、 に規定する  の職務を行う。【解答】第108条、【ケ：K(刑事訴訟法)、コ：O(司法警察員)】

(報告事項)

第百十一条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。R04○、R01○

- 一 使用船員の数 H29 記
- 二 給料その他の報酬の支払状況 H29 記
- 三 災害補償の実施状況 H29 記
- 四 その他国土交通省令の定める事項

【出題：R04】船舶所有者は、給料その他の報酬の支払状況について、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣に報告をしなければならない。【解答】○、【法111条2号】

【出題：R01】船舶所有者は、給料の支払状況について、国土交通大臣に報告をしなければならない。【解答】○、【法111条2号】

【出題：H29】船員法第111条の規定に基づく報告事項において、船舶所有者が国土交通大臣に報告しなければならない事項を2つ答えよ。(その他国土交通省の定める事項を除く。)(2点)

【解答】給料その他の報酬の支払状況、災害補償の実施状況、使用船員の数(これらのうち2つ)、【法111条】

## 5.16 第十三章 雑則 (第113条—第121条の4)

(就業規則等の掲示等)

第百十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基づく命令、労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。R05○

- ② 船舶所有者(漁船その他第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶の船舶所有者を除く。)は、二千六年の海上の労働に関する条約を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

③ 海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、これらの証書の写しを船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示しなければならない。R04○、R01○

【出題：R05】船舶所有者は、船員法、労働基準法、船員法に基づく命令、労働協約、就業規則等を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。【解答】○、【法 113 条 1 項】

(報酬、補償及び手当の調整)

第百十四条 船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その二以上をともに支払うべき期間については、いずれか一の多額のものを支払うを以て足りる。H26○

② 船舶所有者は、給料その他の報酬を支払うべき場合において雇止手当又は予後手当を支払うべきときは、給料その他の報酬を支払うべき限度において、雇止手当又は予後手当の支払の義務を免れる。

【出題：H26】船舶所有者は、給料その他の報酬、失業手当、送還手当、傷病手当又は行方不明手当のうち、その2以上をともに支払うべき期間については、いずれか1の多額のものを支払えばよい。【解答】○、【法 114 条 第 1 項】

(救命艇手)

第百十八条 船舶所有者は、国土交通省令の定める船舶については、乗組員の中から国土交通省令の定める員数の救命艇手を選任しなければならない。

② 救命艇手は、救命艇手適任証書を受有する者でなければならない。

③ 国土交通大臣は、左に掲げる者に救命艇手適任証書を交付する。

一 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣の行なう試験に合格した者

二 国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

④ 国土交通大臣は、次項の規定により救命艇手適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年R05×を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。

⑤ 国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関してこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その救命艇手適任証書の返納を命ずることができる。

⑥ 前各項に定めるもののほか、救命艇手及び救命艇手適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

【出題：R05】国土交通大臣は、救命艇手が、その職務に関して船員法又は船員法に基づく命令に違反したときは、救命艇手適任証書の返納を命ずることができ、返納を命ぜられその日から2年を経過しない者に対しては、救命艇手適任証書の交付を行わないことができる。【解答】×、【法 118 条 第 4 項、第 5 項】

(旅客船の乗組員)

第百十八条の二 船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した者以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。R04○

【出題：R04】船舶所有者は、国土交通省令の定める旅客船には、国土交通省令の定めるところにより旅客の避難に関する教育訓練その他の航海の安全に関する教育訓練を修了した以外の者を乗組員として乗り組ませてはならない。【解答】○、【法 118 条の 2】

(戸籍証明)

第百十九条 船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の戸籍H30選について、戸籍H30選事務を管掌する者又はその代理者に対し無償H30選で証明を請求することができる。

【出題：H30】法第 119 条において、船員、船員になろうとする者、船舶所有者又は船長は、船員又は船員になろうとする者の「オ」について、「オ」事務を管掌する者又はその代理者に対し「カ」で証明を請求できると規定されている。【解答】オ：H（戸籍）、カ：J（無償）、【第 119 条】

## 5.17 第十四章 罰則（第122条—第136条）

### 5.18 船員法施行規則

（操練）

第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- 一 **防火操練** R02 記 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消火設備の操作を行うこと。
- 二 **救命艇等操練** R02 記 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行い、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。
- 三 **救助艇操練** R02 記 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。
- 四 **防水操練** R02 記 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。
- 五 **非常操舵操練** R02 記 操舵機室からの操舵だ設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。
- 六 **密閉区画における救助操練** R02 記 保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。
- 七 **損傷制御操練** R02 記 旅客船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業を行うこと。
- 八 特定高速船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、次の表に定めるところにより実施すること。

防火操練	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。
救命艇等操練	非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
防水操練	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

- ② 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操練（膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救助艇操練、非常操舵だ操練、密閉区画における救助操練並びに損傷制御操練を除く。第六項において同じ。）を実施しなければならない。
- ③ 海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも一年に一回（乙区域又は甲区域（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する総トン数五百トン以上の漁船（次項及び第六項において「外洋大型漁船」という。）以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。
- ④ 海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵だ操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。
- ⑤ 海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

- ⑥ 第一項の船舶のうち、漁船以外の船舶（国内各港間のみを航海する旅客船を除く。）及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の四分の一以上が参加していない場合は、発航後二十四時間以内にこれを実施しなければならない。
- ⑦ 第一項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）であつて、出港後二十四時間<sup>H27</sup>を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。
- ⑧ 第一項の船舶以外の船舶においては、海員に対する操練のうち、第一項第五号に掲げる操練は少なくとも三月に一回、同項第六号に掲げる操練は少なくとも二月に一回、それぞれ実施しなければならない。

【出題：R02】 船員法施行規則第3条の4第1項第1号から第7号に掲げる、非常の場合のために必要な海員に対する操練の名称を4つ答えよ。（2点）

【解答】（2つの解答毎に1点）

防火操練、救命艇等操練、救助艇操練、防水操練、非常操舵操練、密閉区画における救助操練、損傷制御操練、【則3条の4第1号～7号】

【出題：H27】 船員法施行規則第3条の4第1項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶（国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。）であつて、出港後コ時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。【解答】コ：F（24）、【則3条の4第7項】

（航行に関する報告）

第十四条 船長は、法第十九条の規定により報告をしようとするときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（地方運輸局（運輸監理部を含む。）並びに運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）（以下「地方運輸局の事務所」という。）並びに法第四百四条の規定に基づき国土交通大臣の事務を行う市町村長（以下「指定市町村長」という。）の事務所をいう。以下同じ。）において、地方運輸局長又は指定市町村長（以下「地方運輸局長等」という。）に対し第四号書式による報告書三通を提出し、かつ、航海日誌を提示しなければならない。<sup>H26</sup>ただし、滅失その他やむを得ない事由があるときは、航海日誌の提示は、要しない。

- ② 前項の規定により航海日誌を提示する場合において、航海日誌が外国語（英語を除く。）によつて作成されているときは、翻訳者を明らかにした日本語又は英語による訳文を添付するものとする。

【出題：H26】 船舶の衝突が発生したとき、船員法第十九条に基づく航行に関する報告については、最寄りの地方運輸局等の事務所に対し、必要に応じて電話連絡又はメールの手段を講じればよい。【解答】×、【則14条1項】

（船員手帳の有効期間）

第三十五条 船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間有効とする。ただし、航海中にその期間が経過したときは、その航海が終了するまで、なお有効とする。<sup>H30</sup>

- ② 外国人の受有する船員手帳にあつては、前項本文の有効期間は、五年とする。<sup>H30</sup>ただし、地方運輸局長が五年以内の期間を定めた場合においては、その期間とする。

【出題：H30】 船員手帳の有効期間は、交付、再交付又は書換えを受けたときから日本人の場合は10年間であり、外国人の場合は原則5年間である。ただし、航海中にその期間が経過した時は、その航海が終了するまで有効である。【解答】○、【則35条】

(特別の必要がある場合の時間外労働)

第四十二条の九 法第六十四条第二項の国土交通省令で定める特別の必要がある場合は、次のとおりとし、同項の国土交通省令で定める時間は、一日についてそれぞれ当該各号に定める時間とする。

- 一 船舶が港を出入りするとき、船舶が狭い水路を通過するとき H27 記その他の場合において航海当直の員数を増加するとき 四時間
- 二 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業に従事するとき 当該作業に従事するために必要な時間
- 三 航海当直の通常の交代のために必要な作業に従事するとき 一時間
- 四 通関手続、検疫等の衛生手続その他の法令(外国の法令を含む。)に基づく手続のために必要な作業に従事するとき 二時間
- 五 事務部の部員が調理作業その他の日常的な作業以外の一時的な作業に従事するとき 二時間

【出題：H27】 船員法施行規則第 42 条の 9 において、船長が労働時間の制限を超えて海員を作業に従事させることが出来る特別の必要がある場合の時間外労働について規定されているが、同条第 1 号において、4 時間を限度として海員に時間外労働を行わせることが出来る特別の必要がある場合とは、どのような場合において航海当直の員数を増加するときか。「船舶が～するとき」という形で同号に使用されている語句を用いて 2 つ答えよ。(2 点)

【解答】 船舶が港を出入りするとき

船舶が狭い水路を通過するとき、【則 42 条の 9 第 1 号】

(事業状況及び災害疾病発生状況報告)

第七十三条 法第百十一条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

- 一 毎年十月一日現在の事業状況 毎年 **+** H28 選月末日
  - 二 前年四月一日以後一年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年 **四** H28 選月末日
- ② 前項第二号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。
- ③ 第一項第一号及び第二号の報告の様式は、それぞれ第十九号書式及び第二十号書式によるものとする。

【出題：H28】 法第 111 条の規定に基づく、事業状況報告及び災害疾病発生状況報告は、それぞれ次の各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

一 事業状況報告書毎年 **ケ** 月末日

二 災害疾病発生状況報告書毎年 **コ** 月末日

【解答】 ケ：M(10)、コ：T(4)、【法第 111 条、則第 73 条第 1 項】

(危険物等取扱責任者を乗り組ませべき船舶)

第七十七条の三 法第百十七条の三第一項の国土交通省令で定めるタンカーは、平水区域を航行区域とするタンカー以外の**石油タンカー** H30 記(ばら積みの石油及び石油製品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)、**液体化学薬品タンカー** H30 記(ばら積みの液体化学薬品を輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)及び**液化ガスタンカー** H30 記(ばら積みの液化ガスを輸送するために使用されるタンカーをいう。以下同じ。)とする。

- ② 法第百十七条の三第一項の国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船は、平水区域を航行区域とする液化天然ガス等燃料船以外の低引火点燃料船(低引火点燃料(引火点が摂氏六十度以下の燃料をいう。以下同じ。))を使用する船舶をいい、貨物を燃料とする液化ガスタンカーを除く。以下同じ。)とする。

【出題：H30】 船員法施行規則第 77 条の 3 第 1 項において規定されている、平水区域を航行するタンカーを除く危険物等取扱責任者を乗り組ませべきタンカーを 2 つ答えよ。「〇〇タンカー」と回答すること。(2 点) 【解答】

【解答】 石油タンカー、液体化学薬品タンカー、液化ガスタンカー

(これらのうち 2 つ)、【則 77 条の 3 第 1 項】

## 5.19 船員労働安全衛生規則

(安全担当者の資格)

- 第三条 **安全担当者**は、当該部の業務に**二年以上**従事した経験を有する者であつて、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。 **H30**○
- 2 前項の規定によるほか、引火性液体類（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号に掲げる引火性液体類をいう。）又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質（以下「引火性液体類等」という。）を常時運送する船舶の甲板部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 第七十七条及び第七十八条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録タンカー安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。
  - 二 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下この号において「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有しており、かつ、法、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）及び船舶安全法（昭和八年法律第十一号）並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。
- 3 第一項の規定によるほか、船員法施行規則（昭和三十二年運輸省令第二十三号。以下「施行規則」という。）第七十七条の三第二項に規定する低引火点燃料船に乗り組む機関部の安全担当者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 第九十一条の二及び第九十一条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録低引火点燃料船安全担当者講習」という。）の課程を修了した者であること。
  - 二 締約国危険物等取扱責任者資格証明書を受有しており、かつ、法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令についての講習の課程を修了した者であること。

【出題：H30】船員労働安全衛生規則第3条第1項において、安全担当者は、当該部の業務に2年以上従事した経験を有する者であつて、当該部の業務に精通するものでなければならない。ただし、他の部の安全担当者を兼任する場合における兼任する部の業務については、この限りでない。【解答】○、【船員労働安全衛生規則第3条第1項】

## 5.20 救命艇手規則

(救命艇手の選任)

- 第一条 船員法（以下「法」という。）第百十八条第一項の国土交通省令の定める船舶は、平水区域を航行区域とする船舶以外の次に掲げる船舶とする。
- 一 **旅客船** **H28**記
  - 二 **旅客船以外の最大とう乗人員百人以上の船舶** **H28**記

【出題：H28】船員法第118条第1項の規定に基づき、船舶所有者が、乗組員の中から救命艇手を選任しなければならない船舶とは、平水区域を航行区域とする船舶以外のどのような船舶か2つ答えよ。（2点）

【解答】旅客船

旅客船以外の最大とう乗人員百人以上の船舶、【救命艇手規則1条】

## 5.21 複合問題

【出題：R04】船員法が定める一定の場合に、船舶所有者が船員に対して支払わなければならない手当の名称（同法で使用されているものに限る。）を3つ挙げよ（船員法施行規則でのみ定める手当は除く）。（3点）

【解答】（下記のうちから1つにつき1点）※順不同、3つ以上書いていたとしても、3点を上限とする。

（解雇）予告手当（法44条2項）、失業手当（法45条）、雇止手当（法46条）、送還手当（法49条）、補償休日手当（法63条）、割増手当（法66条）、傷病手当（法91条）、予後手当（法91条）、障害手当（法92条）、行方不明手当（法92条の2）、遺族手当（法93条）

## 5.22 法改正

【出題：R01】船長の命令により、海員が救命艇操練に従事する場合、法第60条から第67条までの労働時間等に関する規定は適用されない。【解答】○、【旧60条から67条】

## 5.23 選択肢

【出題：R05】

- ①. 船員労務官 ②. 出港前 ③. 10 ④. 海員 ⑤. 予備船員  
 ⑥. 港湾法（昭和25年法律218号） ⑦. 労務管理責任者 ⑧. 勤務管理員 ⑨. 発航前  
 ⑩. 職員 ⑪. 事前 ⑫. 3 ⑬. 5 ⑭. 8 ⑮. 部員 ⑯. 14  
 ⑰. 15 ⑱. 港則法（昭和23年法律174号） ⑲. 40 ⑳. 72 ㉑. 運航管理者  
 ㉒. 20 ㉓. 海岸法（昭和31年法律101号） ㉔. 機関長

【出題：R04】

- ①. 船橋 ②. 操舵室 ③. 甲板 ④. 操縦盤 ⑤. 休息时间 ⑥. 休日 ⑦. 給料  
 ⑧. 予備船員 ⑨. 船員 ⑩. 船長 ⑪. 船舶借入人 ⑫. 船舶貸借人 ⑬. 船舶管理人  
 ⑭. 操船 ⑮. 指揮 ⑯. 監督 ⑰. 帳簿 ⑱. 記録簿 ⑲. 休日付与簿  
 ㉑. 船舶所有者 ㉒. 運航管理者 ㉓. 三百 ㉔. 五百 ㉕. 五千

【出題：R03】

- ①. 雇用契約 ②. 雇止契約 ③. 雇入契約 ④. 労使協定 ⑤. 就業規則  
 ⑥. 労働協約 ⑦. 戒告 ⑧. 解雇 ⑨. けん責 ⑩. 減給 ⑪. 損害賠償  
 ⑫. 予告手当 ⑬. 失業手当 ⑭. 雇止手当 ⑮. 船長 ⑯. 船員 ⑰. 職員  
 ⑱. 司厨員 ⑲. 部員 ㉑. 予備船員 ㉒. 五日 ㉓. 十日 ㉔. 十五日 ㉕. 三十日

【出題：R02】

- ①. 船舶貸付人 ②. 船舶借入人 ③. 船舶管理人 ④. 共有代理人 ⑤. 船舶使用人 ⑥. 一定額  
 ⑦. 解雇 ⑧. 特別条項 ⑨. 損害賠償額 ⑩. 就業規則 ⑪. 労使協定 ⑫. 雇入契約  
 ⑬. 最低賃金法 ⑭. 最低賃金額 ⑮. 特定賃金 ⑯. 代表者 ⑰. 違約金 ⑱. 労働協約  
 ⑲. 懲戒 ⑳. 一 ㉑. 二 ㉒. 三 ㉓. 三十 ㉔. 五十 ㉕. 百 ㉖. 二百 ㉗. 千 ㉘. 三千

【出題：R01】

- ①. 5 ②. 6 ③. 10 ④. 12 ⑤. 15 ⑥. 20 ⑦. 30 ⑧. 40 ⑨. 海員  
 ⑩. 予備員 ⑪. 予備船員 ⑫. 航海の安全 ⑬. 復原性 ⑭. 補償休日手当 ⑮. 船員  
 ⑯. 予告手当 ⑰. 割増手当 ⑱. 部員 ⑲. 同一の事業 ⑳. 同一の法人 ㉑. 労働組合  
 ㉒. 基準労働期間 ㉓. 船員労働の特殊性 ㉔. 一定の期間 ㉕. 事務員 ㉖. 労働協約 ㉗. 秩序

【出題：H30】

- A. 食費 B. 生活費 C. 賃金 D. 運送賃 E. 宿泊費 F. 雑費 G. 登録 H. 戸籍  
 I. 認定 J. 無償 K. 刑事訴訟法 L. 有償 M. 刑法 N. 文書管理 O. 司法警察員  
 P. 行政警察員 Q. 立法警察員 R. 民法 S. 14 T. 1 U. 2 V. 30 W. 5  
 X. 3 Y. 4 Z. 10

【出題：H29】

- A. 就業規則 B. 地方運輸局長 C. 救命艇操練 D. 防災操練 E. 救難艇操練  
 F. 補償休日手当 G. 健康証明書 H. 国土交通大臣 I. 退職手当 J. 健康診断書  
 K. 防火操練 L. 予告手当 M. 労働協約 N. 90 O. 6 P. 60 Q. 3  
 R. 1 S. 14 T. 4 U. 9 V. 5 W. 30 X. 8 Y. 2 Z. 7

【出題：H28】

- A. 派遣先事業者 B. 地方運輸局長 C. 国土交通大臣 D. 海事局長  
 E. 船舶貸渡人 F. 市町村長 G. 派遣元事業者 H. 地方運輸支局長  
 I. 船舶借入人 J. 都道府県知事 K. 労務供給事業者 L. 船舶管理人  
 M. 10 N. 90 O. 6 P. 12  
 Q. 3 R. 1 S. 14 T. 4

U. 9	V. 5	W. 30	X. 8
Y. 2	Z. 7		

【出題：H27】

A. 3	B. 5	C. 10	D. 14	E. 15
F. 24	G. 40	H. 56	I. 72	J. 200
K. 500	L. 700	M. 1,600	N. 3,000	O. 労使協定
P. 国内航海	Q. 定期航路事業	R. 災害補償	S. 船舶保険	T. 国際航海
U. 就業規則	V. 作業言語	W. 旅客運送事業	X. 労務監査	Y. 貯蓄金

\*\*\*\*\* ムネ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製 転用禁止

## 6. 船員職業安定法

選択の穴埋め問題と○×問題のみ。

### 6.1 船員職業安定法

#### 6.1.1 第1章 総則（第1条～7条）

(職業選択の自由)

第二条 何人も、その能力及びその有する**免状** R05 選若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に応じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。

【出題：R05】何人も、その能力及びその有する **ア** 若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格に応じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。【解答】ア：21（免状）、【法2条】

(均等待遇)

第四条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、**部員**職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された**労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない** H29 選。

【出題：R04】何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、**ア** 職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

【解答】ア：13（部員）、【法4条】

【出題：H29】労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間で締結された**労働協約の定にかかわらず**、何人も人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、部員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。【解答】×、【法4条】

(定義)

第六条 この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2 この法律で「船員職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

3 この法律で「船員職業紹介事業」とは、船員職業紹介を業として行うことをいう。

4 この法律で「無料船員職業紹介事業者」とは、第三十四条第一項の許可を受けて、又は第四十条第一項の規定による**届出** R01 選をして H27 選、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。

5 この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適応を容易にさせるために必要な指示、助言その他の指導を行うことをいう。

6 この法律で「部員職業補導」とは、部員になろうとする者に対し、部員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的かつ実用的知識及び技能を授けることをいう。

7 この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを**勧誘** R02 選することをいう。 R05○、H30○、H26○

8 この法律で「船員労務供給」とは、**供給** R05 選、R03 選、H27 選契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを**含まない** R01 選ものとする。 R04○、H29○

9 この法律で「船員労務供給事業」とは、船員労務供給を業として行うことをいう。

10 この法律で「無料船員労務供給事業者」とは、第五十一条の許可を受けて、無料の船員労務供給事業を行う労働組合等（労働組合法による労働組合（以下単に「労働組合」という。）その他これに準ずるものであつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

11 この法律で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させるこ

とをいい、当該他人に対し当該船員を**当該他人に雇用させることを約して**するものを**含まない** R02×,H27×ものとする。 H29○

- 1 2 この法律で「派遣船員」とは、船舶所有者が**常時** R04×,R01×,H30 選,H28 選,H26 選雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。 R03○
- 1 3 この法律で「船員派遣事業」とは、船員派遣を業として行うことをいう。
- 1 4 この法律で「船員派遣元事業主」とは、第五十五条第一項の許可を受けて、船員派遣事業を行う者をいう。
- 1 5 この法律（第三章第四節第二款第四目を除く。）で「派遣先」とは、船員派遣元事業主から船員派遣の役務の提供を受ける者をいう。
- 1 6 この法律で「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【出題：R01】船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等の行う無料の船員職業紹介事業の ウ をして、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。【解答】ウ：10（届出）、【法6条4項】

【出題：H27】船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、船舶所有者を代表する団体等が無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等が無料の船員職業紹介事業の イ、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。【解答】イ：20（届出をして）、【法6条4項】

【出題：R02】船員職業安定法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを ウ することをいう。【解答】ウ：21（勧誘）、【法第6条7号】

【出題：R05（この法律で）、H30, H26】船員職業安定法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。【解答】○、【法6条7項】

【出題：R05, R03, H27 類】船員職業安定法で「船員労務供給」とは、 イ 契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを**含まないもの**とする。【解答】イ：17（供給）、【法6条8号】

【出題：R04, H29】「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを**含まないもの**とする。【解答】○、【法6条8項】

【出題：R01】船員職業安定法で「船員労務供給」とは、供給契約に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを**含むもの**とする。【解答】×、【法6条8項】

【出題：R02, H27】船員職業安定法で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を**当該他人に雇用させることを約して**するものを**含むもの**とする。【解答】×、【法6条11項】

【出題：H29】船員職業安定法で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を**当該他人に雇用させることを約して**するものを**含まないもの**とする。【解答】○、【法6条11項】

【出題：H30, H28, H26】船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が ウ 雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。【解答】ウ：10（常時）、【法6条12項】

【出題：R04】「派遣船員」とは、船舶所有者が**期間を定めて**雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。【解答】×、【法6条12項】

【出題：R03】船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が**常時**雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。【解答】○、【法6条12項】

【出題：R01】船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者が、**派遣可能期間のみ**雇用する船員であつて、船員派遣の対象となるものをいう。【解答】×、【法6条12項】

## 6.1.2 第2章 政府の行う船員職業紹介等（第8条～32条）

（労働条件等の明示）

- 第十六条 求人者は、求人の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、**労働時間** <sup>R05</sup>その他の労働条件（次項において「従事すべき業務の内容等」という。）を明示しなければならない。
- 2 求人者は、求人の申込みをした地方運輸局長の紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合において、求職者に対して前項の規定により明示された従事すべき**業務の内容等を変更するとき**その他国土交通省令で定めるときは、当該求職者に対し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他国土交通省令で定める事項を明示しなければならない。
- 3 前二項の規定による明示は、賃金及び労働時間に関する事項その他の国土交通省令で定める事項については、**国土交通省令で定める方法により行わなければならない。**

施行規則第4条

- 4 法第十六条第三項の国土交通省令で定める方法は、**前項各号に掲げる事項**（以下この項及び次項において「明示事項」という。）が**明らかとなる次のいずれかの方法とする** <sup>R04</sup>。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめこれらの方法によることができない場合において、これらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。
- 一 書面の交付の方法
- 二 電子情報処理組織（書面交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）の使用に係る電子計算機と、書面被交付者（明示事項を前号の方法により明示する場合において、書面の交付を受けるべき者をいう。以下この号及び次項において同じ。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（書面被交付者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。）によることを書面被交付者が希望した場合における当該方法

【出題：R05】 求人者は、求人の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の  を明示しなければならない。【解答】 ウ：㉓（労働時間）、【法 16 条 1 項】

【出題：R04】 求人者は、求職者と労働契約を締結しようとする場合において、地方運輸局長を通じて求職者に対して事前に明示された従事すべき業務の内容等を変更するときは、常に書面の交付の方法により、当該変更する業務の内容等を明示しなければならない。【解答】 ×、【則第 4 条 4 項、法 16 条 2 項】

（求職者の個人情報の取扱い）

- 第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の**目的の達成に必要な範囲内**で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。 <sup>R04</sup>ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 2 地方運輸局長は、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

【出題：R04】 船員の募集を行う者は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の**目的の達成に必要な範囲内**で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。【解答】 ○、【法 19 条、法 48 条（準用規定）】

<sup>5</sup>（準用規定）第四十八条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。・・・第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と・・・

(争議行為に対する不介入)

第二十一条 地方運輸局長<sup>6</sup>は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。R04○

- 2 前項に規定する場合の外、労働委員会が地方運輸局長に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限で紹介することによって当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

【出題：R04】無料船員職業紹介事業者は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。【解答】○、【法 21 条、法 48 条（準用規定）】

### 6.1.3 第 3 章 政府以外の者の行う船員職業紹介等

#### 1) 第一節 船員職業紹介事業（第 33 条～43 条）

(無料の船員職業紹介事業の許可)

第三十四条 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は**公益を目的とする団体** R03×で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の**許可を受けて** H29×、H28×、H26×、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。R04○

- 一 当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。  
二 国庫から補助金を受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。  
2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。）を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。  
3 国土交通大臣は、第一項の条件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を与えなければならない。

【出題：R04】船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で船員職業安定法第 34 条第 1 項各号の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】○、【法 34 条 1 項】

【出題：R03】船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は**営利団体**で船員職業安定法第 34 条第 1 項各号の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】×、【法 34 条 1 項】

【出題：H29】船舶所有者を代表する団体等で船員職業安定法第 34 条第 1 項に定める条件を具備するものは国土交通大臣に**届け出て**、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】×、【法 34 条 1 項】

【出題：H28】船舶所有者を代表する団体は国土交通大臣に**届け出て**、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】×、【法 34 条 1 項】

【出題：H26】船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体で船員職業安定法第三十四条第一項各号の条件を具備するものは、国土交通大臣に**届け出て**、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】×、【法 34 条 1 項】

(許可の欠格事由)

第三十五条 国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、同条第一項の許可を与えてはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは

<sup>6</sup>（準用規定）第四十八条 第十六条、第十九条及び第二十一条の規定は、船員の募集について準用する。・・・第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者（国土交通省令で定める者を除く。次項において同じ。）」と、「船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは「船舶における就業を内容とする船員の募集をしてはならない」と・・・

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十号）第二条、第三条の二若しくは第四条第一項（同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 心身の故障により無料の船員職業紹介事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 第三条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して**五年** R02×を経過しない者
- 六 第三条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して**五年** R04×を経過しないもの
- 七 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条及び第五十六条において「暴力団員等」という。）
- 八 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 九 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十一 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

【出題：R04】国土交通大臣は、船員職業安定法第103条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して**3年**を経過しない者に対しては、無料の船員職業紹介事業の許可を与えてはならない。【解答】×、【法35条5項】

【出題：R02】船員職業安定法第103条第1項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して**3年**を経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。【解答】×、【法35条5号】

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十六条 第三十四条第一項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者（以下「無料船員職業紹介許可事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、**あらかじめ** H27×、その旨を国土交通大臣に**届け出なければならない** H29×。 R02○,R01○

一 船員職業紹介所の**所在地若しくは設備を変更**し、又は**船員職業紹介所を増設**しようとするとき。 R05○,R01○

二 **取扱職種の範囲等を変更**しようとするとき。 R02○

【出題：R05】無料の船員職業紹介事業を行う者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法36条

1号】

【出題：R02】 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者は、**取扱職種**の範囲等を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法36条2項】

【出題：R01】 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者が、**船員職業紹介所**を増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法36条1項】

【出題：H29】 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者が船員職業紹介所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の**許可を受けなければならない**。【解答】×、【法36条1号】

【出題：H27】 船員職業安定法第34条の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者は、取扱職種の範囲等を変更したときは、**遅滞なく**、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法36条2項】

(報酬受領の禁止)

第三十七条 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。R05○,R02○,H30○

【出題：R05, R02, H30】 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、**いかなる名義**でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。【解答】○、【法37条】

(帳簿書類の作成等)

第三十八条 無料船員職業紹介許可事業者は、その業務に関して国土交通省令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。R03○,H30○

(法第三十八条に関する事項)

第十六条 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後**三年** H28 選, H27 × 間、これを保存しなければならない。R01○

【出題：R03, H30】 無料船員職業紹介許可事業者は、その業務に関して国土交通省令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。【解答】○、【法38条】

【出題：R01】 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後3年間、これを保存しなければならない。【解答】○、【則16条】

【出題：H28】 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後  間、これを保存しなければならない。【解答】イ：14（3年）、【則16条】

【出題：H27】 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後 **1年** 間、これを保存しなければならない。【解答】×、【則16条（法38条）】

(事業報告)

第三十九条 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る**事業報告書** R05 選, H29 選 を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。H30○

2 前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る求職者の数その他船員職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

【出題：R05, H29】 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る  を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】ウ：7（事業報告書）、【法39条1項】

【出題：H30】 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通省令で定めるところにより、船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】○、【法39条1項】

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て H30×、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。)について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 一 学校(小学校及び幼稚園を除く。) 当該学校の学生生徒等
  - 二 専修学校(学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。) 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者 H28×
  - 三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、船員の教育訓練に関する業務を行うものとして国土交通省令で定めるものに限る。) 当該独立行政法人の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該船員の教育訓練を修了した者
- 2 前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長は、当該施設の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わつてその業務を行わせることができる。 R01○
- 3 第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項各号に掲げる施設の長は、その取扱職種の範囲等を定めて、同項の届出をすることができる。
- 4 前三条の規定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、前条第一項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「船員職業紹介所ごとの当該船員職業紹介事業」とあるのは「当該船員職業紹介事業」と読み替えるものとする。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う同項各号に掲げる施設の長に対し、第百三条第一項の規定により船員職業紹介事業の停止を命じようとする場合には、あらかじめ、関係行政庁に通知しなければならない。

【出題：H30】学校(小学校及び幼稚園を除く。)の長は、国土交通大臣の許可を受けて、当該学校の学生生徒等について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。【解答】×、【法40条1項】

【出題：H28】無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の卒業生については船員職業紹介を行うことはできない。【解答】×、【法40条1項】

【出題：R05】無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わつてその業務を行わせることができる。【解答】○、【法40条2項】

【出題：R01】船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わつてその業務を行わせることができる。【解答】○、【法40条2項】

(名称の制限)

第四十一条 無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いてはならない H29×。 R03○

【出題：R03】無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いてはならない。【解答】○、【法41条】

【出題：H29】無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法41条】

## 2) 第二節 船員の募集(第44条～49条)

(委託募集)

第四十四条 船舶所有者は、その被用者 H29 選以外の者に報酬を与えて船員の募集 R01 選を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可 R04 選、R02 選を受けなければならない。 R05○、H30○

- 2 船員の募集を行う者(船舶所有者及び船員の募集に従事する被用者を除く。以下「募集受託者」という。)は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

【出題：R04, R02】船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣の「イ」を受けなければならない。【解答】イ：2（許可）、【法 44 条 1 項】

【出題：R01】船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の「ア」を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】ア：4（募集）、【法 44 条 1 項】

【出題：H29】船舶所有者は、その「ア」以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】ア：8（被用者）、【法 44 条 1 項】

【出題：R05, H30】船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせるときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】○、【法 44 条 1 項】

（報酬受領の禁止）

第四十五条 船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び募集受託者 R03 選は、募集に応じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。R03○

【出題：R03】船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び募集「エ」は、募集に応じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。【解答】エ：11（受託者）、【法 45 条】

【出題：H27】船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び募集受託者は、募集に応じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。【解答】○、【法 45 条】

（報酬給与の禁止）

第四十六条 船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給与してはならない。H28○

【出題：H28】船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給与してはならない。【解答】○、【法 46 条】

（再委託の禁止）

第四十七条 船員の募集に従事する被用者及び募集受託者は、その募集を他人に委託してはならない。R02○

【出題：R02】船員の募集に従事する被用者及び募集受託者は、その募集を他人に委託してはならない。【解答】○、【法 47 条】

3) 第三節 船員労務供給事業（第 50 条～53 条）

（船員労務供給事業の禁止）

第五十条 何人も、次条に規定する場合を除いては、船員労務供給事業 H26 選を行い、又はその船員労務供給事業 H26 選を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。

【出題：H26】何人も、船員職業安定法第五十一条に規定する場合を除いては、「ウ」を行い、又はその「ウ」を行う者から供給される人を船員として自らの指揮命令の下に労務に従事させてはならない。【解答】ウ：15（船員労務供給事業）、【法 50 条】

（無料の船員労務供給事業の許可）

第五十一条 労働組合 R04 選等 H29 選は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の R03×船員労務供給 R02 選事業を行うことができる H30×。R01○

則 23 条 3 項 無料の船員労務供給事業の許可の有効期間は五年 R05×とする。

【出題：R05】無料の船員労務供給事業の許可の有効期限は、当該許可の日から起算して三年とする。【解答】×、【法 51 条、則 23 条 3 項】

【出題：R04, H29】「ウ」等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。【解答】ウ：11（労働組合）、【法 51 条】

【出題：R02】労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員「ア」事業を行うことができる。【解答】ア：18（労務供給）、【法 51 条】

【出題：R03】労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、**有料**の船員労務供給事業を行うことができる。【解答】×、【法 51 条】

【出題：R01】労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、**無料**の船員労務供給事業を行うことができる。【解答】○、【法 51 条】

【出題：H30】労働組合は、**無料**の船員労務供給事業を行うことが**できない**。【解答】×、【法 51 条】

#### 4) 第四節 船員派遣事業（第 54 条～94 条）

（船員派遣事業の許可）

第五十五条 国土交通大臣の許可を受けた者は、船員派遣事業を行うことができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所
- 三 船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地
- 四 第七十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項の申請書には、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、交通政策審議会の意見を聴かななければならない。

（許可の欠格事由）

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二 健康保険法第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法第五十六条、第五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第一項（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 三 心身の故障により船員派遣事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 第二百三条第一項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して**五年** [R05 選](#) [R01 選](#) [H30×](#) [H28 選](#) を経過しない者
- 六 第二百三条第一項又は第三項の規定により船員派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた

事項が発生した当時現に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

- 七 第三条第一項又は第三項の規定による船員派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者（当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 八 前号に規定する期間内に第六十二条第一項の規定による船員派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該船員派遣事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 九 暴力団員等
- 十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十一 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十三 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

【出題：R05, R01, H28】この法令に違反して国土交通大臣に船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して  を経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。【解答】イ：14（5年）、【法56条5号】

【出題：H30】船員職業安定法103条第1項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して10年を経過しない者は船員派遣事業の許可を受けることができない。【解答】×、【法56条5号】

（許可の有効期間等）

第六十条 第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日 H28×から起算して三年 R03 選, R01×とする。

- 2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る船員派遣事業を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第五十七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。
- 4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五十五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算 R02×して五年 R04×, H30 選とする。
- 5 第五十五条第二項から第四項まで、第五十六条（第五号から第八号までを除く。）及び第五十七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

【出題：R03】船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して  とする。【解答】オ：8（3年）、【法60条1項】

【出題：H28】船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の翌日から起算して3年である。【解答】×、【法60条1項】

【出題：R01】船員派遣事業の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して5年である。【解答】×、【法60条1項】

【出題：H30】更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して  とする。【解答】イ：13（5年）、【法60条4項】

【出題：R04】船員職業安定法第60条第2項の規定によりその更新を受けた場合における船員派遣事業の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年とする。【解答】×、【法60条4項】

【出題：R02】船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けた場合における許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日から起算して5年である。【解答】×、【法60条4項】

(変更の届出)

第六十一条 船員派遣元事業主は、第五十五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない<sup>R01×</sup>。この場合において、当該変更に係る事項が船員派遣事業を行う事業所の<sup>新設</sup><sup>R03選</sup>に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

- 2 第五十五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により船員派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。
- 4 船員派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、国土交通省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

【出題：R03】船員派遣元事業主は、船員派遣事業の許可申請書に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が船員派遣事業を行う事業所の<sup>ウ</sup>に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。【解答】ウ：6（新設）、【法 61 条 1 項】

【出題：R01】船員派遣元事業主は、船員派遣事業を行う事業所の名称及び所在地を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法 61 条 1 項、法第 55 条第 2 項】

(事業の廃止)

第六十二条 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、遅滞なく<sup>R05×</sup>、<sup>R02選</sup>、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。<sup>H29○</sup>  
2 前項の規定による届出があつたときは、第五十五条第一項の許可は、その効力を失う。

【出題：R05】船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を<sup>廃止するときは、あらかじめ</sup>、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法 62 条 1 項】

【出題：R02】船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、<sup>エ</sup>、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】エ：7（遅滞なく）、【法 62 条 1 項】

【出題：H29】船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、遅延なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法 62 条 1 項】

(名義貸しの禁止)

第六十三条 船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。<sup>R05○,R03○,R01○</sup>

【出題：R05, R03, R01】船員派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。【解答】○、【法 63 条】

(事業報告等)

第六十四条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る<sup>事業報告書</sup><sup>R03×</sup>及び<sup>収支決算書</sup>を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣の役務の提供を受けた者の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。
- 3 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第一条第一項に規定する<sup>船舶以外</sup>の船舶において就業させるための船員派遣（以下「外国船舶派遣」という。）を<sup>しようとするとき</sup><sup>R04×,H28×</sup>は、国土交通省令で定めるところにより、<sup>あらかじめ</sup><sup>R04×</sup>、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。<sup>H30○</sup>

【出題：R03】船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派

遣事業に係る**事業計画書**及び収支予算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】×、【法 64 条 1 項】

【出題：R04】船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第 1 条第 1 項に規定する**船舶以外の船舶において**就業させるための船員派遣をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、**遅滞なく**、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法 64 条 3 項】

【出題：H28】船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第 1 条第 1 項に規定する**船舶において**就業させるための船員派遣をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、**あらかじめ**、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法 64 条 3 項】

【出題：H30】船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第 1 条第 1 項に規定する**船舶以外の船舶において**就業させるための船員派遣（外国船舶派遣）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、**あらかじめ**、その旨を国土交通大臣に**届け出なければならない**。【解答】○、【法 64 条 3 項】

(契約の内容等)

第六十六条 船員派遣契約（当事者の一方が相手方に対し船員派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣船員の人数を定めなければならない。

- 一 派遣船員が従事する業務の内容
  - 二 派遣船員が乗り組む船舶（以下「派遣船舶」という。）の名称、総トン数、用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域
  - 三 船員派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣船員を指揮命令する者に関する事項
  - 四 船員派遣の期間
  - 五 基準労働期間（船員法第六十条第三項に規定する基準労働期間をいう。以下同じ。）、労働時間及び休息时间に関する事項
  - 六 安全及び衛生に関する事項
  - 七 派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 八 船員派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、船員派遣元事業主は、船員派遣契約であつて外国船舶派遣に係るものの締結に際しては、国土交通省令で定めるところにより、当該外国船舶派遣に係る派遣先が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。
- 一 第八十五条の派遣先責任者の選任
  - 二 第八十六条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の国土交通省令で定める条件に従つた通知
  - 三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める当該船員派遣に係る派遣船員の就業（以下「派遣就業」という。）が適正に行われるために必要な措置
- 3 船員派遣元事業主は、第一項の規定により船員派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五十五条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。
- 4 第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について船員派遣元事業主から新たな船員派遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該船員派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該船員派遣元事業主に対し、当該船員派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
- 5 船員派遣元事業主は、第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな船員派

遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る船員派遣契約を締結してはならない。

- 6 船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る派遣船員を**特定** H29 することを目的とする行為をしないように努めなければならない。 R03

【出題：H29】船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る派遣船員を  することを目的とする行為をしないように努めなければならない。【解答】イ：20（特定）、【法 66 条 6 項】

【出題：R03】船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、船員派遣契約の締結に際し、当該船員派遣契約に基づく船員派遣に係る派遣船員を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。【解答】○、【法 66 条 6 項】

第六十八条 船員派遣契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。 R03 H28

【出題：R03, H28】船員派遣契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。【解答】○、【法 68 条】

(派遣船員であることの明示等)

第七十一条 船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。 H26

- 2 船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のものを新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示し、その**同意**を得なければならない。 R05

【出題：H26】船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。【解答】○、【法 71 条 1 項】

【出題：R05】船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のものを新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示し、その同意を得なければならない。【解答】○、【法 71 条 2 項】

(就業条件等の明示)

第七十三条 船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣に係る派遣船員に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。 R03

- 一 当該船員派遣をしようとする旨
  - 二 第六十六条第一項各号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項であつて当該派遣船員に係るもの
  - 三 第八十一条第一項各号に掲げる業務以外の業務について船員派遣をする場合にあつては、当該派遣船員が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日
- 2 船員派遣元事業主は、派遣先から第八十一条第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣船員に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

施行規則第 33 条 法第七十三条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を記載した**書面**を当該派遣船員に**交付することにより行わなければならない**。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ書面の交付による明示ができない場合において、書面以外の方法により明示したときは、この限りでない。

【出題：R02】船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣に係る派遣船員に対し、船員職業安定法第 73 条に掲げる事項を明示しなければならない。【解答】○、【法 73 条】

【出題：H29】船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣に係る派遣船員に対し、

船員職業安定法第73条第1項及び第2項に定める就業条件等を、**口頭**で明示しなければならない。【解答】×、【則33条1項】

(派遣元責任者)

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第五十六条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者及び心身の故障により派遣元責任者の職務を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるものを除く。）のうちから**派遣元責任** **H30** 選者を**選任**しなければなら**ない** **R02**×。

- 一 第七十一条、第七十三条、第七十四条、前条第二項及び次条に定める事項に関すること。
- 二 当該派遣船員に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
- 三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣船員等の個人情報等の管理に関すること。
- 五 当該派遣船員の安全及び衛生に関し、当該事業所の船員の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者並びに当該派遣先との連絡調整を行うこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

【出題：H30】船員派遣元事業主は、派遣就業に関し船員職業安定法第76条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、第56条第1号から第4号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちからア者を選任しなければならない。【解答】ア：24（派遣元責任）、【法76条】

【出題：R02】船員派遣元事業主は、派遣就業に関し船員職業安定法第76条に掲げる事項を行わせるため、船員派遣事業の許可の欠格事由に該当しない者の中から派遣元責任者を**置くことができる**。【解答】×、【法76条】

(派遣元管理台帳)

第七十七条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元**管理台帳** **R02** 選、**H28** 選、**H26** 選を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 事業所の所在地及び派遣船舶の名称
  - 三 船員派遣の期間及び派遣就業をした日
  - 四 基準労働期間及び労働時間
  - 五 従事する業務の種類
  - 六 派遣船員から申出を受けた苦情の処理に関する事項
  - 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 船員派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳を**三年** **H29** 選間保存しなければならない。

施行規則第37条 第5項

法第七十七条第二項の規定による派遣元管理台帳を保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の**終了の日とする** **H27**×。

【出題：R02】船員派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元イを作成しなければならない。【解答】イ：9（管理台帳）、【法77条1項】

【出題：H29】船員派遣元事業主は、船員職業安定法第77条第1項に定める事項を記載した派遣元管理台帳をエ間保存しなければならない。【解答】エ：14（3年）、【法77条2項】

【出題：H28, H26】船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、ア台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第77条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。【解答】ア：4（派遣元管理）、【法77条1項】

【出題：H27】船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、それを3年間保存しなければならないが、その保存すべき期間の計算についての起算日は、船員派遣の期間の**開始の日とする**。【解答】×、【則37条5項（法77条2項）】

(船員派遣の役務の提供を受ける期間)

第八十一条 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。）について、船員派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けてはならない **H30×**。

一 次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の船員の一月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、国土交通大臣の定める日数以下である業務

二 当該派遣先に雇用される船員が船員法第八十七条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該船員の業務その他これに準ずる場合として国土交通省令で定める場合における当該船員の業務

三 当該派遣先に雇用される船員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として国土交通省令で定める休業をする場合における当該船員の業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により船員派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 一年

3 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から一年を超え **三年 H27 選,H26×** 以内 **R05×,R02×** の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。 **H29○**

(4～5項掲載省略)

【出題：R05, R02】派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から3年を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。【解答】×、【法84条3項】

【出題：H30】派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、いかなる場合であっても船員派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けてはならない。【解答】×、【法81条1項】

【出題：H27】派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超え **ア** 以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。【解答】ア：4（3年）、【法81条3項】

【出題：H29】派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超え **3年** 以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。【解答】○、【法81条3項】

【出題：H26】派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から1年を超え **5年** 以内の期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。【解答】×、【法81条3項】

(派遣先責任者)

第八十五条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、**派遣先責任 R01 選,H26 選者を選任 R03 選**しなければならない。

一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣船員の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。

イ この法律及び次目の規定により適用される法律（これらの法律に基づく命令を含む。）

の規定

- ロ 当該派遣船員に係る第七十九条に規定する船員派遣契約の定め
- ハ 当該派遣船員に係る第七十四条の規定による通知
- ニ 第八十一条第五項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣船員の安全及び衛生に関し、当該船舶の船員の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者並びに当該船員派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該船員派遣元事業主との連絡調整に関すること。

【出題：R03】派遣先は、派遣就業に関し船員職業安定法第 85 条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、派遣先責任者を  しなければならない。【解答】ア：23（選任）、【法 85 条 1 項】

【出題：R01, H26】派遣先は、派遣就業に関し船員職業安定法第 85 条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、 者を選任しなければならない。【解答】エ：17（派遣先責任）、【法 85 条 1 項】

(派遣先管理台帳)

第八十六条 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理 H30 通 台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 船員派遣元事業主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 派遣就業をした日
- 三 派遣就業をした日ごとの労働時間
- 四 従事した業務の種類
- 五 派遣船員から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を **三年間** R04 通 R03 × 保存しなければならない。

3 派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を船員派遣元事業主に通知しなければならない。

【出題：H30】派遣先は、国土交通省令で定めるところにより、派遣就業に関し、 台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごとに船員職業安定法第 86 条第 1 項各号に掲げる事項を記載しなければならない。【解答】オ：7（派遣先管理）、【法 86 条 1 項】

【出題：R04】派遣先は、派遣先管理台帳を  保存しなければならない。【解答】エ：12（3 年間）、【法 86 条 2 項】

【出題：R03】船員派遣元事業主は、船員職業安定法第 77 条第 1 項の派遣元管理台帳を **5 年間** 保存しなければならない。【解答】×、【法 86 条 2 項】

#### 6.1.4 第 4 章 交通政策審議会等への諮問等（第 95 条）

(交通政策審議会等への諮問等)

第九十五条 第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行に関する重要事項については、国土交通大臣は **交通政策審議会** の、地方運輸局長は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会（以下「地方審議会」という。）の **意見を聴かなければならない**。 H28 ○

- 2 交通政策審議会又は地方審議会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政庁に建議することができる。
- 3 前二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときは、交通政策審議会は国土交通大臣に、地方審議会は地方運輸局長に、資料の提供を求めることができる。
- 4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行うため、交通政策審議会の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

【出題：H28】国土交通大臣は、無料の船員労務供給事業の許可申請書を受理したときは、交通政策審議会の意見を聴き、許可するかどうかを決定する。【解答】○、【法 95 条 1 項】

### 6.1.5 第5章 雑則（第96条～110条）

（秘密の厳守）

第百四条 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員派遣元事業主（以下この条において「無料船員職業紹介事業者等」という。）並びに無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他国土交通省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料船員職業紹介事業者等及び無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。H26○

【出題：H26】無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員派遣元事業主（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）並びに無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他国土交通省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料船員職業紹介事業者等及び無料船員職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。【解答】○、【法104条】

（手数料）

第百五条 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第五十五条第一項の許可を受けようとする者
- 二 第五十八条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者
- 三 第六十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者 H28×
- 四 第六十一条第四項の規定による許可証の書換えを受けようとする者

【出題：H28】船員派遣事業の許可を受けようとする者は手数料を納付しなければならないが、船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は手数料を納付する必要はない。【解答】×、【法105条3号】

※ 法第55条（船員派遣事業の許可）、法第60条（許可の有効期間等）

### 6.1.6 第6章 罰則（第111条～116条）

## 6.2 船員職業安定法施行規則

（法第三十九条に関する事項）

第十七条 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年四月三十日 R02×、H26 まで、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。H28○

2 法第三十九条の事業報告書の様式は、第一号様式とする。

【出題：H26】無料船員職業紹介許可事業者は、毎年イまで、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】イ：7（4月30日）、【則17条1項】

【出題：R02】無料船員職業紹介許可事業者は、毎年6月30日まで、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】×、【則17条1項】

【出題：H28】無料船員職業紹介許可事業者は、毎年4月30日まで、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】○、【則17条1項】

（法第五十条に関する事項）

第二十二條 船員労務供給事業には、定期傭船契約による場合を除き、請負契約 H28 により人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。

【出題：H28】船員労務供給事業には、期間傭船契約による場合を除き、オにより人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させる事業を含む。【解答】オ：18（請負契約）、【則22条】

(法第六十四条に関する事項)

第三十条 船員派遣元事業主は、法第六十四条第一項に規定する事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後三月 R01 選、H27 選以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、船員派遣元事業主が当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書を提出したときは、収支決算書を提出することを要しない。

(2～3 掲載省略)

【出題：R01, H27】船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を、毎事業年度経過後  以内に作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】オ：21 (3月)、【則 30 条】

(法第七十六条に関する事項)

第三十六条 法第七十六条の規定による派遣元責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 船員派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する者の中から選任すること。ただし、船員派遣元事業主（法人である場合は、その役員）を派遣元責任者とするを妨げない。
  - 二 当該事業所の派遣船員の数が百 H27 選人以下のときは一人以上の者を、百人を超え二百人以下のときは二人以上の者を、二百人を超えるときは、当該派遣船員の数が二百人を超える百人ごとに一人を二人に加えた数以上の者を選任すること。
- 2 法第七十六条の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により派遣元責任者の職務を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

【出題：H27】船員派遣元事業主は、船員職業安定法第 76 条各号に掲げる事項を行わせるため、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣元事業主の事業所ごとに派遣元責任者を選任しなければならないが、その派遣元責任者については、当該事業所の派遣船員の数が  人以下のときは 1 人以上の者を選任しなければならない。【解答】オ：13 (100)、【則 36 条 1 項 2 号】

(法第百五条に関する事項)

第四十八条 法第百五条の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第百五条第一号に掲げる者 十四万二千八百円（船員派遣事業を行う事業所の数が二以上の場合にあつては、七万三千三百円に当該事業所数から一を減じた R04 選数を乗じて得た額に十四万二千八百円を加えた額）
- 二 法第百五条第二号に掲げる者 再交付を受けようとする許可証一枚につき千三百五十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を受けようとする場合にあつては、千三百円）

(三～四号掲載省略)

- 2 法第百五条の規定による手数料は、申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて、納付しなければならない。
- 3 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

【出題：R04】船員派遣事業の許可を受けようとする者は、142,800 円（船員派遣事業を行う事業所の数が 2 以上の場合にあつては、71,300 円に当該事業所数から 1 を  数を乗じて得た額に 142,800 円を加えた額）の手数料を納付しなければならない。【解答】オ：16 (減じた)、【則第 48 条 1 項 1 条】

### 6.3 廃止された規定

(兼業の制限)

旧第 37 条 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、次の業務を行うことができない。  
ただし、無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、第 4 号から第 6 号までの業務を行うことができる。

- 一 両替
- 二 質屋
- 三 酒類の販売
- 四 飲食店
- 五 日用品の販売
- 六 宿泊所

2 無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

【出題：H30】無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣から兼業の許可を受けたときは、**エ**の業務を行うことができる。【解答】エ：16（宿泊所）、【旧法 37 条 1 項 6 号】

【出題：R04】無料船員職業紹介事業者は、国土交通大臣の許可を受けなければ、飲食店、日用品の販売及び宿泊所の業務を行うことができない。【解答】×、【旧法 37 条 1 項（兼業の制限）は撤廃】

【出題：R01】無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、飲食店、日用品の販売、宿泊所の業務を行うことができる。【解答】○、【旧法 37 条 1 項（廃止）】

【出題：H29】無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、酒類の販売を行う者と通謀して、利を図ることはできない。【解答】○、【旧 37 条（廃止）】

【出題：H28】無料船員職業紹介許可事業者及びその従業者は、両替、質屋、酒類の販売の業務を行うことができないが、国土交通大臣の許可を受けたときは、当該業務を行うことができる。【解答】×、【廃止】

※ 現在は、許可の必要なし

### 6.4 選択肢

【出題：R05】

- |                 |               |          |                 |               |               |        |
|-----------------|---------------|----------|-----------------|---------------|---------------|--------|
| 1. 提供           | 2. 許可         | 3. 雇用区分  | 4. 雇用形態         | 5. 任命         | 6. 雇用         |        |
| 7. 帳簿書類         | 8. 認可         | 9. 2年    | 10. 損益計算書       | 11. 労働組合      | 12. 3年        |        |
| 13. <b>事業報告</b> | 14. 承認        | 15. 資格   | 16. 派遣          | 17. <b>5年</b> | 18. <b>供給</b> | 19. 免許 |
| 20. 登録          | 21. <b>免状</b> | 22. 事業調書 | 23. <b>労働時間</b> | 24. 10年       | 25. 会計報告      |        |

【出題：R04】

- |               |              |           |                |                 |                |         |
|---------------|--------------|-----------|----------------|-----------------|----------------|---------|
| 1. 船員         | 2. <b>許可</b> | 3. 地方公共団体 | 4. 1年間         | 5. 除した          | 6. 乗じた         |         |
| 7. 海員         | 8. 認可        | 9. 2年間    | 10. 船舶所有者      | 11. <b>労働組合</b> | 12. <b>3年間</b> |         |
| 13. <b>部員</b> | 14. 承認       | 15. 加算した  | 16. <b>減じた</b> | 17. 学校          | 18. 5年間        | 19. 乗組員 |
| 20. 登録        | 21. 認定       | 22. 合算した  | 23. 船員教育機関     | 24. 10年間        | 25. 船舶職員       |         |

【出題：R03】

- |              |        |               |                |         |              |        |
|--------------|--------|---------------|----------------|---------|--------------|--------|
| 1. 管理        | 2. 変更  | 3. 廃止         | 4. 10年         | 5. 配置   | 6. <b>新設</b> | 7. 責任者 |
| 8. <b>3年</b> | 9. 任命  | 10. 5年        | 11. <b>受託者</b> | 12. 委託者 | 13. 船員       | 14. 指名 |
| 15. 2年       | 16. 登録 | 17. <b>供給</b> | 18. 移転         | 19. 雇用  | 20. 管理者      |        |
| 21. 1年       | 22. 労務 | 23. <b>選任</b> | 24. 監督者        | 25. 改修  |              |        |

【出題：R02】

- |               |                |               |           |                 |        |                |
|---------------|----------------|---------------|-----------|-----------------|--------|----------------|
| 1. 1月以内に      | 2. 決定          | 3. 労働者供給      | 4. 宣誓     | 5. 台帳           | 6. 認可  | 7. <b>遅滞なく</b> |
| 8. 申告         | 9. <b>管理台帳</b> | 10. <b>許可</b> | 11. 労働者管理 | 12. 登録台帳        | 13. 承認 |                |
| 14. 速やかに      | 15. 登録         | 16. 募集        | 17. 管理簿   | 18. <b>労務供給</b> | 19. 免許 | 20. 労務管理       |
| 21. <b>勧誘</b> | 22. 直ちに        | 23. 翌月までに     | 24. 登録簿   | 25. 確認          |        |                |

【出題：R01】

- |          |          |          |            |         |          |          |
|----------|----------|----------|------------|---------|----------|----------|
| 1. 登録    | 2. 労務供給  | 3. 派遣先管理 | 4. 募集      | 5. 1年   | 6. 1月    | 7. 2月    |
| 8. 派遣元責任 | 9. 配乗    | 10. 届出   | 11. 労務管理責任 | 12. 6月  | 13. 労務管理 |          |
| 14. 5年   | 15. 報告   | 16. 登記   | 17. 派遣先責任  | 18. 10年 | 19. 申告   | 20. 職業紹介 |
| 21. 3月   | 22. 100日 | 23. 2年   | 24. 派遣元管理  | 25. 3年  |          |          |

【出題：H30】

- |          |          |          |         |           |           |
|----------|----------|----------|---------|-----------|-----------|
| 1. 10年   | 2. 両替    | 3. 派遣元管理 | 4. 期間   | 5. 衛生管理   | 6. 船舶管理   |
| 7. 派遣先管理 | 8. 酒類の販売 | 9. 6ヶ月   | 10. 常時  | 11. 雇用管理  | 12. 日々    |
| 13. 5年   | 14. 遊戯場  | 15. 職業指導 | 16. 宿泊所 | 17. 派遣先責任 | 18. 臨時    |
| 19. 募集受託 | 20. 3年   | 21. 1ヶ月  | 22. 1年  | 23. 船舶所有  | 24. 派遣元責任 |
|          |          |          |         | 25. 質屋    |           |

【出題：H29】

- |          |         |           |           |          |          |
|----------|---------|-----------|-----------|----------|----------|
| 1. 船員    | 2. 労務供給 | 3. 帳簿書類   | 4. 派遣先    | 5. 1年    | 6. 求人票   |
| 7. 事業報告書 | 8. 被用者  | 9. 申請     | 10. 雇用契約  | 11. 船舶管理 | 12. 求職者  |
| 13. 指揮命令 | 14. 3年  | 15. 事業所   | 16. 請負契約  | 17. 派遣元  | 18. 募集   |
| 19. 期間   | 20. 特定  | 21. 船舶所有者 | 22. 労働組合等 | 23. 届出   | 24. 供給契約 |
|          |         |           |           | 25. 5年   |          |

【出題：H28】

- |          |        |          |          |          |
|----------|--------|----------|----------|----------|
| 1. 認可    | 2. 1ヶ月 | 3. 10年   | 4. 派遣元管理 | 5. 1年    |
| 6. 国籍    | 7. 臨時  | 8. 派遣契約  | 9. 6ヶ月   | 10. 3ヶ月  |
| 11. 船舶管理 | 12. 日々 | 13. 登録   | 14. 3年   | 15. 労務管理 |
| 16. 4年   | 17. 常時 | 18. 請負契約 | 19. 期間   | 20. 更新   |
| 21. 免許   | 22. 本籍 | 23. 届出   | 24. 供給契約 | 25. 5年   |

【出題：H27】

- |           |            |            |          |           |
|-----------|------------|------------|----------|-----------|
| 1. 150    | 2. 登記をして   | 3. 250     | 4. 3年    | 5. 派遣契約   |
| 6. 認可を受けて | 7. 6年      | 8. 300     | 9. 200   | 10. 1ヶ月   |
| 11. 2ヶ月   | 12. 免許を受けて | 13. 100    | 14. 雇用契約 | 15. 6ヶ月   |
| 16. 3ヶ月   | 17. 供給契約   | 18. 登録を受けて | 19. 労務契約 | 20. 届出をして |
| 21. 労使協定  | 22. 5年     | 23. 100日   | 24. 7年   | 25. 4年    |

【出題：H26】

- |            |            |              |             |
|------------|------------|--------------|-------------|
| 1. 常時      | 2. 労務管理    | 3. 期間        | 4. 船員職業紹介事業 |
| 5. 7月31日   | 6. 船員管理    | 7. 4月30日     | 8. 派遣元責任者   |
| 9. 派遣元管理   | 10. 臨時     | 11. 5月31日    | 12. 労務管理責任者 |
| 13. 船員派遣事業 | 14. 派遣先責任者 | 15. 船員労務供給事業 |             |

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

記入式穴埋め、○×問題、乗船履歴計算

### 7.1 船舶職員及び小型船舶操縦者法

#### 7.1.1 第1章 総則（第1条～第3条）

（目的）

第一条 この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の**資格** R05 記,H29 記並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の**資格** R05 記,H29 記及び**遵守事項** R05 記,H29 記等を定め、もつて船舶の**航行の安全** R05 記,H29 記を図ることを目的とする。

【出題：R05, H29】この法律は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の **ア** 並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の **ア** 及び **イ** 等を定め、もつて船舶の **ウ** を図ることを目的とする。【解答】ア：資格、イ：遵守事項、ウ：航行の安全、【法1条】

（定義）

第二条 この法律において「船舶」とは、第二十九条の三に規定する場合を除き、**日本船舶**（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）、**日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶**（国土交通省令で定めるものを除く。）又は本邦の各港間若しくは湖、川若しくは港のみを航行する日本船舶以外の船舶であつて、**次に掲げる船舶以外** R02×,H27×のものをいう。R02○,H27×

一 ろかいのみをもつて運転する舟

二 係留船その他国土交通省令で定める船舶

2 この法律において「船舶職員」とは、船舶において、**船長** R02 記の職務を行う者（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、**機関長** R02 記、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。

3 前項の船舶職員には、運航士（船舶の設備その他の事項に関し国土交通省令で定める基準に適合する船舶において次の各号の一に掲げる職務を行う者をいう。）を含むものとする。

一 航海士の行う船舶の運航に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

二 機関士の行う機関の運転に関する職務のうち政令で定めるもののみを行う職務

三 前二号に掲げる職務を併せ行う職務

四 航海士の職務及び第二号に掲げる職務を併せ行う職務

五 機関士の職務及び第一号に掲げる職務を併せ行う職務

4 この法律において「小型船舶操縦者」とは、小型船舶（総トン数二十トン未満の船舶及び一人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数二十トン未満の船舶と同等であるものとして国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶をいう。以下同じ。）の船長をいう。

5 この法律において「海技士」とは、第四条の規定による海技免許を受けた者をいう。

6 この法律において「小型船舶操縦士」とは、第二十三条の二の規定による操縦免許を受けた者をいう。

【出題：R02】この法律において「船舶職員」とは、船舶において、**ア** の職務を行うもの（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、**イ**、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。【解答】ア：船長、イ：機関長、【法2条第2項】

【出題：R02】この法律は、船舶法第1条に規定する日本船舶だけでなく、日本船舶を所有することができる者が借り入れ、本邦の港と本邦以外の地域の港との間を航行する日本船舶以外の船舶（1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国の船舶を除く。）にも適用する。【解答】○（正しいものを選ぶ）、【法2条第1項】

【出題：R02】この法律は、ろかいのみをもつて運転する舟であっても、本邦の港のみを航行するものには適用する。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法2条第1項】

【出題：R02】長さ24メートル未満の**全ての船舶**は、小型船舶として、この法律が適用される。【解答】×、【法2条第1項】

【出題：H27】日本船舶以外の船舶については、この法律が適用されることはない。【解答】×、【法2条第1項】

【出題：H27】長さ3メートルの船舶であっても港則法が適用される港内のみを航行するものについては、この法律が適用されることはない。【解答】×、【法2条第1項】

【出題：H27】国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶については、この法律が適用されることはない。【解答】○、【法2条第1項】

【出題：H27】ろかいのみをもって運転する舟であっても港則法が適用される港内を航行するものについては、この法律が適用されることがある。【解答】×、【法2条第1項】

(法の適用)

第三条 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理 R04 記,H30 記 人 H28 記 に、船舶貸借の場合には船舶借入 R04 記,H30 記 人に適用する R02×。

【出題：R04, H30】船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には  人に、船舶貸借の場合には  人に適用する。【解答】ア：船舶管理、イ：船舶借入、【法3条】

【出題：H28】この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には  に、船舶貸借の場合には船舶借入人に適用する。【解答】ア：船舶管理人、【法3条】

【出題：R02】この法律のうち船舶所有者に関する一部の規定は、船舶貸借の場合であっても、当該船舶所有者に適用する。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法3条】

### 7.1.2 第2章 船舶職員（第4条～第23条）

#### 1) 第1節 海技士の免許及び海技士国家試験（第4条—第16条）

(海技士の免許)

第四条 船舶職員になろうとする者は、海技士の免許（以下「海技免許」という。）を受けなければならない。

2 海技免許は、国土交通大臣が行う海技士国家試験（以下「海技試験」という。）に合格し、かつ、その資格に応じ人命救助その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免許講習」という。）であつて第十七条及び第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免許講習」という。）の課程を修了した者について行う。

3 海技免許の申請は、申請者が海技試験に合格した日から一年以内 H29 記,H26 記 にこれをしなければならない。

【出題：H29, H26】海技免許の申請は、申請者が海技試験に合格した日から  にこれをしなければならない。【解答】エ：一（1）年以内、【法4条第3項】

(登録及び海技免状)

第七条 国土交通大臣は、海技免許 R02 記 を与えたときは、海技士免許原簿に登録し、かつ、海技免状を交付しなければならない。

2 海技士免許原簿は、国土交通省に備える。

【出題：R02】国土交通大臣は、 を与えたときは、海技免状を交付しなければならない。海技免状の有効期間は、 とする。【解答】ウ：海技免許、エ：5年（五年）、【法7条第1項, 法第7条の2 第1項】

(海技免状の有効期間)

第七条の二 海技免状の有効期間は、五年 R02 記,H27 記 とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ R02×、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一 国土交通省令で定める乗船履歴を有する者

- 二 国土交通大臣が、その者の業務に関する経験を考慮して、前号に掲げる者と**同等以上** R05 記の知識及び経験を有すると認定した者
- 三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者
- 4 海技士（通信）又は海技士（**電子通信** H27 記）に係る海技免状は、第一項の有効期間内であつても、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十八条の二の規定による船舶局**無線従事者** H27 記証明（以下「船舶局証明」という。）が同法第四十八条の三の規定により効力を失つたときは、その効力を失う。
- 5 海技免状の有効期間の更新及び海技免状が効力を失つた場合における海技免状の再交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：H27】海技免状の有効期間は、**ア**とする。【解答】ア：五（5）年、【法7条の2第1項】

【出題：H27】海技士（通信）又は海技士（**ウ**）に係る海技免許は、電波法の規定による**エ**の免許又は船舶局**エ**証明が取り消されたときは、その効力を失う。【解答】ウ：電子通信、エ：無線従事者、【法7条の2第4項】

【出題：R02】国土交通大臣は、申請者が身体適正に関する基準を満たし、かつ、登録操縦免許証更新講習の課程を修了した者であると認めるとき**以外**は、操縦免許証の有効期間の更新をしてはならない。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法7条の2第3項、法第23条の8準用】

（海技試験の内容）

第十三条 海技試験は、船舶職員として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として行う。

- 2 海技試験は、身体検査及び**学科試験** H27 記とする。

【出題：H27】海技試験は、身体検査及び**オ**とする。【解答】オ：学科試験、【法13条第2項】

（海技試験の免除）

第十三条の二 第十七条の十八及び第十七条の十九において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた船舶職員養成施設（以下「登録船舶職員養成施設」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。

- 2 第五条第一項各号に定める資格について海技試験を受ける者がそれぞれ当該資格より下級の資格の海技士であつて国土交通省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。
- 3 海技士（機関）の資格について海技試験を受ける者がその受ける海技試験に係る資格と同一の又はこれより上級の機関限定をした資格の海技士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる H28○。
- 4 六級海技士（航海）又は六級海技士（機関）の資格について海技試験を受ける者が小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。
- 5 一級海技士（通信）、二級海技士（通信）、一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の資格について海技試験を受ける者が五級海技士（航海）又はこれより上級の資格の海技士である場合及び三級海技士（通信）又は四級海技士（電子通信）の資格について海技試験を受ける者が六級海技士（航海）又はこれより上級の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。
- 6 海技士（通信）の資格について海技試験を受ける者が海技士（電子通信）の資格の海技士である場合（一級海技士（通信）又は二級海技士（通信）の資格について海技試験を受ける者が**四級海技士（電子通信）の資格の海技士である場合を除く。** H28×）及び四級海技士（電子

通信)の資格について海技試験を受ける者が二級海技士(通信)又は三級海技士(通信)の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。H28〇

- 7 一級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の資格の海技士である場合及び二級海技士(電子通信)の資格について海技試験を受ける者が三級海技士(電子通信)の資格の海技士である場合には、学科試験を免除する。

【出題：H28】内燃機関四級海技士(機関)の資格を有する者が、五級海技士(機関)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験の一部が免除される。【解答】〇、【法13条の2第3項(則54条)】

【出題：H28】五級海技士(航海)の資格を有する者が、二級海技士(通信)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験が免除される。【解答】〇、【法13条の2第5項】

【出題：H28】四級海技士(電子通信)の資格を有する者が、二級海技士(通信)の資格について海技試験を受ける場合、学科試験が免除される。【解答】×、【法13条の2第6項】

## 2) 第2節 登録海技免許講習実施機関等(第17条—第17条の19)

## 3) 第3節 船舶職員の乗組み(第18条—第23条)

(船舶職員の乗組みに関する基準)

第十八条 船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域<sup>R04選</sup>、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準(以下「乗組み基準」という。)に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士<sup>R04選</sup>を乗り組ませなければならない。ただし、第二十条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の海技士を指定された職の船舶職員として乗り組ませ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

- 2 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶<sup>R05記</sup>には、二十<sup>R05記,H28選</sup>歳に満たない者を船長<sup>H30選</sup>又は機関長<sup>H30選</sup>の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

- 3 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶には、国土交通省令で定める電波法第四十条の資格について同法第四十一条の免許を受けた者以外の者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

【出題：R04】船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する<sup>ク</sup>、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する<sup>ケ</sup>を乗り組ませなければならない。【解答】ク：区域、ケ：海技士、【法18条第1項】

【出題：R05】船舶所有者は、<sup>ケ</sup>以外の船舶には<sup>コ</sup>歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。【解答】ケ：小型船舶、コ：20、【法18条第2項、則60条の8の2】

【出題：H30】船舶所有者は、小型船舶以外の船舶には二十歳に満たない者を<sup>オ</sup>又は<sup>カ</sup>の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。【解答】オ：船長(オ、カ順不同)、カ：機関長(オ、カ順不同)、【法18条第2項、則60条の8の2】

【出題：H28】船舶所有者は、小型船舶以外の船舶には、<sup>カ</sup>歳に満たない者を船長又は機関長の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。【解答】カ：二十(20)、【法18条第2項、則60条の8の2】

(乗組み基準の特例)

第二十条 国土交通大臣は、船舶が**特殊 H28 選**の構造又は装置を有していること、航海の態様が**特殊 H28 選**であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくても**航行の安全 H28 選**を確保することができると認める船舶については、**船舶所有者 H28 選**の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。

2 国土交通大臣は、前項の許可をするときは、当該船舶にその指定する職の船舶職員として乗り組ませるべき海技士の資格を指定して行うほか、船舶の航行の安全を確保するために必要と認める限度において、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

施行規則第 63 条 (乗組み基準の特例)

第六十三条 法第二十条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。
- 二 航海の態様が特殊であること。
- 三 入渠し、又は修繕のため係留していること。
- 四 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事すること。
- 五 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること。
- 六 前各号に定めるもののほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

【出題：R02】国土交通大臣は、本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事することにより、によらなくても航行の安全を確保することができると認める船舶については、船舶所有者の申請により、によらないことを許可することができる。【解答】カ：乗組み基準、【則 63 条第 4 号 (法 20 条第 1 項)】

【出題：H28】国土交通大臣は、船舶がの構造又は装置を有していること、航海の態様がであることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくてもを確保することができると認める船舶については、の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。【解答】キ：特殊、ク：航行の安全、ケ：船舶所有者、【法 20 条第 1 項】

(締約国の資格証明書を受有する者の特例)

第二十三条 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(以下「条約」という。)の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する**資格証明書 H28 選**(以下「締約国資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣の**承認 H28 選**を受けたものは、第四条第一項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2~7 <掲載省略>

【出題：H28】1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国が発給した条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関するを受有する者であつて国土交通大臣のを受けたものは、海技免許を受けなくとも、船舶職員になることができる。【解答】コ：資格証明書、サ：承認、【法 23 条第 1 項】

### 7.1.3 第 3 章 小型船舶操縦者

1) 第 1 節 小型船舶操縦士の免許及び小型船舶操縦士国家試験 (第 23 条の 2—第 23 条の 11)

(小型船舶操縦士の免許)

第二十三条の二 小型船舶操縦者になろうとする者は、小型船舶操縦士の免許(以下「操縦免許」という。)を受けなければならない。

2 操縦免許は、国土交通大臣が行う小型船舶操縦士国家試験(以下「操縦試験」という。)に合格した者(次条第一項第一号又は第二号に掲げる資格に係る操縦免許(国土交通省令で定める**旅客 R02 選**の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者)に対する操縦免許に限る **R01×**。以下「特定操縦免許」

という。)にあつては、操縦試験に合格し、かつ、第四条第二項の講習の課程のうち小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要なものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この項において「小型旅客安全講習課程」という。)を修了した者又はその受けようとする特定操縦免許と同一の資格の操縦免許を既に有し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者)について行う R01×。

- 3 操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から一年以内 R02×にこれをしなければならない。この場合において、特定操縦免許の申請にあつては、その旨を申請書に付記しなければならない。

【出題：R02】特定操縦免許とは、シの輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許をいう。【解答】シ：旅客、【法 23 条の 2 第 2 項】

【出題：R02】操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から 3 年以内にこれをしなければならない。【解答】× (正しいものを選ぶ)、【法 23 条の 2 第 2 項】

【出題：R01】海上運送法に規定する船舶運航事業の用に供する小型船舶(物のみの運送の用に供する船舶に限る。)の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許を特定操縦免許という。【解答】× (正しいものを選ぶ)、【法 23 条の 2 第 2 項】

【出題：R01】操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、登録小型船舶教習所の課程を修了した者について行う。【解答】× (正しいものを選ぶ)、【法 23 条の 2 第 2 項】

【出題：H27】一級小型船舶操縦士の免許は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習の課程を修了した者について行う。【解答】×、【法 23 条の 2 第 2 項】

#### (小型船舶操縦士の資格)

第二十三条の三 操縦免許は、次の各号に定める資格の別に行う。

- 一 一級 R03 記 小型船舶操縦士
  - 二 二級 R03 記 小型船舶操縦士
  - 三 特殊 R03 記 小型船舶操縦士
- 2 国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、国土交通省令で定めるところにより、操縦免許を受ける者の操縦の技能 R05 記 に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ R01 記 又は推進機関の出力についての限定 R05 記、R01 記 (以下「技能限定」という。)をすることができる。
- 3 この法律を適用する場合においては、一級 R03 記 小型船舶操縦士の資格は、二級 R03 記 小型船舶操縦士の資格の上級とする。

#### 則第 68 条 (技能限定)

第六十八条 法第二十三条の三第二項の規定による技能限定は、次に掲げるところにより行う。

- 一 小型船舶(特殊小型船舶を除く。以下この号、次号及び第百三十五条第二号において同じ。)の航行する区域、大きさ及び推進機関の出力
  - イ 小型船舶の航行する区域 湖及び川並びに通常の家象条件の下で波浪が穏やかであり潮流が微弱である海域のうち国土交通大臣が指定する海域(以下単に「湖川」という。)
  - ロ 小型船舶の大きさ 総トン数五トン未満
  - ハ 推進機関の出力 出力十五キロワット未満
- 二 十八歳に満たない者が小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の大きさ 総トン数五トン未満

【出題：R05】国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、操縦免許を受ける者の操縦のエに、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、大きさ又は推進機関の出力についてのオを行うことができる。

【解答】エ：技能、オ：限定、【法 23 条の 3 第 2 項】

【出題：R03】小型船舶操縦士の免許(操縦免許)は、ア小型船舶操縦士、イ小型船舶操縦士、ウ小型船舶操縦士の資格の別に行う。また、この法律を適用する場合においては、ア小型船舶操縦士の資格は、イ

小型船舶操縦士の資格の上級とする。【解答】ア：一級（1級）、イ：二級（2級）、ウ：特殊、【法23条の3第1項、3項】

【出題：R01】国土交通大臣は、操縦免許を行う場合においては、操縦免許を受ける者の操縦の技能に応じ、小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の航行する区域、又は推進機関の出力についてのを行うことができる。

【解答】ウ：大きさ（総トン数）、エ：限定、【法23条の3第2項】

【出題：R01】二級小型船舶操縦士の資格は、特殊小型船舶操縦士の資格の上級であるから、特殊小型船舶の小型船舶操縦者として乗船することができる資格である。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法23条の3第3項】

【出題：H27】一級小型船舶操縦士の免許を受けた者は、特殊小型船舶操縦士の免許を受けたものとみなす。【解答】×、【法23条の3第3項】

【出題：R02】特殊小型船舶操縦士が一級小型船舶操縦士の資格についての操縦免許を受けたときは、特殊小型船舶操縦士の資格についての操縦免許は、その効力を失う。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法23条の3第3項】

（操縦免許を与えない場合）

第二十三条の四 次の各号のいずれかに該当する者には、操縦免許を与えない。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年齢に満たない者

イ 二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。）及び特殊小型船舶操縦士 **十六歳**

R02選,H26選

ロ その他の資格 **十八歳** R02×,R01○,H30選,H27選,H26選

二 第六条第一項第二号又は第三号に該当する者

【出題：R02】歳に満たない者には、二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。）及び特殊小型船舶操縦士の免許を与えない。【解答】ソ：16（十六）、【法23条の4第1号イ】

【出題：R02】20歳に満たない者には、特定操縦免許を与えない。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【法23条の4第1号】

【出題：H30】一級小型船舶操縦士の資格についての操縦免許は歳に満たない者には与えない。【解答】ク：十八（18）、【法23条の4第1号ロ】

【出題：H26】一級小型船舶操縦士の資格についての操縦免許は歳に満たない者、特殊小型船舶操縦士の資格についての操縦免許は歳に満たない者には与えない。【解答】ケ：十八（18）、コ：十六（16）、【法23条の4第1号イ】

【出題：R01】年齢が18歳に満たない者には、一級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を与えない。【解答】○（正しいものを選ぶ）、【法23条の4第1号ロ】

【出題：H27】十八歳に満たない者には、一級小型船舶操縦士の免許を与えない。【解答】○、【法23条の4第1号ロ】

（操縦免許の失効）

第二十三条の六 小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたとき、又は技能限定をした操縦免許を受けた者が同一の資格についての限定をしない操縦免許若しくは限定がより緩和された技能限定をした操縦免許を受けたとき H27×は、下級の資格についての操縦免許又は従来受けていた技能限定をした操縦免許は、その効力を失う。

【出題：H27】小型船舶操縦士の免許は、小型船舶操縦士が上級の資格についての操縦免許を受けたときにのみ失効する。【解答】×、【法23条の6】

【出題：R05】操縦試験の申請は、同時に二つ以上の種別の操縦試験について行うことができないが、小型船舶操縦試験とその他の種類の一の操縦試験の申請については同時に行うことができる。【解答】ク：特殊、【法23条の3、法23条の6】

（操縦試験の内容）

第二十三条の九 操縦試験は、小型船舶操縦者として必要な知識 H29選及び能力 H29選を有するかどうかを判定することを目的として行う。

2 操縦試験は、身体検査、学科試験及び実技試験 H30選とする。

3 操縦試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとするを旨

としなければならない。

【出題：H30】操縦試験は、身体検査、学科試験及び **ケ** とする。【解答】ケ：実技試験、【法 23 条の 9 第 2 項】

【出題：H29】操縦試験は、小型船舶操縦者として必要な **ケ** 及び **コ** を有するかどうかを判定することを目的として行う。【解答】ケ：知識（ケ、コ順不同）、コ：能力（ケ、コ順不同）、【法 23 条の 9 第 1 項】

(操縦試験の免除)

第二十三条の十 第二十三条の二十五及び第二十三条の二十六の規定により国土交通大臣の登録を受けた小型船舶教習所（以下「登録小型船舶教習所」という。）の課程を修了した者については、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

- 2 操縦試験を受ける者が六級海技士（航海）若しくは六級海技士（機関）又はこれらの資格より上級の資格の海技士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の一部を免除することができる。
- 3 一級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び二級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が技能限定をした二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
- 4 一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が特殊小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合及び特殊小型船舶操縦士の資格について操縦試験を受ける者が一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格の小型船舶操縦士である場合には、国土交通省令で定めるところにより、学科試験の全部又は一部を免除することができる。
- 5 操縦試験を受ける者が国土交通省令で定める乗船履歴を有する者である場合には、国土交通省令で定めるところにより、実技試験の全部又は一部を免除することができる。

(登録小型船舶教習所の課程を修了した者に対する学科試験又は実技試験の免除)

第百十三条 次条に規定する登録小型船舶教習所の課程（第百十五条第三号の必要履修科目の全部又は一部の教習を行うものをいう。以下この条及び第百十五条第七号において同じ。）を修了した者が当該登録小型船舶教習所の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録小型船舶教習所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める操縦試験について同表の下欄に定める学科試験又は実技試験を免除する。ただし、当該操縦試験の開始期日前に当該教習所の課程を修了した日から起算して一年 **R02 記** を経過する場合は、この限りでない。

次条第一号イの登録小型船舶教習所 <b>R02 記</b>	一級小型船舶操縦士試験	必要履修科目の全部を修得した者にあつては学科試験及び実技試験 学科試験に対応する必要履修科目を修得した者にあつては学科試験 実技試験に対応する必要履修科目を修得した者にあつては実技試験
-------------------------------	-------------	--

【出題：R02】一級小型船舶操縦士第一種 **ス** の課程を修了した者については、一級小型船舶操縦士試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。ただし、当該試験の開始期日前に当該 **ス** の課程を修了した日から起算して **セ** を経過する場合は、この限りでない。【解答】ス：教習所、セ：1年（一年）、【法 23 条の 10 第 1 項、則 113 条第 1 号】

2) 第 2 節 小型船舶操縦士試験機関（第 23 条の 12—第 23 条の 24）

3) 第 3 節 登録小型船舶教習実施機関等（第 23 条の 25—第 23 条の 30）

4) 第4節 小型船舶操縦者の乗船等（第23条の31—第23条の35）

（小型船舶操縦者の乗船に関する基準）

第二十三条の三十一 船舶所有者は、その小型船舶に、小型船舶の航行する区域、構造その他の小型船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者に関する基準（以下「乗船基準」という。）に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士を乗船させなければならない。ただし、次条第一項の規定による許可を受けた場合において、同条第二項の規定により指定された資格の小型船舶操縦士を小型船舶操縦者として乗船させ、かつ、同項の規定により条件又は期限が付されている場合において、その条件を満たしており、又はその期限内であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、小型船舶操縦者として乗船した小型船舶操縦士の死亡その他やむを得ない事由により小型船舶の航海中に小型船舶操縦者が不在となつた場合には、当該小型船舶については、適用しない。ただし、その航海の終了後は、この限りでない。

小型船舶	資格
特殊小型船舶	特殊小型船舶操縦士
沿岸小型船舶	一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士
外洋小型船舶	一級 R02 記 小型船舶操縦士

【出題：R02】船舶所有者は、特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶には、乗船基準に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士（クク小型船舶操縦士の資格についての操縦免許を受けた者に限る。）を乗船させなければならない。【解答】ク：一級、【法23条の31, 令第10条 別表第2】

5) 第5節 小型船舶操縦者の遵守事項等（第23条の36—第23条の38）

（小型船舶操縦者の遵守事項）

第二十三条の三十六 小型船舶操縦者は、飲酒、薬物 R05 記の影響その他の理由により正常な操縦 R05 記ができないおそれがある状態で小型船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。

- 2 小型船舶操縦者は、小型船舶が港を出入するとき、小型船舶が狭い水路を通過するときその他の小型船舶に危険のおそれがあるときとして国土交通省令で定めるときは、自らその小型船舶を操縦しなければならない。ただし、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 小型船舶操縦者は、衝突 H29 選その他の危険 H29 選を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する危険 H29 選を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。
- 4 小型船舶操縦者は、小型船舶に乗船している者が船外に転落するおそれがある場合として国土交通省令で定める場合には、船外への転落に備えるためにその者に救命胴衣を着用させることその他の国土交通省令で定める必要な措置を講じなければならない。
- 5 小型船舶操縦者は、第一項から前項までに定めるもののほか、発航前の検査、適切な見張りの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

施行規則第134条（自己操縦）

第百三十四条 法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- 一 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を航行するとき。
- 二 海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）に基づく航路 H27 選を航行するとき。
- 三 特殊小型船舶 H27 選に乗船するとき。

【出題：R05】小型船舶操縦者は、飲酒、ササの影響その他の理由によりシシができないおそれがある状態で小型

船舶を操縦し、又は当該状態の者に小型船舶を操縦させてはならない。【解答】サ：薬物、シ：正常な操縦、【法 23 条の 36】

【出題：H29】小型船舶操縦者は、 その他の  を生じさせる速力で小型船舶を遊泳者に接近させる操縦その他の人の生命、身体又は財産に対する  を生じさせるおそれがある操縦として国土交通省令で定める方法で、小型船舶を操縦し、又は他の者に小型船舶を操縦させてはならない。【解答】シ：衝突、ス：危険、【法 23 条の 36 第 3 項】

【出題：H27】小型船舶操縦者は、次に該当するときは、自ら小型船舶を操縦しなければならない。

- ・ 港則法に基づく港の区域を航行するとき
- ・ 海上交通安全法に基づく  を航行するとき
- ・  に乗船するとき

【解答】カ：航路、キ：特殊小型船舶、【法 23 条の 36 第 2 項、則 134 条】

#### 7.1.4 第 4 章 雑則（第 24 条—第 29 条の 5）

#### 7.1.5 第 5 章 罰則（第 30 条—第 33 条）

### 7.2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

（国土交通省令で定める小型船舶）

第二条の七 法第二条第四項の国土交通省令で定める総トン数 **二十** R03 記 トン以上の船舶は、次に掲げる船舶であつて長さ二十四メートル未満のものとする。

- 一 スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの
- 二 次に掲げる基準に適合する漁船であつて、その用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他のその航行の安全に関する事項を考慮して国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの
  - イ 沿海区域の境界からその外側 **八十** R03 記 海里以遠の水域を航行しないものであること。
  - ロ 総トン数 **八十** R03 記 トン未満のものであること。
  - ハ 出力 **七百五十** R03 記 キロワット未満の推進機関を有するものであること。

【出題：R03】特定漁船とは、一人で操縦を行う構造の船舶であつてその運航及び機関の運転に関する業務の内容が総トン数  トン未満の船舶と同等であるものとして、次に掲げる基準に適合する総トン数  トン以上の漁船であつて長さ二十四メートル未満のものうち、その用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他のその航行の安全に関する事項を考慮して国土交通大臣が告示で定める事項に適合すると認められるものをいう。

- ① 沿海区域の境界からその外側  海里以遠の水域を航行しないものであること
- ② 総トン数  トン未満のものであること
- ③ 出力  キロワット未満の推進機関を有するものであること【解答】カ：二十（20）、キ：八十（80）、ク：八十（80）、ケ：七百五十（750）、【則 2 条の 7 第 2 号】

（海技免許講習）

第三条の二 次の表の上欄に掲げる資格についての海技免許を受けようとする者は、それぞれ同表の下欄に定める講習であつて登録 **海技免許講習** R01 記 実施機関が行うものの課程を修了していなければならない。この場合において、当該受けようとする海技免許以外の海技免許を受けるために既に修了した講習の課程については、再度修了することを要しない。

資格	講習
三級海技士（航海）	レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習 救命講習 消火講習 上級航海英語講習
四級海技士（航海）	レーダー観測者講習 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータ講習 救命講習 消火講習 航海英語講習
五級海技士（航海）	レーダー観測者講習 救命講習 消火講習 航海英語講習
六級海技士（航海）	レーダー観測者講習 救命講習 消火講習

三級海技士（機関）	機関救命講習 消火講習 上級機関英語講習
四級海技士（機関）	機関救命 R01 記講習 消火 R01 記講習 機関英語 R01 記講習
五級海技士（機関）	
六級海技士（機関）	機関救命講習 H26 記 消火講習 H26 記
一級海技士（通信）	救命講習 消火講習
二級海技士（通信）	
三級海技士（通信）	
一級海技士（電子通信）	
二級海技士（電子通信）	
三級海技士（電子通信）	
四級海技士（電子通信）	

2 <掲載省略>

【出題：R01】五級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けようとする者は、一定の場合を除き、登録  ケ 実施機関が行う機関  コ 講習、 サ 講習及び機関  シ 講習の課程を修了していなければならない。【解答】ケ：海技免許講習（免許講習）、コ：救命（英語）、サ：消火、シ：英語（救命）、【則3条の2第1項】

【出題：H26】六級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けようとする者は、登録海技免許講習実施機関が行う  ウ 及び  エ の課程を修了していなければならない。【解答】ウ：機関救命講習（ウ、エ順不同）、エ：消火講習（ウ、エ順不同）、【則3条の2】

（役員を選任の届出等）

第三条の五 登録海技免許講習実施機関は、役員 R01 記を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員 R01 記の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2 登録海技免許講習実施機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R01】登録操縦免許証更新講習実施機関は、 カ を選任したときは、その日から15日以内に、選任した  カ の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録操縦免許証更新講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】カ：役員、【則3条の5第1項、則77条（準用）】

（登録海技免許講習事務の実施基準）

第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる要件に適合する者（以下「登録海技免許講習管理者」という。）が、登録海技免許講習事務を管理すること（登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学学校、海上自衛隊第二術科学学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構（以下「学校等」という。）である場合を除く。）。

イ 二十五 H27 記歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に登録海技免許講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 登録海技免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 海技免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示

で定める基準に適合するものであること。

- 三 第一号の要件を満たす者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
- 四 登録海技免許講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。）に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
- 五 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

【出題：H27】登録小型船舶教習所において教習に関する事務を管理する者は、学校等である場合を除き、歳以上の者でなければならない。【解答】コ：二十五（25）、【則3条の6第1号イ、則77条（準用）】

（海技免許についての限定）

- 第四条 法第五条第二項の規定による履歴限定は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許につき、別表第二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職について行う。
- 2 前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき、別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。
  - 3 法第五条第四項の規定による船橋当直限定又は機関当直限定は、それぞれ三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格についての海技免許について行う。
  - 4 法第五条第五項の規定による機関限定は、**二 H27 記**級海技士（機関）の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。
  - 5 法第五条第六項の規定による限定は、海技士（航海）に係る海技免許につき、**電子海図情報表示装置 H26 記**（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第四百四十六条の十の二に規定する電子海図情報表示装置をいう。以下同じ。）についての知識及び技能に応じ、電子海図情報表示装置を有しない船舶について行う。

【出題：H27】機関限定は、海技士（機関）の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。【解答】イ：二（2）級、【則4条第4号】

【出題：H26】能力限定は、海技士（航海）に係る海技免許につき、についての知識及び技能に応じ、を有しない船舶について行う。【解答】イ：電子海図情報表示装置、【則4条第5項】

（履歴限定等の解除等）

- 第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定を受けた者であつて、その**履歴限定 H28 注**の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の乗船履歴を証明する書類（第三条第一項第三号に規定するものに限る。）により証明される乗船履歴に係る職務の内容は、告示で定めるところにより記録され、かつ、国土交通大臣の求めに応じて証明することができるものでなければならない。
  - 3 前条第五項の規定による限定（以下「能力限定」という。）を受けた者であつて、その**能力限定 H28 注**の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第四条の四の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 4 国土交通大臣は、履歴限定の解除等又は能力限定の解除を行つたときは、登録事項を変更し、海技免状を書き換えて交付する。

【出題：H28】海技免許の限定について、海技免許限定解除（変更）申請書の提出により解除することができるものを下

欄のア～キの中から全て選び、その記号を解答欄に記入せよ。(1点)

ア. 履歴限定    イ. 船橋当直限定    ウ. 機関当直限定    エ. 機関限定  
オ. 能力限定    カ. 設備等限定    キ. 技能限定

【解答】ア、オ

【則4条の2第1項、第3項】

(海技免状の有効期間)

法第七条の二 海技免状の有効期間は、五年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による海技免状の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときでなければ、海技免状の有効期間の更新をしてはならない。

一 国土交通省令で定める乗船履歴を有する者

二 国土交通大臣が、その者の業務に関する経験を考慮して、前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

三 その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

4 海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免状は、第一項の有効期間内であつても、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十八条の二の規定による船舶局無線従事者証明（以下「船舶局証明」という。）が同法第四十八条の三の規定により効力を失つたときは、その効力を失う。

5 海技免状の有効期間の更新及び海技免状が効力を失つた場合における海技免状の再交付に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴)

第九条の三 法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間 R01 記が満了する日以前五年以内に一 R01 記年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月 R01 記以上乗り組んだ履歴とする。

一 海技士（航海）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士（運航士（二号職務）を除く。）

二 海技士（機関）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十一条第一項に定める機関長

三 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格の海技士 船舶の通信長又は通信士

2 第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

【出題：R01】海技士（航海）の資格についての海技免状の  の更新のための乗船履歴は、総トン数 20 トン以上の船舶の船長、航海士又は運航士（運航士（2号職務）を除く。）として、受有する海技免状の  が満了する日以前 5 年以内に  年以上乗り組んだ履歴又は海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前 6 月以内に  月以上乗り組んだ履歴でなければならない。【解答】ア：有効期間、キ：1（一）、ク：3（三）、【則9条の3第1項】

(海技免状の有効期間の更新)

第九条の五 法第七条の二第二項の規定により海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該

海技免状の有効期間が満了する日以前一年 R05 記,H30 記,H27 記以内に第六号様式による海技免状更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 第七号様式による海技士身体検査証明書（申請日以前三月 R05 記,H30 記,H28 記,H27 記以内に指定医師 R05 記,H28 記,H30 記,H27 記（船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十五条第一項に規定する指定医師をいう。以下同じ。）により受けた検査の結果を記載したものをいう。第九条の八第一項第一号、第八十条第一項第一号及び第八十五条第一項第一号において同じ。）又は海技士身体検査合格証明書 R05 記,H30 記,H27 記（申請日以前一年 H30 記,H28 記,H27 記以内に第四十条の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第九条の八第一項第一号、第八十条第一項第一号及び第八十五条第一項第一号において同じ。）
  - 二 法第七条の二第三項第一号に掲げる者にあつては、同号の乗船履歴<sup>7</sup>を有することを証明する書類
  - 三 法第七条の二第三項第二号に掲げる者にあつては、同号の認定を受けた者であることを証明する書類
  - 四 法第七条の二第三項第三号に掲げる者にあつては、同号の講習<sup>8</sup>の課程を修了したことを証明する書類
- 2 前項の場合において、海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免状の有効期間の更新を申請する者にあつては、第十三条の規定により経由すべき地方運輸局等に船舶局無線従事者証明書を提示しなければならない。
  - 3 第三十二条の規定は、第一項第二号の乗船履歴の証明について準用する。
  - 4 第一項の規定により海技免状の有効期間が満了する日の六月 R03 記前の日の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日とする。

【出題：R03】海技免状の有効期間が満了する日の「サ」前の日の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、海技免状が交付された日とする。【解答】サ：六月（6月）、【則9条の5第4項】

【出題：H28】海技免状の有効期間の更新を申請する者は、海技免状更新申請書に、海技士身体検査証明書（申請日以前「イ」以内に船員法施行規則に規定する「ウ」により受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は海技士身体検査合格証明書（申請日以前「エ」以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）のいずれかその他必要な書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】イ：三（3）月、ウ：指定医師、エ：一（1）年、【則9条の5第1項第1号】

【出題：R05】海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、「」に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（6点）

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該免状の有効期間が満了する日以前「ア」以内に、申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書（申請日以前「イ」以内に「ウ」により受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は「エ」（申請日以前「ア」以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）
- ② 次のいずれかの書類
  - ・乗船履歴を有することを証明する書類
  - ・乗船履歴を有する者と「オ」の知識及び経験を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者であることを証明する書類
  - ・「カ」の課程を修了したことを証明する書類

【解答】ア：一（1）年、イ：三（3）月、ウ：指定医師、エ：海技士身体検査合格証明書、オ：同等以上、カ：登録海技免状更新講習

【則9条の5第1項】

【出題：H30】海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、「」に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（7点）

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該免状の有効期間が満了する日以前「ア」以内に、申請書に次に

<sup>7</sup> 国土交通省令で定める乗船履歴を有する者

<sup>8</sup> その資格に応じ海難防止その他の船舶職員としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「海技免状更新講習」という。）であつて第十七条の十六及び第十七条の十七において準用する第十七条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状更新講習」という。）の課程を修了した者

掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書（申請日以前  以内に  により受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は （申請日以前  以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）
- ② 次のいずれかの書類
  - ・ 乗船履歴を有することを証明する書類
  - ・ 乗船履歴を有する者と同等以上の知識及び  を有することについて国土交通大臣の  を受けた者であることを証明する書類
  - ・  の課程を修了したことを証明する書類

【解答】ア：一（1）年、イ：三（3）月、ウ：指定医師、エ：海技士身体検査合格証明書、オ：経験、カ：認定、キ：登録海技免状更新講習

【則9条の5第1項】

【出題：H27】海技免状の有効期間の更新の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中の  に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（7点）

海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該免状の有効期間が満了する日以前  以内に、申請書に次に掲げる書類等を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- ① 海技士身体検査証明書（申請日以前  以内に  により受けた検査の結果を記載したものをいう。）又は （申請日以前  以内に海技試験の身体検査を受け、交付されたものに限る。）
- ② 次のいずれかの書類
  - ・  を有することを証明する書類
  - ・  を有する者と  の知識及び経験を有することについて認定を受けた者であることを証明する書類
  - ・  の課程を修了したことを証明する書類

【解答】ア：一（1）年、イ：三（3）月、ウ：指定医師、エ：海技士身体検査合格証明書、オ：乗船履歴、カ：同等以上、キ：登録海技免状更新講習

【則9条の5題1項】

（海技免状等の有効期間の起算日の変更）

第九条の五の二 二以上の海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も早く到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。

2 海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものであつて、同時に受有する海技免状よりも有効期間の満了日が早く到来するものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該操縦免許証の有効期間の起算日を、当該海技免状の有効期間の起算日とすることができる。R02<sup>×</sup>し、同時に更新する海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前日までの間に更新の申請をした場合には、次項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日を、当該海技免状及び当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による有効期間の起算日の変更に係る海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。

【出題：R02】操縦免許証及び海技免状の両方を受有する者は、当該操縦免許証と海技免状のいずれについても、有効期間の更新を申請することができる更新期間でなければ、更新の申請を同時にすることができない。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【則9条の5の2第2項】

（海技免状の更新期間前の更新）

第九条の五の三 第九条の五第一項の規定にかかわらず、同項の規定により海技免状の有効期間 R01 記を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間 R01

記を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該海技免状の有効期間の更新を申請することができる。

- 2 第九条の五第一項の規定にかかわらず、二以上の海技免状を受有する者であつて、当該二以上の海技免状のうち第九条の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第六項において「更新期間内免状」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 3 第九条の五第一項の規定にかかわらず、海技免状及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるもの（第七項において「更新期間内操縦免許証」という。）に限る。）を受有する者であつて、当該操縦免許証の有効期間の更新を申請するものは、海技免状についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 4 国土交通大臣は、前三項の規定による更新期間前の更新の申請により海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。
- 5 第一項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、前項の規定により海技免状が交付された日とする。
- 6 第二項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状及び更新期間内免状の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状が交付された日とする。
- 7 第三項の規定により更新期間前に有効期間の更新がなされた海技免状及び更新期間内操縦免許証の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日とする。

【出題：R01】操縦免許証の「ア」の更新を申請することができる期間（更新期間）の「オ」を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の「ア」の更新を申請することができる。【解答】ア：有効期間、オ：全期間、【則9条の5の3第1項】

（海技免状の滅失等再交付）

- 第十条 海技士は、海技免状を滅失<sup>R02</sup>し、又はき損したときは、第八号様式による海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請が海技免状の滅失に係るものであるときは、同項の申請書にその事実を証明する書類を添付しなければならない。
  - 3 国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、海技免状をその者に再交付する。

【出題：R02】海技士は、海技免状を「オ」したときは、その事実を証明する書類を添えて海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。【解答】オ：滅失、【則10条第1項】

（海技免状の返納）

- 第十二条 海技士は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その事由を記載した書類を添えて、その受有する海技免状（第五号の場合には、発見した海技免状）を国土交通大臣に返さなければならない。
- 一 法第八条第二項の規定により海技免許の効力が失われたとき。
  - 二 法第十条第一項又は第二項の規定により海技免許を取り消されたとき。
  - 三 前各号のほか、海技免許の効力が失われたとき。
  - 四 法第七条の二第二項の規定による海技免状の有効期間の更新を行わず、又は同条第四項に該当することにより、海技免状の効力が失われたとき。
  - 五 第十条第三項の規定により海技免状の再交付を受けた後又は第四項の規定により届出をした後、失った海技免状を発見したとき。
- 2 海技士は、次に掲げる場合には、交付を受ける海技免状と引換えに、その受有する海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。
    - 一 上級の資格についての海技免許を受けたとき（船橋当直限定若しくは機関当直限定又は

- 機関限定がなされていない海技免許を受けた者が、上級の資格についての海技免許で船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定がなされたものを受けたときを除く。)
- 二 船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定がなされた海技免許を受けた者が同一の資格についての限定がなされていない海技免許を受けたとき。
  - 三 第四条の二第四項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項の規定により海技免状の交付を受けるとき。
  - 四 第九条の五第一項の規定により海技免状の有効期間 R01 記の更新を行うとき。
  - 五 海技免状を毀損したため再交付を受けるとき。
- 3 海技士が失踪 H29 の宣告を受け、又は死亡 H29 記したときは、同居の親族又は海技免状を保管する者は、第一項の手続をしなければならない。
  - 4 前三項の場合において、返すべき海技免状が滅失 R01 記しているときは、その事実を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R01】海技士は、海技免状の  の更新を行うときには、交付を受ける海技免状と引換えに、その受有する海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。この場合において、返すべき海技免状が  しているときは、その事実を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ア：有効期間、イ：滅失、【則 12 条 第 2 項 第 4 号、第 4 項】

【出題：H29】海技士が  の宣告を受け、又は  したときは、同居の親族又は海技免状を保管する者は、当該海技士の海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。【解答】キ：失踪、ク：死亡、【則 12 条 第 3 項】

(海技試験の学科試験の種別)

第二十三条 法第十三条第二項の規定による学科試験は、筆記試験及び口述試験の二種とする。

(海技試験の受験資格)

第二十四条 海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験は、試験開始期日の前日まで R03× に十七 R04 記、R03 記歳九 R04 記、R03 記月に達する者でなければ、受けることができない。

2 海技試験は、試験開始期日の前日までに次条から第三十三条までに定める乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。ただし、第三十六条に規定する筆記試験を受ける場合は、この限りでない。

3 前項の乗船履歴には、試験開始期日の前五年以内のものが含まれていなければならない。

【出題：R03】海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験は、試験開始期日当日に十七歳九月に達する者は、受けることができる。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【則 24 条 第 1 項】

【出題：R04, H29】海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験は、試験開始期日の前日までに  歳  月に達する者でなければ、受けることができない。【解答】ウ：十七（17）、エ：九（9）、【則 24 条 第 1 項】

(乗船履歴として認めない履歴)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する履歴は、乗船履歴として認めない。

一 十五 H26 記歳に達するまでの履歴

二 試験開始期日からさかのぼり、十五年を超える前の履歴

三 主として船舶の運航 H26 記、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話 H26 記による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）

【出題：H26】次のいずれかに該当する履歴は、乗船履歴として認めない。

・  歳に達するまでの履歴

・ 主として 、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは  による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）【解答】オ：十五（15）、カ：船舶の運航、キ：無線電話、【則 29 条】

(乗船期間の計算)

第三十条 乗船履歴の乗船期間を計算するには、乗船 R04 記の日から起算し、末日は終了しないときでも一日 R04 記として算入する。

2 月又は年で定める乗船期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に相当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

3 乗船期間を計算するには、一月に満たない乗船日数は、合算して三十日になるときは一月とし、一年に満たない乗船月数は、合算して十二月になるときは一年とする。

【出題：R04】乗船履歴の乗船期間を計算するには、の日から起算し、末日は終了しないときでもとして算入する。【解答】カ：乗船、キ：一日（1日）、【則30条第1項】

(乗船履歴の証明)

第三十二条 乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。

- 一 船員手帳 R01 記又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の船員手帳 R01 記記載事項証明
- 二 船員手帳 R01 記を滅失し、又は毀損した者が官公署（独立行政法人を含む。以下同じ。）の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者 R01 記又は船長 R01 記の証明
- 三 船員手帳 R02 記、R01 記を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者 R01 記又は船長 R01 記の証明

2 前項第二号又は第三号の規定により船舶所有者 R01 記又は船長 R01 記が乗船履歴を証明する場合には、船舶検査手帳の写し（船舶検査手帳を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合にあつては、漁船の登録の謄本又はその居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長。以下同じ。）の次に掲げる事項についての証明書）を添えなければならない。

- 一 船舶番号
- 二 船種及び船名
- 三 総トン数
- 四 推進機関の種類及び出力並びに無線設備の種類
- 五 船舶の用途
- 六 航行する区域
- 七 船舶所有者の氏名又は名称及び船舶の所有期間

3 前項の船舶所有者 R01 記又は船長 R01 記が乗船履歴を証明する場合において、自己の所有に属する船舶又は自己が船長 R01 記である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の船舶所有者 R01 記又は係留施設の管理 R01 記者その他の船舶所有者 R01 記に代わつて当該船舶を管理 R01 記する者の証明がなければならない。

【出題：R02】海技試験は乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。を受有しない者が官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長により証明されなければならない。【解答】キ：船員手帳、【則32条1項3号】

【出題：R01】海技試験（身体検査及び口述試験）の受験資格として有しなければならない乗船履歴に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（5点）

(1) 乗船履歴は、次の①から③までのいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。

- ① 又は船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の記載事項証明
- ② を滅失し、又は毀損した者が官公署（独立行政法人を含む。）の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については又はの証明

- ③ **ア** を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については **イ** 又は **ウ** の証明
- (2) (1) ②により **イ** 又は **ウ** が、**エ** を受有する船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合には、**エ** の写しを添えなければならない。
- (3) (2)の **イ** 又は **ウ** が乗船履歴を証明する場合において、自己の所有に属する船舶又は自己が **ウ** である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の **イ** 又は係留施設の **オ** 者その他の **イ** に代わって当該船舶を **オ** する者の証明がなければならない。

【解答】ア：船員手帳、イ：船舶所有者、ウ：船長、エ：船舶検査手帳（検査手帳）、オ：管理

【則 32 条】

(以前に海技士であつた者に対する乗船履歴の特則)

第三十三条 以前に海技士であつた者は、第二十五条から前条までの規定にかかわらず、**海技免許** **R05 記** の効力 **H30 記** が失われた日から起算して **十** **R05 記, H30 記** 年間は、以前に**海技免許** **R05 記** を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。

【出題：R05】以前に海技士であつた者は、**カ** の効力が失われた日から起算して、**キ** 年間は、以前に **カ** を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。【解答】カ：海技免許、キ：十（10）、【則 33 条】

【出題：H30】以前に海技士であつた者は、海技免許の **ウ** が失われた日から起算して **エ** 年間は、以前に海技免許を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。【解答】ウ：効力、エ：十（10）、【則 33 条】

(海技試験の申請)

第三十七条 海技試験を申請する者は、第十号様式による海技試験申請書に写真二葉及び次に掲げる書類（前条に規定する筆記試験を申請する者にあつては、第一号に掲げる書類に限る。）を添えて、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあつては、**関東運輸局** **R04 記, H29 記, H28 記**）を經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は**本籍** **R04 記, H29 記** の記載のある住民票の写し（海技士又は小型船舶操縦士にあつては、それぞれ海技免状又は操縦免許証の写しをもつて代えることができる。）
- 二 海技士にあつては、海技免状の写し
- 三 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験を申請する者にあつては、無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書の写し
- 四 第二十六条第一項、第二十七条又は第二十七条の三に規定する学校を卒業し、又は修了した者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における**修得単位証明書** **R04 記, H29 記**（第二十六条第一項に規定する学校を卒業した者（同項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）に限る。）
- 五 第三十二条の規定による乗船履歴の証明書
- 六 次号に掲げる者以外の者にあつては、**指定医師** **R04 記, H29 記** により試験開始期日前 **六** **R04 記, R03 ×, H29 記** 月以内に受けた検査の結果を記載した第七号様式による海技士身体検査証明書
- 七 第五十一条の規定による身体検査の省略を受けようとする者にあつては、海技士身体検査合格証明書
- 八 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
- 九 第五十三条の規定により一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該試験科目に係る筆記試験科目免除証明書
- 十 第五十五条の規定による**学科試験** **R02 記** の免除を受けようとする者にあつては、**登録船舶職員養成施設** **R04 記, H29 記** の発行する修了証明書

2 前項第二号、第三号又は第四号に掲げる海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従

事者証明書又は卒業証書若しくは修了証書の写しには、その正本と照合した旨の地方運輸局等の証明がなければならない。

- 3 海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従事者証明書又は卒業証書若しくは修了証書を第一項の地方運輸局に提示したときは、第一項の規定にかかわらず、その写しの提出を要しない。

【出題：H28】海技試験を申請する者は、当該試験を受ける地が本邦外にあるときは、を経由して国土交通大臣に海技試験申請書を提出しなければならない。【解答】オ：関東運輸局、【則 37 条第 1 項】

【出題：R04, H29】海技試験の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

海技試験（航海）を申請する者は、海技試験申請書に写真二葉及び次に掲げる書類を添えて、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときにあっては、運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

- ・ 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又はの記載のある住民票の写し
- ・ 海技士にあっては、海技免状の写し
- ・ 学校卒業（修了）者に対する乗船履歴の特例を受ける者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 26 条第 1 項に規定する学校を卒業した者に限る。）
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第 32 条の規定による乗船履歴の証明書
- ・ により試験開始期日前月以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
- ・ 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、海技士身体検査合格証明書
- ・ 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
- ・ 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該試験科目に係る筆記試験科目免除証明書
- ・ 学科試験の免除を受けようとする者にあつては、の発行する修了証明書

【解答】ア：関東、イ：本籍、ウ：修得単位証明書、エ：指定医師、オ：六（6）、カ：登録船舶職員養成施設  
【則 37 条第 1 項】

【出題：R03】海技試験を申請する者は、指定医師により試験開始期日前三月以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書を提出しなければならない。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【則 37 条第 1 項第 6 号】

【出題：R02】四級海技士（航海）第一種養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、四級海技士（航海）試験についてを免除する。【解答】サ：筆記試験、【則 37 条第 1 項第 10 号、則 55 条】

第四十六条 海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験にあつては、学科試験は筆記<sup>H30</sup>試験とする。

【出題：H30】海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験の学科試験は試験とする。【解答】キ：筆記、【則 46 条】

第四十八条 一の資格に係る海技試験（一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験、船舶当直三級海技士（航海）試験、一級海技士（機関）試験、二級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験及び内燃機関二級海技士（機関）試験を除く。）において筆記試験を受け、全部の試験科目に合格した者は、当該資格より下級の資格に係る海技試験（機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験）の筆記試験に合格したものとする。<sup>R03</sup>

【出題：R03】三級海技士（航海）の資格についての海技試験に対する受験資格を有する者は、四級海技士（航海）の資格についての海技試験を受けることができる。【解答】○（正しいものを選ぶ）、【則 48 条】

(登録船舶職員養成施設の課程を修了した者に対する学科試験の免除)

第五十五条 次条に規定する登録船舶職員養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める海技試験又は当該海技試験（船橋当直三級海技士（航海）試験及び機関当直三級海技士（機関）試験を除く。）に係る資格より下級の資格に係る海技試験（機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験）について学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して**十五** R03年を経過する場合は、この限りでない。

次条第一号イ又は第二号イの登録船舶職員養成施設	三級海技士（航海）試験 船橋当直三級海技士（航海）試験
次条第一号ロ又は第二号ロの登録船舶職員養成施設	四級海技士（航海）試験
次条第一号ハ又は第二号ハの登録船舶職員養成施設	五級海技士（航海）試験
次条第一号ニ又は第二号ニの登録船舶職員養成施設	六級海技士（航海）試験
次条第一号ホの登録船舶職員養成施設	船橋当直三級海技士（航海）試験
次条第一号ヘ又は第二号ホの登録船舶職員養成施設	三級海技士（機関）試験 機関当直三級海技士（機関）試験 内燃機関三級海技士（機関）試験
次条第一号トの登録船舶職員養成施設	機関当直三級海技士（機関）試験
次条第一号チ又は第二号への登録船舶職員養成施設	内燃機関三級海技士（機関）試験
次条第一号リ又は第二号トの登録船舶職員養成施設	内燃機関四級海技士（機関）試験
次条第一号ヌ又は第二号チの登録船舶職員養成施設	内燃機関五級海技士（機関）試験
次条第一号ル又は第二号リの登録船舶職員養成施設	内燃機関六級海技士（機関）試験

【出題：R03】登録船舶職員養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて海技試験の申請をしたときは、学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して**十年**を経過する場合は、この限りでない。【解答】×（正しいものを選ぶ）、

【則55条】

(操縦免許の申請)

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、**最寄り** R03記の地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない R02記。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

- 一 第六十六条第一項の**操縦試験合格** R03記証明書（特定操縦免許を申請する場合であつて、申請する特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有しているときを除く。）
- 二 **小型旅客安全** R03記、H28記講習課程を修了したことを証明する書類（**特定操縦免許** H29記を申請する場合に限る。）
- 三 本籍の記載のある**住民票** R03記の写し（外国人にあつては、権限ある機関が発行する国籍、住所、氏名、出生の年月日及び性別を証明する書類）
- 四 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し

五 **第六十九条第二号**<sup>9</sup>の規定による限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

【出題：H28】特定操縦免許を受けようとする者は、操縦試験に合格し、かつ、小型 **シ** 講習課程を修了していなければならない。【解答】シ：旅客安全、【則 66 条第 2 号】

【出題：H26】 **ク** を受けようとする者は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了していなければならない。【解答】ク：特定操縦免許、【則 66 条第 2 号】

【出題：R03】小型船舶操縦士の免許（操縦免許）の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、**□**に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（5点）

操縦免許を申請する者は、操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、**ア**の地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を有する小型船舶操縦士は、③に掲げる書類を提出することを要しない。

- ① **イ** 証明書（特定操縦免許を申請する場合であつて、申請する特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有しているときを除く。）
- ② **ウ** 講習課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）
- ③ 本籍の記載のある **エ** の写し（外国人にあつては、権限ある機関が発行する国籍、住所、氏名、出生の年月日及び性別を証明する書類）
- ④ 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し
- ⑤ **オ** 以外の小型船舶について行う限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、登録 **オ** 講習の課程を修了したことを証明する書類

【解答】ア：最寄り、イ：操縦試験合格、ウ：小型旅客安全、エ：住民票、オ：特定漁船

【則 66 条】

【出題：R02】操縦免許を申請する者は、操縦免許申請書を、地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出しなければならないが、当該地方運輸局については、申請者の所在地を管轄するものに限られない。【解答】○（正しいものを選ぶ）、【則 66 条】

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正）

第七十三条 小型船舶操縦士は、**本籍** **H30 記**の都道府県名、**住所** **H30 記**若しくは**氏名** **H30 記**に変更を生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、第二十一号様式による登録事項（操縦免許証）訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 本籍の都道府県名若しくは氏名の変更又は操縦免許証の記載事項について本籍の都道府県名、氏名若しくは生年月日の誤り 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
- 二 **住所** **R02 記**の変更又は操縦免許証の記載事項について住所の誤り **住民票** **R02 記**の写しその他の住所を証明する書類

【出題：R02】小型船舶操縦士は、**コ**に変更を生じたときは、遅滞なく、住民票の写しその他の**コ**を証明する書類を添えて、登録事項（操縦免許証）訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。【解答】コ：住所、【則 73 条第 1 項、第 2 項 第 2 号】

【出題：H30】小型船舶操縦士は、**コ**の都道府県名、**サ**若しくは**シ**に変更を生じたとき、又は操縦免許証の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。【解答】コ：本籍、サ：住所（サ、シ順不同）、シ：氏名（サ、シ順不同）、【則 73 条第 1 項】

<sup>9</sup> 一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許につき、第二条の七第二号に掲げる船舶（以下「特定漁船」という。）の小型船舶操縦者としての業務を行うに当たり必要な事項に関する知識及び技能に応じ、特定漁船以外の小型船舶について行う限定

(操縦免許証の有効期間の更新)

第八十条 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第二項の規定により操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該操縦免許証の有効期間が満了する日 R02× 以前一年 R04 記 以内に第二十二号様式による操縦免許証更新申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 第七号様式による海技士身体検査証明書、第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書（申請日以前三月以内に医師又は登録操縦免許証更新講習実施機関により受けた検査の結果を記載したものをいう。）、小型船舶操縦士身体検査合格証明書（申請日以前一年以内に第百一条の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第八十五条第一項第一号において同じ。）又は海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）の資格に係るものに限る。）
  - 二 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第一号に掲げる者にあつては、同号の乗船履歴を有することを証明する書類
  - 三 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第二号に掲げる者にあつては、同項第一号の乗船履歴を有する者と同等以上の知識及び経験を有する者であることを証明する書類
  - 四 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号に掲げる者にあつては、同号の講習の課程を修了したことを証明する書類
- 2 登録操縦免許証更新講習実施機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならない。かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。
- 3 第三十二条の規定は、第一項第二号の乗船履歴の証明について準用する。

【出題：R04】海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状の有効期間が満了する日以前  以内に海技免状更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】オ：一年（1年）、【則 80 条 1 項】

【出題：R02】操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に限り、操縦免許証更新申請書を、国土交通大臣に提出することができる。【解答】×（正しいものを選ぶ）、【則 80 条 第 7 項】

(操縦免許証の更新期間前の更新)

第八十二条 第八十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間 R03 記 を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。 R02○

- 2 第八十条第一項の規定にかかわらず、操縦免許証及び海技免状（第九条の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものに限る。）を受有する者であつて、当該海技免状の有効期間の更新を申請するものは、操縦免許証についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 3 第九条の五の三第四項、第五項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「第八十二条第一項及び第二項」と、「海技免状及び操縦免許証」とあるのは「操縦免許証」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項」と、「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十二条第二項」と、「海技免状及び更新期間内操縦免許証」とあるのは「操縦免許証」と、「第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日」とあるのは「同時に更新の申請をした海技免状の有効期間の起算日」と読み替えるものとする。

【出題：R03】操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間の  を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。【解答】コ：全期間、【則 82 条 第 1 項】

【出題：R02】操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる更新期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。この場合において、国土交通大臣が操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、小型船舶操縦士が交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。【解答】○（正しいものを選ぶ）、【則 82 条第 1 項】

（登録操縦免許証失効再交付講習）

第八十四条 操縦免許証失効再交付申請者は、操縦免許証の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「操縦免許証失効再交付講習」という。）であつて次条及び第八十四条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録操縦免許証失効再交付講習」という。）を行う者（以下「登録操縦免許証失効再交付講習実施機関」という。）が行うものの課程を、第八十五条の規定により操縦免許証の再交付の申請をする日以前三月 R02 記以内に修了していなければならない。

【出題：R02】操縦免許証失効再交付申請者は、登録操縦免許証失効再交付講習の課程を、操縦免許証の再交付の申請をする日以前  以内に修了していなければならない。【解答】ケ：3 月（三月）、【則 84 条】

（操縦免許証の滅失等再交付）

第八十六条 小型船舶操縦士は、操縦免許証を滅失 H28 記し、又はき損 R03 記したときは、第二十四号様式による操縦免許証再交付 H28 記申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証の再交付 H28 記を申請することができる。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

【出題：R03】小型船舶操縦士は、操縦免許証を滅失し、又は  したときは、操縦免許証再交付申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証の再交付を申請することができる。【解答】エ：き損、【則 86 条第 1 項】

【出題：H28】小型船舶操縦士は、操縦免許証を  し、又はき損したときは、操縦免許証  申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証の  を申請することができる。【解答】ス：滅失、セ：再交付、【則 86 条第 1 項】

（操縦試験の受験資格）

第九十八条 操縦試験は、試験開始期日の前日までに次の各号に掲げる操縦試験の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢の者でなければ、受けることができない。

- 一 二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験及び特殊小型船舶操縦士試験 十五 H28 記歳九月以上
- 二 二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験 十五歳九月以上十八歳未満
- 三 その他の種別の操縦試験 十七歳九月以上

【出題：H28】二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験は、試験開始期日の前日までに  歳九月以上の年齢の者でなければ、受けることができない。【解答】ソ：十五（15）、【則 98 条第 1 項】

（操縦試験の申請）

第九十九条 操縦試験を申請する者は、第二十五号様式による操縦試験申請書 H26 記に写真及び次に掲げる書類を添えて、操縦試験を受ける地を管轄する地方運輸局を經由して国土交通大臣（指定試験機関の行う操縦試験を申請する者にあつては、操縦試験を受ける地を管轄する指定試験機関の事務所）に提出しなければならない。

- 一 住民票の写しその他の氏名及び出生の年月日 H26 記を証明する書類
- 二 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証 H26 記又は海技免状 H26 記の写し
- 三 第一百一条第二項の規定による身体検査を受けようとする者にあつては、医師により試験開始日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書

- 四 第一百七条の規定による身体検査の省略（同条第一号又は第二号の場合に限る。）を受けようとする者にあつては、小型船舶操縦士身体検査合格証明書又は海技士身体検査合格証明書（海技士（航海）<sup>H26 記</sup>の資格に係るものに限る。）
- 五 学科試験に合格している者にあつては、学科試験合格証明書
- 六 実技試験に合格している者にあつては、実技試験合格証明書
- 七 第一百十二条第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者にあつては、同条第二項において準用する第三十二条の規定による乗船履歴の証明書（第一百十二条第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者で一眼が見えないものにあつては、当該証明書及び一眼が見えなくなつた時期を証明する書類）
- 八 第一百十三条の規定による学科試験<sup>H26 記</sup>又は実技試験<sup>H26 記</sup>の免除を受けようとする者にあつては、登録小型船舶教習所<sup>R03 記</sup>の発行する修了証明書（学科試験の免除を受けようとする者にあつては学科試験に対応する必要履修科目を、実技試験の免除を受けようとする者にあつては実技試験に対応する必要履修科目を修得した旨を証明する証明書。以下同じ。）

【出題：R03】小型船舶操縦士国家試験（操縦試験）を受ける者が登録  の課程を修了している場合は、学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。【解答】オ：小型船舶教習所、【則 99 条第 8 号】

【出題：H26】小型船舶操縦士国家試験の申請に関する法令の規定を参照した次の文章中、 に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。（7 点）

操縦試験を申請する者は、 に写真及び次に掲げる書類等を添えて、操縦試験を受ける地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣（指定試験機関の行う操縦試験を申請する者にあつては、操縦試験を受ける地を管轄する指定試験機関の事務所）に提出しなければならない。

- ・住民票の写しその他の氏名及び  を証明する書類
- ・小型船舶操縦士にあつては  の写し、海技士にあつては  の写し
- ・身体検査の省略を受けようとする者にあつては、小型船舶操縦士身体検査合格証明書又は海技士身体検査合格証明書（ の資格に係るものに限る。）
- ・登録小型船舶教習所の課程を修了した者であつて、 又は  の免除を受けようとする者にあつては、登録小型船舶教習所の発行する修了証明書

【解答】ア：操縦試験申請書（小型船舶操縦士国家試験申請書）、イ：出生の年月日、ウ：小型船舶操縦免許証（操縦免許証）、エ：海技免状、オ：海技士（航海）、カ：学科試験（カ、キ順不同）、キ：実技試験（カ、キ順不同）

【則 99 条】

第一百条 操縦試験の申請は、同時に二以上の種別の操縦試験についてすることはできない。ただし、特殊<sup>H29 記</sup>小型船舶操縦士試験とその他の種別の一の操縦試験の申請については、同時にすることができる。

【出題：H29】操縦試験の申請は、同時に二以上の種別の操縦試験についてすることができないが、 小型船舶操縦士試験とその他の種別の一の操縦試験の申請については同時にすることができる。【解答】サ：特殊、【則 100 条】

### 7.3 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係法令

第十一条 機関長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶は、帆船<sup>R04 記,H27 記</sup>以外の小型船舶であつて国土交通省令で定める区域を航行するものとし、機関長に係る同項の政令で定める基準は、これに、機関長として、六級海技士（機関）<sup>R04 記</sup>の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとする。

2 通信長に係る法第二十三条の三十五第一項の政令で定める小型船舶及び政令で定める基準は、第五条に規定する乗組み基準のうち通信長に係るもの（国土交通省令で定める部分に限る。）とする。

【出題：R04】 以外の小型船舶であつて沿海区域の境界からその外側  海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）を航行するものにあつては、小型船舶操縦者のほか、機関長として、 の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船

させなければならない。【解答】コ：帆船、サ：八十（80）、シ：六（6）級海技士（機関）、【令11条第1項】  
【出題：H27】ク以外の小型船舶であって沿海区域の境界からその外側ケ海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）を航行するものにあつては、小型船舶操縦者のほか、機関長として、六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させなければならない。【解答】ク：帆船、ケ：八十（80）、【令11条第1項】

#### 7.4 必要な乗船履歴を判断する問題

##### 【施行規則】

##### （海技試験の受験資格）

第二十四条 海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験は、試験開始期日の前日までに十七歳九月に達する者でなければ、受けることができない。

2 海技試験は、試験開始期日の前日までに次条から第三十三条までに定める乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。ただし、第三十六条に規定する筆記試験を受ける場合は、この限りでない。

3 前項の乗船履歴には、試験開始期日の前**五年以内のものが含まれていなければならない。**

##### （乗船履歴）

第二十五条 海技試験を受けようとする者は、別表第五の海技試験の種別の欄に掲げる試験別に、同表の乗船履歴の欄に定める乗船履歴の一を有しなければならない。

##### （乗船履歴に関する船舶の特例）

第二十八条 国土交通大臣は、法第二条第一項に規定する船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴であっても、別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだものに相当すると認めることができる。

##### （乗船履歴として認めない履歴）

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する履歴は、**乗船履歴として認めない。**

一 十五歳に達するまでの履歴

二 試験開始期日からさかのぼり、**十五年を超える前の履歴**

三 主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）

##### （乗船期間の計算）

第三十条 乗船履歴の乗船期間を計算するには、乗船の日から起算し、末日は終了しないときでも一日として算入する。

2 月又は年で定める乗船期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応ずる日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

3 乗船期間を計算するには、一月に満たない乗船日数は、合算して三十日になるときは一月とし、一年に満たない乗船月数は、合算して十二月になるときは一年とする。

##### （異なる乗船履歴の合算）

第三十一条 一の資格についての海技試験に対し、別表第五の乗船履歴中期間の欄に定める必要な乗船期間に達しない二以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの期間の欄に定める最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。

〔問題〕 次の条件下において、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、下記中①～④の履歴について、合算したものを解答するものとする。なお、下記中に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。(2点)

(条件)

令和5年9月1日を試験開始期日とする三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、令和5年9月1日時点で年齢が38歳であり、以下の①～④のみ経験を有している。

- ① 19歳から21歳までの間に、機関部の期間当直部員として、総トン数30トンかつ出力425キロワットの推進機関を有する乙区域内において従業する漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を1年行った履歴
- ② 24歳から27歳までの間に、機関部の期間当直部員として、総トン数149トンかつ出力750キロワットの推進機関を有する近海区域を航行区域とする船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を9月行った履歴
- ③ 四級海技士(機関)の資格についての海技免許を受けた後、29歳から31歳までの間に、総トン数2,400トンかつ出力1,499キロワットの推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、二等機関士の職務を10月行った履歴
- ④ 33歳から35歳までの間に、総トン数499トンかつ出力1,200キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶に乗り組み、一等機関士の職務を6月行った履歴

【参考】

三級海技士(機関)試験(身体検査及び口述試験)を受けるために必要な乗船履歴

船舶	期間	資格	職務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	三年以上	/	機関の運転
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力千五百キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	一年以上	四級海技士(機関)	機関士(一等機関士を除く。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する丙区域内で従業する漁船</li> <li>・総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	一年以上	四級海技士(機関)	機関長又は一等機関士

【出題：R05】

【解答】 三年六月(3年6月)

〔問題〕 次の条件下において、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、下記中①～③の履歴について、合算したものを解答するものとする。なお、下記中に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。(2点)

(条件)

令和4年10月1日を試験開始期日とする四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとする

するに当たり、令和4年10月1日時点で年齢が40歳であり、以下の①～③の経験を有している。

- ① 22歳から24歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数49トンかつ出力500キロワットの推進機関を有する丙区域内において従業する漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を9月行った履歴
- ② 28歳から31歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数1,299トンかつ出力1,800キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする旅客船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を1年6月行った履歴
- ③ 五級海技士（航海）の資格についての海技免許を受けた後、35歳から38歳までの間に、総トン数500トンかつ出力949キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする貨物船に乗り組み、一等航海士の職務を7月行った履歴

【参考】

四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるために必要な乗船履歴

船舶	期間	資格	職務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数20トン以上の漁船</li> <li>・総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域、若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> </ul>	三年以上	五級海技士（航海）	船舶の運航
	一年以上		船長又は航海士

【出題：R04】

【解答】三年三月（3年3月）

【問題】四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総トン数20トン以上の漁船</li> <li>・総トン数20トン以上の沿海区域、近海区域、若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・出力750キロワット以上の推進機関を有する平水区域を航行区域とする船舶</li> </ul>	三年以上	五級海技士（機関）	機関の運転
	一年以上		機関長又は機関士

今ここに、現在45歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ・25歳から29歳までの間に、総トン数30トン・出力750キロワットの乙区域内において従業する漁船に、機関部の当直部員として1年6月乗り組んだ履歴
- ・33歳から37歳までの間に、総トン数149トン・出力750キロワットの平水区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として10月乗り組んだ履歴
- ・40歳から42歳までの間に、総トン数499トン・出力3,000キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（機関）についての海技免許を有する一等機関士として8月乗り組んだ履歴

【出題：H30】

【解答】×

〔問題〕四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
・総トン数 20 トン以上の漁船 ・総トン数 20 トン以上の沿海区域、 近海区域、若しくは遠洋区域を 航行区域とする船舶	三年以上		船舶の運航
	一年以上	五級海技士（航海）	船長又は航海士

今ここに、現在 40 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ・ 21 歳から 24 歳までの間に、総トン数 50 トン・出力 750 キロワットの乙区域内において従業する漁船に、甲板部の当直部員として 1 年 2 月乗り組んだ履歴
- ・ 29 歳から 31 歳までの間に、総トン数 199 トン・出力 1,500 キロワットの乙区域内において従業する漁船に、甲板部の当直部員として 8 月乗り組んだ履歴
- ・ 35 歳から 37 歳までの間に、総トン数 499 トン・出力 1,500 キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、五級海技士（航海）についての海技免許を有する一等航海士として 10 月乗り組んだ履歴

【出題：H29】

【解答】○

〔問題〕五級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
総トン数十トン以上の船舶	三年以上		船舶の運航
総トン数二十トン以上の船舶	一年以上	六級海技士（航海）	船長又は航海士

今ここに、現在 40 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が五級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1点）

- ・ 20 歳から 24 歳までの間に、総トン数 500 トン・出力 750 キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として 2 年乗り組んだ履歴
- ・ 26 歳から 29 歳までの間に、総トン数 199 トン・出力 750 キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、六級海技士（航海）の資格についての海技免許を有する船長として 6 月乗り組んだ履歴
- ・ 30 歳から 33 歳までの間に、総トン数 1,600 トン・出力 3,000 キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として 2 年乗り組んだ履歴

【出題：H27】

【解答】×

〔問題〕内燃機関五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
総トン数十トン以上の船舶	三年以上		機関の運転
総トン数二十トン以上の船舶	一年以上	六級海技士（機関）	機関長又は機関士

今ここに、現在 40 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が内燃機関五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有してい

ないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。(1点)

- ・ 27歳から29歳までの間に、総トン数200トン・出力750キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、六級海技士(機関)の資格についての海技免許を有する一等機関士として6月乗り組んだ履歴
- ・ 30歳から33歳までの間に、総トン数500トン・出力1,500キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、機関部の当直部員として2年6月乗り組んだ履歴

【出題：H26】

【解答】×

〔問題〕三級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

(乗船履歴表)

船舶	期間	資格	職務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総トン数千六百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の乙区域又は甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	三年以上	/	船舶の運航
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総トン数五百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の乙区域又は甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	二年以上	四級海技士(航海)	航海士(一等航海士を除く。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総トン数二百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶</li> <li>・ 総トン数二百トン以上の丙区域内において従業する漁船</li> <li>・ 総トン数二十トン以上の乙区域又は甲区域内において従業する漁船</li> </ul>	一年以上	四級海技士(航海)	船長又は一等航海士

令和3年10月1日時点で年齢が45歳であり、以下の①～③の経験を有する者が、令和3年10月1日を試験開始期日とする三級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、①～③の履歴について、合算したものを解答するものとする。なお、以下に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。(2点)

- ① 25歳から28歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、甲区域内において従業する総トン数50トンの漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を2年行った履歴
- ② 32歳から36歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、乙区域内において従業する総トン数33トンの漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を1年8月行った履歴
- ③ 四級海技士(航海)の資格についての海技免許の交付を受けた後、40歳から42歳までの間に、遠洋区域を航行区域とする総トン数1,000トンの船舶に乗り組み、二等航海士の職務を1年2月行った履歴

【出題：R03】

【解答】三年五月(3年5月)

〔問題〕四級海技士(航海)試験(身体検査及び口述試験)を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴の一を有しなければならない。

(乗船履歴表)

乗船履歴			
船舶	期間	資格	職務
・総トン数 20 トン以上の漁船	三年以上		船舶の運航
・総トン数 20 トン以上の沿海区域、近海区域、若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶	一年以上	五級海技士（航海）	船長又は航海士

現在、年齢が 50 歳の者であって、次の①から③までに掲げる 3 つの履歴を有するものが、令和元年 10 月 1 日を試験開始期日とする四級海技士（航海）試験（身体検査及び口述試験）を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により乗船履歴として認められる履歴の乗船期間を合算して、当該乗船期間を解答欄に記入せよ。

なお、次の各号に掲げる履歴に係る船舶及び漁船は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。（2 点）

- 31 歳から 34 歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数 50 トンかつ出力 650 キロワットの推進機関を有する丙区域内において従業する漁船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を 1 年 3 月行った履歴
- 38 歳から 42 歳までの間に、甲板部の航海当直部員として、総トン数 1,500 トンかつ出力 2,000 キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする旅客船に乗り組み、船舶の運航に関する職務を 9 月行った履歴
- 五級海技士（航海）の資格についての海技免許を受けた後、46 歳から 48 歳までの間に、総トン数 499 トンかつ出力 900 キロワットの推進機関を有する沿海区域を航行区域とする貨物船に乗り組み、一等航海士の職務を 9 月行った履歴

【出題：R01】

【解答】3 年

〔問題〕三級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
総トン数 20 トン以上の乙区域又は甲区域内において従業する漁船	三年以上		機関の運転
出力 1,500 キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶	二年以上	四級海技士（機関）	機関士（一等機関士を除く。）
総トン数 20 トン以上の近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶	一年以上	四級海技士（機関）	機関長又は一等機関士

今ここに、現在 35 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が三級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶及び漁船は、いずれもこの法律が適用されているものである。（1 点）

- 17 歳から 19 歳までの間に、総トン数 33 トン・出力 800 キロワットの乙区域内において従業する漁船に、機関部の当直部員として 1 年 2 月乗り組んだ履歴
- 25 歳から 27 歳までの間に、総トン数 1,600 トン・出力 3,000 キロワットの沿海区域を航行区域とする船舶に、四級海技士（機関）についての海技免許を有する二等機関士として 1 年 9 月乗り組んだ履歴
- 31 歳から 32 歳までの間に、総トン数 199 トン・出力 1,000 キロワットの遠洋区域を航行区域とする船舶に、四級海技士（機関）についての海技免許を有する一等機関士として 2 月乗り組んだ履歴

【出題：H28】

【解答】○

〔問題〕三級海技士（航海）の資格についての海技免状を受有する者が、以下の（１）又は（２）の経験を有する場合において、当該者が海技免状の有効期間の更新のために必要な乗船履歴をそれぞれ有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された船舶は、いずれもこの法律が適用されているものである。（２点）

- （１）受有する海技免状の有効期間が満了する日以前５年以内に、総トン数 5,000 トン・出力 6,000 キロワットの遠洋区域を航行区域とする船舶に、甲板部の当直部員として１年乗り組んだ履歴
- （２）受有する海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前６月以内に、総トン数 500 トン・出力 1,500 キロワットの近海区域を航行区域とする船舶に、船長として３月乗り組んだ履歴

【出題：H26】

【解答】（１）×、（２）○

〔問題〕五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

船舶	期間	資格	職務
総トン数 10 トン以上の船舶	3 年以上		機関の運転
総トン数 20 トン以上の船舶	1 年以上	六級海技士（機関）	機関士

年齢が 40 歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が令和 2 年 10 月 1 日を試験開始期日とする五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる履歴の乗船期間を合算して、当該乗船期間を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。（２点）

- ・ 21 歳から 23 歳までの間に、機関部の当直部員として、平水区域を航行区域とする総トン数 19 トンの船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を 2 年行った履歴
- ・ 六級海技士（機関）の資格についての海技免状の交付を受けた後、28 歳から 30 歳までの間に、一等機関士として、沿海区域を航行区域とする総トン数 499 トンかつ出力 1,499 キロワットの推進機関を有する船舶に乗り組み、機関士に関する職務を 6 月行った履歴
- ・ 35 歳から 37 歳までの間に、機関部の当直部員として、近海区域を航行区域とする総トン数 1 万トンの船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を 1 年 9 月行った履歴

【出題：R02】

【解答】3 年 3 月（三年三月、39 月、三十九月）

## 8. 海上運送法

記述式の穴埋め問題のみ

### 8.1 第1章 総則（第1条・第2条）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の**安全** R04記,R01記を確保し、海上運送の利用者の利益を**保護** R05記,R01記するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって**公共の福祉** R05記,H28記を増進することを目的とする。

【出題：R04】この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の「ア」を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。【解答】ア：安全、【法1条】

【出題：R05,R01】この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、輸送の「ア」を確保し、海上運送の利用者の利益を「イ」とするとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。【解答】ア：安全、イ：保護、【法1条】

【出題：H28】この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、「ア」を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって「イ」を増進することを目的とする。【解答】ア：輸送の安全、イ：公共の福祉、【法1条】

（定義）

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、**船舶運航** R05記事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の**日程表** R04記に従って運送する旨を**公示** H26記して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、**旅客船** R01記（**十三** R05記人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを**一般旅客** R01記定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、**特定** R02記旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「**特定** R02記旅客定期航路事業」とは、**特定** R02記の者の需要に応じ、**特定** R02記の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、**定期** H30記航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡し（定期備よう船を含む。以下同じ。）又は運航の委託をする事業をいう。

8 この法律において「**海運仲立業** H29記」とは、海上における船舶による物品の運送（以下「物品海上運送」という。）又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて、**二輪** H27記のもの以外のものをいう。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつて

は、その乗車人

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物

- 1 1 この法律において「指定区間 H29 記」とは、船舶以外には交通機関 R02 記がない区間又は船舶以外の交通機関 R02 記によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島 R02 記その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事 R02 記,H29 記の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

【出題：R05】「海上運送事業」とは、ウ事業、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。【解答】ウ：船舶運航、【法2条1項】

【出題：R04】この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定のイに従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。【解答】イ：日程表、【法2条第3項】

【出題：H26】この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨をアして行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。【解答】ア：公示、【法2条第3項】

【出題：R05】海上運送法において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（エ人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。【解答】エ：13、【法2条第4項】

【出題：R01】この法律において「旅客定期航路事業」とは、ウ（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）により人の運送をする定期航路事業をいい、これをエ定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。【解答】ウ：旅客船、エ：一般旅客、【法2条第4項】

【出題：R02】この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、ア旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「ア旅客定期航路事業」とは、アの者の需要に応じ、アの範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。【解答】ア：特定、【法2条第5項】

【出題：H30】この法律において「不定期航路事業」とは、ア航路事業以外の船舶運航事業をいう。【解答】ア：定期、【法2条第6項】

【出題：H29】この法律において、「ア」とは、海上における船舶による物品の運送又は船舶の貸渡、売買若しくは運航の委託を媒介をする事業をいう。【解答】ア：海運仲立業、【法2条第8項】

【出題：H27】海上運送法において「自動車航送」とは、船舶により自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車であつて、アのもの以外のものをいう。）並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物【解答】ア：二輪、【法2条第10項】

【出題：R02】この法律において「指定区間」とは、船舶以外にはイがない区間又は船舶以外のイによることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係るウその他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係エの意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。【解答】イ：交通機関、ウ：離島、エ：都道府県知事、【法2条第11項】

【出題：H29】この法律において「イ」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係ウの意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。【解答】イ：指定区間、ウ：都道府県知事、【法2条第11項】

## 8.2 第2章 船舶運航事業（第3条—第32条の2）

（一般旅客定期航路事業の許可）

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路 R03 記,H30 記ごとに、国土交通大臣の許可 H30 記を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令の定める手続により、次に掲げる事項を記

載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 三 第一項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画（運航日程及び運航時刻その他国土交通省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。）を併せて記載しなければならない。
- 四 第二項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

【出題：R03】一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】ア：航路、【法3条第1項】

【出題：H30】一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、ごとに、国土交通大臣のを受けなければならない。【解答】イ：航路、ウ：許可、【法3条第1項】

(許可基準)

第四条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路における輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適応したものであること。
- 二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 五 当該事業の開始によつて船舶交通の安全に支障を生ずるおそれのないものであること。
- 六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

(欠格事由)

第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客定期航路事業の許可をしてはならない。

- 一 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮この刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
- 二 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第十六条（第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分（以下この条において「許可取消処分」という。）を受けた日から起算して五年を経過していない者（当該許可取消処分を受けた者が法人である場合においては、当該許可取消処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）として在任した者で当該許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が許可取消処分を受けた日から起算して五年を経過していない者であるとき。
  - イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
  - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事

業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの

- ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの
- 四 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、許可取消処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該許可取消処分をする日又は当該許可取消処分をしないことを決定する日までの間（第六号において「処分決定期間」という。）に第十五条第一項（第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十二條の規定による事業の廃止の届出（以下この条において「事業廃止届出」という。）をした者（当該事業廃止届出について相当の理由がある者を除く。次号において同じ。）で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 五 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第二十五条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき許可取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣が当該許可を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に事業廃止届出をした者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 六 処分決定期間内に事業廃止届出があつた場合において、一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が、第四号の通知の日前六十日以内に当該事業廃止届出に係る法人（当該事業廃止届出について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該事業廃止届出の日から起算して五年を経過していないものであるとき。
- 七 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。
- 八 一般旅客定期航路事業の許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員が前各号（第三号を除く。）のいずれかに該当する者であるとき。

（船舶運航計画の届出）

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航 R03 記,H30 記,H28 記計画（指定 H30 記区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R03, H28】一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、計画（指定区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】イ：船舶運航、【法 6 条】

【出題：H30】一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、計画（区間に係るものを除く。）を定め、国土交通省令の定める手続により、運航を開始する日までに、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】エ：船舶運航、オ：指定、【法 6 条】

（運賃及び料金）

第八条 一般旅客定期航路事業を営む者（以下「一般旅客定期航路事業者」という。）は、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金を定め、国土交通省令の定める手続により、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
  - 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
  - 三 他の一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。
- 3 一般旅客 R01 記,H29 記 定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客 R01 記 定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間 H29 記に係るものについて当該運賃の上限 R01 記,H29 記,H27 記を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可 R01 記,H27 記を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 4 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。
- 5 第三項の運賃についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「定め」とあるのは「第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で定め」と、第二項第二号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

【出題：R01】  エ 定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする  エ  定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の  オ を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の  カ を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。【解答】エ：一般旅客、オ：上限、カ：認可、【法8条第3項】

【出題：H29】一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて  イ に係るものについて当該運賃の  エ を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。【解答】イ：指定区間、エ：上限、【法8条第3項】

【出題：H27】一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の  イ  を定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の  ウ を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。【解答】イ：上限、ウ：認可、【法8条第3項】

(運賃及び料金等の公示)

第十条 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに運送約款 R04 記,R02 記を公示 R02 記しなければならない。

【出題：R04】一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに  ウ を公示しなければならない。【解答】ウ：運送約款、【法10条】

【出題：R02】一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びに  オ を  カ しなければならない。【解答】オ：運送約款、カ：公示、【法10条】

(安全管理規程等)

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程 H26 記は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものではない。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

- 四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 五 運航管理者（一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。
- 5 一般旅客定期航路事業者は、**安全統括管理者** R03 記、H26 記又は**運航管理者** R03 記を選任し、又は**解任** H27 記したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

【出題：H26】は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。【解答】ウ：安全管理規程、【法 10 条の 3 第 2 項】

【出題：H26】一般旅客定期航路事業者は、及び運航管理者を選任しなければならない。【解答】エ：安全統括管理者、【法 10 条の 3 第 4 項】

【出題：R03】一般旅客定期航路事業者は、又はを選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ウ：安全統括管理者、エ：運航管理者、【法 10 条の 3 第 5 項】

【出題：H27】一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又はしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】エ：解任、【法 10 条の 3 第 5 項】

（事業計画の変更）

- 第十一条 一般旅客定期航路事業者がその**事業** R03 記計画を**変更** R05 記しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の**認可** R03 記、H26 記を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める**軽微** R05 記な事項に係る**変更** R05 記については、この限りでない。
- 2 第四条の規定は、前項の認可について準用する。
- 3 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：R05】一般旅客定期航路事業者がその事業計画をしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定めるな事項に係るについては、この限りでない。【解答】オ：変更、カ：軽微、【法 11 条第 1 項】

【出題：R03】一般旅客定期航路事業者がその計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣のを受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。【解答】オ：事業、カ：認可、【法 11 条第 1 項】

【出題：H26】一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣のを受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。【解答】イ：認可、【法 11 条第 1 項】

(船舶運航計画の変更)

- 第十一条の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、**あらかじめ** H27 記、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- 2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係るその船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める手続により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- 3 第四条（第六号に係るものに限る。）の規定は、前項の認可について準用する。
- 4 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書又は第二項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：H27】一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、オ、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。【解答】オ：あらかじめ、【法 11 条の 2 第 1 項】

(運送の引受義務)

- 第十二条 一般旅客 R01 記定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客 R01 記定期航路事業者にあつては当該自動車航送を**拒絶** R05 記,R01 記してはならない。
- 一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- 三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。

【出題：R05（キのみ）、R01】エ 定期航路事業者は、指定区間においては、次の場合を除いて、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をするエ 定期航路事業者にあつては当該自動車航送をキ してはならない。

一 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

三 当該運送が第九条の規定により認可を受けた運送約款に適合しないとき。【解答】エ：一般旅客、キ：拒絶、【法 12 条】

(不当な差別的取扱いの禁止)

- 第十三条 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、**不当** R04 記,H30 記な差別的取扱いをしてはならない。

【出題：R04, H30】一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、特定の利用者に対し、エ 差別的取扱いをしてはならない。【解答】エ：不当、【法 13 条】

(船舶運航計画に定める運航の確保)

- 第十四条 一般旅客定期航路事業者は、**天災** R02 記その他やむを得ない事由のある場合のほか、**船舶運航** R04 記,H29 記**計画** R02 記に定める運航を怠つてはならない。
- 2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が前項の規定に違反すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、船舶運航計画に従い運航すべきことを命ずることができる。

【出題：R04, H29（船舶運航計画）】一般旅客定期航路事業者は、天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、オ 計画に定める運航を怠つてはならない。【解答】オ：船舶運航、【法 14 条第 1 項】

【出題：R02】一般旅客定期航路事業者は、キ その他やむを得ない事由のある場合のほか、ク に定める運航を怠つてはならない。【解答】キ：天災、ク：船舶運航計画、【法 14 条第 1 項】

(事業の休廃止の届出)

第十五条 一般旅客 R01 記定期航路事業者は、その事業を休止 R05 記し、又は廃止 R05 記しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止 R05 記又は廃止 R05 記の日の三十 R01 記、H28 記、H26 記日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 一般旅客 R01 記定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六 R03 記、R01 記、H28 記、H26 記月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：R01】一般旅客定期航路事業者は、その事業をク し、又はケ しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、ク 又はケ の日の三十日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】ク：休止、ケ：廃止、【法 15 条第 1 項】

【出題：H28, H26 (日・月無し)】① 一般旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のエ 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【法 15 条第 1 項】

【出題：R03, H28, H26 (日・月無し)】一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、第十五条第一項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のキ 月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】キ：六(6)、【法 15 条第 2 項】

【出題：R01】① エ 定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のク 日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】エ：一般旅客、ク：三十(30)、【法 15 条第 1 項】

② エ 定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、国土交通省令の定める手続により、休止又は廃止の日のケ 月前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】エ：一般旅客、ケ：六(6)、【法 15 条第 2 項】

(事業の停止及び許可の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止 R04 記を命じ、又は許可 R05 記を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこれに基づく処分 R04 記又は許可 R05 記若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百四十九号)の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに許可 R05 記又は認可を受けた事項を実施しないとき。
- 四 第五条各号のいずれかに該当することとなったとき。

【出題：R04】国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の停止を命じ、又はコ を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく処分又はコ 若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百四十九号)の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのにコ 又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条各号のいずれかに該当することとなったとき。【解答】コ：許可、【法 16 条】

【出題：R04】国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業の力 を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づくキ 又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百四十九号)の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

四 第五条各号のいずれかに該当することとなつたとき。【解答】カ：停止、キ：処分、【法 16 条】

(保険契約締結の命令)

第十九条の二 国土交通大臣は、旅客の利益 R03 記を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償 R03 記のため保険契約 R03 記、H29 記を締結することを命ずることができる。

【出題：R03】国土交通大臣は、旅客の  を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある  のため  を締結することを命ずることができる。【解答】ク：利益、ケ：損害賠償、コ：保険契約、【法 19 条の 2】

【出題：H29】国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のため  を締結することを命ずることができる。【解答】カ：保険契約、【法 19 条の 2】

(特定旅客定期航路事業)

第十九条の三 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可 H27 記を受けなければならない。

- 2 第三条第二項及び第四項、第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第十条の二から第十一条まで、第十六条、第十九条第二項、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条（第一号、第二号及び第五号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者（以下「特定旅客定期航路事業者」という。）について相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、国土交通省令の定める手続により、承継のあつた日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- 6 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：H27】特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の  を受けなければならない。【解答】カ：許可、【法 19 条の 3 第 1 項】

(対外旅客定期航路事業)

第十九条の四 第三条から第十条まで、第十一条から第十二条まで、第十四条から第十九条第一項まで及び前二条の規定は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う旅客定期航路事業（以下「対外旅客定期航路事業」という。）については、適用しない。

- 2 対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路 H26 記ごとに、その事業の開始の日の三十日 H26 記前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示 H29 記しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- 4 対外旅客定期航路事業を営む者は、運送約款を定め、これを実施する前に、公示し、かつ、

国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

- 5 対外旅客定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：H26】対外旅客定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、ごとに、その事業の開始の日の前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】キ：航路、オ：三十(30)日、【法 19 条の 4 第 2 項】

【出題：H29】対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。【解答】キ：公示、【法 19 条の 4 第 3 項】

(貨物定期航路事業の届出)

第十九条の五 貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の+<sup>H29 記</sup>日前(人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、三十<sup>H29 記</sup>日前)までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

- 2 貨物定期航路事業を営む者(以下「貨物定期航路事業者」という。)が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：H29】貨物定期航路事業を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の日前(人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、日前)までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。【解答】ク：十、ケ：三十、【法 19 条の 5】

(運賃及び料金等の公示)

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。次条第二項及び第三十二条の二において同じ。)を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示<sup>H28 記</sup>しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

【出題：H28】人の運送をする貨物定期航路事業(特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業を除く。)を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。【解答】カ：公示、【法 19 条の 6 の 2】

(不定期航路事業の届出)

第二十条 不定期航路事業(人の運送をするものを除く。)を営む者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更したときも同様である。

- 2 人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。次条において同じ。)を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の三十日前<sup>R04 記,H30 記</sup>までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。
- 3 前二項の不定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

【出題：R04, H30 (三十)】人の運送をする不定期航路事業(第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業を除く。)

を営もうとする者は、国土交通省令の定める手続により、その事業の開始の日の  までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。【解答】ク：三十日前（30日前）、【法 20 条第 2 項】

（旅客不定期航路事業の許可）

第二十一条 一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。以下「旅客不定期航路事業」という。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可 R01 記, H28 記 を受けなければならない。

2 第三条第二項及び第四項、第四条（第六号に係るものを除く。）並びに第五条の規定は、前項の許可について準用する。

【出題：R01】旅客不定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の  を受けなければならない。

【解答】コ：許可、【法 21 条第 1 項】

【出題：H28】一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をする不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をする不定期航路事業及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の  を受けなければならない。【解答】キ：許可、【法 21 条】

（旅客不定期航路事業者の禁止行為）

第二十一条の二 旅客不定期 H28 記 航路事業を営む者（以下「旅客不定期航路事業者」という。）は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合 R04 記, R02 記, H30 記 旅客 H26 記 の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶 H26 記 その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地 R04 記, H30 記, H28 記 のないもの

【出題：R04, H30】旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 旅客の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて  のないもの【解答】ケ：乗合、コ：寄港地、【法 21 条の 2】

【出題：R02】旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 旅客の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの【解答】ケ：乗合、【法 21 条の 2】

【出題：H28】 航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて  のないもの【解答】ク：旅客不定期、ケ：寄港地、【法 21 条の 2】

【出題：H26】旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、 の運送をしてはならない。

- 一 陸上と  その他の海上の特定の場所との間の航路
- 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの【解答】ク：乗合旅客、ケ：船舶、【法 21 条の 2】

（報告の徴収）

第二十四条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告 H28 記 を求めることができる。

2 船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

【出題：H28】国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、

その業務に関し  コ を求めることができる。【解答】コ：報告、【法 24 条】

(航海命令)

第二十六条 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他 **公共の安全** R02 記の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による命令を行うに当たっては、当該命令により航海に従事する船舶及び船員の安全の確保に配慮しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該命令により航海に従事する船舶である旨の証明書を当該船舶の船長に交付しなければならない。
- 4 第一項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でこれをしなければならない。

【出題：R02】国土交通大臣は、航海が災害の救助その他  コ の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足の場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。【解答】コ：公共の安全、【法 26 条第 1 項】

(運送秩序に関する勧告)

第三十二条 国土交通大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の船舶運航事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを **勧告** H29 記することができる。

【出題：H29】国土交通大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の船舶運航事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを  コ することができる。【解答】コ：勧告、【法 32 条】

### 8.3 第 3 章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第 33 条）

### 8.4 第 4 章 日本船舶及び船員の確保（第 34 条—第 39 条の 4）

(課税の特例)

第三十七条の二 認定事業者（第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして **日本船舶・船員確保計画** H27 記の認定を受けた者に限る。次条第一項において同じ。）が日本船舶（**安定的な海上輸送の確保** H27 記に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の船舶に限る。同条において同じ。）を用いて営む対外船舶運航事業等（対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業（対外船舶運航事業の用に供する船舶の貸渡し又は対外船舶運航事業に係る運航の委託をする船舶貸渡業をいう。同項において同じ。）その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。）に係る所得については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

【出題：H27】認定事業者（海上運送法第三十五条第三項第五号に掲げる基準に適合するものとして  キ の認定を受けた船舶運航事業者等に限る。）が、 ク に資するものとして国土交通省令で定める大きさ以上の日本船舶を用いて営む対外船舶運航事業等（対外船舶運航事業、対外船舶貸渡業その他これらに関連する事業として国土交通省令で定めるものをいう。）に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。【解答】キ：日本船舶・船員確保計画、ク：安定的な海上輸送の確保、【現法 37 条の 2、旧法 38 条】

8.5 第5章 準日本船舶の認定等（第39条の5—第39条の9）

8.6 第6章 先進船舶の導入等の促進（第39条の11—第39条の18）

8.7 第7章 特定船舶の導入の促進（第39条の19—第39条の37）

8.8 第8章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第40条・第41条）

8.9 第9章 雑則（第42条—第45条の6）

（五トン未満の船舶等に関する規定）

第四十三条 この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする H27 記船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

- 一 総トン数五 H27 記トン未満の船舶
- 二 ろかい H30 記のみをもつて運転し、又は主としてろかい H30 記をもつて運転する舟

【出題：H30】この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、人の運送をする船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

- 一 総トン数五トン未満の船舶
- 二 コ のみをもつて運転し、又は主としてコをもつて運転する舟【解答】コ：ろかい、【法 43 条】

【出題：H27】海上運送法の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、ケ船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。

- 一 総トン数コトン未満の船舶
- 二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟【解答】ケ：人の運送をする、コ：五（5）、【法 43 条】

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十四条 この法律の規定は、もつぱら湖 H26 記、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。この場合において前条中「総トン数五トン未満の船舶」とあるのは「総トン数二十トン未満の船舶」と読み替えるものとする。

【出題：H26】この法律の規定は、もつぱらコ、沼又は河川において営む船舶運航の事業に準用する。【解答】コ：湖、【法 44 条】

8.10 第10章 罰則（第46条—第56条）

8.11 附則

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 9. 港湾運送事業法

○×問題と選択式の穴埋め問題のみ

### 9.1 港湾運送事業法

#### 9.1.1 第1章 総則（第1条—第3条）

（目的）

第一条 この法律は、港湾運送に関する**秩序** R04 選、R02 選を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって**公共** H29×の福祉を増進することを目的とする。 H30○、H26○類

【出題：H30, H26 類似】 港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としている。【解答】 ○、【法第1条】

【出題：H29】 港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図るとともに、**港湾運送事業者**の福祉の増進を図ることを目的とする。【解答】 ×、【法第1条】

【出題：R04, R02】 港湾運送事業法は、港湾運送に関する **工** を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。【解答】 エ：⑨秩序、【法第1条】

（定義）

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であつて次に掲げるものをいう。

- 一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの**受取** H26 記若しくは荷主への**引渡** H26 記又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への**引渡** H26 記若しくは荷主からの**受取** H26 記にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為 R02○
- 二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）
- 三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「**指定区間**」という。）における貨物の**はしけによる** R04×、R01×運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航
- 四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における**荷さばき若しくは保管**又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。） H29○、H27○
- 五 **港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送** H27○又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは**船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出** R02×若しくはこれらの木材の**水面貯木場における荷さばき若しくは保管**
- 六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の**箇数の計算** R01 選又は受渡の証明（以下「**検数**」という。）
- 七 船積貨物の**積付に関する証明、調査及び鑑定** H30×（以下「**鑑定**」という。）
- 八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の**容積又は重量の計算又は証明** R03 ×、H29×（以下「**検量** R05 選」という。）

【出題：R02】 一般港湾運送事業とは、荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾におけ

る船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為を一貫して行う行為を行う事業をいう。【解答】○、【法第2条第1項第1号】

【出題：H26】一般港湾運送事業とは、港湾運送事業法第二条第一項第一号に掲げる行為（荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの「エ」若しくは荷主への「オ」又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への「オ」若しくは荷主からの「エ」にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為）を行う事業をいう。【解答】エ：受取、オ：引渡、【法第2条第1項】

【出題：R04, R01】「はしけ運送事業」とは、港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送だけでなく、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（指定区間）における貨物の船舶又ははしけによる運送も含むものである。【解答】×、【法第2条第1項第3号】 ※ 指定区間は「はしけ」のみ

【出題：H29, H27】港湾荷役事業には、貨物の船舶若しくははしけからの取卸し又は船舶若しくははしけへの積込む行為の他、荷捌き場における荷捌き又は保管する行為も含まれる。【解答】○、【法第2条第1項第4号】

【出題：R03】「イ」とは、港湾においてする、船舶若しくははしけへの貨物の積込み、船舶若しくははしけからの貨物の取卸し、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出又はこれらの貨物の荷さばき場における荷さばき若しくは保管を行う事業をいう。【解答】イ：⑭港湾荷役事業、【法第2条第1項第4号】

【出題：R02】いかだ運送事業には、港湾においてする、船舶又ははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場における荷さばきは含まれない。【解答】×、【法第2条第1項第5号】

【出題：H27】港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送を他人の需要に応じて行う場合は、港湾運送事業法上の「港湾運送」に該当する。【解答】○、【法第2条第1項第5号】

【出題：R04】「ウ」事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を行う事業をいう。【解答】ウ：④検数、【法第2条第1項第6号】

【出題：R01】「検数事業」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の「ア」又は受渡の証明を行う事業をいう。【解答】ア：⑤箇数の計算、【法第2条第1項第6号】

【出題：H30】「鑑定事業」とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の受渡の証明、調査及び鑑定を行う事業をいう。【解答】×、【法第2条第1項第7号】

【出題：R05】「ア」事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明を行う事業をいう。【解答】ア：④（検量）、【法2条第1項第8号、法3条7号】

【出題：R03, H29】検量事業とは、船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数又は重量の計算又は証明を行う事業をいう。【解答】×、【法2条第1項第8号】

## 第二条

- 2 この法律で「港湾運送事業」とは、**営利を目的としないとを問わず** R04×, H27× 港湾運送を行う事業をいう。 R01○
- 3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、**営利を目的としないとを問わず** H26×、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
  - 一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃
  - 二 港湾においてする船積貨物の警備 R03○, H30○

4 この法律で「港湾」とは、**政令で指定する港湾**（その水域は、**政令で定めるものを除くほか** H29×、**港則法** R04 選、R02 選（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

【出題：R04】「港湾運送事業」とは、営利を**目的とし**、他人の需要に応じて行う行為であって港湾運送事業法第2条第1項第1号から第8号にまで掲げるいずれかの行為に該当する「港湾運送」を行う事業をいう。【解答】×、【法2条第2項】

【出題：R01, H28 類】「港湾運送事業」とは、営利を**目的とするとしない**とを問わず、他人の需要に応じて行う行為であって港湾運送事業法第2条第1項第1号から第8号にまで掲げるいずれかの行為に該当する「港湾運送」を行う事業をいう。【解答】○、【法2条第2項】

【出題：H27】**営利を目的としない**港湾運送を行う事業は港湾運送事業には**含まれない**。【解答】×、【法2条第2項】

【出題：H26】港湾運送事業法において、港湾運送関連事業とは、**営利を目的とし**、他人の需要に応じて港湾においてする船積貨物の**警備等**を行う事業をいう。【解答】×、【法2条第3項】

【出題：R03】港湾運送関連事業とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて、港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し、船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃又は船積貨物の警備を行う事業をいう。【解答】○、【法2条第3項】

【出題：H30】「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行う事業である。

一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃

二 港湾においてする船積貨物の警備【解答】○、【法2条第3項】

【出題：H29】港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、**港湾法上の港湾区域と一致する**。【解答】×、【法2条第4項】

【出題：R04, R02】港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、に基づく港の区域をいう。【解答】オ：⑫港則法、【法2条第4項】 ※ 政令とは施行令

(事業の種類)

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）
- 二 **港湾荷役事業** R03 選、R02×（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）
- 三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる行為を行う事業）
- 四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）
- 五 **検数** R04 選事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）
- 六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）
- 七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

【出題：R02】港湾運送事業は、一般港湾運送事業、**船内荷役事業**、はしけ運送事業、**沿岸荷役事業**、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業及び検量事業の**8種類**に分類される。【解答】×、【法3条】

## 9.1.2 第2章 港湾運送事業等（第4条—第22条の4）

(許可)

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び**港湾** R05×ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、**港湾運送事業の種類ごとに** R01×、H28×、H26×国土交通大臣の**許可** H30×を受けなければならない。R04○この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

【出題：R05】一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業を営もうとする者は、港湾運送事

業の種類及び都道府県ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法4条】

【出題：R04】港湾運送事業法第3条第1号から第4号までに掲げる港湾運送事業（一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】○、【法4条】

【出題：R01】港湾運送事業法第3条第1号から第7号までに掲げる港湾運送事業（一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業、**検数事業、鑑定事業及び検量事業**）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第4条】

【出題：H30】港湾運送事業法第3条第1号から第4号までに掲げる港湾運送事業（一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。【解答】×、【法第4条】

【出題：H28, H26】検数事業、鑑定事業又は検量事業を営もうとする者は、港湾運送事業の**種類及び港湾**ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第4条】

（許可の申請）

第五条 港湾運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 港湾運送事業の種類
  - 三 港湾（検数事業等に係る場合を除く。）
  - 四 国土交通省令で定める事業計画
- 2 前項の申請書には、**資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載した書類**を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の**登記事項証明書**その他必要な書類の提出を**求めることができる** R02×, H29×。

【出題：R02】港湾運送事業の許可を受けようとする者は、港湾運送事業の種類や事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、当該申請書のほか、登記事項証明書を**必ず提出**しなければならない。【解答】×、【法第5条第1項】

【出題：H29】港湾運送事業の許可を受けようとする者は、港湾運送事業の種類や事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、当該申請書には申請者の登記事項証明書を**添付しなければならない**。【解答】×、【法第5条第1項】

（許可基準）

第六条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 一般港湾運送事業等にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び**港湾** R03 運ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであること。
  - 二 検数事業等にあつては、検数事業等の**公正** H26 記かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。
  - 三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
  - 四 当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。
  - 五 当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、港湾運送事業の許可をしなければならない。
- 一 **禁錮** R03×, H28× 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から**五年** H30× を経過しない者
  - 二 この法律、港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第

三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- 三 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から**五年** H27×を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)
- 四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、**その法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当する者** R01○であるもの R05×
- 五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

【出題：R03】国土交通大臣は、一般港湾運送事業等の許可をしようとするときは、少なくとも、港湾運送事業の種類及び **オ** ごとに国土交通省令で定める施設及び労働者を有するものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。【解答】オ：②港湾、【法第6条第1項第1号】

【出題：H26】国土交通大臣は、港湾運送事業の許可をしようとするときは、検数事業等にあつては、検数事業等の **ア**  かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されているかどうか等を審査して、許可をしなければならない。【解答】ア：公正、【法第6条第1項第2号】

【出題：R03】申請者が**罰金**以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である場合は、港湾運送事業の許可を受けることができない。【解答】×、【法6条第2項第1号】

【出題：R02】港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から **ア** を経過しない者は、港湾運送事業の許可を受けることはできない。【解答】ア：⑨五年、【法第6条第2項第1号】

【出題：R05】禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である場合は、港湾運送事業の許可を受けることができない。【解答】○、【法6条第2項第1号】

【出題：H30】禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から **イ** を経過しない者から、港湾運送事業の許可の申請があつた場合は、その申請が許可基準に適合していると認めるときでも、国土交通大臣は許可してはならない。【解答】イ：⑩五年、【法第6条第2項第1号】

【出題：H28】国土交通大臣は、規定により審査した結果、申請が基準に適合していると認めるときは、 **エ** 以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者などに該当する場合を除いては、港湾運送事業の許可をしなければならない。【解答】エ：⑬禁錮、【法第6条第2項第1号】

【出題：H27】港湾運送事業の許可を取り消され、その取消しの日から **十年** を経過しない者は、港湾運送事業の許可を受けることができない。【解答】×、【法第6条第2項第3号】

【出題：R05】法人であつて、その役員のうち営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいる場合、港湾運送事業の許可を受けることができない。【解答】×、【法第6条第2項第4号】

【出題：R01】法人であつて、その役員のうち営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がいる場合であっても、港湾運送事業の許可を受けられる場合がある。【解答】○、【法第6条第2項第4号】

#### (運賃及び料金)

第九条 港湾運送事業の許可を受けた者(以下「港湾運送事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、**運賃及び料金** R03 運を定め、**あらかじめ** H28×、国土交通大臣に**届け出** H29×、H26×なければならない。R04○これを変更しようとするときも、同様とする。R01○

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の利用者に対し**不当な差別的取扱い** R01 運をするものであるとき。
- 二 他の港湾運送事業者との間に**不当な競争を引き起こすこと**となるおそれがあるものであるとき。H29○、H26○

【出題：R04】港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法9条第1項】

【出題：R01】港湾運送事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならず、これを変更しようとするときも同様である。【解答】○、【法第9条第1項】

【出題：H29, H26】港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】×、【法第9条第1項】

【出題：H28】港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施前に**又はその実施後遅滞なく**、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】×、【法第9条第1項】

【出題：R03】港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、エを定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】エ：⑩運賃及び料金、【法第9条第1項】

【出題：H29, H26】国土交通大臣は、港湾運送事業者が定めた運賃及び料金が、他の港湾運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。【解答】○、【法第9条第2項】

【出題：R01】国土交通大臣は、港湾運送事業者が定めた運賃又は料金が特定の利用者に対し、オをするものであると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。【解答】オ：⑨不当な差別的取扱い、【法第9条第2項】

(運賃及び料金の割戻の禁止)

第十条 港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻を**してはならない** R05  
×, R03×, H30×。

【出題：R03】港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃又は料金の割戻を**する場合は、国土交通大臣の許可を受けなければならない**。【解答】×、【法10条】

【出題：R05, H30】港湾運送事業者は、利用者に対し、收受した運賃及び料金の割戻を**することができる**。【解答】×、【法第10条】

(港湾運送約款)

第十一条 **一般港湾運送事業** H28 選の許可を受けた者（以下「一般港湾運送事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、**港湾運送約款** R05 選を定め、国土交通大臣の**認可** R04×, R02×, H30×, H28 選, H27 選, H26 記を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつてこれをしなければならない。

- 一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少なくとも貨物の受取及び引渡し並びに一般港湾運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

【出題：R05】一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、オを定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。【解答】オ：⑫（港湾運送約款）、【法第11条第1項】

【出題：R04, R02】一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣に**届け出**なければならない。【解答】×、【法第11条第1項】

【出題：H30】一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣に**届け出**なければならない。これを変更しようとするときも同様である。【解答】×、【法第11条第1項】

【出題：H28】イの許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣のアを受けなければならない。【解答】ア：⑩認可、イ：⑤一般港湾運送事業、【法第11条第1項】

【出題：H27】一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣のアを受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】ア：④認可、【法第11条第1項】

【出題：H26】一般港湾運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、国土交通大臣のイを受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】イ：認可、【法第11条第1項】

(運賃及び料金並びに港湾運送約款の掲示)

第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規定により届け出た運賃及び料金(特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。)並びに前条第一項の規定により認可<sup>H27</sup>運を受けた港湾運送約款を営業所<sup>R02</sup>運,<sup>H29</sup>運,<sup>H27</sup>運において利用者の見やすいように掲示しなければならない。

- 【出題：R02】国土交通大臣に届け出た運賃及び料金(特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。)は、ウにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。【解答】ウ：⑩営業所、【第12条】
- 【出題：H29】港湾運送事業者は、運賃及び料金並びに港湾運送約款をイにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。【解答】イ：⑭営業所、【法第12条】
- 【出題：H27】港湾運送事業者は、国土交通大臣に届け出た運賃及び料金並びにアを受けた港湾運送約款をイにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。【解答】ア：④認可、イ：⑨営業所、【法第12条】

(引渡不能貨物の寄託)

第十三条 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人<sup>H29</sup>運,<sup>H27</sup>運,<sup>H26</sup>運の費用をもってこれを倉庫営業者<sup>R03</sup>運,<sup>H28</sup>運に寄託することができる。<sup>R04</sup>○,<sup>R01</sup>○

2 一般港湾運送事業者は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知しなければならない。

- 【出題：R04, R01】一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれを倉庫営業者に寄託することができる。【解答】○、【法第13条第1項】
- 【出題：H28】一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる理由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれを倉庫営業者に寄託することができる。【解答】×、【法第13条第1項】
- 【出題：H26】港湾運送事業法において、一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、供託あるいは競売の手続により、これを倉庫営業者に寄託できると明記されている。【解答】×、【法第13条第1項】
- 【出題：R03】一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれをアに寄託することができる。【解答】ア：⑮倉庫営業者、【法第13条第1項】
- 【出題：H29, H27】一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、オの費用をもってこれを倉庫営業者に寄託することができる。【解答】オ：③荷受人、【法第13条第1項】
- 【出題：H26】港湾運送事業法において、一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、一般港湾運送事業者が費用を負担することにより、これを倉庫営業者に寄託できると明記されている。【解答】×、【法第13条2項】

(名義利用の禁止)

第十四条 港湾運送事業者は、その名義<sup>R02</sup>運,<sup>H29</sup>運を他人に港湾運送事業のため利用させてはならない<sup>H27</sup>×。<sup>R01</sup>○

- 【出題：R01】港湾運送事業者は、その名義を他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。【解答】○、【法第14条】
- 【出題：H27】港湾運送事業者は、原則その名義を他人に港湾運送事業のため利用させてはならないが、発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものにおいてはその限りではない。【解答】×、【法第14条】 ※ 但し書きはない
- 【出題：R02, H29】港湾運送事業者は、そのオを他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。【解答】オ：⑯名義、【法第14条】

(差別取扱等の禁止)

第十五条 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。<sup>R02</sup>○,<sup>H30</sup>○

- 【出題：R02, H30】港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。【解答】○、【法第15条】

(下請の制限)

- 第十六条 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に**国土交通省令で定める率**  $R02 \times H30$  運を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。  $R05 \circ$
- 2 前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者（当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一を超える株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる国土交通省令で定める密接な関係を有するものに限る。）に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行つた行為とみなす。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。
- 一 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種別の行為を前項の規定に従つて自ら行つたとき。
- 二 当該一般港湾運送事業者が当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に**国土交通省令で定める率**を乗じて得た貨物量以上の量の貨物について、コンテナ埠ふ頭その他の国土交通省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を国土交通省令で定めるところにより自らの統括管理の下において行つたとき。
- 3 第三条第二号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾荷役事業等」という。）の許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に**第一項の国土交通省令で定める率**を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行わなければならない。
- 4 港湾荷役事業等の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その**全部**  $R03$  運  $H29 \times H28 \times H27 \times$  を自ら行わなければならない。  $R01 \circ$
- 5 第一項から第三項までに規定する貨物量の算出の方法は、国土交通省令で定める。
- 6 国土交通大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

【施行規則】

(直営率)

第十一条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める率は、**七十**  $R02 \times H30$  運 **パーセント** とする。

(統括管理の率)

第十一条の三 法第十六条第二項第二号の国土交通省令で定める率は、**五十パーセント** とする。

【出題：R05】一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種別ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。【解答】○、【法第16条第1項】

【出題：R02】一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種類ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に**80** パーセントを乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。【解答】×、【法第16条第1項、則第11条（70%）】

【出題：H30】一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種別ごとに、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量の  **ア** パーセントまでの貨物に係る当該種別の行為について、自ら行わなければならない。【解答】ア：⑭七十、【法第16条第1項、則第11条】

【出題：R01】**港湾荷役事業者**は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その**全部**を行わなければならない。【解答】○、【法16条4項】

【出題：R03】**港湾荷役事業等**の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その  **ウ**  を自ら行わなければならない。【解答】ウ：①全部、【法16条4項】

【出題：H29, H28】**港湾荷役事業等**の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、**少なくともその貨物量に70%を乗じた貨物量に係る港湾運送**を自ら行わなければならない。【解答】×、【法16条4項】

【出題：H27】**港湾荷役事業等**の許可を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その**全部**を自ら、**又は当該港湾荷役事業者等と密接な関係を有する者が**行わなければならない。【解答】×、【法16条4項】

(公正な検数事業等の確保)

第十六条の二 検数事業等の許可を受けた者は、**公正に**検数、鑑定又は検量を行わなければならない。R02○

【出題：R02】① 港湾運送事業法第3条第5号から第7号までに掲げる港湾運送事業（検数事業等）の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量を行わなければならない。【解答】○、【法16条の2】

(事業計画の変更)

第十七条 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の**認可** R04×, R01×を受けなければならない。但し、国土交通省令で定める**軽微な事項に係る変更については、この限りでない** H28×, H26×。R03○, H28○

2 第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3 港湾運送事業者は、第一項但書の事項について**事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。** H28○

【出題：R04, R01】港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣に**届け出**なければならないが、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。【解答】×、【法17条第1項】

【出題：R03】港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の**認可**を受けなければならないが、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。【解答】○、【法17条第1項】

【出題：H28】港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の**認可**を受けなければならないが、事業所の数の変更等の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更についてはこの限りではなく、当該変更後に、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出ればよい。【解答】○、【法17条第1項】

【出題：H27】港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、**すべからず**国土交通大臣の認可を受けなければならない。【解答】×、【法第17条第1項】

【出題：H26】港湾運送事業者は、国土交通省令で定める**軽微な事項に係る事業計画を変更しようとするときは、事前に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。**【解答】×、【法17条第3項】

(事業計画に定める業務の確保)

第十七条の二 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、**事業計画** H30×, H29選に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。R05○

2 国土交通大臣は、港湾運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

【出題：R05】港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。【解答】○、【法17条の2第1項】

【出題：H30】港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、**業務計画**に定めるところに従い、その業務を行わなければならない【解答】×、【法17条の2第1項】

【出題：H29】港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、  **エ**  に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。【解答】エ：②事業計画、【法17条の2第1項】

(事業の譲渡及び譲受の認可等)

第十八条 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可 H28 選、H26 選を受けなければ、その効力を生じない。 R04○

2 港湾運送事業を営む法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、港湾運送事業を営む法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りでない。 H30○

3 第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により港湾運送事業を承継した法人は、許可に基づく権利義務を承継する。

4 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない H29×、H27×。 R03○

5 相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

6 第六条の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

【出題：R04】 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。【解答】○、【法 18 条第 1 項】

【出題：H28, H26】 港湾運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の  を受けなければ、その効力を生じない。【解答】ア：⑩認可、【法第 18 条第 1 項】

【出題：H30】 港湾運送事業を営む法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければその効力を生じないが、港湾運送事業を営む法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りではない。【解答】○、【法第 18 条第 2 項】

【出題：R03】 港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。【解答】○、【法 18 条第 4 項】

【出題：H29, H27】 港湾運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の行っていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法第 18 条第 4 項】

(公益命令)

第十八条の二 国土交通大臣は、災害 H29 選の救助 R05 選その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、第十五条の規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定して、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。 R03○、H28○

一 国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運送をすること。

二 貨物の取扱又は運送の方法又は順位を変更すること。

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これによつて必要となる補償金の総額が、国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で、これをしなければならない。

【出題：R05】 国土交通大臣は、 その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、かつ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送業法第 15 条の規定にかかわらず、港湾運送事業者を指定して、国土交通大臣の指定した貨物の取扱又は運送をしよう命ずることができる。【解答】エ：⑧(災害の救助)、【法 18 条の 2 第 1 項】

【出題：R03, H28 類(場合に限り)】 国土交通大臣は、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者が著しく不足する場合であれば、港湾運送事業者を指定して、貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。【解答】○、【法 18 条の 2 第 1 項】

【出題：H29】 国土交通大臣は、 の救助その他公共の安全の維持のため必要な港湾運送であり、且つ、自発的に当該業務を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、港湾運送事業者を指定して貨物の取扱又は運送等を命ずることができる。【解答】ア：⑩災害、【法第 18 条の 2 第 1 項】

(事業の休廃止の届出)

第二十条 港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の**三十日** R04 選,H27 選前まで R03×,H28×に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。 R05○,H29○

- 【出題：R03】港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日から**三月以内**に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】×、【法 20 条】
- 【出題：R05, H29】港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の**30 日前**までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】○、【法第 20 条】
- 【出題：H28】港湾運送事業者が事業を廃止する場合は、廃止の日の**60 日前**までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】×、【法第 20 条】
- 【出題：R04, H27】港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める手続により、休止又は廃止の日の **ア** 前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。【解答】ア：②三十日、【法第 20 条】

(事業改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について**利用者の利便** R05 選,R04 選,R01 選その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、**事業計画** H30 選,H28 選の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 H26○

- 【出題：H26】国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【解答】○、【法 21 条】
- 【出題：R05, R04, R01】国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について **イ** その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【解答】イ：⑩利用者の利便、【法 21 条】
- 【出題：H30, H28】国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、 **エ** の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【解答】エ：①事業計画、【法 21 条】

(事業の停止及び許可の取消し)

第二十二条 国土交通大臣は、港湾運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、**三月** R01 選以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこれに基づく処分違反したとき。
- 二 正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しないとき。 R05○,H28○,H26○
- 三 第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至ったとき。

- 【出題：R01】国土交通大臣は、港湾運送事業者が港湾運送事業法又はこれに基づく処分違反したときには、 **ウ** 以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。【解答】ウ：⑬三月、【法 22 条】
- 【出題：R05】国土交通大臣は、港湾運送事業者が正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しない場合は、3 月以内において期間を定めて当該事業の停止を命じ、又は当該港湾運送事業の許可を取り消すことができる。【解答】○、【法 22 条第 2 号】
- 【出題：H28, H26】港湾運送事業者が、正当な理由がないのに認可を受けた事項を実施しない場合、国土交通大臣は、当該港湾運送事業の許可を取り消すことができると、港湾運送事業法に明記されている。【解答】○、【法 22 条第 2 号】

(港湾運送関連事業の届出)

第二十二条の二 港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、**港湾ごと** R02×に、国土交

通省令で定める事項を国土交通大臣に**届け出** **H28×**なければならない。当該届出をした者（以下「港湾運送関連事業者」という。）が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。 **R03○**

- 2 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から**三十日** **H30** 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R03】港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に**届け出なければならない**。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

【解答】○、【法 22 条の 2 第 1 項】

【出題：R02】港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、**港湾運送関連事業の種類及び**港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。【解答】×、【法 22 条の 2】

【出題：H28】港湾においてする**船積貨物の警備等**<sup>10</sup>の港湾運送関連事業を営もうとする者は、港湾ごとに、国土交通大臣の**許可**を受けなければならない。【解答】×、【法第 22 条の 2 第 1 項】

【出題：H30】港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から **ウ** 以内に、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ウ：①三十日、【法 22 条の 2 第 2 項】

(料金)

第二十二條の三 港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施**前**に **R02×**、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第九條第二項の規定 **変更命令**は、港湾運送関連事業者が前項の規定により届け出た料金について準用する。

【出題：R02】港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施**後遅滞なく**、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法 22 条の 3 第 1 項】

### 9.1.3 第 3 章 港湾運送事業抵当（第 23 条—第 28 条）

(港湾運送事業財団の設定)

第二十三條 **一般港湾運送事業等** **R03×**の許可を受けた者（以下この章において「一般港湾運送事業者等」という。）は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。 **H30○**

【出題：R03】**港湾運送事業**の許可を受けた者は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。

【解答】×、【法 23 条】

【出題：H30】**一般港湾運送事業者等**は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。【解答】○、【法第 23 条】

(財団の組成)

第二十四條 港湾運送事業財団は、次に掲げるものであつて、同一の一般港湾運送事業者等に属し、かつ、一般港湾運送事業等に関するものの全部又は一部をもつて組成することができる。

- 一 上屋、荷役機械その他の**荷さばき施設** **H27** 選及びその敷地
- 二 はしけ及び引船その他の船舶
- 三 **事務所** **H27** 選その他一般港湾運送事業等のため必要な建物及びその敷地
- 四 第一号又は前号に掲げる工作物を所有し、又は使用するため他人の不動産の上に存する地上権、登記した賃借権及び第一号又は前号に掲げる土地のために存する**地役権** **H27** 選
- 五 一般港湾運送事業等の経営のため必要な器具及び機械

【出題：H27】港湾運送事業財団を組成する要素として法律上、起こりうる組合せは **オ** である。【解答】オ：②（荷さばき施設、事務所、地役権）、【法第 24 条】

<sup>10</sup> 法第 2 条第 3 項第 2 号

(財団の存続)

第二十八条 港湾運送事業財団は、その所有者が一般港湾運送事業者等でない者になったことにより消滅することがない R04×, H27×。

【出題：R04, H27】 港湾運送事業財団は、その所有者が一般港湾運送事業者等でない者になったことにより消滅する。  
【解答】 ×、【法 28 条】

#### 9.1.4 第 4 章 雑則（第 29 条—第 33 条の 3）

(許可等の条件又は期限)

第二十九条 許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる R05×。  
H27○

- 2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者に不当な義務 H30 選を課することとならないものでなければならない。

【出題：R05】 許可又は認可には、条件又は期限を付すことができない。【解答】 ×、【法 29 条 1 項】

【出題：H27】 国土交通大臣がする港湾運送事業法に基づく許可又は認可には、条件又は期限を付すことができ、それらの変更もすることができる。【解答】 ○、【法 29 条 1 項】

【出題：H30】 許可又は認可に付す条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港湾運送事業者に  才 を課することとならないものでなければならない。【解答】 才：⑨不当な義務、【法 29 条 2 項】

(運輸審議会への諮問)

第三十一条 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、運輸審議会 H28 選に諮らなければならない。 R04○

【出題：R04】 国土交通大臣は、港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、運輸審議会に諮らなければならない。【解答】 ○、【法 31 条】

【出題：H28】 国土交通大臣は、港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、 才 に諮らなければならない。【解答】 才：⑨運輸審議会、【法 31 条】

(港湾管理者に対する通知等)

第三十二条 国土交通大臣は、第九条第二項又は第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令（検数事業等に係るものを除く。）をしようとするときは、当該港湾管理者 R05 選, R01 選の意見を聴かななければならない。

- 2 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関し、許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可の取消しをした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

【出題：R05, R01 類】 国土交通大臣は、港湾運送業法第 9 条第 2 項又は第 21 条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令（検数事業等に係るものを除く。）をしようとするときは、当該  イ の意見を聴かななければならない。【解答】 イ：⑪港湾管理者、【法 32 条 1 項】

#### 9.1.5 第 5 章 罰則（第 34 条—第 40 条）

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 R05○, R01○

- 一 第四条の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者  
二 第十四条<sup>11</sup>（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

【出題：R05, R01】 港湾運送事業法第 4 条の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者は、3 年以下の懲役若

<sup>11</sup> 名義利用の禁止

しくは 300 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。【解答】○、【法 34 条 1 号】

## 9.2 選択式穴埋め問題の選択肢

赤字部分が解答。

【出題：R05】

- ① 港湾運送関連事業 ② 検数 ③ 鑑定 ④ 検量 ⑤ 公益 ⑥ 港湾運送の秩序  
⑦ 利用者の利便 ⑧ 災害の救助 ⑨ 関係都道府県 ⑩ 関係市町村 ⑪ 港湾管理者  
⑫ 港湾運送約款

【出題：R04】

- ①十日 ②三十日 ③六十日 ④検数 ⑤鑑定 ⑥検量 ⑦安定性  
⑧公益 ⑨秩序 ⑩海上運送法 ⑪港湾法 ⑫港則法 ⑬港湾運送に関する秩序  
⑭利用者の利便 ⑮労働者の安全

【出題：R03】

- ①港長 ②港湾 ③80パーセント ④はしけ運送事業 ⑤海運業者  
⑥港湾運送事業財団 ⑦70パーセント ⑧港湾運送約款 ⑨営業所 ⑩運賃及び料金  
⑪一般港湾運送事業⑫事業所 ⑬50パーセント ⑭港湾荷役事業 ⑮倉庫営業者  
⑯定款 ⑰船舶 ⑱事業計画 ⑲全部 ⑳鑑定事業

【出題：R02】

- ①秩序 ②利便 ③安全 ④規律 ⑤三月 ⑥十月 ⑦一年 ⑧三年 ⑨五年  
⑩港則法 ⑪港湾法 ⑫営業所 ⑬事業所 ⑭その本店 ⑮港湾管理者の事務所  
⑯名義 ⑰事業計画 ⑱業務計画 ⑲船舶 ⑳許可書

【出題：R01】

- ①港湾運送に関する秩序 ②利用者の利便 ③労働者の安全 ④金額の計算  
⑤箇数の計算 ⑥積付 ⑦荷送人 ⑧十日 ⑨不当な差別的取扱い  
⑩荷受人 ⑪三十日 ⑫六十日 ⑬三月 ⑭割戻 ⑮六月 ⑯港湾利用者  
⑰重量の計算 ⑱港湾運送事業者 ⑲港湾管理者 ⑳港湾所在市町村

【出題：H30】

- ①事業計画 ②業務計画 ③十年 ④事業所 ⑤三年 ⑥名義 ⑦資金計画  
⑧十日 ⑨船舶 ⑩五年 ⑪三十日 ⑫五十 ⑬六十日 ⑭七十 ⑮三十  
⑯港湾管理者の事務所 ⑰荷役機械 ⑱不利益 ⑲不当な義務 ⑳不当な差別的取扱い

【出題：H29】

- ①実施計画 ②事業計画 ③荷受人 ④事業所 ⑤許可書 ⑥名義 ⑦資金計画  
⑧はしけ ⑨船舶 ⑩荷送人 ⑪災害 ⑫運営計画 ⑬人命 ⑭営業所 ⑮海難  
⑯港湾管理者 ⑰免許 ⑱港湾管理者の事務所 ⑲荷役機械 ⑳海貨事業者

【出題：H28】

- ①罰金 ②事業計画 ③交通政策審議会 ④懲役 ⑤一般港湾運送事業  
⑥港湾運送約款 ⑦港湾荷役事業 ⑧許可 ⑨運輸審議会 ⑩認可  
⑪港湾運送関連事業 ⑫国会 ⑬禁錮 ⑭承認 ⑮事業内容

【出題：H27】

- ①検閲 ②助言 ③承認 ④認可 ⑤確認 ⑥許可 ⑦承諾 ⑧本社 ⑨営業所  
⑩事業所 ⑪活動する港湾 ⑫当該港湾運送事業者 ⑬荷受人 ⑭倉庫業者⑮荷送人  
⑯二十日 ⑰三十日 ⑱一月 ⑲六十日 ⑳(引船、荷役機械、地上権)  
㉑(一般港湾運送事業等の経営のため必要な機械、上屋、著作権)  
㉒(荷さばき施設、事務所、地役権)  
㉓(賃借権、はしけ、一般港湾運送事業等の経営のため必要な器具)

## 10. 内航海運業法

記述式の穴埋め問題のみ

### 10.1 内航海運業法

#### 10.1.1 目的・定義

(目的)

第一条 この法律は、内航運送の円滑かつ適確 R03 記な運営を確保することにより、輸送の安全 H30 記を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉 R03 記を増進することを目的とする。

【出題：R03】この法律は、内航運送の円滑かつア な運営を確保することにより、輸送の安全を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もってイ を増進することを目的とする。【解答】ア：適確、イ：公共の福祉、【法第1条】

【出題：H30】この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、輸送の ア を確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。【解答】ア：安全、【法第1条】

(定義)

第二条 この法律において「内航運送 H30 記,H26 記」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品 R05 記,H30 記,H29 記の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内 R02 記,H29 記にあるものをいう。

一 ろかい R05 記,H29 記,H26 記のみをもつて運転し、又は主としてろかい R05 記,H29 記,H26 記をもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業 H27 記及び旅客不定期航路事業 H27 記

ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業

ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

二 内航運送の用に供される船舶の貸渡し R01 記（定期備よう船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

三 内航運送の用に供される船舶の管理（委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、他人の需要に応じ、当該船舶に船員を乗組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務をいい、主として港湾運送事業の用に供される船舶に係るものを除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。）をする事業

【出題：R02】この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもがア 記にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船【解答】ア：本邦内、【法第2条第1項】

【出題：H30】この法律において「イ」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上におけるウ の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船【解答】イ：内航運送、ウ：物品、【法第2条第1項】

【出題：R05】この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。）以外の船舶による海上におけるア の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

- 一 イのみをもつて運転し、又は主としてイをもつて運転する舟
- 二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船

【解答】ア：物品、イ：ろかい、【法第2条第1項】

【出題：H29】この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。）以外の船舶による海上におけるアの運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもがイにあるものをいう。

- 一 ウのみをもつて運転し、又は主としてウをもつて運転する舟
- 二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船【解答】ア：物品、イ：本邦内、ウ：ろかい、【法第2条第1項】

【出題：H26】この法律において「ア」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

- 一 イのみをもつて運転し、又は主としてイをもつて運転する舟
- 二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船【解答】ア：内航運送、イ：ろかい、【法第2条第1項】

【出題：H27】内航海運業法において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主として港湾運送事業法に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。）をする事業をいう。

- 一 海上運送法に規定するア及びイ
- 二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業
- 三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業【解答】ア：旅客定期航路事業、イ：旅客不定期航路事業、【旧法第2条第2項】

【出題：R01】この法律において「ア」とは、内航運送をする事業又は内航運送の用に供されるイをする事業をいう。【解答】ア：内航海運業、イ：船舶の貸渡し、【旧法第2条第2項】

### 10.1.2 登録等（第3条～第7条）

（登録及び届出）

第三条 総トン数百トン R04 記,H30 記以上又は長さ三十メートル R04 記,H30 記以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録 H27 記を受けなければならない。

2 総トン数百トン R01 記未満の船舶であつて長さ三十メートル R01 記未満のものによる内航海運業 R01 記を営む者は、事業開始 R03 記,H27 記の日から三十日 R01 記以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R04, H30】総トン数ア以上又は長さイ以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。【解答】ア：百トン（100トン）、イ：三十メートル（30m）、【法第3条第1項】

【出題：R03】総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業ウの日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ウ：開始、【法第3条第2項】

【出題：R01】総トン数ウ未満の船舶であつて長さエ未満のものによるアを営む者は、事業開始の日からオ以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ア：内航海運業、ウ：百トン（100t）、エ：三十メートル（30m）、オ：三十日（30日）、【法第3条第2項】

【出題：H27】① 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行うウを受けなければならない。

② 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、エの日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ウ：登録、エ：事業開始、【法第3条】

（登録の申請）

第四条 前条第一項の登録 R03 記を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 営業所 R02 記、H28 記の名称及び位置 R03 記
  - 三 使用する船舶の名称、船種 R03 記、R02 記、H26 記、総トン数 R05 記、H28 記その他国土交通省令で定める事項
  - 四 船舶の貸渡し R02 記、H26 記又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡し R02 記、H26 記を受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、資金計画（内航海運業の円滑な運営を確保するために必要な資金に関する計画をいう。以下同じ。）、船員配乗計画 H28 記（内航海運業の適確な運営を確保するために必要な船員の配乗に関する計画をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画 R02 記、H28 記を添付しなければならない。

【出題：R05】内航海運業法の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び位置
- 三 使用する船舶の名称、船種、 その他国土交通省令で定める事項
- 四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

【解答】ウ：総トン数、【法第4条】

【出題：R03】内航海運業法第三条第一項のを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び
- 三 使用する船舶の名称、、総トン数その他国土交通省令で定める事項
- 四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

【解答】エ：登録、オ：位置、カ：船種、【法第4条第1項】

【出題：R02】①内航海運業法第三条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 の名称及び位置
- 三 使用する船舶の名称、、総トン数その他国土交通省令で定める事項
- 四 船舶のをする事業を営もうとするときは、そのを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

② 前項の申請書には、資金計画、船員配乗計画その他の国土交通省令で定める事項を記載したを添付しなければならない。【解答】イ：営業所、ウ：船種、エ：貸渡し、オ：事業計画、【法第4条】

【出題：H26】第三条第一項の登録<sup>12</sup>を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び位置
- 三 使用する船舶の名称、、総トン数その他国土交通省令で定める事項
- 四 船舶のをする事業を営もうとするときは、そのを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人

<sup>12</sup> 第三条第一項の登録…総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業の登録

にあつては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項【解答】ウ：船種、エ：貸渡し、【法第4条第1項】

【出題：H28】① 内航海運業法第三条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 アの名称及び位置

三 使用する船舶の名称、船種、イその他国土交通省令で定める事項

四 船舶の貸渡しをする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

② 前項の申請書には、資金計画、ウ、その他の国土交通省令で定める事項を記載したエを添付しなければならない。【解答】ア：営業所、イ：総トン数、ウ：船員配乗計画、エ：事業計画、【法第4条】

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者登録簿<sup>H26記</sup>(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

【出題：H26】国土交通大臣は、登録の申請があつた場合においては、第六条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を内航海運業者オに登録しなければならない。【解答】オ：登録簿、【法第5条第1項】

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一<sup>H29記</sup>年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消の日から一<sup>H29記</sup>年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。))をいう。)前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。)であつた者で当該取消の日から一<sup>H29記</sup>年を経過しないものを含む。)であるとき。

三 申請者が申請前一<sup>H29記</sup>年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

五 内航運送をする事業又は船舶の貸渡しをする事業に係る申請にあつては、申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。

六 船舶の管理をする事業のみに係る申請にあつては、申請者がその事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していないとき。

七 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する事業計画<sup>H29記</sup>を有していないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

【出題：H29】国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から  年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第二十三条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から  年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。四において同じ。）であった者で当該取消しの日から  年を経過しないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が申請前  年以内に内航海運業に関し不正な行為をした者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。
- 五 申請者が国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していないとき。
- 六 申請者が資金計画、船員配乗計画その他の事項について国土交通省令で定める基準に適合する  を有していないとき。【解答】エ：一、オ：事業計画（旧6号、現7号）、【旧法第6条第1項】

### 10.1.3 内航運送約款

（内航運送約款）

第八条 内航海運業者のうち、内航運送をする事業を行う者（以下「内航運送をする内航海運業者」という。）は、**不特定多数** R01 記, H27 記 の **荷主** R04 記 に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、**内航運送約款** R01 記 を定め、その**実施前** H28 記 に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の内航運送約款 R03 記 が荷主の正当な**利益** R03 記 を害するおそれがあると認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、期限を定めてその**内航運送約款** H28 記 を**変更** H28 記 すべきことを命ずることができる。
- 3 国土交通大臣が**標準** H28 記 内航運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、内航運送をする内航海運業者が、**標準** H28 記 内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款を**標準** H28 記 内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 内航運送をする内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

【出題：R04】内航海運業者のうち、内航運送をする事業を行う者（以下「内航運送をする内航海運業者」という。）は、不特定多数の  に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】ウ：荷主、【法第8条第1項】

【出題：R01】内航海運業者（ をする事業のみを行う者を除く。）は、 の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、 を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】イ：船舶の貸渡し、カ：不特定多数、キ：内航運送約款、【旧法第8条第1項】

【出題：H27】内航海運業者（船舶の をする事業のみを行う者を除く。）は、 の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】オ：貸渡し、カ：不特定多数、【旧法第8条第1項】

【出題：R03】国土交通大臣は、内航海運業法第八条第一項の内航運送  が荷主の正当な  を害するおそれが

あると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送<sup>キ</sup>を変更すべきことを命ずることができる。【解答】キ：約款、ク：利益、【法第8条第2項】

- 【出題：H28】① 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、内航運送約款を定め、その<sup>力</sup>に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ② 国土交通大臣は、前項の内航運送約款が荷主の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めてその内航運送約款を<sup>キ</sup>すべきことを命ずることができる。
- ③ 国土交通大臣が<sup>ク</sup>内航運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、内航海運業者が、<sup>ク</sup>内航運送約款と同一の内航運送約款を定め、又は現に定めている内航運送約款を<sup>ク</sup>内航運送約款と同一のものに変更したときは、その内航運送約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。【解答】力：実施前、キ：変更、ク：標準、【法第8条】

#### 10.1.4 書面の交付（第9条）

第九条 内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する<sup>役務の対価 R04記</sup>その他の国土交通省令で定める事項を記載した<sup>書面 R04記</sup>を交付しなければならない。

- 2 内航海運業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該内航海運業者は、当該書面を交付したものとみなす。

- 【出題：R04】内航海運業者は、内航海運業に係る業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該契約の相手方に対し、提供する<sup>エ</sup>その他の国土交通省令で定める事項を記載した<sup>オ</sup>を交付しなければならない。【解答】エ：役務の対価、オ：書面、【法第9条第1項（新設）】

#### 10.1.5 内航輸送の安全（第10条～第11条）

（輸送の安全性の向上）

第十条 内航運送をする内航海運業者及び内航運送をする事業について第三条第二項の届出をした者は、<sup>輸送の安全 R01記</sup>の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず<sup>輸送の安全 R01記</sup>性の向上に努めなければならない。

- 【出題：R01】内航海運業者及び第三条第二項の届出をした者（<sup>イ</sup>をする事業のみを行う者を除く。）は、<sup>ク</sup>の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず<sup>ク</sup>性の向上に努めなければならない。【解答】イ：船舶の貸渡し、ク：輸送の安全、【旧法第10条】

（安全管理規程等）

第十一条 内航運送をする内航海運業者は、<sup>安全管理 R03記,H29記</sup>規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 四 安全統括管理者（内航運送をする内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうち

から選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運航管理者(内航運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。

以下同じ。)の選任に関する事項

- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航運送をする内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならない。
- 5 内航運送をする内航海運業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 内航運送をする内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者 H29 記のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠った場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航運送をする内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

【出題：R05】安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航運送をする内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の「エ」に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者(内航運送をする内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項
- 五 「オ」(内航運送をする内航海運業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

【解答】エ：体制、オ：運航管理者、【法第 11 条第 2 項】

【出題：R03, H29】内航海運業者は、「ケ」規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】ケ：安全管理、【法第 11 条第 1 項】

【出題：H29】内航海運業者は、輸送の安全の確保に関し、「キ」のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。【解答】キ：安全統括管理者、【法第 11 条第 6 項】

### 10.1.6 第 12 条 船員の過労の防止

第十二条 内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間 R04 記を考慮した適切な運航計画(運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。第二十条第一項において同じ。)の作成その他の船員の過労 R04 記を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たっては、船員法(昭和二十二年法律第百号)第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の意見 R04 記を尊重しなければならない。

【出題：R04】内航運送をする内航海運業者は、船員の「カ」を考慮した適切な運航計画(運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画をいう。)の作成その他の船員の「キ」を防止するために必要な措置を講じなければならない。【解答】カ：労働時間、キ：過労、【法第 12 条第 1 項】

【出題：R04】内航運送をする内航海運業者は、(4)の内航海運業法第十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、船員法(昭和二十二年法律第百号)第六十七条の二第四項の規定による船舶所有者の「ク」を尊重しなければならない。

【解答】ク：意見、【法第 12 条第 2 項】

### 10.1.7 第13条 承継

第十三条 内航海運業者がその事業を譲渡し、又は内航海運業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該内航海運業者を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。）、合併後存続する法人（内航海運業者である法人と内航海運業を営しない法人の合併後存続する内航海運業者である法人を除く。以下この項において同じ。）若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、当該内航海運業者の地位を承継する。ただし、当該事業を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人が第六条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により内航海運業者の地位 R03 記を承継した者は、その承継の日から 三十 H29 記,H26 記日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 第七条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

【出題：R03】内航海運業法第十条第一項の規定により内航海運業者の  を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】コ：地位、【法第13条第2項】

【出題：H29, H26】第十条第一項の規定により内航海運業者の地位を承継した者は、その承継の日から  日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】ク：三十、【旧・法第13条第2項】

### 10.1.8 第14条 名義利用の禁止

第十四条 内航海運業者は、その名義 R04 記,H30 記,H28 記を他人に内航海運業のため利用させてはならない。

【出題：R04, H30, H28】内航海運業者は、その  を他人に内航海運業のため利用させてはならない。【解答】ケ：名義、【法第14条】

### 10.1.9 第15条 船舶に関する表示

第十五条 内航海運業者（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称 R04 記又は記号 R02 記,H30 記その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示 H30 記しなければならない。

【出題：R04】内航海運業者（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、 又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。【解答】コ：名称、【法第15条】

【出題：R02】内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は  その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。【解答】カ：記号、【法第15条】

【出題：H30】内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は  その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように  しなければならない。【解答】キ：記号、ク：表示、【法第15条】

### 10.1.10 第17条 事業の停止及び登録の取消し

第十七条 国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三 R05 記月 H30 記,H27 記以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した条件 R05 記,H30 記,H27 記に違反したとき。
- 二 第六条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定に該当することとなつたとき。
- 三 事業に関し不正な行為をしたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

【出題：R05, H30, H27】国土交通大臣は、内航海運業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 月以内において期間を定めて当該内航海運業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該内航海運業の登録を取り消すことができ

る。

- 一 この法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分又は登録若しくは変更登録に付した  コ に違反したとき。
- 二 第六条第一項第一号又は第四号から第六号までの規定に該当することとなつたとき。
- 三 事業に関し不正な行為をしたとき。【解答】ケ：三（3）、コ：条件、【法第 17 条第 1 項】

#### 10.1.11 第 20 条 輸送の安全の確保に関する命令等

第二十条 国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者が第十一条第一項、第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他の事由によりその事業について輸送の安全 R01 記を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、期限を定めて運航計画の改善、輸送施設 R01 記の改善、安全管理規程 R01 記の遵守その他の輸送の安全 R01 記を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、内航海運業の健全な発達を図るため必要があると認めるときは、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者に対し、業務運営の改善、船質の改善その他当該事業の合理化に関し勧告することができる。

【出題：R05】国土交通大臣は、内航海運業者が安全管理規程を遵守していないことその他の事由によりその事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者に対し、期限を定めて  ク の改善、輸送施設の改善、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【解答】ク：運航計画、【法第 20 条第 1 項】

【出題：R01】国土交通大臣は、内航海運業者又は第三条第二項の届出をした者がその事業について  ク を阻害している事実があると認めるときは、当該内航海運業者又は同項の届出をした者に対し、期限を定めて  ケ の改善、 コ の遵守その他の  ク を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【解答】ク：輸送の安全、ケ：輸送施設、コ：安全管理規程、【旧法第 20 条第 1 項】

#### 10.1.12 第 23 条 自家用船舶

第二十三条 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数百 R02 記,H28 記トン以上又は長さ三十 R02 記,H28 記メートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【出題：R02, H28】内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数  キ トン以上又は長さ  ク メートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。【解答】キ：百（100）、ク：三十（30）、【法第 23 条第 1 項】

#### 10.1.13 第 24 条 登録等の条件

第二十四条 登録又は変更登録には、条件 R02 記,H29 記,H26 記を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、登録又は変更登録に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該内航海運業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

【出題：R02, H29, H26】登録又は変更登録には、 ケ を付し、及びこれを変更することができる。【解答】ケ：条件、【法第 24 条第 1 項】

#### 10.1.14 第 25 条 報告及び検査

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第

三条第二項の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶 H27 記に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【出題：R05】国土交通大臣は、内航海運業法の施行に必要な限度において、内航海運業者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を  させることができる。【解答】ケ：検査、【法第 25 条第 1 項】

【出題：H27】国土交通大臣は、内航海運業法の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第三条第二項※の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところにより報告をさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する  に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、 の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】コ：船舶、エ：事業開始、【法第 25 条第 1 項、法第 3 条第 2 項】

### 10.1.15 第 27 条 準用

第二十七条 この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は河川 R02 記,H29 記において営む内航海運業に相当する事業に準用する。

【出題：R05】内航海運業法の規定は、もつぱら 、沼又は河川において営む内航海運業に相当する事業に準用する。【解答】コ：湖、【法第 27 条】

【出題：R02, H29】この法律の規定は、もつぱら湖、沼又は  において営む内航海運業に相当する事業に準用する。【解答】コ：河川、【法第 27 条】

### 10.2 内航海運業法施行規則

(運航管理者の要件)

第十三条の三 法第十一条第二項第五号の国土交通省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶に船長として三 H26 記年又は甲板部の職員として五 H26 記年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業と同等以上の規模の内航海運業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 内航海運業における船舶の運航の管理に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十一条第七項の命令により解任され、解任の日から二 H27 記年を経過しない者でないこと。

【出題：H27】運航管理者は、内航海運業法第九条第七項※の命令により解任され、解任の日から  年を経過しない者でない必要がある。

※ 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内航海運業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。【解答】キ：二（2）、【則第 13 条の 3】

【出題：H26】運航管理者は、船舶の運航の管理を行おうとする内航海運業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上

の総トン数を有する船舶に船長として「カ」年又は甲板部の職員として「キ」年以上乗り組んだ経験を有する者であること。【解答】カ：三（3）、キ：五（5）、【則第13条の3第1号イ】

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

第二十三条 法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項の人の運送をする貨物定期航路事業 H26 記の届出をした者及び同法第二十条第二項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の規定による報告書を提出することを要しない。

【出題：H26】内航海運業者及び第三条第二項<sup>13</sup>の届出をした者は、海上運送法第十九条の五第一項（「コ」に係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（同法第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をしなくてもよい。

<sup>13</sup> 第三条第二項の届出…総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満の船舶による内航海運業の届出【解答】コ：人の運送をする貨物定期航路事業、【則第23条】

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 11. 港則法

選択式穴埋め問題と○×問題、特定港に適用される文章を選ぶ問題（○×応用）  
余裕があれば、特定港のリストを覚えること。

### 11.1 港則法

#### 11.1.1 第一章 総則（第1条—第3条）

（法律の目的）

第一条 この法律は、港内 R05 選における船舶交通 R03 選の安全 R01 選,H30 選,H27 選及び港内の整とん R04 選,R01 選,H30 選,H27 選を図ることを目的とする。

【出題：R05】この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。【解答】ア：⑥（港内）、【法第1条】

【出題：R04】第一条 この法律は、港内における船舶交通の安全及びアをを図ることを目的とする。【解答】ア：④（港内の整とん）、【法第1条】

【出題：R03】第一条 この法律は、港内におけるアの安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。【解答】ア：③（船舶交通）、【法第1条】

【出題：R01, H30, H27】第一条この法律は、港内における船舶交通の ア 及び港内の イ を図ることを目的とする。【解答】ア：①（安全）、イ：⑥（整とん）、【法第1条】

（港及びその区域）

第二条 この法律を適用する港及びその区域 R03 選は、政令 R03 選,H30×で定める。

【出題：R03】第二条 この法律を適用する港及びそのイは、ウで定める。【解答】イ：⑥（区域）、ウ：⑩（政令）、【法第2条】

【出題：H30】この法律を適用する港及びその区域は、国土交通省令で定めている。【解答】×、【法第2条】

※ 港則法において政令とは港則法施行令をいう。

（定義）

第三条 この法律において「汽艇 H29 選等」とは、汽艇 H29 選（総トン数二十トン未満 R04 選,R03×,R02×,H30 選の汽船 H29 選をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶 R04 選をいう。

2 この法律において「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶 H27 選が常時出入する港であつて、政令 R01 選,H29 選類,H27 選で定めるものをいう。R04○

3 この法律において「指定港」とは、指定海域（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二条第四項に規定する指定海域をいう。以下同じ。）に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により当該港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであつて、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

【出題：R04】第三条 この法律において「汽艇等」とは、汽艇（総トン数イの汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転するウをいう。【解答】イ：⑧（20トン未満）、ウ：⑪（船舶）、【法第3条第1項】

【出題：R03】港則法において「汽艇等」とは、「汽艇（長さ20メートル未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶」をいう。【解答】×、【法第3条第1項】

【出題：H30】この法律において「汽艇等」とは、汽艇（ウ未満の汽船をいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。【解答】ウ：⑨（総トン数20トン）、【法第3条第1項】

【出題：H29】この法律において「ウ等」とは、ウ（総トン数二十トン未満のエをいう。）、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶をいう。【解答】ウ：⑧（汽艇）、エ：⑨（汽船）、【法第3条第1項】

【出題：R01, H29 類】第三条(略)

2 この法律において「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、ウ

□で定めるものをいう。【解答】ウ：⑳ (政令)、【法第3条第2項】

【出題：H27】「特定港」とは、きつ水が深い船舶が出入できる港又は□ウが常時出入する港であつて、□エで定めるものをいう。【解答】ウ：⑬ (外国船舶)、エ：⑱ (政令)、【法第3条第2項】

【出題：R04】「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港のことであつて、政令で定めるものである。【解答】○、【法第3条第2項】

※ 平成28年に「雑種船」から「汽艇等」へ改正

### 11.1.2 第二章 入出港及び停泊 (第4条—第10条)

(入出港の届出)

第四条 船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするとき R02×は、国土交通省令 R05選の定めるところにより、港長 R05選に届け出なければならない。

【出題：R05】船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、□イの定めるところにより、□ウに届け出なければならない。【解答】イ：⑤ (国土交通省令)、ウ：⑨ (港長)、【法第4条】

【出題：R02】広島港を出港後、関門港を通過して舞鶴港に入港する時、関門港についての入出港届は広島港を出港する際の届出と同時に届け出なければならない。【解答】×、【法第4条】

(びよう地)

第五条 特定港内に停泊する船舶は、国土交通省令 R04×,H29選,H28選の定めるところにより、各々そのトン数 H28選又は積載物の種類 H28選に従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。R05○

2 国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設 (以下「けい留施設」という。) にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所 (以下「びよう地」という。) の指定を受けなければならない R04×,H28×。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

3 前項に規定する特定港以外の特定港でも、港長は、特に必要があると認めるときは、入港船舶に対しびよう地を指定することができる。

4 前二項の規定により、びよう地の指定を受けた船舶は、第一項の規定にかかわらず、当該びよう地に停泊しなければならない。

5 特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

6 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港のけい留施設の管理者に対し、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供することを制限し、又は禁止することができる。

7 港長及び特定港のけい留施設の管理者は、びよう地の指定又はけい留施設の使用に関し船舶との間に行う信号その他の通信について、互に便宜を供与しなければならない。

【出題：R05】特定港内に停泊する船舶は、そのトン数又は積載物により定められた区域内に停泊することが義務付けられている。【解答】○、【法第5条第1項】

【出題：H28】特定港内に停泊する船舶は、□ア定めるところにより、各々その□イ又は□ウに従い、当該特定港内の一定の区域内に停泊しなければならない。【解答】ア：⑦ (国土交通省令の)、イ：⑬ (トン数)【順不同(1)】、ウ：⑳ (積載物の種類)【順不同(1)】、【法第5条第1項】

【出題：R04】特定港内に停泊する船舶は、港長の定めるところにより、各々そのトン数又は積載物の種類に従い、特定港内の一定の区域に停泊しなければならない。【解答】×、【法第5条第1項】

【出題：H29】港内における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、□イでこれを定める。【解答】イ：① (国土交通省令)、【法第5条第1項】

【出題：H28】特定港のけい留施設にけい留しようとする者は、港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第5条第2項】

【出題：R04】特定港にて、けい留施設を使用する船舶は、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港

長に届け出なければならない。【解答】×、【法第5条第2項】

(移動の制限)

第六条 汽艇等 H27 選以外の船舶は、第四条、次条第一項、第九条及び第二十二条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、前条第一項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

【出題：H27】 オ 以外の船舶は、港則法第4条、第8条第1項、第10条及び第23条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、同法第5条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りではない。【解答】オ：⑭（雑種船）、【法第6条第1項】

(修繕及び係船)

第七条 特定港内においては、汽艇等以外 R01×,H28×,H27×の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出 R05×,R04×なければならない。

2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。R05×

3 港長は、危険を防止するため必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

【出題：R05】 特定港内において船舶の修繕を行う場合は、港長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第7条第1項】

【出題：R04】 特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第7条第1項】

【出題：R01】 特定港内において、港則法第3条第1項に規定する汽艇等を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第7条第1項】

【出題：H28】 特定港内において、端舟を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第7条第1項】

【出題：H27】 特定港内において、雑種船（現、汽艇等）を修繕し、又はけい船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第7条第1項】

【出題：H26】 特定港内においては、雑種船（現、汽艇等）以外の船舶を修繕し、又は オ しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】オ：けい船、【旧法第7条第1項】

【出題：R02】 総トン数20トンの汽船は、「汽艇等」にあたることから、特定港内において船舶の修繕をし、又は係船しようとするときは、その旨を港長に届け出する必要はない。【解答】×、【法第3条第1項、法第7条第1項】

【出題：R05】 特定港内において修繕中の船舶は、港長の指定する場所に停泊してはならない。【解答】×、【法第3条第2項】

(移動命令)

第九条 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。R03○,R02○

【出題：R03, R02】 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。【解答】○、【法第9条】

(停泊の制限)

第十条 港内 R01 選における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、国土交通省令 R01 選でこれを定める。

【出題：R01】 第十一条 カ における船舶の停泊及び停留を禁止する場所又は停泊の方法について必要な事項は、

キでこれを定める。【解答】カ：⑦（港内）、キ：⑱（国土交通省令）、【法第10条】

### 11.1.3 第三章 航路及び航法（第11条—第19条）

第十八条 汽艇等は、港内においては、汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。

- 2 総トン数が五百トンを超えない範囲内において国土交通省令で定めるトン数以下である船舶であつて汽艇等以外のもの（以下「小型船」という。）は、国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港内においては、小型船及び汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならない。
- 3 小型船及び汽艇等以外の船舶は、前項の特定港内を航行するときは、国土交通省令で定める様式の標識をマストに見やすいように掲げなければならない。R04○

【出題：R05】国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港においては、総トン数500トン以下の船舶は、航行する**全ての船舶**の進路を避けることが義務付けられている。【解答】×、【法第18条2項】

### 11.1.4 第四章 危険物（第20条—第22条）

第二十条 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、**港の境界外で R03×港長の指揮を受け R01 選、H30 選**なければならない。R05○

- 2 前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。R05○

【出題：R05】爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。【解答】○、【法第20条第1項】

【出題：R05】港則法における爆発物その他の期間物の種類は、国土交通省令において定められている。【解答】○、【法第20条第2項】

【出題：R03】積荷として危険物を積載した船舶が特定港に入港しようとするときは、当該特定港内のびよう地において港長の指揮を受けなければならない。【解答】×、【法第20条第1項】

【出題：R01, H30】第二十一条爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で **オ** なければならない。【解答】オ：⑱（港長の指揮を受け）、【法第20条】

第二十一条 危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は**停留 H26 記**してはならない。R04○ただし、港長が**爆発物 H26 記**以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び**保管方法 H26 記**に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

【出題：H26】危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は **カ** してはならない。但し、港長が **キ** 以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び **ク** に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない【解答】カ：停留、キ：爆発物、ク：保管方法、【法第21条】

【出題：R04】危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。【解答】○、【法第21条】

第二十二条 船舶は、**特定港 R01×, H28×, H27×**において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の**許可 H27×**を受けなければならない。H29○

- 2 港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適當であると認めるときは、港の境界外において適當の場所を指定して同項の許可をすることができる。
- 3 前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。
- 4 船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の**許可 H28×**を受けなければならない。H27○, H30○

【出題：R01】特定港以外の港則法が適用される港内において危険物の積込をするには、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第22条第1項】

【出題：R05, H29】船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をする場合には、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第22条第1項】

【出題：H28】特定港以外の港則法が適用される港内において危険物の積込をするには、港長の許可を得なければならない。【解答】×、【法第22条第1項】

【出題：H27】特定港以外の法適用港において危険物の積込をするには、港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第22条第1項】

【出題：H28】特定港の境界附近において危険物の運搬をしようとするときは、港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第22条第4項】

【出題：H27, H30】特定港の境界附近において危険物の運搬をしようとするときは、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第22条第4項】

### 11.1.5 第五章 水路の保全（第23条—第25条）

第二十三条 何人も、港内又は港の境界外一万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。

2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。R02○

3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第一項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

【出題：R05】港内又は港の境界外10,000メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。【解答】○、【法第23条第1項】

【出題：R02】港内において石炭を船舶に積むときには、石炭が水面に脱落するのを防ぐために必要な措置をしなければならない。【解答】○、【法第23条第2項】

第二十五条 特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれのあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。R04○

【出題：R04】特定港内又は特定港の境界付近における漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれのあるときは、港長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。【解答】○、【法第25条】

### 11.1.6 第六章 灯火等（第26条—第30条）

第二十七条 船舶は、港内においては、みだりにR02 汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。H30○

【出題：R02】船舶は、港内においては、ア 汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。【解答】ア：②（みだりに）、【法第27条】

【出題：R03】港則法が適用される港内においては、船舶はみだりに汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。【解答】○、【法第27条】

第二十八条 特定港内において使用すべき私設H26 記信号を定めようとする者は、港長の許可R02 運を受けなければならない。R04○, H30○, H29○, H27○

【出題：H26】特定港内において使用すべきケ 信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】ケ：私設、【法第28条】

【出題：R04】特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第28条】

【出題：R02】特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長のウ を受けなければならない。

【解答】ウ：⑩（許可）、【法第 28 条】

【出題：H30, H29, H27】特定港以外の港則法を適用する港内において、私設信号を定めようとする者は港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 28 条、法第 45 条（準用）】

（火災警報）

第二十九条 特定港内 R02 選にある船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又はサイレンをもつて長音（海上衝突予防法第三十二条第三項の長音をいう。）を五回吹き鳴らさなければならない。R03○

2 前項の警報は、適当な間隔をおいて繰り返さなければならない。

【出題：R02】イにある船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又はサイレンをもつて長音（海上衝突予防法第 32 条第 3 項の長音をいう。）を 5 回吹き鳴らさなければならない。【解答】イ：⑤（特定港内）、【法第 29 条第 1 項】

【出題：R03】特定港内で船舶に火災が発生した場合、火災を示す警報として、汽笛又はサイレンをもつて長音を 5 回吹き鳴らし、かつ、適当な間隔をおいて繰り返さなければならない。【解答】○、【法第 29 条第 1 項】

### 11.1.7 第七章 雑則（第 31 条—第 50 条）

（工事等の許可及び進水等の届出）

第三十一条 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長 R03×の許可を受け R01 選, H30 選なければならない。R05○, R04○, R03×, H29×, H28○, H27○

2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

【出題：R02】関門港港内において、しゅんせつ作業を行うには、港長の許可を受けなければならない。なお、当該しゅんせつ作業は日没から日出の間には行われない。【解答】○、【法第 31 条】

【出題：R01, H30】第三十一条特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、エなければならない。【解答】エ：⑫（港長の許可を受け）、【法第 31 条第 1 項】

【出題：H28, H27】特定港以外の港則法が適用される港において工事又は作業をしようとする者は、当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 31 条第 1 項、法第 45 条（準用）港長の職権の委譲】

【出題：R05】特定港以外の港で工事又は作業を行う場合は、当該工事又は作業を行う港を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて、国土交通省令で定めるものの長の許可を受ける必要がある。【解答】○、【法第 31 条第 1 項、法第 45 条（準用）】

【出題：R05, R04】特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 31 条第 1 項】

【出題：R03】特定港内で工事を行う者は、当該特定港の所在地を管轄する管区海上保安本部の長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第 31 条第 1 項、法 45 条（準用）】

【出題：R03, 法第 45 条（準用）】港則法の工事又は作業の許可に係る規定は、特定港以外の港には適用されない。【解答】×、【法第 31 条第 1 項】

【出題：H29】特定港以外の港則法が適用される港内において工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなくてもよい。【解答】×、【法第 31 条第 1 項、法 45 条（準用）】

第三十二条 特定港内 H29×において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長 R01×の許可 R04×, H28×, H27×を受けなければならない。R02○, H30○

【出題：R02】京浜港港内において 6 人乗りの手漕ぎボートのレースを行うには、予め港長の許可を受けなければならない。なお、ボートの全長は 8 メートルである。【解答】○、【法第 32 条】

【出題：R01】特定港以外の港則法が適用される港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第 32 条】

【出題：H30】特定港以外の港則法を適用する港内において端艇競争を行なう場合は、港長の許可を受けなくてもよい。

【解答】○、【法第 32 条】

【出題：H28, H27】特定港の境界付近で端艇競争をしようとする者は、予め港長に届け出なければならない。【解答】×、

【法第 32 条】

【出題：R04】特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め管区海上保安本部の事務所に届け出なければならない。【解答】×、【法第 32 条】

【出題：H29】特定港以外の港則法が適用される港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第 32 条】

第三十三条 特定港 R01×,H27×の国土交通省令 H30 選で定める区域内において長さが国土交通省令 H30 選で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出 H30 選なければならない。

【出題：H30】特定港の  で定める区域内において長さが  で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を  なければならない。【解答】オ：⑱（国土交通省令）、カ：⑬（港長に届け出）、【法第 33 条】

【出題：R01, H27】特定港以外の港則法が適用される港内で船舶を進水させようとする者は、その旨を当該港の所在地を管轄する海上保安部等の長に届け出なければならない。【解答】×、【法第 33 条】

第三十四条 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受け H29 選なければならない。  
R01○,H27○

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

【出題：R01, H27】特定港内においていかだを運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 34 条第 1 項】

【出題：H29】特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長  なければならない。【解答】オ：⑫（の許可を受け）、【法第 34 条第 1 項】

（喫煙等の制限）

第三十七条 何人も、港内 R02 選においては、相当の注意 R02 選をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。R03○

2 港長は、海難の発生その他の事情により特定港内において引火性の液体が浮流している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるときは、当該水域にある者に対し、喫煙又は火気の取扱いを制限し、又は禁止することができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

【出題：R02】何人も、 においては、 をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。【解答】エ：④（港内）、オ：⑬（相当の注意）、【法第 37 条第 1 項】

【出題：R03】港内においては、相当の注意をしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱ってはならない。【解答】○、【法第 37 条第 1 項】

（船舶交通の制限等）

第三十八条 特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。R04○

2 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

- 一 当該船舶の名称
- 二 当該船舶の総トン数及び長さ
- 三 当該水路を航行する予定時刻

- 四 当該船舶との連絡手段
- 五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設
- 3 次の各号に掲げる船舶が、海上交通安全法第二十二條の規定による通報をする際に、あわせて、当該各号に定める水路に係る前項第五号に掲げる係留施設を通報したときは、同項の規定による通報をすることを要しない。
- 一 第一項に規定する水路に接続する海上交通安全法第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶 当該水路
  - 二 指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとする船舶であつて、当該水路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定港に隣接する指定海域における海上交通安全法第二條第一項に規定する航路を航行しようとするもの 当該水路
  - 三 指定海域における海上交通安全法第二條第一項に規定する航路を航行しようとする船舶であつて、当該航路を航行した後、途中において寄港し、又はびよう泊することなく、当該指定海域に隣接する指定港内における第一項に規定する水路を航行しようとするもの 当該水路
- 4 港長は、第一項に規定する水路のうち当該水路内の船舶交通が著しく混雑するものとして国土交通省令で定めるものにおいて、同項の信号を行つてもなお第二項に規定する船舶の当該水路における航行に伴い船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合であつて、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を指示することができる。
- 一 当該水路（海上交通安全法第二條第一項に規定する航路に接続するものを除く。以下この号において同じ。）を航行する予定時刻を変更すること（前項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定により第二項の規定による通報がされていない場合にあつては、港長が指定する時刻に従つて当該水路を航行すること。）。
  - 二 当該船舶の進路を警戒する船舶を配備すること。 R05×
  - 三 前二号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要な措置を講ずること。
- 5 第一項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

【出題：R05】特定港内の国土交通省令で定める航路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。【解答】×、【法第38条1項】

【出題：R04】特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。【解答】○、【法第38条第1項】

【出題：R05】帆船が港内において帆走する場合は、周囲に警戒船を配置することが義務付けられている。【解答】×、【法第38条4項】

- 第三十九條 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域 R05× を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。 R04○
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長 R05× がこれを公示する。
  - 3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限 R04× し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二條の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。
  - 4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港

内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 【出題：R05】港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は船種を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。【解答】×、【法第39条第1項】
- 【出題：R05】特定港以外の港においては、海上保安長官により航路又は船種を指定して、船舶の交通を制限又は禁止し、制限又は禁止の期間を公示することとなっている。【解答】×、【法第39条第2項】
- 【出題：R04】港長は、特定港内において、船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合、安全のため必要があると認めるときは、航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。【解答】○、【法第39条第1項】
- 【出題：R04】港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内及び港の境界付近に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。【解答】×、【法第39条第3項】

(準用規定)

第四十五条 第九条、第二十五条、第二十八条、第三十一条、第三十六条第二項、第三十七条第二項及び第三十八条から第四十条までの規定は、特定港以外の港について準用する。この場合において、これらに規定する港長の職権は、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であつて国土交通省令で定めるものの長が行うものとする。

- 【出題：R03】次の(1)～(6)に掲げる港則法の規定のうち、特定港以外の港について準用されるものを3つ選び、回答欄に記入せよ。(3点)
- (1) 特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】×、【法第7条第1項】
- (2) 船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第21条第1項】
- (3) 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第28条】
- (4) 特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第34条第1項】
- (5) 港長は、特定港内又は特定港の境界附近における船舶交通の妨となる虞のある強力な灯火を使用している者に対し、その灯火の滅光又は被覆を命ずることができる。【解答】○、【法第36条第2項】
- (6) 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。【解答】○、【法第39条第1項】
- 【解答】(3)、(5)、(6)、【法第45条】

### 11.1.8 第八章 罰則 (第51条—第56条)

## 11.2 港則法施行規則

(入出港の届出)

第一条 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号。以下「法」という。)第四条の規定による届出<sup>14</sup>は、次の区分により行わなければならない。

- 一 特定港に入港したときは、遅滞なく<sup>H28×</sup>、次に掲げる事項を記載した入港届を提出しなければならない。<sup>R02×</sup>
- イ 船舶の信号符字(信号符字を有しない船舶にあつては、船舶番号。次号において同じ。)、名称、種類及び国籍
- ロ 船舶の総トン数
- ハ 船長の氏名並びに船舶の代理人の氏名又は名称及び住所
- ニ 直前の寄港地

<sup>14</sup> 出入港の届出

- ホ 入港の日時及び停泊場所
  - へ 積載貨物の種類
  - ト 乗組員の数及び旅客の数
- 二 特定港を出港しようとするときは、次に掲げる事項を記載した出港届を提出しなければならない。
- イ 船舶の信号符字及び名称
  - ロ 出港の日時及び次の仕向港
  - ハ 前号イからハまでに掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）のうち同号の入港届を提出した後に変更があった事項
- 2 特定港に入港した場合において出港の日時があらかじめ定まっているときは、前項の届出に代えて、同項第一号及び第二号ロに掲げる事項を記載した入出港届を提出してもよい。
- 3 前項の入出港届を提出した後において、**出港の日時に H27×**変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。
- 4 特定港内に運航又は操業の本拠を有し、当該港内における停泊場所及び一月間の入出港の日時があらかじめ定まっている場合において、漁船として使用されるときは、前三項の届出に代えて、当該一月間について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出してもよい。ただし、当該書面を提出した場合において、当該期間が終了したときは、遅滞なく、当該期間の入出港の実績を記載した書面を提出しなければならない。
- 一 第一項第一号イ及びロに掲げる事項
  - 二 船舶所有者（船舶所有者以外の者が当該船舶を運航している場合には、その者）の氏名又は名称及び住所
  - 三 航行経路及び当該港内における停泊場所
  - 四 予定する一月間の入出港の日時
- 5 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る特定港への入港又は特定港からの出港しようとするときは、第一項から第三項までの届出に代えて、その旨を港長に届け出てもよい。ただし、港長が指定した船舶については、この限りでない。

【出題：R02】京浜港は指定港であるから、入港したときには通常届け出る事項に加えて、船舶所有者の氏名も届け出なければならない。【解答】×、【則第1条第1項第1号】

【出題：H28】入港届又は入出港届の提出は、入港する前に港長に提出しなければならない。【解答】×、【則第1条第1項】

【出題：H27】入出港届を提出した後において、乗組員の数又は旅客の数に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を港長に届け出なければならない。【解答】×、【則第1条第3項】

- 第二条 次の各号のいずれかに該当する**日本船舶 H28×**は、前条の届出をすることを要しない。
- 一 総トン数**二十トン未満 R04×,H30×**の汽船及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶
  - 二 平水区域を航行区域とする船舶 **R01○,H30○,H29○,H27○**
  - 三 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの
    - イ 一般旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路及び当該船舶の明細に関する部分を記載した書面並びに同条第三項に規定する船舶運航計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち運航日程及び運航時刻並びに運航の時季に関する部分を記載した書面
    - ロ 特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあつては、同法第十九条の三第二項の規定により準用され

る同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあつては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時季に関する部分を記載した書面

【出題：H28】総トン数20トン未満の外国船舶が特定港に入港する場合、入港届又は入出港届を港長に提出することを要しない。【解答】×、【則第2条】

【出題：R04】港則法施行規則第2条により、総トン数500トン未満の汽船は入出港届の届け出を要しない。【解答】×、【則第2条第1項第1号】

【出題：H30】総トン数500トン未満の日本船舶は入出港の届出をしなくてもよい。【解答】×、【則第2条第1号】

【出題：R01, H30, H29】平水区域を航行区域とする日本船舶は入出港の届出をしなくてもよい。【解答】○、【則第2条第2号】

【出題：H27】平水区域を航行区域とする日本船舶は、特定港に入出港する場合においても、入港届及び出港届、または入出港届を港長に提出することを要しない。【解答】○、【則第2条第1項第2号】

(びょう地の指定)

第四条 法第五条第二項の国土交通省令の定める船舶は、総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港 **尼崎西宮芦屋** **H26** 記区に停泊しようとする船舶を除く。）とする。

- 2 港長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する船舶以外の船舶に対してもびょう地の指定をすることができる。
- 3 法第五条第二項の国土交通省令の定める特定港は、京浜港、阪神港及び **関門** **H26** 記港とする。
- 4 法第五条第五項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。
  - 一 係留の用に供する係留施設の名称
  - 二 係留の用に供する時期又は期間
  - 三 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
  - 四 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量
- 5 特定港の係留施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する船舶の係留の用に供するとき、前項の届出をすることを要しない。
  - 一 第一条第四項の規定により、同項本文の書面を港長に提出している船舶
  - 二 第二条第三号の規定により、同号の書面（港長の指示する入港実績報告書を除く。）を港長に提出している船舶

【出題：H26】総トン数五百トン（関門港若松区においては、総トン数三百トン）以上の船舶（阪神港 **ウ** 区に停泊しようとする船舶を除く。）は、京浜港、阪神港及び **エ** 港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設にけい留する場合の外、港長からびょう泊すべき場所の指定を受けなければならない。【解答】ウ：尼崎西宮芦屋、エ：関門、【則第4条第1項、法第5条第2項】

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、**四日市** **H26** 記港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（**尼崎西宮芦屋区** **H26** 記を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

【出題：H26】法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、**コ** **港**（第一航路及び午起航路に限る。）、阪神港（**ウ** 区を除く。）及び関門港（響新港区を除く。）である。【解答】ウ：尼崎西宮芦屋、コ：四日市、【則第8条の3】

第十四条 法第二十二条第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、**期間** **H28** 通及び**場所** **H28**

並びに危険物の種類及び数量 H28 選を記載した申請書によりしなければならない。  
 2 法第二十二條第四項の規定による許可の申請は、運搬の期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を記載した申請書によりしなければならない。

【出題：H28】特定港における危険物の積込、積替又は荷卸の許可の申請は、作業の種類、**工**及び**オ**並びに危険物の種類及び**カ**を具して、これをしなければならない。【解答】エ：㉔（期間）【順不同（2）】、オ：㉓（場所）【順不同（2）】、カ：㉗（数量）、【則第14条第1項】

### 11.3 港則法施行令

(港及びその区域)  
 第一條 港則法（以下「法」という。）第二條の港及びその区域は、別表第一のとおりとする。

【出題：R02】港則法を適用する港及びその区域を定めている政令は、**港則法施行規則**である。【解答】×、【令第1条 別表第一】

【出題：R04, H29】この法律を適用する港及びその区域は、政令で定められている。【解答】○、【令第1条 別表第一】

(特定港)  
 第二條 法第三條第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

別表第二

都道府県	特定港
北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、石狩湾、留萌、稚内
青森県	青森、むつ小川原、八戸
岩手県	釜石
宮城県	石巻、仙台塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	相馬、小名浜
茨城県	日立、鹿島
千葉県	木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	横須賀
新潟県	直江津、新潟、両津
富山県	伏木富山
石川県	七尾、金沢
福井県	敦賀、福井
静岡県	田子の浦、清水
愛知県	三河、衣浦、名古屋
三重県	四日市
京都府	宮津、舞鶴
大阪府	阪南、泉州
大阪府	阪神
兵庫県	
兵庫県	東播磨、姫路
和歌山県	田辺、和歌山下津
鳥取県	境
島根県	
島根県	浜田
岡山県	宇野、水島
広島県	福山、尾道糸崎、呉、広島
山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻中関、宇部、萩
山口県	関門
福岡県	
徳島県	徳島小松島
香川県	坂出、高松
愛媛県	松山、今治、新居浜、三島川之江

高知県	高知
福岡県	博多、三池
佐賀県	唐津
佐賀県	伊万里
長崎県	
長崎県	長崎、佐世保、厳原
熊本県	八代、三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇

【出題：H29】 次の選択肢の中から、特定港を2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

【選択肢】

- ① 姫川港(新潟県) ② 輪島港(石川県) ③ 大船渡港(岩手県) ④ 三河港(愛知県) ⑤ 熊本港(熊本県)  
⑥ 別府港(大分県) ⑦ 枕崎港(鹿児島県) ⑧ 宮津港(京都府) ⑨ 気仙沼港(宮城県)

【解答】 ④、⑧ 【完全解答2点、(正答数/解答数)が50%以上なら1点】 【解答】、【令第2条 別表第二】

【出題：H26】 平成26年4月現在、港則法の適用港の数は全部で  あり、そのうち特定港の数は  である。【解答】 ア：五百(500)港、イ：八十六(86)港、【令第2条 別表第二】

#### 11.4 選択肢

【出題：R05】

- ① 政令 ② 湾内 ③ 海上保安官署 ④ 港則法 ⑤ 国土交通省令 ⑥ 港内  
⑦ 告示 ⑧ 法律 ⑨ 港長 ⑩ 港湾 ⑪ 都道府県知事 ⑫ 港湾管理者

【出題：R04】

- ① 交通流の維持 ② 可航域の確保 ③ 船員等の安全 ④ 港内の整とん ⑤ 15トン未満  
⑥ 16トン未満 ⑦ 18トン未満 ⑧ 20トン未満 ⑨ 舟艇 ⑩ 船舟 ⑪ 船舶 ⑫ 船艇

【出題：R03】

- ① 船舶 ② 船舶航行 ③ 船舶交通 ④ 船舶運航 ⑤ 海域 ⑥ 区域 ⑦ 範囲  
⑧ 適用海域 ⑨ この法律 ⑩ 政令 ⑪ 国土交通省令 ⑫ 運輸省令

【出題：R01】

- ① 安全 ② 管理 ③ 整理 ④ 整備 ⑤ 維持 ⑥ 整とん ⑦ 港内 ⑧ 特定港内  
⑨ 指定港内 ⑩ 領海内 ⑪ 港長の指揮を受け ⑫ 港長の許可を受け ⑬ 港長に届け出  
⑭ 海上保安庁長官の指揮を受け ⑮ 海上保安庁長官の許可を受け ⑯ 海上保安庁長官に届け出  
⑰ 港長が公示 ⑱ 海上保安庁長官が告示 ⑲ 国土交通省令 ⑳ 政令 ㉑ 国土交通大臣が告示

【出題：H30】

- ① 発展 ② 安全 ③ 革新 ④ 整備 ⑤ 維持 ⑥ 整とん ⑦ 長さ20メートル  
⑧ 長さ5メートル ⑨ 総トン数20トン ⑩ 総トン数5トン ⑪ 港長の指揮を受け  
⑫ 港長の許可を受け ⑬ 港長に届け出 ⑭ 海上保安庁長官の指揮を受け  
⑮ 海上保安庁長官の許可を受け ⑯ 海上保安庁長官に届け出 ⑰ 港長が公示  
⑱ 海上保安庁長官が告示 ⑲ 国土交通省令 ⑳ 政令 ㉑ 国土交通大臣が告示

【出題：H28】

- ① 港湾法の ② 検疫法の ③ 関税法の ④ 出入国管理及び難民認定法の ⑤ 他の法律の  
⑥ 政令の ⑦ 国土交通省令の ⑧ 港長が公示で ⑨ 国土交通大臣が告示で  
⑩ 海上保安庁長官が告示で ⑪ 長さ ⑫ きつ水 ⑬ トン数 ⑭ 乗員乗客の数  
⑮ 機関の種類 ⑯ 機関の出力 ⑰ 業務 ⑱ 危険物の種類 ⑲ 前寄港地 ⑳ 船籍  
㉑ 積載物の種類 ㉒ 次寄港地 ㉓ 場所 ㉔ 領事査証 ㉕ 原産地証明書  
㉖ 危険物専用倉庫の場所 ㉗ 数量 ㉘ 期間 ㉙ 危険物取扱者の氏名

【出題：H27】

①秩序の確立	②健全な発展	③適正な利用	④環境保全	⑤整とん	⑥管理
⑦安全	⑧開発	⑨大型船舶	⑩小型船舶	⑪危険物積載船舶	
⑫原子力船	⑬外国船舶	⑭雑種船	⑮いかだ	⑯帆船	⑰別に法律
⑱政令	⑲国土交通省令	⑳港長が公示	㉑国土交通大臣が告示	㉒海上保安庁長官が告示	

【出題：R02】

①理由なく	②みだりに	③政令で定める場合のほか	④港内	⑤特定港内	
⑥指定港内	⑦港内又は港の境界附近	⑧承諾	⑨認可	⑩許可	⑪事前指導
⑫十分な注意	⑬相当の注意	⑭必要な措置	⑮防火のための十分な措置		

【出題：H29】

①国土交通省令	②政令	③港長が公示	④海上保安庁長官が告示	⑤国土交通大臣が告示		
⑥小型船	⑦雑種船	⑧汽艇	⑨汽船	⑩大型船舶⑪の指揮を受け	⑫の許可を受け	⑬に届け出

### 11.5 複合問題

【出題：R02】 次の選択肢の中から、港長の許可を受けなければならないものを1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(1点)

- (1) 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)を積載した船舶が、特定港に入港しようとするとき
- (2) 特定港ではない港則法適用港の港内において、埋立作業を行うとき
- (3) 特定港ではない港則法適用港の港内において、危険物を積み替えるとき

【解答】(2) 【法第21条第1項、法第31条第1項、法第22条第1項】※ 複合問題

## 12. 海上交通安全法

選択式穴埋めと○×のみ  
制限速度を覚える

### 12.1 海上交通安全法

#### 12.1.1 第一章 総則（第1条・第2条）

（目的及び適用海域）

第一条 この法律は、船舶交通が**ふくそうする** R03選海域における船舶交通について、特別の**交通方法** H29選を定めるとともに、その危険を**防止** R01選,H27選するための規制を行なうことにより、船舶交通の**安全** R01選,H29選,H27選を図ることを目的とする。

2 この法律は、**東京湾** H30選、**伊勢湾** H30選,H28選,H26選（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び**瀬戸内海** R03選,H30選,H28選のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。

- 一 **港則法** R03選（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく**港の区域** R03選
- 二 港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域
- 三 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第一百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域
- 四 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域

【出題：R03】第一条 この法律は、船舶交通が  海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。

2 この法律は、東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び   のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。

- 一 （昭和23年法律第174号）に基づく
- 二～四（略）

【解答】ア：②（ふくそうする）、イ：⑤（瀬戸内海）、ウ：⑩（港則法）、エ：⑬（港の区域）、【法第1条】

【出題：R01,H27】第一条この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を  するための規制を行なうことにより、船舶交通の  を図ることを目的とする。

【解答】ア：②（防止）、イ：④（安全）、【法第1条第1項】

【出題：H29】この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の  を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の  を図ることを目的とする。【解答】ア：②（交通方法）、イ：④（安全）、【法第1条第1項】

【出題：H30】下欄の語群から、海上交通安全法が適用される海域を全て選び、その番号を解答欄に記入せよ。（2点）

【語群】

- |       |       |      |       |      |      |
|-------|-------|------|-------|------|------|
| ①宗谷海峡 | ②津軽海峡 | ③東京湾 | ④相模湾  | ⑤駿河湾 | ⑥伊勢湾 |
| ⑦瀬戸内海 | ⑧関門海峡 | ⑨博多湾 | ⑩対馬海峡 | ⑪陸奥湾 | ⑫琵琶湖 |

【解答】③（東京湾）、⑥（伊勢湾）、⑦（瀬戸内海）【完全解答2点、（正答数／解答数）が50%以上なら1点】、【法第1条第2項】

【出題：H28】東京湾以外に、海上交通安全法が適用される海域を下欄の語群から2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。（2点）

【語群】

- |       |       |       |       |      |       |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| ①宗谷海峡 | ②津軽海峡 | ③相模湾  | ④駿河湾  | ⑤伊勢湾 | ⑥瀬戸内海 |
| ⑦若狭湾  | ⑧土佐湾  | ⑨大隅海峡 | ⑩対馬海峡 | ⑪有明海 |       |

【解答】⑤（伊勢湾）、⑥（瀬戸内海）、【法第1条第2項】

【出題：H26】この法律の適用される海域は、東京湾、 及び瀬戸内海の3海域である。【解答】ア：伊勢湾、【法第

1 条第 2 項】

(定義)

第二条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として政令 R05 選で定める R02 選海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 水上輸送の用に供する R05 選船舟類をいう。

二 巨大船 長さ二百 R05 選メートル以上 R04×,R03×,R02 選,H29×,H28 選,H26 選の船舶をいう。

三 漁ろう船等 R05 選 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ 工事又は作業 R02 選を行つているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶 R02 選で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

3 この法律において「漁ろうに従事している船舶」、「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第三条第四項及び第十項並びに第三十二条第一項に規定する当該用語の意義による。 R03○,R02○

4 この法律において「指定海域 R04 選」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうする R04 選ことが予想される海域のうち、二以上の港則法 R04 選に基づく港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして政令 R04 選で定めるものをいう。

施行令（航路）

第三条 法第二条第一項の政令で定める海域は、別表第二に掲げる海域とする。

別表

航路の名称	所在海域
浦賀水道航路	東京湾中ノ瀬の南方から久里浜湾沖に至る海域
中ノ瀬航路	東京湾中ノ瀬の東側の海域
伊良湖水道航路	伊良湖水道
明石海峡航路	明石海峡
備讃瀬戸東航路	瀬戸内海のうち小豆島地藏埼沖から豊島と男木島との間を経て小与島と小瀬居島との間に至る海域
宇高東航路	瀬戸内海のうち荒神島の南方から中瀬の西方に至る海域
宇高西航路	瀬戸内海のうち大槌島の東方から神在鼻沖に至る海域
備讃瀬戸北航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島の間から佐柳島と二面島との間に至る海域で牛島及び高見島の北側の海域
備讃瀬戸南航路	瀬戸内海のうち小与島と小瀬居島の間から二面島と粟島との間に至る海域で牛島及び高見島の南側の海域
水島航路	瀬戸内海のうち水島港から葛島の西方、濃地諸島の東方及び与島と本島との間を経て沙弥島の北方に至る海域
来島海峡航路	瀬戸内海のうち大島と今治港の間から来島海峡を経て大下島の南方に至る海域

【出題：R05】第二条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路としてアで定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶 イ船舟類をいう。

二 巨大船 長さウメートル以上の船舶をいう。

三 エ 次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ 工事又は作業を行っているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

3・4 (略)

【解答】ア：⑨ (政令)、イ：④ (水上輸送の用に供する)、ウ：⑦ (二百)、エ：⑫ (漁ろう船等)、【法2条1項、2項】

【出題：R04】備讃瀬戸東航路は、宇高東航路、宇高西航路及び水島航路と交差しており、備讃瀬戸北航路及び備讃瀬戸南航路に接続している。【解答】×、【令第3条 別表第2】

【出題：R02】第2条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として  海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 船舶水上輸送の用に供する船舶をいう。

二 巨大船  船舶をいう。

三 漁ろう船等次に掲げる船舶をいう。

イ 漁ろうに従事している船舶

ロ  を行っているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない  船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

【解答】ア：① (政令で定める)、イ：⑥ (長さ200メートル以上の)、ウ：⑩ (工事又は作業)、エ：② (国土交通省令で定める)、【法第2条第1項・第2項】

【出題：H26】海上交通安全法は、航路として東京湾に浦賀水道航路及び中ノ瀬航路を、 に  航路を、瀬戸内海に明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、 航路及び来島海峡航路を定めている。【解答】ア：伊勢湾、イ：伊良湖水道、ウ：水島、【法第2条第1項 別表】

【出題：R04】海上交通安全法に基づく航路は、11 航路あり、浦賀水道航路、中ノ瀬航路、伊良湖水道航路、備讃瀬戸東航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、宇高東航路、宇高西航路、水島航路、来島海峡航路、関門航路である。

【解答】×、【法第2条第1項 別表】

【出題：R03】海上交通安全法においては、11 の航路を定めている。【解答】○、【法第2条第1項 別表】

【出題：H28, H26】巨大船とは、 以上の船舶をいう。【解答】ア：⑳ (長さ200メートル)、【法第2条第2項】

【出題：R04】巨大船とは、総トン数2万トン以上の船舶であって、国土交通省令に定める船舶である。【解答】×、【法第2条第2項】

【出題：R03】海上交通安全法において「巨大船」とは、「長さ200メートル以上の船舶又は総トン数500トン以上の船舶」をいう。【解答】×、【法第2条第2項】

【出題：H29】この法律において、巨大船とは、長さ160メートル以上の船舶をいう。【解答】×、【法第2条第2項】

【出題：R03】海上交通安全法にいう船舶の「長さ」とは、海上衝突予防法における意義と同じであり、船舶の全長をいう。【解答】○、【法第2条第3項】

【出題：R02】海上交通安全法における「漁ろうに従事している船舶」の意義は、海上衝突予防法に規定する意義と同一である。【解答】○、【法第2条第3項】

【出題：R04】第二条1～3 (略)

4 この法律において「」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害が発生した場合に船舶交通が   することが予想される海域のうち、二以上の  に基づく港に隣接するものであつて、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものとして  で定めるものをいう。

【解答】ア：② (指定海域<sup>15</sup>)、イ：⑤ (著しくふくそう)、ウ：⑫ (港則法)、エ：⑭ (政令)、【法第2条 第4項】

## 12.1.2 第2章 交通方法 第1節 航路における一般的航法 (第3条—第10条の2)

(避航等)

第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航

<sup>15</sup> 東京湾に所在する法適用海域

路をこれに沿わないで航行している船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿って航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。R05×

- 2 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行している漁ろう船等又は航路で停留している船舶は、航路をこれに沿って航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならないR04×。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。
- 3 前二項の規定の適用については、次に掲げる船舶は、航路をこれに沿って航行している船舶でないものとみなす。
  - 一 第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）又は第二十条第一項の規定による交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶
  - 二 第二十条第三項又は第二十六条第二項若しくは第三項の規定により、前号に規定する規定による交通方法と異なる交通方法が指示され、又は定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿って航行している船舶

【出題：R05】航路外から航路に入ろうとする船舶と航路をこれに沿って航行している船舶が衝突するおそれがある時は、海上衝突予防法第15条に規定する横切り船の航法に基づき、他の船舶を自船の右げん側に見る船舶が、当該他の船舶の進路を避けなければならない。【解答】×、【法第3条第1項】

【出題：R04】漁ろう船は、航路内で漁ろうを行う場合、航路をこれに沿って漁ろうを行わなければならない。【解答】×、【法第3条第2項】

【出題：R04】漁ろう船は、周辺の船舶に比較して速力が遅く、漁ろう中は操縦性能を制限されるため、航路を横断する際に航路に沿って航行する巨大船との見合い関係が生じた場合は、巨大船であっても漁ろう船の進路を避ける必要がある。【解答】×、【法第3条第2項】

#### （航路航行義務）

第四条 長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。R05○

#### 施行規則

##### （航路航行義務）

第三条 長さが五十メートル H26 選以上の船舶は、別表第一各号の中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとするとき（同表第四号、第五号及び第十二号から第十七号までの中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとする場合にあつては、当該イの地点から当該ロの地点の方向に航行しようとするときに限る。）は、当該各号の下欄に掲げる航路の区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海洋の調査その他の用務を行なうための船舶で法第四条本文の規定による交通方法に従わないで航行することがやむを得ないと当該用務が行なわれる海域を管轄する海上保安部の長が認めたものが航行しようとするとき、又は同条ただし書に該当するときは、この限りでない。

【出題：R05】長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶は、航路の附近にある国土交通省令で定める二の地点の間を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航路又はその区間をこれに沿って航行しなければならない。ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由がある

ときは、この限りでない。【解答】○、【法第4条】

【出題：H26】航路を航行する義務のある船舶は、以上の船舶である。【解答】ケ：⑦（長さ50メートル）、【法第4条、則3条】

施行規則 (速力の制限)		
第四条 法第五条の国土交通省令で定める航路の区間は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、当該区間に係る同条の国土交通省令で定める速力は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。R05○		
航路の名称	航路の区間	速力
浦賀水道航路	航路の全区間	12ノット
中ノ瀬航路	航路の全区間	12ノット
伊良湖水道航路	航路の全区間	12ノット
備讃瀬戸東航路	男木島灯台(北緯三十四度二十六分一秒東経百三十四度三分三十九秒)から三百五十三度に引いた線と航路の西側の出入口の境界線との間の航路の区間	12ノット
備讃瀬戸北航路	航路の東側の出入口の境界線と本島ジョウケンボ鼻から牛島北東端まで引いた線との間の航路の区間	12ノット
備讃瀬戸南航路	牛島ザトーム鼻から百六十度に引いた線と航路の東側の出入口の境界線との間の航路の区間	12ノット
水島航路	航路の全区間	12ノット

【出題：R05】浦賀水道航路をこれに沿って航行する船舶は、同航路の全区間において速力12ノットを超える速力で航行してはならない。【解答】○、【法第6条の2】

(追越しの場合の信号)
第六条 追越し船(海上衝突予防法第十三条第二項又は第三項の規定による追越し船をいう。)で汽笛を備えているものは、 <b>航路において</b> R03×他の船舶を追い越そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、同法第九条第四項前段 <sup>16</sup> の規定による汽笛信号を行うときは、この限りでない。

【出題：R03】海上交通安全法が**適用される海域**において、船舶が他の船舶を追い越そうとするときは、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。【解答】×、【法第6条】

(追越しの禁止)
第六条の二 国土交通省令で定める航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、当該区間をこれに沿って航行している他の船舶(漁ろう船等その他著しく遅い速力で航行している船舶として国土交通省令で定める船舶を除く。)を追い越してはならない。R03○ただし、海難を避けるため又は人命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

【出題：R03】海上交通安全法に基づく航路の一定の区間では、追越しが禁止されている。【解答】○、【法第6条の2】

(航路の横断の方法)
第八条 航路を横断する船舶は、当該航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。R03○,R02○
2 前項の規定は、航路をこれに沿って航行している船舶が当該航路と交差する航路を横断する

<sup>16</sup> 第十三条第二項又は第三項の規定による追越し船は、狭い水道等において、追い越される船舶が自船を安全に通過させるための動作をとらなければこれを追い越すことができない場合は、汽笛信号を行うことにより追越しの意図を示さなければならない。

こととなる場合については、適用しない。

【出題：R03、R02】海上交通安全法に基づく航路を横断する船舶は、当該航路に対しできる限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。【解答】○、【法第8条第1項】

(航路外での待機の指示)

第十条の二 海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

則8条 法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路の名称	危険を生ずるおそれのある場合
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が1,000メートルを超え2,000メートル以下の状態で、巨大船、総トン数5万トン(積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数2万5千トン)以上の危険物積載船(以下この表及び第十五条第一項第七号において「特別危険物積載船」という。)又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が200メートル以上の船舶(以下この表及び同項第8号において「長大物件えい航船等」という。)が航路を航行する場合 二 視程が1,000千メートル以下の状態で、長さ160メートル以上の船舶、総トン数1万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合 R05○

【出題：R05】浦賀水道航路において、視程が1,000メートル以下の状態となり、海上保安長官により航路外での待機の指示がなされた場合、長さ160メートル以上の船舶は航路外で待機しなければならない。【解答】○、【法第10条の2、則8条1項】

### 12.1.3 第2章 第2節 航路ごとの航法 (第11条—第21条)

(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

第十一条 船舶は、浦賀水道航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分 R03×を航行しなければならない。

2 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない R02×。

【出題：R02】中ノ瀬航路をこれに沿つて南下する船舶は、浦賀水道航路から中ノ瀬航路に入ろうとする船舶の進路を妨げないよう、できる限り同航路の中央から右の部分航行しなければならない。【解答】×、【法第11条第1項】

(伊良湖水道航路)

第十三条 船舶は、伊良湖水道航路をこれに沿つて航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分 R04×を航行しなければならない。 R05○

【出題：R05】伊良湖水道航路をこれに沿つて航行する船舶は、できる限り、高炉の中央から右の部分航行しなければならない。【解答】○、【法第13条】

【出題：R04】伊良湖水道航路は、幅約1200メートルと狭くなっており、また、航路の周辺に障害物が点在していることから、航路をこれに沿つて航行する場合は、できる限り、航路の中央の部分航行する。【解答】×、【法第13条】

(備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路)

第十六条 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿って航行するときは、同航路の中央から右の部分  
を航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路をこれに沿って航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、宇高西航路をこれに沿って航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

【出題：R03】海上交通安全法に基づく航路のうち、瀬戸内海の宇高東航路及び宇高西航路をこれに沿って航行するときは、それぞれ北の方向及び南の方向に航行しなければならない。また、東京湾の中ノ瀬航路及び浦賀水道航路をこれに沿って航行するときは、それぞれ北の方向及び南の方向に航行しなければならない。【解答】×、【法第16条、法第11条】

(備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路)

第十八条 船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行するときは、西 R05×の方向に航行しなければならない。

2 船舶は、備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行するときは、東 H30選の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、水島航路をこれに沿って航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分  
を航行しなければならない。

4 第十四条の規定は、水島航路について準用する。

【出題：R05】備讃瀬戸北航路を航行する国土交通省令に定める長さ以上の船舶は、同航路を東に向かって航行しなければならない。【解答】×、【法18条1項】

【出題：H30】船舶は、備讃瀬戸南航路をこれに沿って航行するときは、の方向に航行しなければならない。【解答】イ：⑬(東)、【法第18条第2項】

第十九条 水島航路をこれに沿って航行している船舶（巨大船及び漁ろう船等を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 水島航路をこれに沿って航行している漁ろう船等は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に航行している巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行している船舶（巨大船を除く。）は、水島航路をこれに沿って航行している巨大船 R02×と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

4 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿って西の方向に若しくは備讃瀬戸南航路をこれに沿って東の方向に航行し、これらの航路から水島航路に入ろうとしており、又は水島航路をこれに沿って航行し、同航路から西の方向に備讃瀬戸北航路若しくは東の方向に備讃瀬戸南航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、第三条第一項並びに海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

5 第三条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合における水島航路をこれに沿って航行

する巨大船について準用する。

【出題：R02】備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行している船舶（巨大船を除く。）は、水島航路をこれに沿って航行している船舶と衝突するおそれがあるときは、当該船舶の進路を避けなければならない。【解答】×、【法第19条第3項】

（来島海峡航路）

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿って航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定<sup>17</sup>は、適用しない。

- 一 順潮の場合は来島海峡中水道（以下「中水道」という。）を、逆潮の場合は来島海峡西水道（以下「西水道」という。）を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができる<sup>R04×</sup>こととし、また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、順潮の場合であつても、西水道を航行することができることとする。<sup>R05○</sup>
  - 二 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。
  - 三 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。
  - 四 前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。
  - 五 逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。
- 2 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。
- 3 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるときは、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。
- 4 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。

【出題：R05】来島海峡航路においては、船舶が潮流に乗って航行する場合（順潮流の場合）は中水道を航行することとし、潮流に逆らつて航行する場合（逆潮流の場合）は西水道を航行しなければならない。ただし、来島海峡航路を航行中に転流があつた場合又は西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする若しくは同水道から来島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、この限りではない。【解答】○、【法第20条第1項1号】

【出題：R04】後ろ（船尾側）から潮流を受けて航行する船舶は来島海峡航路をこれに沿つて航行する場合、来島海峡中水道を航行しなければならない。また、航行中に転流が見込まれる場合は、航路に入つてはならない。【解答】×、【法第20条第1項】

#### 12.1.4 第2章第3節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則（第22条—第24条）

（巨大船等の航行に関する通報）

第二十二條 次に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の国土

<sup>17</sup> 狭い水道又は航路筋（以下「狭い水道等」という。）をこれに沿つて航行する船舶は、安全であり、かつ、実行に適する限り、狭い水道等の右側端に寄つて航行しなければならない。ただし、次条第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

交通省令で定める事項を海上保安庁長官に**通報しなければならない** R03×。通報した事項を変更するときも、同様とする。

- 一 **巨大船**
- 二 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの
- 三 危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶で**総トン数** R02×が国土交通省令で定める総トン数以上のものをいう。以下同じ。）
- 四 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶（当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。）

【出題：R03】海上交通安全法に基づく航路を航行しようとする巨大船は、海上保安庁長官に通報しなければならないが、宇高東航路、宇高西航路及び水島航路については、船舶交通の実態に鑑み、通報を要しない。【解答】×、【法第22条】

【出題：R03】危険物積載船であつて、その長さが国土交通省令で定める**長さ以上**の船舶は、海上交通安全法に基づく航路を航行しようとするときは、海上保安庁長官に通報しなければならない。【解答】×、【法第22条第3号】

（緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例）

第二十四条 消防船その他の政令で定める**緊急用務を行うための船舶**は、当該緊急用務を行うためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより**灯火又は標識を表示している** R04×ときは、第四条、第五条、第六条の二から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

2 漁ろうに従事している船舶は、第四条、第六条から第九条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行することができ、及び第二十条第四項又は第二十二條の規定による通報をしないで航行することができる。

3 第四十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つている船舶は、当該工事又は作業を行うためやむを得ない必要がある場合において、第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定めるところにより**灯火又は標識を表示している**ときは、第四条、第六条の二、第八条から第十条まで、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はびよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

【出題：R04】海難救助に向かう船舶は、切迫した状況下にあることから、政令で定めるところの灯火及び標識を表示を省略することができる。【解答】×、【法第24条第1項】

#### 12.1.5 第2章第4節 航路以外の海域における航法（第25条）

#### 12.1.6 第2章第5節 危険防止のための交通制限等（第26条）

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、**告示** R04×、H28選、H26選により、**期間** H26選を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限することができる。ただし、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限する緊急の必要がある場合において、告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

- 2 海上保安庁長官は、航路又はその周辺の海域について前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、告示（同項ただし書に規定する方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法）により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条（第四項を除く。）、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定による交通方法と異なる交通方法を定めることができる。
- 3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同項の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるときは備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

【出題：R05】海上保安庁長官は、船舶の沈没による船舶交通の障害の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、**国土交通省令**により、期間を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はびよう泊をすることができる船舶又は時間を制限することができる。【解答】×、【法第 26 条第 1 項】

【出題：H28】海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害発生により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある海域について、**力**により、期間を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。【解答】力：㉞（告示）、【法第 26 条第 1 項】

【出題：H26】海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、**工**により、**オ**を定めて、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができる。【解答】エ：告示、オ：期間、【法第 26 条第 1 項】

### 12.1.7 第 2 章 第 6 節 灯火等（第 27 条—第 29 条）

（巨大船及び危険物積載船の灯火等）

第二十七条 巨大船及び危険物積載船は、**航行し、停留し、又はびよう泊をしているとき** R04×は、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。

- 2 巨大船及び危険物積載船以外の船舶は、前項の灯火若しくは標識又はこれと誤認される灯火若しくは標識を表示してはならない。

則 22 条：法第二十七条第一項の規定による灯火又は標識の表示は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、夜間は、それぞれ同表の中欄に掲げる灯火を、昼間は、それぞれ同表の下欄に掲げる標識を最も見えやすい場所に表示することによりしなければならない。

船舶	灯火	標識
巨大船	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で毎分百八十回以上二百回以下のせん光を発する緑色の全周灯一個	その直径が〇・六メートル以上であり、その高さが直径の二倍である黒色の円筒形の形象物二個で一・五メートル以上隔てて垂直線上に連掲されたもの（海上衝突予防法第二十八条の規定により円筒形の形象物一個を表示する巨大船については、その形象物と同一の垂直線上に連掲されないものに限る。）
危険物積載船	少なくとも二海里の視認距離を有し、一定の間隔で <b>毎分百二十回以上百四十回以下</b> R05×のせん光を発する <b>紅色</b> の全周灯一個	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旒及びB旗一旒

【出題：R05】総トン数 3,000 トンのばら積みの高圧ガスで引火性のあるものを積載した船舶は、危険物積載船に該当することから、夜間にあっては毎分 180 回以上から 200 回以下のせん光を発する紅色の全周灯 1 個を表示しなければならない。【解答】×、【法第 27 条第 1 項、則 22 条】

【出題：R04】危険物積載船は、航行中、停留中、びよう泊中**又は陸岸に係留中**を問わず、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。【解答】×、【法第 27 条第 1 項】

## 12.1.8 第2章第7節 船舶の安全な航行を援助するための措置（第30条・第31条）

### 12.1.9 第2章第8節 異常気象等時における措置（第32条—第35条）

（異常気象等時における航行制限等）

第三十二条 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。R04○
- 二 当該海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から退去することを命ずること。
- 三 当該海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該海域内における移動を命じ、又は当該海域から退去することを命ずること。

2 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。R05×

【出題：R04】海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止することができる。【解答】○、【法第32条第1項】

【出題：R05】台風、津波その他の異常な気象又は海象により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため、海上保安長官は、特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして政令で定める海域において情報の提供を行うこととしている。【解答】×、【法32条2項】

### 12.1.10 第2章第9節 指定海域における措置（第36条—第39条）

（指定海域への入域に関する通報）

第三十六条 第四条本文に規定する船舶が指定海域に入域しようとするときは、船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。R03○

【出題：R03】長さが50メートル以上の船舶は、指定海域に入域しようとするときは、海上保安庁長官に通報しなければならない。【解答】○、【法第36条、法第4条、則第3条】

（非常災害発生周知措置がとられた際に海上保安庁長官が提供する情報の聴取）

第三十八条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶（以下この条において「指定海域内船舶」という。）に対し、国土交通省令で定めるところにより、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域内船舶が航行の安全を確保するために聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。

2 指定海域内船舶は、非常災害発生周知措置がとられたときは、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、前項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。R03○

【出題：R05】大阪港において海上保安庁長官が非常災害発生周知措置をとった場合に、長さ50メートル以上の船舶は、非常災害解除周知措置がとられるまでの間、非常災害の発生の状況に関する情報等国土交通省令に定めるところにより提供される情報を聴取しなければならない。【解答】×、【法第38条1項、則第23条の2】

## 12.1.11 第3章 危険の防止（第40条—第43条）

（航路及びその周辺の海域における工事等）

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官 R01 選, H29 選の許可 H28 ×を受けなければならない。R05 ○ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令 H29 選で定めるものについては、この限りでない。R03 ×, R02 ○

- 一 航路又はその周辺の政令 R01 選, H29 選, H27 選で定める海域<sup>18</sup>において工事又は作業をしようとする者
  - 二 前号に掲げる海域（港湾 R01 選, H29 選区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。
- 一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。
  - 二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれなくなると認められること。
  - 三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。
- 3 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め（同項第二号に掲げる行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る。）、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。
- 4 海上保安庁長官は、船舶交通の妨害を予防し、又は排除するため特別の必要が生じたときは、前項の規定により付した条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。
- 5 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは排除するため特別の必要が生じたときは、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。
- 6 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、速やかに R01 選当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。
- 7 国の機関又は地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。）が第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。
- 8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けることを要しない。

施行規則（許可を要しない行為）

第二十四条 法第四十条第一項ただし書の国土交通省令 H30 選で定める行為は、次に掲げる行為とする。H29 ○

- 一 人命又は船舶の急迫した危険を避けるために行なわれる仮工作物の設置その他の応急措置として必要とされる行為
- 二 漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされる行為
- 三 海面の最高水面からの高さが六十五 H30 選, H27 選メートルをこえる空域における行為

<sup>18</sup> 施行令第八条：法第40条第1項第1号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側（来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。）200メートル以内の海域及び別表第三に掲げる海域とする。

四 海底下五 H30 選, H27 選メートルをこえる地下における行為

【出題：R05】国土交通省令に定める行為を除き、航路において工事をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 40 条第 1 項】

【出題：R03】海上交通安全法に基づく航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。【解答】○、【法第 40 条第 1 項】

【出題：R01】第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について「ウ」の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の「エ」で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（「オ」区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

2～5（略）

6 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定により当該許可が取り消されたときは、「カ」当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならない。【解答】ウ：

⑭（海上保安庁長官）、エ：⑧（政令）、オ：⑫（港湾）、カ：⑰（速やかに）、【法第 40 条第 1 項（旧第 36 条）】

【出題：R03】海上交通安全法に基づく航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域で工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、過去に届出を行った工事又は作業と内容及び場所が概ね同一である行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。【解答】×、【法第 40 条第 1 項】

【出題：R02】海上交通安全法で規定される航路で行われる工事であっても、通常の管理行為であれば海上保安庁長官の許可を受ける必要はない。【解答】○、【法第 40 条第 1 項】

【出題：H30】航路及びその周辺の政令で定める海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、「その周辺の政令で定める海域」とは、航路の側方の境界線から航路の外側 2 海里以内の海域及び海上交通安全法施行令の別表第 3 に定める海域である。【解答】×、【法第 40 条第 1 項、令第 8 条】

【出題：H28】航路及びその周辺の海域において、魚礁を設置しようとする場合、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第 40 条第 1 項第 2 号】

【出題：H29】次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる行為について「ウ」の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で「エ」で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の「オ」で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域（「カ」区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置（現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ。）をしようとする者

【解答】ウ：⑨（海上保安庁長官）、エ：⑫（国土交通省令）、オ：⑬（政令）、カ：⑮（港湾）、【法第 40 条第 1 項】

【出題：H29】この法律で定める航路において、工事又は作業をしようとする者が許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さが 65 メートルをこえる空域における行為、海底下 5 メートルをこえる地下における行為等が定められている。【解答】○、【則第 24 条】

【出題：H27】航路又はその周辺の「ウ」で定める海域において工事等をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さが「エ」メートルをこえる空域における行為、海底下「オ」メートルをこえる地下における行為等が国土交通省令で定められている。【解答】ウ：⑧（政令）、エ：⑳（65）、オ：⑰（5）、【則第 24 条（法第 40 条第 1 項）】

【出題：H30】航路又はその周辺の政令で定める海域において工事等をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、許可を要しない行為として、海面の最高水面からの高さが「ウ」メートルをこえる空域における行為、海底下「エ」メートルをこえる地下における行為等が「オ」で定められている。【解答】ウ：⑤（65）、エ：①（5）、オ：⑱（国土交通省令）、【則第 24 条（法第 40 条第 1 項）】

(航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出 **H30×**なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で**国土交通省令で定めるもの**については、この限りでない。 **H28○**

- 一 前条第一項第一号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
  - 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者
- 2 海上保安庁長官は、前項の届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出のあつた日から起算して三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 当該届出に係る行為が船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
  - 二 当該届出に係る行為に係留施設を設置する行為である場合においては、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められること。
- 3 海上保安庁長官は、第一項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 国の機関又は地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第二項各号のいずれかに該当するときは、当該国の機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。
- 6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による届出をすることを要しない。

施行規則（届出を要しない行為）

第二十六条 法第四十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第二十四条各号に掲げる行為
- 二 魚礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行なうために必要とされる行為
- 三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業の用に供するガス工作物（海底敷設導管及びその附属設備に限る。）及び電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物（電線路及び取水管並びにこれらの附属設備に限る。）の設置

【出題：R01, H28】航路及びその周辺の海域以外の海域において、漁礁を設置しようとする者は、海上保安庁長官に**届け出**なければならない。【解答】×、【則第26条第2号（法第41条第1項）】

【出題：H30】航路及びその周辺の政令で定める海域以外の海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第41条第1項】

【出題：H28】航路及びその周辺の海域以外の海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官に**届け出**なければならない。【解答】○、【法第41条第1項】

12.1.12 第4章 雑則（第44条—第50条）

12.1.13 第5章 罰則（第51条—第54条）

12.1.14 附則

12.2 海上交通安全法施行規則

（航路航行義務）

第三条 長さが**五十メートル** **H30選,H28選**以上の船舶は、別表第一各号の中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとするとき（同表第四号、第五号及び第十二号から第十七号までの中欄に掲げるイの地点とロの地点との間を航行しようとする場合にあつては、当該イの地点から当該ロの地点の方向に航行しようとするときに限る。）は、当該各号の下欄に掲げる航路の区間をこれに沿つて航行しなければならない。**R04○**ただし、海洋の調査その他の用務を行なうための船舶で法第四条本文の規定による交通方法に従わないで航行することがやむを得ないと当該用務が行なわれる海域を管轄する海上保安部の長が認めたものが航行しようとするとき、又は同条ただし書に該当するときは、この限りでない。

【出題：H30, H28 類】航路を航行する義務のある船舶は、長さ メートル以上の船舶である。【解答】ア：④（50）、【則第3条】

【出題：R04】航路航行義務が適用される、長さ 52.5m、総トン数 199 トンの船舶は、国土交通省令の別表第一の各号に掲げられたイの地点とロの地点を航行する場合、該当する各号の下欄に掲げる航路の区間をこれに沿つて航行しなければならない。【解答】○、【則第3条 別表第一（法第4条）】

（速力の制限）

第四条 法第五条の国土交通省令で定める航路の区間は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、当該区間に係る同条の国土交通省令で定める速力は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。**R02○**

航路の名称	航路の区間	速力
浦賀水道航路 <b>H29選</b>	航路の全区間	十二ノット
中ノ瀬航路 <b>R01選</b>	航路の全区間	十二ノット
伊良湖水道航路 <b>H29選</b>	航路の全区間	十二ノット
備讃瀬戸東航路	男木島灯台（北緯三十四度二十六分一秒東経百三十四度三分三十九秒）から三百五十三度に引いた線と航路の西側の出入口の境界線との間の航路の区間	十二ノット
備讃瀬戸北航路	航路の東側の出入口の境界線と本島ジョウケンボ鼻から牛島北東端まで引いた線との間の航路の区間	十二ノット
備讃瀬戸南航路	牛島ザトーム鼻から百六十度に引いた線と航路の東側の出入口の境界線との間の航路の区間	十二ノット
水島航路 <b>R01選</b>	航路の全区間	十二ノット

【出題：R01】海上交通安全法で定める航路の中で、速力の制限が航路の全区間において定められている航路を下欄の語群から2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。（2点）

【語群】

- ①中ノ瀬航路    ②来島海峡航路    ③明石海峡航路    ④備讃瀬戸東航路    ⑤水島航路  
⑥備讃瀬戸北航路    ⑦備讃瀬戸南航路    ⑧宇高東航路    ⑨宇高西航路

【解答】①（中ノ瀬航路）、⑤（水島航路） 【完全解答2点、（正答数／解答数）が50%以上なら1点】、【則第4条（法第5条）】

【出題：H29】海上交通安全法で定める航路の中で、速力の制限が航路の全区間において定められている航路を下欄の語群から2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

【語群】

- ①浦賀水道航路    ②伊良湖水道航路    ③明石海峡航路    ④備讃瀬戸東航路  
 ⑤備讃瀬戸北航路    ⑥備讃瀬戸南航路    ⑦宇高東航路    ⑧宇高西航路

【解答】①(浦賀水道航路)、②(伊良湖水道航路) 【完全解答2点、(正答数/解答数)が50%以上なら1点】【解答】、【則第4条(法第5条)】

【出題：R02】海上交通安全法では、全部で11の航路が定められており、そのうちの一部区間では海難を避ける等の理由がなければ、12ノットを超える速力で航行してはならない。【解答】○、【則第4条(法第5条)】

(巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶)  
 第十条 法第二十二号の国土交通省令で定める長さは、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	長さ
浦賀水道航路	160メートル
中ノ瀬航路	160メートル
伊良湖水道航路	130メートル
明石海峡航路	160メートル R05×
備讃瀬戸東航路	160メートル
宇高東航路	160メートル
宇高西航路	160メートル
備讃瀬戸北航路	160メートル H28選
備讃瀬戸南航路	160メートル
水島航路	70メートル H28選
来島海峡航路	160メートル

【出題：R05】明石海峡航路を航行しようとする長さ130メートルの船舶の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、船舶の名称等を通報しなければならない。【解答】×、【法22条、則第10条】

【出題：H28】備讃瀬戸北航路において巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶は、以上の船舶である。【解答】エ：㉔(長さ160メートル)、【則第10条】

【出題：R04】巨大船以外の船舶であっても、巨大船に準じて航路の航行に関する通報を行う船舶とは、水島航路では130メートルであり、その他の各航路においては160メートルである。【解答】×、【則第10条】

(危険物積載船)  
 第十一条 法第二十二号の国土交通省令で定める危険物は、次の各号に掲げるとおりとし、当該危険物に係る同号の国土交通省令で定める総トン数は、当該各号に掲げるとおりとする。

一 火薬類(その数量が、爆薬にあつては八十トン以上、次の表の上欄に掲げる火薬類にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる数量をそれぞれ爆薬一トンとして換算した場合に八十 H27選 トン以上であるものに限る。) 総トン数三百トン H27選

火薬類	爆薬一トンに換算される数量	
火薬	二トン	
火工品(弾薬を含む。以下この表において同じ。)	実包又は空包	二百万個
	信管又は火管	五万個
	銃用雷管	一千万個
	工業雷管又は電気雷管	百万個
	信号雷管	二十五万個

	導爆線	五十キロメートル
	その他	その原料をなす火薬二トン又は爆薬一トン
	爆薬、火薬及び火工品以外の物質で爆発性を有するもの	二トン

二 ばら積みの高圧ガスで引火性のもの 総トン数千トン H30 選, H27 選

三 ばら積みの引火性液体類 総トン数千トン H27 選

四 有機過酸化物（その数量が二百トン H27 選以上であるものに限る。） 総トン数三百トン H27 選, H26 選

2 前項の火薬類、高圧ガス、引火性液体類及び有機過酸化物には、船舶に積載しているこれらの物で当該船舶の使用に供するものは含まないものとする。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる危険物を積載していた総トン数千トン H28 選, H26 選以上の船舶で当該危険物を荷卸した後ガス検定 H26 選を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。

【出題：H30】ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載した船舶のうち、危険物積載船に該当するものは、トン以上の船舶である。【解答】カ：⑩（1000）、【則第 11 条第 1 項】

【出題：H27】危険物積載船の定義に関する次の文章中のに入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（4 点）

- (1) 爆薬以上、または換算して爆薬以上の火薬類を積載する、以上の船舶
- (2) ばら積みの高圧ガスで引火性のものを積載する、以上の船舶
- (3) ばら積みの引火性液体類を積載する、以上の船舶
- (4) 有機過酸化物（その数量が以上であるものに限る。）を積載する、以上の船舶

【解答】ア：④（80 トン）、イ：⑪（総トン数 300 トン）、ウ：⑬（総トン数 1000 トン）、エ：⑦（200 トン）【解答】、【則第 11 条第 1 項】

【出題：H26】有機過酸化物（その数量が二百トン以上であるものに限る。）を積載する以上の船舶は、危険物積載船に該当する。【解答】コ：①（総トン数 300 トン）、【則第 11 条第 1 項】

【出題：H26】ばら積みの引火性液体類を積載していた総トン数トン以上の船舶で当該危険物を荷卸した後を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、海上交通安全法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。【解答】カ：千（1000）、キ：ガス検定、【則第 11 条第 3 項】

【出題：H28】危険物を積載していた以上の船舶で当該危険物を荷卸した後ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。【解答】オ：⑩（総トン数 1000 トン）、【則第 11 条第 3 項】

（巨大船等の航行に関する通報の方法）

第十四条 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路外から航路に入ろうとする日（以下「航路入航予定日」という。）の前日正午 R02×, H28 選までに、前条第一号から第五号までに掲げる事項及び巨大船である船舶にあつては同条第六号、危険物積載船である船舶にあつては同条第七号、物件えい航船等である船舶にあつては同条第八号に掲げる事項を通報しなければならない。航路入航予定時刻の三時間前までの間においてその通報した事項に関し変更があつたときは、当該航路入航予定時刻の三時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に関し変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。R01○, H30○

- 一 巨大船
- 二 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶を除く。）
- 三 積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船
- 四 物件えい航船等

2 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路入航予定時刻の三時間前までに前条第一号から第五号

までに掲げる事項及び危険物積載船である船舶にあつては同条第七号に掲げる事項を通報しなければならず、その通報した事項に関し変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

- 一 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶に限る。）
- 二 危険物積載船（前項各号に掲げる船舶を除く。）
- 3 巨大船等の船長は、航路を航行する必要が緊急に生じたとき、その他前二項の規定により通報をすることができないことがやむを得ないと航路ごとに次項各号に掲げる海上交通センターの長が認めたときは、前二項の規定にかかわらず、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を通報すれば足りる。
- 4 前各項の規定による通報は、海上保安庁長官が告示で定める方法に従い、航行しようとする航路ごとに次の各号に掲げる海上交通センターの長に対して行わなければならない。
  - 一 浦賀水道航路又は中ノ瀬航路 東京湾海上交通センター
  - 二 伊良湖水道航路 伊勢湾海上交通センター
  - 三 明石海峡航路 大阪湾海上交通センター
  - 四 備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路又は水島航路 備讃瀬戸海上交通センター
  - 五 来島海峡航路 来島海峡海上交通センター

【出題：H28】航路を航行しようとする巨大船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の  までに、船舶の名称等を航路毎に決められた海上交通センターの長に通報しなければならない。【解答】ウ：㊹（前日正午）、【則 14 条第 1 項】

【出題：R01】海上交通安全法で規定する航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定時刻、当該船舶との連絡手段その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。【解答】○、【則第 14 条第 1 項、則第 13 条】

【出題：H30】海上交通安全法で規定する航路を航行しようとする巨大船等の船長は、航路外から航路に入ろうとする日の前日正午までに、船舶の名称等を通報しなければならない。【解答】○、【則第 14 条第 1 項、則第 13 条】

【出題：R02】京浜港を出港し、浦賀水道航路を南下して東京湾湾外に出ようとしている巨大船は、出港する日の前日までに国土交通省令で定める通報事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。【解答】×、【則第 14 条第 1 項】

（巨大船等に対する指示）

第十五条 法第二十三條の規定により巨大船等の運航に関し指示することができる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 航路入航予定時刻の変更
  - 二 航路を航行する速力
  - 三 船舶局のある船舶にあつては、航路入航予定時刻の三時間前から当該航路から航路外に出るときまでの間における海上保安庁との間の連絡の保持
  - 四 巨大船にあつては、余裕水深の保持
  - 五 長さ二百五十メートル以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船にあつては、進路を警戒する船舶の配備 H29○
  - 六 巨大船又は危険物積載船にあつては、航行を補助する船舶の配備 R01○,H30○
  - 七 特別危険物積載船にあつては、消防設備を備えている船舶の配備
  - 八 長大物件えい航船等にあつては、側方を警戒する船舶の配備
  - 九 前各号に掲げるもののほか、巨大船等の運航に関し必要と認められる事項
- 2 海上保安庁長官は、前項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項を指示する場合における指示の内容に関し、基準を定め、これを告示するものとする。

【出題：R01, H30】海上保安庁長官は、海上交通安全法で規定する航路を航行する巨大船又は危険物積載船に対して、船

船交通の危険を防止するために、航行を補助する船舶の配備を指示することができる。【解答】○、【則第 15 条第 1 項】

【出題：H29】海上保安庁長官は、長さ 250 メートル以上の巨大船に対して、進路を警戒する船舶の配備を指示することができる。【解答】○、【則第 15 条第 1 項】

(許可の申請)

第二十五条 法第四十条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書

二 H27 通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。R02○,H29○

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該行為の種類

三 当該行為の目的

四 当該行為に係る場所

五 当該行為の方法

六 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要

七 当該行為の着手及び完了の予定期日

八 法第四十条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる事項

イ 現場責任者の氏名及び住所

ロ 当該行為をするために使用する船舶の概要

九 法第四十条第一項第二号に掲げる者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

2 前項の申請書には、位置図並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図及び構造図を添付しなければならない。

【出題：R02】海上交通安全法で規定される航路で行う工事の許可を受けようとするものは、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を 2 通用意し、うち 1 通を提出し、もう 1 通は 3 年間保管しなければならない。【解答】×、【則第 25 条第 1 項】

【出題：H29】この法律で定める航路において、海上保安庁長官の許可を要する工事又は作業をするため、当該許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書 2 通を当該申請に係る行為に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。【解答】○、【則第 25 条第 1 項】

【出題：H27】法第 31 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、申請書  通を当該申請に係る場所を管轄する海上保安部の長を経由して管区海上保安本部長に提出しなければならない。【解答】力：⑭ (2)、【則第 25 条 (法第 40 条第 1 項、旧法第 30 条第 1 項)】

### 12.3 海上交通安全法施行令

(航路の周辺の海域)

第八条 法第四十条第一項第一号の政令で定める海域は、航路の側方の境界線から航路の外側 (来島海峡航路にあつては、馬島側を含む。) **二百メートル以内** R01×,H28× の海域及び別表第三に掲げる海域とする。

【出題：R01, H28】航路又はその周辺の政令で定める海域において、工事又は作業をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならないが、「その周辺の政令で定める海域」とは、航路の側方の境界線から航路の外側 **2 海里以内** の海域である。【解答】×、【令第 8 条 (法第 40 条第 1 項)】

### 12.4 複合問題

【出題：R02】次の選択肢の中から、海上保安庁長官に通報又は届出をし、若しくは許可を受けなければならないものを 2 つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2 点)

(1) 巨大船が来島海峡航路の中水道を航行しようとするとき

(2) 海上交通安全法で規定される航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域において電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物(電線路)を設置するとき

- (3) 危険物積載船が、備讃瀬戸東航路に入るために宇高東航路を航行しようとするとき  
 (4) 伊良湖水道航路において、最高水面からの高さが150メートルの空域における、気球を用いた大気観測  
 【解答】(1)、(3)、【法第22条応用問題】(2)法第40条第1項、(4)則第24条第3号

## 12.5 選択肢

【出題：R05】

- ① 作業船等 ② 国土交通省令 ③ 百八十 ④ 水上輸送の用に供する ⑤ 法律  
 ⑥ 海上衝突予防法に定める ⑦ 二百 ⑧ 操縦性能制限船等 ⑨ 政令  
 ⑩ 海上輸送に従事する ⑪ 告示 ⑫ 漁ろう船等 ⑬ 百五十 ⑭ 工事作業船等  
 ⑮ 海上におけるすべての ⑯ 二百五十 ⑰ 海上衝突予防法 ⑱ その他の船舶

【出題：R04】

- ① 指定水域 ② 指定海域 ③ 指定区域 ④ 指定航路 ⑤ 著しくふくそう ⑥ 停滞  
 ⑦ 激しく混乱 ⑧ 規則によらず航行 ⑨ 災害対策法 ⑩ 港湾法 ⑪ 海上衝突予防法  
 ⑫ 港則法 ⑬ 同法第三十七条 ⑭ 政令 ⑮ 国土交通省令 ⑯ 告示

【出題：R03】

- ① 混雑する ② ふくそうする ③ 特に多い ④ 他の海域に比べて多い ⑤ 瀬戸内海  
 ⑥ 瀬戸内海並びに玄界灘 ⑦ 瀬戸内海（関門港を含む） ⑧ 港湾法 ⑨ 港域法 ⑩ 港則法  
 ⑪ 特定水域航行令 ⑫ 海域 ⑬ 港の区域 ⑭ 海域のうち、国土交通大臣が指定した区域

【出題：R02】

- ① 政令で定める ② 国土交通省令で定める ③ 告示で定める ④ 条例で定める  
 ⑤ 長さ50メートルを超える ⑥ 長さ200メートル以上の  
 ⑦ 総トン数500トン以上の ⑧ 喫水が15メートルを超える  
 ⑨ 工事又は緊急用務 ⑩ 工事又は作業 ⑪ 緊急用務又は作業 ⑫ 別表で掲げる作業

【出題：H27】

- ① 秩序の確立 ② 発展 ③ 整とん ④ 管理 ⑤ 安全 ⑥ 防止 ⑦ 別に法律 ⑧ 政令  
 ⑨ 国土交通省令 ⑩ 港長が公示 ⑪ 国土交通大臣が告示 ⑫ 海上保安庁長官が告示 ⑬ 1 ⑭ 2  
 ⑮ 3 ⑯ 4 ⑰ 5 ⑱ 10 ⑲ 15 ⑳ 20 ㉑ 50 ㉒ 65 ㉓ 80 ㉔ 95

【出題：R01】

- ① 排除 ② 防止 ③ 除去 ④ 安全 ⑤ 整頓 ⑥ 効率化 ⑦ 法律 ⑧ 政令  
 ⑨ 国土交通省令 ⑩ 工事 ⑪ 漁業 ⑫ 港湾 ⑬ 国土交通大臣 ⑭ 海上保安庁長官  
 ⑮ 港長 ⑯ 必要に応じ ⑰ 速やかに ⑱ 1週間以内に

【出題：H30】

- ① 5 ② 10 ③ 30 ④ 50 ⑤ 65 ⑥ 100 ⑦ 200  
 ⑧ 300 ⑨ 500 ⑩ 1000 ⑪ 2000 ⑫ 10000 ⑬ 東 ⑭ 南  
 ⑮ 西 ⑯ 北 ⑰ 海上保安庁長官が告示 ⑱ 国土交通大臣が告示 ⑲ 国土交通省令 ⑳ 政令

【出題：H29】

- ① 許認可制度 ② 交通方法 ③ 秩序の確立 ④ 安全 ⑤ 効率化 ⑥ 整とん  
 ⑦ 長官 ⑧ 国土交通大臣 ⑨ 海上保安庁長官 ⑩ 海上保安庁長官が告示  
 ⑪ 国土交通大臣が告示 ⑫ 国土交通省令 ⑬ 政令 ⑭ 一般 ⑮ 港湾 ⑯ 漁業 ⑰ 工事

【出題：H28】

- ① 危険物積載量が爆薬換算10トン ② 危険物積載量が爆薬換算20トン  
 ③ 危険物積載量が爆薬換算25トン ④ 危険物積載量が爆薬換算30トン  
 ⑤ 危険物積載量が爆薬換算40トン ⑥ 危険物積載量が爆薬換算50トン  
 ⑦ 総トン数100トン ⑧ 総トン数300トン ⑨ 総トン数500トン  
 ⑩ 総トン数1000トン ⑪ 総トン数3000トン ⑫ 総トン数5000トン  
 ⑬ 総トン数15000トン ⑭ 総トン数20000トン ⑮ 総トン数25000トン  
 ⑯ 長さ25メートル ⑰ 長さ50メートル ⑱ 長さ75メートル

- ⑱長さ100メートル      ⑳長さ140メートル      ㉑長さ150メートル  
 ㉒長さ160メートル      ㉓長さ200メートル      ㉔長さ300メートル  
 ㉕日出      ㉖6時      ㉗前日18時      ㉘前日日落  
 ㉙前日正午      ㉚前日日出      ㉛前日6時      ㉜前々日18時  
 ㉝前々日日落      ㉞前々日正午      ㉟前々日日出      ㊱前々日6時  
 ㊲告示      ㊳国土交通省令で定めるところ      ㊴政令で定めるところ

【語群】

- ①10トン      ②30トン      ③50トン      ④80トン      ⑤100トン      ⑥150トン  
 ⑦200トン      ⑧500トン      ⑨1000トン      ⑩総トン数100トン      ⑪総トン数300トン  
 ⑫総トン数500トン      ⑬総トン数1000トン      ⑭総トン数3000トン      ⑮総トン数5000トン  
 ⑯総トン数15000トン      ⑰総トン数20000トン      ⑱総トン数25000トン  
 ⑲長さ25メートル      ⑳長さ50メートル      ㉑長さ75メートル  
 ㉒長さ100メートル      ㉓長さ150メートル      ㉔長さ200メートル  
 ㉕長さ250メートル      ㉖長さ300メートル      ㉗長さ500メートル

【出題：H26】

- ①総トン数300トン      ②総トン数1000トン      ③総トン数3000トン  
 ④総トン数15000トン      ⑤総トン数20000トン      ⑥総トン数25000トン  
 ⑦長さ50メートル      ⑧長さ70メートル      ⑨長さ100メートル  
 ⑩長さ150メートル      ⑪長さ200メートル      ⑫長さ250メートル

\*\*\*\*\* ムロ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

### 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

選択式の穴埋めと○×のみ

#### 13.1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

##### 13.1.1 第一章 総則（第1条—第3条）

（目的）

第一条 この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、船舶から海洋に有害水バラストを排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もつて海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。 R02○,H27○

【出題：R02, H27】海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。【解答】○、【法第1条】

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 船舶 海域（港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域を含む。以下同じ。）において航行の用に供する船舶類をいう。
- 二 油 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油及びこれらの油を含む油性混合物（国土交通省令で定めるものを除く。以下単に「油性混合物」という。）をいう。
- 三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙その洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）において管理されるものをいう。
- 四 未査定液体物質 油及び有害液体物質以外の液体物質のうち、海洋環境の保全の見地から有害でない物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質以外の物質であつて船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）をいう。
- 五 有害液体物質等 有害液体物質及び未査定液体物質 H30選をいう。
- 六 廃棄物 人が不要とした物（油、有害液体物質等及び有害水バラストを除く。 H27×）をいう。 R05選
- 六の二 有害水バラスト 水中の生物を含む水バラストであつて、水域環境の保全の見地から有害となるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものをいう。
- 六の三 オゾン層破壊物質 オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。
- 六の四 排出ガス 船舶において発生する物質であつて窒素酸化物、硫黄酸化物、揮発性有機化合物（油、有害液体物質等その他の貨物から揮発することにより発生する有機化合物をいう。以下同じ。）その他の大気を汚染するものとして政令で定めるもの、二酸化炭素及びオゾン層破壊物質をいう。
- 七 排出 物を海洋に流し、又は落とすことをいう。

- 七の二 海底下廃棄 物を海底の下に廃棄すること（貯蔵することを含む。）をいう。
- 七の三 放出 物を海域の大気中に排出し、又は流出させることをいう。
- 八 焼却 海域において、物を処分するために燃焼させることをいう。
- 九 タンカー その貨物艙その大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艙の一部がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であつて当該貨物艙の一部の容量が国土交通省令で定める容量以上であるもの（これらの貨物艙が専らばら積みの油以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。）をいう。
- 十 海洋施設 海域に設けられる工作物（固定施設により当該工作物と陸地との間を人が往来できるもの及び専ら陸地から油、有害液体物質又は廃棄物の排出又は海底下廃棄をするため陸地に接続して設けられるものを除く。）で政令で定めるものをいう。
- 十一 航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。
- 十二 ビルジ 船底にたまった油性混合物をいう。
- 十三 廃油 船舶内において生じた不要な油をいう。
- 十四 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。
- 十五 廃油処理事業 一般の需要に応じ、廃油処理施設により廃油の処理をする事業をいう。
- 十五の二 海洋汚染等 海洋の汚染並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。第十八号及び第五十一条の五において同じ。）及びオゾン層の破壊をいう。
- 十六 危険物 原油、液化石油ガスその他の政令で定める引火性の物質をいう。
- 十七 海上災害 油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災（海域における火災をいう。以下同じ。）により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。
- 十八 海洋環境の保全等 海洋環境の保全並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全をいう。

【出題：R05】海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に定義される廃棄物は次のうちどれか。

- ① 海底土砂を採取する際にバケットからこぼれ落ちたもの
- ② 使い終わった潤滑油
- ③ 船体動揺により海中に没し、回収不能となった携帯電話
- ④ 船底にたまったビルジ
- ⑤ 熟成させる目的で海底下に埋めている味噌瓶 【解答】③、【法3条六号】

【出題：H30】有害液体物質等とは、有害液体物質及び「オ」をいう。【解答】オ：⑮（未査定液体物質）、【法第3条第5号】

【出題：H27】廃棄物とは、人が不要とした物（油及び有害液体物質等を含む。）をいう。【解答】×、【法第3条第6項】

（船舶からの油の排出の禁止）

第四条 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する油の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続き油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からのビルジその他の油（タンカーの水バラスト、貨物艙の洗浄水及びビルジ（以下「水バラスト等」という。）であつて貨物油を含むものを除く。次条第一項において「ビルジ等」という。）の排出であつて、排出される油中の油分（排出される油に含まれる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。）の濃度、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。
- 3 第一項本文の規定は、タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎時による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したものをいう。）、排出海域及び排出方法に関し政令で

定める基準に適合するものについては、適用しない。

- 4 第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ海上保安庁長官 <sup>R02</sup> <sup>選</sup>, <sup>H28</sup> <sup>選</sup>, <sup>H27</sup> <sup>選</sup> の承認を受けてするものについては、適用しない。
- 5 前項の承認には、海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

施行規則（海洋の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶からの油の排出の承認の申請等）

第八条の四 **法第四条第四項**の承認を受けて、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。

2 前項の承認申請書は、第一号様式によるものとする。

3 管区海上保安本部長は、承認のため必要があると認める場合は、排出する油の成分を記載した書面その他必要な書類の提出を求めることができる。

【出題：R02, H27】 あらかじめ **エ** の承認を受けて、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。【解答】エ：③（海上保安庁長官）、【則第8条の4、法第4条第4項】

【出題：H28】 海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出は、当該船舶ごとに承認申請書を提出し、環境大臣の承認を受けた場合認められる。【解答】×、【則第8条の4第1項、法第4条第4項】

### 13.1.2 第二章 船舶からの油の排出の規制（第4条—第9条）

（油濁防止規程）

第七条 船舶所有者は、**国土交通省令で定める船舶**ごとに、国土交通省令で定めるところにより、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項（次条第一項及び第八条の二第一項に規定する事項を除く。）について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。 <sup>H29</sup>○

- 2 油濁防止管理者（油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。）は、前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外のもので当該船舶に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

則第11条（油濁防止規程を定めるべき船舶）

法第七条第一項の国土交通省令で定める船舶は、**総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものであつて、推進機関を有しない船舶**（国際航海に従事するものを除く。）又は係船中の船舶以外のものとする。

【出題：H29】 船舶所有者は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上の船舶であつて、推進機関を有しない船舶又は係船中の船舶以外の船舶ごとに、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他油の不適正な排出の防止に関する事項について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。【解答】○、【法第7条第1項、則第11条】

（油記録簿）

第八条 船長（もつぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下「引かれ船等」という。）にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、油記録簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。ただし、タンカー以外の船舶でビルジが生ずることのないものについては、この限りでない。

- 2 油濁防止管理者は、当該船舶における油の排出その他油の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長は、油記録簿をその最後の記載をした日から**三年間** R01×,H26×船舶内に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、油記録簿の様式その他油記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：R01, H26】船長（もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下「引かれ船等」という。）にあつては、船舶所有者。）は、油記録簿をその最後の記載をした日から**二年間**船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。）に保存しなければならない。【解答】×、【法第8条】

（船舶間貨物油積替作業手引書等）

第八条の二 他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う**国土交通省令で定める**総トン数以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

- 2 前項の規定による船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。
- 3 船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物油積替作業手引書（以下「船舶間貨物油積替作業手引書」という。）に従つて行わなければならない。
- 4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。
- 5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を、当該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。
- 6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。
- 8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。
  - 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え
  - 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続き貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

則第11条の4（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数）

法第八条の二第一項の国土交通省令で定める総トン数は、**百五十** R01選トンとする。

【出題：R01】他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数  以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）に関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。【解答】オ：⑭（百五十トン）、【法第8条の2第1項（則第11条の4）】

【出題：R03】他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数**百五十**トン以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

【解答】○、【法第8条の2第1項・第4項】

(船舶間貨物油積替えの通報等)

第八条の三 日本国の内水、領海又は排他的経済水域（以下「日本国領海等」という。）において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項 H27 選 (150) のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官 H27 選 に通報しなければならない。通報した事項の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。

(3～5 掲載省略)

【出題：H27】日本国の内水、領海又は排他的経済水域において、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行う総トン数  トン以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を  に通報しなければならない。【解答】ウ：1（150）、エ：1（海上保安庁長官）、【法第8条の3第1項】

【出題：R04】日本国の内水、領海又は排他的経済水域において船舶間貨物油積替えを行う一定のタンカー※の船長が国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官にしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。

※ 総トン数百五十トン以上のタンカー。ただし陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用するタンカーを除く。【解答】○、【法第8条の3第2項】

### 13.1.3 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等(第9条の2～第9条の22)

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶 H29 選 ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

則第12条の2の5（有害液体汚染防止管理者を選任すべき船舶）

法第九条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質を輸送する総トン数 **二百トン** R04 選 H29 選 以上の船舶（引かれ船等を除く。）とする。

2 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害液体物質の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害液体物質の不適正な排出の防止に関する事項（第六項に規定する事項を除く。）について、有害液体汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。

(3～5 掲載省略)

6 **船舶所有者**は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。

則第12条の2の27（有害液体汚染防止規程を定めるべき船舶）

法第九条の四第二項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数 **百五十トン** 以上の有害液体物質を輸送する船舶（引かれ船等を除く。）とする。

(7～9 掲載省略)

【出題：H29】船舶所有者は、有害液体物質を輸送する総トン数  以上の船舶（引かれ船等を除く。）ごとに、船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるた

め、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。【解答】ウ：⑪（二百トン）、【法第9条の4第1項（測第12条の2の5）】

【出題：R04】アは有害液体物質を輸送する総トン数イトン以上の船舶に有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。【解答】ア：⑧（船舶所有者）、イ：②（150トン）、【則第12条の2の27、法第9条の4第6項】

（未査定液体物質）

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

- 2 船舶により未査定液体物質 H28 選を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣 H29 選、H28 選に届け出 R05× なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣 H29 選にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。
- 4 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。 R02×、H27×
- 5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用し、前各項の規定は適用しない。
- 6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に関し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

【出題：H29】船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨をエに届け出なければならない。また、エは、当該届出があつたときは、オにその旨を通知するものとし、オは、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。【解答】エ：③（国土交通大臣）、オ：②（環境大臣）、【法第9条の6第1項・第2項】

【出題：H28】船舶によりアを輸送しようとする者は、あらかじめ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則で定めるところにより、その旨をイに届け出なければならない。【解答】ア：⑧（未査定液体物質）、イ：③（国土交通大臣）、【法第9条の6第2項】

【出題：R05】船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通省大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第9条の6第2項】

【出題：R02, H27】船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届けた後であれば、船舶により未査定液体物質を輸送することができる。【解答】×、【法第9条の6第2項・第4項】

（船舶からの有害液体物質の排出の禁止）

第九条の二 何人も、海域において、船舶から有害液体物質を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する有害液体物質の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続き有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害液体物質の排出
- 2 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有害液体物質の輸送の用に供されていた貨物艙（水バラストの排出のための設備を含む。）であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。
- 3 第一項本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出（前項の規定による水バラストの排出を除く。）であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合

するものについては、適用しない。

- 4 前項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして政令で定める有害液体物質であるときは、当該有害液体物質を船舶から排出しようとする者は、その実施する事前処理が同項の政令で定める基準に適合するものであることについて、海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）（当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「第一議定書」という。）の締約国である外国（以下「第一議定書締約国」という。）において行われる場合にあつては、当該第一議定書締約国の政府が任命し、又は指定した者）の確認を受けなければならない。ただし、第一議定書締約国以外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。
- 6 前二項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（有害液体汚染防止管理者等）

第九条の四 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶からの有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるため、有害液体汚染防止管理者を選任しなければならない。

- 2 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び有害液体物質の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害液体物質の不適正な排出の防止に関する事項（第六項に規定する事項を除く。）について、有害液体汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。
- 3 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておくことができる。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第九条の四第三項の海洋汚染防止規程（前項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。
- 4 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第九条の四第二項の有害液体汚染防止規程（同条第三項の海洋汚染防止規程が定められた場合にあつては、海洋汚染防止規程（同条第二項に規定する事項に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。
- 5 前各項の規定は、外国船舶については、適用しない。
- 6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかななければならない。
- 7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。）の作成及び備置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、

又は掲示しておくことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書（第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。）」とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。

- 8 有害液体汚染防止管理者（有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。）は、有害液体汚染防止緊急措置手引書（前項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」という。））が作成された場合にあつては、海洋汚染防止緊急措置手引書（第六項に規定する事項に係る部分に限る。）」に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。
- 9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

施行規則（有害液体汚染防止管理者を選任すべき船舶）

第十二条の二の五 法第九条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、有害液体物質を輸送する総トン数二百トン以上 R04 選の船舶（引かれ船等を除く。）とする。

（有害液体汚染防止管理者の要件）

第十二条の二の六 有害液体汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、有害液体物質を輸送する船舶に乗り組んで有害液体物質の取扱いに関する作業に一年 R04 選以上従事した経験を有するもの又は有害液体汚染防止管理者を養成する講習として次に掲げる講習を修了したものでなければならない。

- 一 第十二条の二の七及び第十二条の二の八の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録消防講習」という。）
- 二 第十二条の二の二十二及び第十二条の二の二十三の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録学科講習」という。）

（登録）

第九条の七 第九条の二第四項の規定による登録（以下この節において「登録」という。）は、同項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（2～3 掲載省略）

4 登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地
- 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録事項の変更の届出）

第九条の十 登録確認機関は、第九条の七第四項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間 R01 選前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。

【出題：R01】船舶から有害液体物質を排出しようとする場合に実施する事前処理が基準に適合するものであることについて確認する登録確認機関が、その氏名、名称及び住所等を変更しようとするときは、変更しようとする日の  前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。【解答】ア：②（二週間）、【法第9条の2第1項・第3項、法第9条の7第4項、法第9条の10】

【出題：R04】有害液体物質を輸送する総トン数  以上の船舶（引かれ船等を除く。）において選任しなければならない有害液体汚染防止管理者は、海技免許を受けている者又は船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の

規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であつて、有害液体物質を輸送する船舶に乗り組んで有害液体物質の取扱いに関する作業に「エ」以上従事した経験を有するもの又は有害液体汚染防止管理者を養成する講習を修了したものでなければならない。【解答】ウ：③（200トン）、エ：①（1年）、【則第12条の2の5則、第12条の2の6第1項、法第9条の4第1項】

（確認業務規程）

- 第九条の十一 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程（以下この節において「確認業務規程」という。）を定め、海上保安庁長官 H30 選の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 海上保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
  - 3 確認業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかななければならない。

【出題：H30】登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程を定め、「ア」の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】ア：⑤（海上保安庁長官）、【法第9条の11第1項】

### 13.1.4 第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制（第10条—第16条）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出
- 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出 H26× については、適用しない。
  - 一 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。）
  - 二 当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の排出（政令で定める廃棄物の排出に限る。）であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
  - 三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの
  - 四 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出
  - 五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの
    - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分することができるものと定めた廃棄物
    - ロ 水底土砂 H26×（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合するもの
  - 六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣 H28 選が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの
  - 七 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百

九十六年の議定書の締約国たる外国（以下単に「締約国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く。）

八 外国の内水又は領海における埋立てのための廃棄物の排出

3 環境大臣は、前項第六号の基準を定めたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。 H26〇

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

【出題：H26】何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずる食物くずの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする場合は、例外的に認められる。【解答】〇、【法10条2項2号、令4条1項】

（船舶発生廃棄物汚染防止規程）

第十条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物（当該船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物その他の政令で定める廃棄物をいう。以下同じ。）の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 船長は、前項の船舶発生廃棄物汚染防止規程に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

（船舶発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき船舶）

第十二条の三の三 法第十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。第十二条の三の五において同じ。）十五人以上の船舶とする。 H29 選

（船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示）

第十条の五 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。

施行規則（船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示）

第十二条の三の七 法第十条の五の国土交通省令で定める船舶は、全長十二 R02 選メートル以上の船舶（海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。）とする。

2 国際航海に従事する船舶にあつては、法第十条の五の規定による掲示に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならない。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分(以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境大臣の許可 H27×を受けなければならない。

(2~6 掲載省略)

7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(船舶からの廃棄物排出の確認)

第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前)に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十一第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官 H28 選の確認を受けなければならない。R01○

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：H29】十五人以上の人を収容することができる海洋施設の管理者は、海洋施設発生廃棄物の取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他海洋施設発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項について、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程を定め、これを海洋施設内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え置き、又は掲示しておくことが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え置くことができる。【解答】○、【則第12条の3の3、法第10条の3第1項】

【出題：R02】全長 メートル以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない(ただし、救命艇等を含む搭載艇、競争・訓練用の短艇等あきらかに当該掲示を義務づける必要性に乏しい船舶を除く)。【解答】ウ：⑧(12)、【則第12条の3の7、法第10条の5】

【出題：H27】船舶所有者は、船舶を法律の規定によって廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について環境大臣の登録を受けなければならない。【解答】×、【法第10条第2項第5号、法第10条の6第1項】

【出題：H28】緊急に処分する必要があると認めて  が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてする船舶からの廃棄物の排出をしようとする者は、その排出に関する計画が同基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して  の確認を受けなければならない。【解答】ウ：④(環境大臣)、エ：⑤(海上保安庁長官)、【法第10条第2項第6号、法第10条の12第1項】

【出題：R04】政令で定める基準に適合する水底土砂の船舶からの海洋投入処分をしようとする者は  の許可を受けなければならない。【解答】オ：⑭(環境大臣)、【法第10条の6第1項】

【出題：H26】船舶から政令で定める基準に適合する水底土砂の海洋投入処分をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第10条の6第1項】

【出題：R01】海洋施設から政令で定める基準に適合する水底土砂や廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年

法律第百三十七号)において海洋を投入処分場所とすることができることと定めた廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積み込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に関する計画が当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。【解答】○、【法第10条の12第1項】

(船舶発生廃棄物記録簿)

第十条の四 国際航海に従事する船舶のうち**国土交通省令で定めるもの**の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。

- 2 前項に規定する船舶の船長は、当該船舶における船舶発生廃棄物の排出その他船舶発生廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、船舶発生廃棄物記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長は、船舶発生廃棄物記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、船舶発生廃棄物記録簿の様式その他船舶発生廃棄物記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

則第12条の3の5(船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶)

法第十条の四第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数**四百トン** R03選,H30選以上の船舶及び最大搭載人員**十五人** R03選,H30選以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)とする。

【出題：R03, H30】国際航海に従事する船舶のうち総トン数  以上の船舶及び最大搭載人員  以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)の船長は、船舶発生廃棄物記録簿を船舶内に備え付けなければならない。【解答】ア：③(四百トン)、イ：⑤(十五人)、【法第10条の4第1項(則第12条の3の5)】

(船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示)

第十条の五 国土交通省令で定める船舶の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。

則第12条の3の7(船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示)

- 1 法第十条の五の国土交通省令で定める船舶は、全長十二メートル以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)とする。
- 2 国際航海に従事する船舶にあつては、法第十条の五の規定による掲示に英語、フランス語又はスペイン語の訳文を付さなければならない。

【出題：R05】全長  メートル以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)の船舶所有者は、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない。なお、国際航海に従事する  にあつては、当該掲示に英語、フランス語又はスペイン語  の訳文を付さなければならない。【解答】イ：⑤(12)、ウ：⑦(船舶)、エ：⑫(スペイン語)、【法第10条の5、則第12条の3の7】

(廃棄物排出船の登録)

第十一条 船舶所有者は、船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に**常用しようとするときは**、当該船舶について**海上保安庁長官** R01選の登録を受けなければならない。 H28○

【出題：R01】船舶所有者は、船舶を一定の廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について  の登録を受けなければならない。【解答】ウ：⑦(海上保安庁長官)、【法第11条(法第10条第2項第4号・第5号)】

【出題：H28】船舶から水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。）で政令で定める基準に適合し、許可を受けたものの排出を行う場合、1回限りの排出であれば、船舶所有者は当該排出に用いられる船舶について海上保安庁長官の登録を受けなくてもよい。【解答】○、【法第11条、法第10条第2項第5号】

第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について第十二条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官 R05選,H29選に届け出なければならない。

【出題：R05, H29】廃棄物の排出に常用する船舶として登録を受けた船舶についての登録事項に変更があつたとき、又は廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨をアに届け出なければならない。【解答】ア：⑤（海上保安庁長官）、【法第14条】

### 13.1.5 第三章の二 船舶からの有害水バラストの排出の規制等（第17条～第17条の9）

（水バラスト記録簿）

第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。第三項において同じ。）は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶（同項において「引き船等」という。）内に備え付けることができる。H30○

- 2 有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 船長は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。H30○
- 4 船舶所有者は、前項の規定により保存された水バラスト記録簿について、同項の期間が経過した日から三年間当該船舶所有者の事務所に保存しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラスト記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：H30】水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない船舶の船長（もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶にあつては、船舶所有者。）は、水バラスト記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、もっぱら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶にあつては、当該船舶を引き、又は押して航行する船舶内に保存することができる。【解答】○、【法第17条の4第1項、第3項】

### 13.1.6 第四章 海洋施設及び航空機からの油、有害液体物質及び廃棄物の排出の規制（第18条—第18条の6）

（海洋施設の設置の届出）

第十八条の三 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次の事項を海上保安庁長官に届け出 R05×なければならない。H26○

- 一 当該海洋施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 当該海洋施設の位置及び概要
- 三 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官 R03×に届け出なければならない。

【出題：R05】海洋施設を設置しようとする者は、海上保安長官の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第18条の3第1項】

【出題：H26】海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、オに届け出なければならない。【解答】オ：2（海上保安庁長官）、【法第18条の3】

【出題：R03】海洋施設の設置の届出をした者は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、**国土交通大臣**に届け出なければならない。【解答】×、【法第 18 条の 3 第 2 項】

(海洋施設の油記録簿等)

第十八条の四 油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、当該海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、当該海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。H30○

- 2 前項に規定する海洋施設の管理者は、当該海洋施設における油又は有害液体物質の受入れその他油又は有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、油記録簿又は有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。
- 3 海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿をその最後の記載をした日から三年間当該海洋施設の管理者の事務所に保存しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、油記録簿及び有害液体物質記録簿の様式その他油記録簿及び有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：H30】油又は有害液体物質の取扱いを行う国土交通省令で定める海洋施設の管理者は、油記録簿又は有害液体物質記録簿を海洋施設内に備え付けなければならない。ただし、海洋施設内に備え付けることが困難である場合においては、海洋施設の管理者の事務所に備え付けることができる。【解答】○、【法第 18 条の 4 第 1 項】

### 13.1.7 第四章の二 油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の規制（第 18 条の 7—第 19 条の 2）

#### 13.1.8 第 19 条

(放出量確認)

第十九条の四 船舶に設置される原動機（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）の製作を業とする者その他国土交通省令で定める者（以下「原動機製作者等」という。）は、当該原動機が船舶に**設置される前** R03×に、当該原動機からの**窒素酸化物** R01 達の放出量が前条の放出基準に適合するものであることについて、**国土交通大臣** H30×の行う確認を受けなければならない。ただし、当該原動機が船舶に設置される前に当該確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合には、この限りでない。

- 一 その種類及び出力が、窒素酸化物の放出による大気汚染の程度が小さいものとして国土交通省令で定める基準に該当する原動機
  - 二 窒素酸化物の放出による大気汚染の防止に関する試験、研究又は調査の用に供される原動機であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けたもの
  - 三 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める特別の用途に供される原動機
- 2 前項第二号の承認には、窒素酸化物の放出による大気汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。
  - 3 前二項の規定は、次条の規定により原動機取扱手引書の承認を受けた後、その承認に係る原動機が船舶に設置される前に、当該原動機について窒素酸化物の放出量を増大させることとなる改造その他の国土交通省令で定める改造を行つた場合について準用する。

【出題：R03】原動機製作者等は、放出量確認を受けることが困難な事由として国土交通省令で定めるものに該当する場合を除き、原動機が船舶に**設置された後**速やかに、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が放出基準に適合するものであることについて、国土交通大臣の行う確認を受けなければならない。【解答】×、【法第 19 条の 4 第 1 項】

【出題：H30】原動機製作者等は、当該原動機が船舶に設置される前に、当該原動機からの窒素酸化物の放出量が放出基準に適合するものであることについて、**環境大臣**の行う確認を受けなければならない。【解答】×、【法第 19 条の 4 第 1 項】

### 13.1.9 第四章の三 船舶からの排出ガスの放出の規制（第19条の3—第19条の35の3）

（原動機取扱手引書）

第十九条の五 前条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る窒素酸化物 R01<sup>準</sup>の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

【出題：R01】国土交通大臣の行う「イ」の放出量確認（以下「放出量確認」という。）を受けた原動機製作者等は、当該原動機の仕様及び性能、当該原動機の設置、運転、整備その他当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項、当該原動機に係る「イ」の放出状況の確認方法その他の国土交通省令で定める事項を記載した原動機取扱手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。【解答】イ：④（窒素酸化物）、【法第19条の5（法第19条の4第1項）】

（国際大気汚染防止原動機証書等の備置き）

第十九条の八 船舶所有者 R02<sup>×</sup>は、船舶に原動機を設置したときは、当該船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

【出題：R02】船長は、船舶に原動機を設置したときは、当該船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。【解答】×、【法第19条の8】

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第十九条の二十八 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。H29<sup>○</sup>

- 2 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければならない。日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。
- 3 前二項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査（以下「法定検査」という。）又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

【出題：H29】二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。【解答】○、【法第19条の28第1項】

（燃料油供給証明書等）

第十九条の二十二 国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十一第二項の規定により交付された書面（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という。）及び提出された試料（外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。）を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶）

第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総

トン数四百トン以上のものとする。

- (燃料油供給証明書等の備え置きの期間等)
- 第十二条の十七の十 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める期間は、燃料油供給証明書にあつては**三年間** R03 選, H30×、試料にあつては一年間と搭載された燃料油が消費されるまでの期間とのいずれか長い期間とする。
- 2 法第十九条の二十二第一項の試料は、次に掲げる要件を満たす場所に備え置かなければならない。
- 一 居住区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十四号に規定する居住区域をいう。）以外の区域であること。
  - 二 船員が試料から発生するガスに触れるおそれのない場所であること。
  - 三 冷暗所であること。

【出題：R03】国土交通省令で定める船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、燃料油供給証明書を  間船内に備え置かなければならない。【解答】ウ；⑨（三年）、【則第12条の17の10第1項、法第19条の22】

【出題：H30】国際航海に従事する総トン数四百トン以上の船舶の船長は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、燃料油供給証明書を  間船内に備え置かなければならない。【解答】×、【則第12条の17の7、則第12条の17の10、法第19条の22第1項】

### 13.1.10 第四章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制（第19条の35の4）

- 第十九条の三十五の四 何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶若しくは海洋施設の安全を確保し、若しくは人命を救助するために油等の焼却をする場合又は船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの（以下「船舶発生油等」という。）の焼却をする場合はこの限りでない。 H27○, H26○
- 2 船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。
- 一 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却であつて、政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準に従つて行うもの H26○
  - 二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却
- 3 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たり遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。
- 4 船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業については、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に行わせなければならない。
- 5 第一項の規定は、船舶又は海洋施設における次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については、**適用しない**。
- 一 当該海洋施設内にある者の**日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却** R01×
  - 二 締約国において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

【出題：R01】海洋施設において、当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油は焼却してはならない。【解

答】×、【法第19条の35の4第5項第2号】

【出題：H27】何人も、船舶において、油等の焼却をしてはならない。ただし、船舶においてその焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なものの焼却をする場合はこの限りでない。【解答】○、【法第19条の35の4第1項】

13.1.11 第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等（第19条の36—第19条の54）

（海洋汚染等防止証書）

第十九条の三十七 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査対象設備及び当該揮発性物質放出防止措置手引書がそれぞれ第五条第四項、第五条の二、第九条の三第二項若しくは第三項、第十条の二第二項若しくは第十七条の二第五項（第十七条の六において準用する場合を含む。）、第七条の二第二項若しくは第八条の二第二項、第十九条の七第四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項若しくは第十九条の三十五の四第二項又は第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機にあつては、承認原動機取扱手引書の記載事項を含む。以下この章において「技術基準」という。）に適合すると認めるときは、船舶所有者に対し、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関し国土交通省令で定める区分に従い、海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

- 2 前項の海洋汚染等防止証書（以下「海洋汚染等防止証書」という。）の有効期間は、五年<sup>R05</sup>選、R02<sup>×</sup>（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において、国土交通省令で定める事由により前条後段の検査を受けることができなかつた検査対象船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて三月を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。
- 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官が行う。
- 4 行政不服審査法に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。
- 5 前条後段の検査の結果第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる検査対象船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る海洋汚染等防止証書が交付される日又は従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。
- 6 次に掲げる場合における海洋汚染等防止証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の海洋汚染等防止証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年（平水区域を航行区域とする船舶であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間）を経過する日までの期間とする。
  - 一 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けたとき。
  - 二 第二項ただし書の規定により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が延長されたとき。
  - 三 従前の海洋汚染等防止証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。
- 7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、第十九条の四十六第二項に規定する検査対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該検査対象船舶に交付された海洋汚染等防止証書の有効期間は、その抹消の日を満了したものとみなす。

8 国土交通大臣は、海洋汚染等防止証書を交付する場合には、当該検査対象船舶の用途、航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該海洋汚染等防止証書に記載することができる。

【出題：R05】近海区域を航行区域とする船舶についての海洋汚染等防止証書の有効期間は、年とする。【解答】

② (5)、【法 19 条の 37 第 2 項】

【出題：R02】海洋汚染等防止証書の有効期間は、**三年**(平水区域を航行区域とする船舶であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を超えない範囲でその有効期間を延長することができる。【解答】×、【法第 19 条の 37 第 2 項】

(中間検査)

第十九条の三十八 海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。R04○

【出題：R04】海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者は、当該海洋汚染等防止証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等(ふん尿等排出防止設備を除く。)及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

【解答】○、【法第 19 条の 38】

(臨時海洋汚染等防止証書)

第十九条の四十一 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について**国土交通大臣** R02 選の行う検査を受けなければならない。R03○

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶所有者に対し、第十九条の三十七第一項の国土交通省令で定める区分に従い、六月以内の有効期間を定めて臨時海洋汚染等防止証書を交付しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の臨時海洋汚染等防止証書(以下「臨時海洋汚染等防止証書」という。)を交付する場合には、当該検査対象船舶の航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該臨時海洋汚染等防止証書に記載することができる。

【出題：R02】有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等についての行う検査を受けなければならない。【解答】ア：①(国土交通大臣)、【法第 19 条の 41】

【出題：R03】有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書について国土交通大臣の行う検査を受けなければならない。【解答】○、【法第 19 条の 41】

(検査対象船舶の航行)

第十九条の四十四 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の

- 交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。
- 2 検査対象船舶（次項に規定するものを除く。）は、有効な**国際海洋汚染等防止証書 R01** 選の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。
  - 3 検査対象船舶（有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。）は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならない。
  - 4 検査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。
  - 5 第一項及び前項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、法定検査又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

【出題：R01】検査対象船舶（有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものを除く。）は、有効な  の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。【解答】エ：⑩（国際海洋汚染等防止証書）、【法第 19 条の 44 第 2 項】

- （海洋汚染等防止証書等の備置き）
- 第十九条の四十五 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内 **R04** × に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。

【出題：R04】海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内 **又は当該船舶を管理する船舶所有者の事務所** に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。【解答】×、【法第 19 条の 45】

- （再検査）
- 第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して**三十日 R03** 選以内に、その理由を記載した文書を添えて**国土交通大臣 R03** 選に再検査を申請することができる。
- 2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。
  - 3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。
  - 4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによつてのみこれを争うことができる。

【出題：R03】法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して  以内に、その理由を記載した文書を添えて  に再検査を申請することができる。【解答】エ：⑪（三十日）、オ：⑬（国土交通大臣）、【法第 19 条の 47 第 1 項】

### 13.1.12 第五章 廃油処理事業等（第 20 条—第 37 条）

- （事業の許可及び届出）
- 第二十条 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、国土交通大臣の**許可 R04** × を受けなければならない。H28○
- 2 港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の**六十 H27** 選日前までに、その旨を**国土交通大臣 H27** 選に届け出なければならない。H28○

【出題：R04】港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、その旨を国土交通大臣に**届け出** なければならない。【解答】×、【法第 20 条第 1 項】

【出題：H28】港湾管理者及び漁港管理者以外の者が廃油処理事業を行なおうとするときは、廃油処理施設ごとに、申請書を提出し、国土交通大臣の**許可** を受けなければならない。【解答】○、【法第 20 条第 1 項】

【出題：H27】港湾管理者及び漁港管理者は、廃油処理事業を行おうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の **ア** 日前までに、その旨を **イ** に届け出なければならない。【解答】ア：3（60）、イ：2（国土交通大臣）、【法第20条第2項】

【出題：H28】港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の60日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法第20条第2項】

（廃油処理規程）

第二十六条 廃油処理事業者（第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。H26○

- 2 前項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
  - 二 料金の収受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 四 他の廃油処理事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものであること。
- 3 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

【出題：H26】廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。【解答】○、【法第26条第1項】

（自家用廃油処理施設）

第三十四条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設（国土交通省令で定める小規模のものを除く H29×。以下「自家用廃油処理施設」という。）により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

則第25条（小規模な廃油処理施設）

法第三十四条第一項の国土交通省令で定める小規模な廃油処理施設は、日間最大廃油処理量が一立方メートル未満の廃油処理施設とする。

（2～3掲載省略）

【出題：H29】日間最大廃油処理量が一立方メートル未満の廃油処理施設により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法第34条、則第25条】

### 13.1.13 第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第38条—第42条の12）

（油等の排出の通報等）

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質（以下この条において「油等」という。）の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

- 一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの

- 二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの
  - 三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの
  - 四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの
- 2 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合において、船舶から前項各号に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油等の排出が生じた場合に当該排出された油等が同項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと予想されるときは、この限りでない。
  - 3 海洋施設等から第一項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出（以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。
  - 4 海洋施設等の損傷その他の海洋施設等に係る異常な現象が発生した場合において、当該海洋施設等から大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあるときは、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該異常な現象が発生した日時及び場所、異常な現象の状況、大量の油又は有害液体物質の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、大量の油又は有害液体物質の排出が生じた場合に当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと予想される時、又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をしたときは、この限りでない。
  - 5 大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合には、第一項の船舶内にある者及び第三項の海洋施設等の従業者である者以外の者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）は、第一項又は第三項の規定に準じて通報を行わなければならない。ただし、第一項の船舶の船長又は第三項の海洋施設等の管理者が通報を行つたことが明らかなきときは、この限りでない。
  - 6 第一項若しくは第二項の船舶の船舶所有者その他当該船舶の運航に関し権原を有する者又は第三項若しくは第四項の海洋施設等の設置者は、海上保安機関から、第一項から第四項までに規定する油等の排出又は海難若しくは異常な現象による海洋の汚染を防止するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。
  - 7 油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。 R01○

【出題：R01】油又は有害液体物質が国土交通省令で定める範囲を超えて海面に広がっていることを発見した者は、遅滞なく最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。【解答】○、【法第38条第7項】

#### 13.1.14 第六章の二 指定海上防災機関（第42条の13—第42条の29）

### 13.1.15 第七章 雑則（第43条—第54条）

（船舶等の廃棄の規制）

第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機（以下「船舶等」という。）を海洋に捨ててはならない<sup>R05×</sup>。ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りでない。

2 第三章及び第四章の規定は、船舶又は海洋施設若しくは航空機から船舶等を捨てる場合には、適用しない。

【出題：R05】船舶を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第43条1項】

（粉砕設備等の型式承認等）

第四十三条の九 海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて国土交通省令で定めるもの（以下「粉砕設備等」という。）を製造する者は、当該粉砕設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉砕設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉砕設備等ごとに国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる<sup>H30×</sup>。

2 船舶安全法第九条第四項及び第十一条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

【出題：H30】海洋の汚染又は海上災害の防止のために使用する粉砕設備（船舶発生廃棄物を粉砕することにより処理する設備をいう。）その他の設備又はオイルフェンス、薬剤その他の資材であつて環境省令で定めるものを製造する者は、その型式ごとに環境大臣の型式承認を受けることができる。【解答】×、【法第43条の9第1項】

（適用除外）

第五十二条 この法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。<sup>R04○,H29○</sup>

【出題：R04, H29 類】海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定は、放射性物質による海洋汚染等及びその防止については、適用しない。【解答】○、【法第52条】

### 13.1.16 第八章 罰則（第54条の2—第64条）

### 13.1.17 第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第65条—第69条）

## 13.2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則

### 13.2.1 第一章 総則（第1条—第3条）

（油）

第二条 法第三条第二号の国土交通省令で定める油は、次に掲げる油とする。

- 一 原油
- 二 重油

- 三 潤滑油
- 四 軽油
- 五 灯油
- 六 揮発油
- 七 アスファルト R05 選
- 八 前各号に掲げる油以外の炭化水素油（石炭から抽出されるものを除く。）であつて、化学的に単一の有機化合物及び二以上の当該有機化合物を調合して得られる混合物以外のもの

【出題：R05】海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第二号に定義される油であてはまるものは次のうちどれか。

- ① オリーブ油 ② アスファルト ③ ヘキサンとオクタンを1：1で調合した混合物
- ④ 醤油 ⑤ コールタール【解答】②、【則2条】

### 13.2.2 第二章 船舶からの油の排出の規制（第4条—第12条）

#### 13.2.3 第二章の二 船舶からの有害液体物質等の排出の規制等（第12条の2～第12条の2の42）

#### 13.2.4 第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制（第12条の2の43—第12条の14）

#### 13.2.5 第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制（第12条の14の2—第12条の14の17）

#### 13.2.6 第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第12条の15—第12条の17の5）

（海洋施設の設置の届出）

第十二条の十六の三 法第十八条の三第一項の規定により海洋施設の設置の届出をしようとする者は、その設置の工事の開始の日の三十 R02 選, H28 選 日前までに、同項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該海洋施設の位置及び概要を示す図面を添付しなければならない。

3 法第十八条の三第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 当該海洋施設の名称及び用途
- 二 当該海洋施設を管理する者の氏名及び住所
- 三 当該海洋施設の設置の工事を開始する日及び完成する日並びに当該工事の概要
- 四 当該海洋施設に備えられている排出油等の防除のための器材及び消耗品の種類及び数量

【出題：R02】海洋施設の設置の届出をしようとする者は、その設置の工事の開始の日の  前までに、当該海洋施設を設置する者の氏名その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければならない。【解答】オ：①（30日）、【則第12条の16の3、法第18条の3】

【出題：H28】海洋施設を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則で定めるところにより、その設置の工事の開始の日の  日前までに海上保安庁長官に届け出なければならない。【解答】オ：①（30）、【則第12条の16の3】

#### 13.2.7 第二章の六 船舶からの排出ガスの放出の規制（第12条の17の5の2—第12条の17の21）

（基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置）

第十二条の十七の六の三 法第十九条の二十一第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、入手を予定していた場所以外の場所において、入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた燃料油供給者及びそれ以外の燃料油供給者から基準適合燃料油の入手を試みることを。
- 二 船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、基準適合燃料油（その使用により船舶の機関等に故障その他の異常を発生させるおそれがあるものに限る。）を入手できる場合にあつては、当該基準適合燃料油を使用するための措置を講ずることを試みることを。
- 三 前二号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により基準適合燃料油を入手できなかつたと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認める場合にあつては、当該地方運輸局長が必要と認める措置を講ずること。

（基準不適合燃料油を使用する場合における通報）

第十二条の十七の六の四 法第十九条の二十一第四項の規定により日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。以下この条において同じ。）が行う通報は、次に掲げる事項（引かれ船等にあつては、第六号に掲げる事項を除く。）について、基準適合燃料油以外の燃料油（以下「基準不適合燃料油」という。）を使用する前に、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長）に対して行うものとする。

- 一 船舶の名称
  - 二 国際海事機関船舶識別番号
  - 三 船舶の国籍
  - 四 船舶所有者の氏名又は名称
  - 五 船舶の運航者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
  - 六 船長の氏名
  - 七 船長の代理人の氏名又は名称
  - 八 航海計画
  - 九 基準適合燃料油を入手できなかった理由
  - 十 前条各号に掲げる措置の内容
  - 十一 次に掲げる者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
    - イ 入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた燃料油供給者
    - ロ イに掲げる燃料油供給者以外の燃料油供給者であつて、前条第一号に掲げる措置を講ずるために連絡をとつたもの
  - 十二 当該基準不適合燃料油を供給した者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先
  - 十三 当該基準不適合燃料油の硫黄分濃度
  - 十四 基準適合燃料油を入手するための計画
  - 十五 過去の通報の内容及び当該通報の際に搭載した燃料油の種類（過去一年以内に行つた通報に係るものに限る。）
  - 十六 通報者の氏名及び職名
  - 十七 その他国土交通大臣が定める事項
- 2 法第十九条の二十一第四項の規定により外国船舶の船長が行う通報は、前項各号（第十二号を除く。）に掲げる事項（引かれ船等にあつては、前項第六号に掲げる事項を除く。）について、基準不適合燃料油を使用する前に、入港をしようとする港又は利用しようとする沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、当該港に入港をし、又は当該係留施設を利用する前に、これらの所在地を管轄する地方運輸局長）に対して行うものとする。
  - 3 法第十九条の二十一第四項の規定による通報には、前条各号に掲げる措置に係る記録を添えなければならない。
  - 4 法第十九条の二十一第四項の規定による通報を行つた船長は、当該通報に係る記録を当該通報の日から三年間船内に保存しなければならない。

【出題：R03】基準適合燃料油を入手できなかった場合にとるべき措置を講じてもお基準適合燃料油を入手できない場

合において、基準不適合燃料油を使用しようとする日本船舶の船長が行う通報は、基準不適合油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合油を搭載する場合にあっては、関東運輸局長）に対して行うものとする。【解答】○、【則第12条の17の6の3・4、法第19条の21第3項・第4項】

### 13.2.8 第二章の七 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の規制等（第12条の17の22—第12条の18）

#### 13.2.9 第三章 廃油処理事業等（第13条—第26条）

（廃油処理規程の設定の届出）

第十六条 法第二十六条第一項の規定により廃油処理規程の設定の届出をしようとする港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、当該廃油処理規程の実施予定の年月日の**三十日** **H29**選前までに、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
  - 二 設定しようとする廃油処理規程
  - 三 実施予定の年月日
- 2 法第二十六条第一項の規定により廃油処理規程の設定の届出をしようとする港湾管理者又は漁港管理者である廃油処理事業者は、前項第二号及び第三号の事項を記載した届出書を提出しなければならない。
- 3 前二項の届出書には、廃油の処理の料金の額の算定基礎を記載した書類及び当該料金による事業の収支見積書を添付しなければならない。

【出題：H29】廃油処理規程の設定の届出をしようとする港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、廃油処理規程の実施予定の年月日の  前までに、届出書を提出しなければならない。【解答】イ：⑨（三十日）、【則第16条第1項】

#### 13.2.10 第四章 海洋の汚染及び海上災害の防止措置（第27条—第37条の3）

（権限の委任）

第四十一条 法第二十条第一項、法第二十一条第一項、法第二十六条第一項（港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者に関するものに限る。）及び第三項、法第二十八条第一項（法第二十一条第一項第二号ロの海域を変更する場合であつて変更後の当該海域が二以上の地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域（近畿運輸局にあっては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。）にわたることとなる場合を除く。）、法第三十三条第一項及び第二項並びに法第三十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、当該廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあっては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）が一の地方運輸局の管轄区域内に存するときは、当該海域を管轄する地方運輸局長が行う。

- 2 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる **地方運輸局長** **H30**選が行う。
- 3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。
- 4 前項の規定により地方整備局長又は北海道開発局長が行うことができることとされた権限は、当該施設の所在地が地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）別表第五に掲げる事務所（空港整備事務所を除く。）、開発建設部で北海道開発局において所掌することとされている事務のうち国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第一百一号に規定する事務を分掌するもの又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所で地方整備局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百六条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「地方整備局の事務所等」という。）の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する地方整備局の事務所等の長も行うことができる。

- 5 第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第二号及び第五号の上欄に掲げるもの並びに同表第六号及び第八号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

【出題：H30】船舶所有者は、海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、海洋汚染等防止証書等書換申請書を  に提出し、その書換えを受けなければならない。【解答】エ：④（地方運輸局長）、【則第 41 条、法第 19 条の 54】

### 13.2.11 第四章の二 船級協会等（第 37 条の 3 の 2～第 37 条の 14）

### 13.2.12 第五章 雑則（第三十七条の十五—第四十二条）

（書類の提出）

第四十二条 法及びこの省令（第十二条の二の二、第十二条の二の三十二、第十二条の二の三十四、第十二条の二の三十五、第十二条の二の三十七、第十二条の二の四十、第十二条の三の八、第十二条の三の十（第十二条の十六の二第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条の十六を除く。）の規定による申請、届出又は報告に係る書類には、副本一通を添えなければならない。

- 2 前項の申請、届出又は報告であつて国土交通大臣にするもの（船舶又は港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業に関するものに限る。）は、当該申請、届出又は報告に係る船舶の所在地又は廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあっては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）のうち処理の対象となる廃油を排棄する船舶が主として存する海域若しくは廃油処理施設の所在地（当該所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、主たる廃油処理設備の所在地）を管轄する **地方運輸局長** を、同項の申請、届出又は報告であつて管区海上保安本部長にするもの（第十一管区海上保安本部長にするものにあつては、石垣海上保安部の管轄区域に係るものに限る。）は、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由してしなければならない。R02○,H28○

【出題：R02, H28】副本を添えてする申請、届出又は報告であつて、国土交通大臣にするもの（船舶又は港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業に関するものに限る。）は、当該申請、届出又は報告に係る船舶の所在地又は廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域（船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあっては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域）のうち処理の対象となる廃油を排棄する船舶が主として存する海域若しくは廃油処理施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。

【解答】○、【則第 42 条第 2 項】

### 13.3 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり  $\bigcirc \cdot 一五$  H26 選立方センチメートル以下であること。
- 二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。
- 三 当該船舶の航行中に排出すること。

- 四 **ビルジ等排出防止設備** H26 遵のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。
  - 3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。
  - 4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。
  - 5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

【出題：H26】船舶から当該船舶の機関室で生じた貨物油を含まないビルジを排出することが認められる場合の排出基準は、特別の定めがある場合を除き、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり  立方センチメートル以下であつて、南極海域以外の海域において、当該船舶の航行中に、  のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出することである。【解答】ア：2（0.15）、イ：1（ビルジ等排出防止設備）、【令第1条の9第1項・第2項】

- 第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第二上欄に掲げるふん尿等とする。
- 2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。
  - 4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。
  - 5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

【出題：R01, H26】南極海域以外では、総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十一人以上の国際航海に従事する船舶からの政令で定めるふん尿等の排出は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする場合に限り認められる。【解答】×、【令第3条第2項、別表第2】

別表第2 — 南極海域及び北極海域以外における排出（抜粋）

船舶及びふん尿等の区分	船舶及びふん尿等の区分	排出方法に関する基準
一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号から第四号まで及び第	全ての国の領海の基線からその外側	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令

二の表第一号から第五号までにおいて同じ。) (旅客船 (旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。) を除く。) から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水 (以下単に「汚水」という。) であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置 (次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。) により処理されていないもの	十二海里の線を超える海域	で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中 (対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。) に排出すること。
--	--------------	--

(燃料油の品質の基準等)  
 第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域	基準
一 別表第一の五に掲げる <b>バルティック海</b> <b>海域</b> 、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる <b>北米海域</b> 及び <b>米国カリブ海海域</b> <small>R02 選, H26 選</small>	硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
二 前号に掲げる海域 <b>以外の海域</b>	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント <small>R02 選, H26 選</small> 以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。

【出題：R02, H26】法定の除外事由に該当する場合を除き、何人も、**イ** 以外の海域において、船舶に燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度が質量百分率0.5パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まない燃料油を使用しなければならない。【解答】イ：⑥ (⑥ **バルティック海海域**、**北海海域**、**北米海域**及び**米国カリブ海海域**)、【令第11条の10】

### 13.4 選択肢

【出題：R05】

① 3	② 5	③ 6	④ 10	⑤ 12	⑥ 15	⑦ 船舶	⑧ 旅客船
⑨ タンカー	⑩ 中国語	⑪ アラビア語	⑫ スペイン語	⑬ 国土交通大臣	⑭ 環境大臣	⑮ 海上保安庁長官	

【出題：R04】

① 100トン	② 150トン	③ 200トン	④ 250トン	⑤ 300トン	⑥ 400トン
⑦ 船長	⑧ 船舶所有者	⑨ 有害液体汚染防止管理者	⑩ 6月	⑪ 1年	⑫ 2年
⑬ 国土交通大臣	⑭ 環境大臣	⑮ 海上保安庁長官			

【出題：R03】

① 百五十トン	② 二百トン	③ 四百トン	④ 十人	⑤ 十五人	⑥ 二十人
⑦ 一年	⑧ 二年	⑨ 三年	⑩ 十五日	⑪ 三十日	⑫ 六十日
⑬ 国土交通大臣	⑭ 国土交通大臣の登録を受けた検査機関	⑮ 環境大臣			

【出題：R02】

① 国土交通大臣	② 環境大臣	③ 海上保安庁長官
④ 南極海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域	⑤ 北極海域、ガルフ海域、北米海域及び米国カリブ海海域	⑥ <b>バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域</b>
⑦ 10	⑧ 12	⑨ 14
⑩ 2週間	⑪ 30日	⑫ 3月

【出題：R01】

① 一週間	② 二週間	③ 一箇月	④ 窒素酸化物	⑤ 硫黄酸化物	⑥ 二酸化炭素
-------	-------	-------	---------	---------	---------

⑦ 海上保安庁長官    ⑧ 国土交通大臣    ⑨ 環境大臣    ⑩ 国際海洋汚染等防止証書  
⑪ 臨時海洋汚染等防止証書    ⑫ 海洋汚染等防止証書    ⑬ 百トン    ⑭ 百五十トン    ⑮ 二百トン

【出題：H30】

① 都道府県知事    ② 環境大臣    ③ 国土交通大臣    ④ 地方運輸局長    ⑤ 海上保安庁長官  
⑥ 内閣総理大臣    ⑦ 十二人    ⑧ 十五人    ⑨ 十七人    ⑩ 百トン    ⑪ 二百トン  
⑫ 四百トン    ⑬ 油    ⑭ 廃棄物    ⑮ 未査定液体物質

【出題：H29】

① 都道府県知事    ② 環境大臣    ③ 国土交通大臣    ④ 農林水産大臣    ⑤ 海上保安庁長官  
⑥ 内閣総理大臣    ⑦ 七日    ⑧ 十日    ⑨ 三十日    ⑩ 百トン    ⑪ 二百トン  
⑫ 四百トン

【出題：H28】

① 内閣総理大臣    ② 農林水産大臣    ③ 国土交通大臣    ④ 環境大臣    ⑤ 海上保安庁長官  
⑥ 油    ⑦ 有害液体物質    ⑧ 未査定液体物質    ⑨ 7    ⑩ 10    ⑪ 30    ⑫ 60

【出題：H27】

ア 1. 14                      イ 1. 海上保安庁長官                      ウ 1. 150  
2. 30                                      2. 国土交通大臣                                      2. 200  
3. 60                                      3. 環境大臣                                      3. 400  
エ 1. 海上保安庁長官                      オ 1. 海上保安庁長官  
2. 国土交通大臣                                      2. 国土交通大臣  
3. 環境大臣                                      3. 環境大臣

【出題：H26】

(ア) 1. 1.5                                      (イ) 1. ビルジ等排出防止設備  
2. 0.15    2. 水バラスト等排出防止設備  
3. 0.015    3. 廃油処理設備  
(ウ) 1. 南極海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域  
2. 北極海域、ガルフ海域、北米海域及び米国カリブ海海域  
3. バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域  
(エ) 1. 0.5 パーセント                                      (オ) 1. 国土交通大臣  
2. 1 パーセント    2. 海上保安庁長官  
3. 3.5 パーセント    3. 環境大臣

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律 (R1~R5)

選択式の穴埋めと○×問題のみ

### 14.1 領海等における外国船舶の航行に関する法律

#### 14.1.1 第1条 目的

第一条 この法律は、海に囲まれた我が国にとって**海洋の安全** R03 選を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の**航行の規制** R02 選に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその**不審な行動** R02 選を抑止し、もって**領海等の安全** R05 選、R03 選、R01 選を確保することを目的とする。

【出題：R03】この法律は、海に囲まれた我が国にとって「ア」を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって「イ」を確保することを目的とする。【解答】ア：①（海洋の安全）、イ：⑰（領海等の安全）、【法第1条】

【出題：R02】この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の「ア」に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその「イ」を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。【解答】ア：③（航行の規制）、イ：⑦（不審な行動）、【法第1条】

【出題：R05, R01】この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって「ア」を確保することを目的とする。【解答】ア：④（領海等の安全）、【法第1条】

【出題：R02】この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の**種類及び大きさ**に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその**無害でない通航**を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。【解答】×、【法第1条】

#### 14.1.2 第2条 定義

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 領海等 我が国の領海及び**内水** R03×、R01 選をいう。
- 二 新内水 我が国の内水のうち、**領海及び接続水域に関する法律** R04 選（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する**直線基線** R02 選により新たに我が国の内水となった部分をいう。
- 三 外国船舶 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）をいう。 R04○
- 四 船長等 船長又は**船長に代わって船舶を指揮する者** R02×をいう。
- 五 水域施設 我が国の港にある泊地その他の船舶の停留又はびよう泊の用に供する施設又は場所として国土交通省令で定めるものをいう。
- 六 係留施設 我が国の港にある岸壁その他の船舶の係留の用に供する施設又は場所として国土交通省令で定めるものをいう。
- 七 水域施設等 水域施設又は係留施設をいう。

【出題：R01】領海等とは、我が国の領海及び「オ」をいう。【解答】オ：⑮（内水）、【法第2条第1号】

【出題：R03】領海等とは、我が国の領海及び内水（**新内水を除く。**）をいう。【解答】×、【法第2条第1号】

【出題：R04】新内水とは、我が国の内水のうち、「ア」に規定する直線基線により新たに我が国の内水となった部分をいう。【解答】ア：⑳（領海及び接続水域に関する法律）、【法第2条第2号】

【出題：R02】新内水とは、我が国の内水のうち、領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する「エ」により新たに我が国の内水となった部分をいう。【解答】エ：⑤（直線基線）、【法第2条第2号】

号】

【出題：R04】外国船舶とは、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶以外の船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。)をいう。【解答】○、【法第2条第3号】

【出題：R05】船長等とは、船長又は船長に代わつて船舶を  者をいう。【解答】オ：④(指揮する)、【法第2条第4号】

【出題：R02】船長等とは、船長又は船舶所有者をいう。【解答】×、【法第2条第4号】

### 14.1.3 第3条 領海等における外国船舶の航行方法

第三条 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として **継続的** R01 選かつ **迅速** R04 選, R01 選に行われるものでなければならない。R05○, R03○, R02○

【出題：R04】領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として継続的かつ  に行われるものでなければならない。【解答】オ：⑩(迅速)、【法第3条】

【出題：R01】領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として  かつ  に行われるものでなければならない。【解答】ウ：③(継続的)、エ：⑦(迅速)、【法第3条】

【出題：R05, R03, R02】領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。【解答】○、【法第3条】

### 14.1.4 第4条

第四条 外国船舶の船長等は、領海等において、当該外国船舶に次に掲げる行為(以下「停留等」という。)を伴う航行をさせてはならない。ただし、当該停留等について荒天、海難その他の危難を避ける場合、人命、他の船舶又は航空機を救助する場合、海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)その他の法令の規定を遵守する場合その他の国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。R05×, R03○, R02×

- 一 停留(水域施設におけるものを除く。)
- 二 びょう泊(水域施設におけるものを除く。)
- 三 係留(係留施設にするものを除く。)
- 四 はいかい等(気象、海象、**船舶交通** R05 選, R04 選の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものとは認められない進路又は速力による進行をいう。) R02○

2 前項に定めるもののほか、外国船舶の船長等は、内水(新内水を除く。以下同じ。)において、当該外国船舶に水域施設等に到着し、又は水域施設等から出発するための航行以外の航行(以下「通過航行」という。)をさせてはならない。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

【出題：R05, R04】はいかい等とは、気象、海象、  の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものとは認められない進路又は速力による進行をいう。【解答】イ：⑪(船舶交通)、【法第4条第1項第4号】

【出題：R05】外国船舶の船長等は、領海等において、いかなる場合においても、当該外国船舶に停留等を伴う航行をさせてはならない。【解答】×、【法第4条第1項】

【出題：R03】外国船舶の船長等は、領海等において、人命、他の船舶又は航空機を救助する場合、停留等を伴う航行をすることができる。【解答】○、【法第4条第1項】【出題：R02】はいかい等とは、気象、海象、船舶交通の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものとは認められない進路又は速力による進行をいう。【解答】○、【法第4条第1項第4号】

【出題：R02】外国船舶の船長等は、内水(新内水を除く。)において、いかなる場合も、当該外国船舶に水域施設等に到着し、又は水域施設等から出発するための航行以外の航行をさせてはならない。【解答】×、【法第4条第2項】

(外国船舶の通報義務)

第五条 外国船舶の船長<sup>R02選</sup>等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港<sup>R04選,R03選</sup>、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項（次項において「通報事項」という。）を最寄りの海上保安庁<sup>R04選,R01×</sup>の事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、急迫した危険を避けるためあらかじめ通報することができないときは、外国船舶の船長等は、当該危険を避けた後直ちに、通報事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。
- 3 前二項の規定により外国船舶の船長等がしなければならない通報は、当該外国船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。<sup>R05○,R04○,R01○</sup>
- 4 第一項又は第二項の規定による通報（前項の規定によりされたものを含む。次条第一項において同じ。）を受けた海上保安庁の事務所の長は、必要があると認めるときは、当該通報に係る外国船舶の船長等に対して、助言又は指導をするものとする。

【出題：R05】外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、ウをさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りのエの事務所に通報しなければならない。ただし、ウをさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。【解答】ウ：⑫（停留等又は通過航行）、エ：⑪（海上保安庁）、【法第5条第1項】

【出題：R04】外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、ウ、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りのエの事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。【解答】ウ：⑩（船籍港）、エ：⑤（海上保安庁）、【法第5条第1項】

【出題：R03】外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、ウ、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。【解答】ウ：⑩（船籍港）、【法第5条第1項】

【出題：R02】外国船舶のウ等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。【解答】ウ：⑪（船長）、【法第5条第1号】

【出題：R01】外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの地方運輸局の事務所に通報しなければならない。【解答】×、【法第5条第1項】

【出題：R05, R04, R01】外国船舶の船長等がしなければならない通報は、当該外国船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。【解答】○、【法第5条第3項】

(外国船舶に対する立入検査)

第六条 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と思料される船舶があり、当該停留等又は当該通過航行について、前条第一項若しくは第二項の規定による通報がされておらず、又はその通報の内容に虚偽の事実が含まれている疑いがあると認められる場合において、周囲の事情から

合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反している疑いがあると認められ、かつ、この**法律の目的を達成** R03×するため、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。 R04×

- 2 前項の規定による立入検査をする海上保安官は、制服を着用し、又はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【出題：R04】海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が停留等を伴う航行をさせていることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。【解答】×、【法第6条第1項、第8条第1項】

【出題：R01】海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と思考される船舶があり、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。【解答】○、【法6条第1項】

【出題：R03】法第六条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものである。【解答】×、【法第6条第3項】

(外国船舶に対する勧告)

第七条 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、**航海の態様** R03選、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを**勧告** R02選することができる。 R05○,R01○

【出題：R05】海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が停泊等を伴う航行をさせているなど第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。【解答】○、【法第7条】

【出題：R03】海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、エ、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができる。【解答】エ：④（航海の態様）、【法第7条】

【出題：R02】海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことをオすることができる。【解答】オ：⑩（勧告）、【法第7条】

(外国船舶に対する退去命令)

第八条 **海上保安庁長官** R03選,R01選は、第六条第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

- 2 海上保安庁長官は、前条の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であって、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

【出題：R03,R01】オは、第六条第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反して

いると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。【解答】オ：⑫（海上保安庁長官）、【法第8条第1項】

## 14.2 領海等における外国船舶の航行に関する法律施行規則

### 14.2.1 第2条 水域施設

第二条 法第二条第五号の国土交通省令で定める船舶の停留又はびよう泊の用に供する施設又は場所は、次に掲げる施設又は場所とする。

- 一 泊地 R04×
- 二 船だまり R04×
- 三 びよう地 R04×

【出題：R04】法第二条第五号の国土交通省令で定める船舶の停留又はびよう泊の用に供する施設又は場所は、係船浮標、係船くい、浮棧橋である。【解答】×、【則第2条】

【出題：R01】法第二条第五号の国土交通省令で定める船舶の停留又はびよう泊の用に供する施設又は場所とは、泊地、船だまり及びびよう地である。【解答】○、【則第2条】

### 14.2.2 第5条 通報の方法

第五条 法第五条第一項の規定による通報は、無線通信その他のなるべく早く到達するような手段により R05×,R04×,R03×,R01×行わなければならない。

- 2 法第五条第一項の規定により通報した外国船舶の船長等は、通報事項（法第五条第一項に規定する通報事項をいう。）に変更があった場合においては、直ちに、当該通報事項の通報を行った海上保安庁の事務所に当該変更があった通報事項を通報するものとする。

【出題：R04】法第五条第一項の規定による通報は、無線通信のみの手段により行わなければならない。【解答】×、【則第5条第1項】

【出題：R05】法第五条第一項の規定による通報は、必ず無線通信により行わなければならない。【解答】×、【則第5条第1項】

【出題：R03, R01】法第五条第一項の規定による通報は、書面により行わなければならない。【解答】×、【則第5条第1項】

## 14.3 選択肢

【出題：R05】

- ① 航行の安全    ② 無害でない航行    ③ 付近    ④ 指揮する    ⑤ 海事局
- ⑥ 領海等の安全    ⑦ 安全    ⑧ 航行の用に供する    ⑨ 目的港    ⑩ はいかい等
- ⑪ 海上保安庁    ⑫ 停留等又は通過航行    ⑬ 管理する    ⑭ 運輸局    ⑮ 海域
- ⑯ 最寄りの港    ⑰ 船舶交通    ⑱ 漂泊    ⑲ 操船する    ⑳ 錨泊

【出題：R04】

- ① 海洋基本法    ② 海洋    ③ 慎重    ④ 税関    ⑤ 海上保安庁    ⑥ 水路業務法    ⑦ 安全
- ⑧ 沿岸    ⑨ 特定港    ⑩ 迅速    ⑪ 海事局    ⑫ 漂泊    ⑬ 領海    ⑭ 運輸局    ⑮ 水深
- ⑯ 最寄りの港    ⑰ 船舶交通    ⑱ 船籍港    ⑲ 停留等    ⑳ 領海及び接続水域に関する法律

【出題：R03】

- ① 海洋の安全    ② 積荷の性質    ③ 出発港    ④ 航海の態様    ⑤ 海上保安官    ⑥ 交通の安全
- ⑦ 航行の安全    ⑧ 国籍    ⑨ 国土交通大臣    ⑩ 所有者の代理    ⑪ 目的港    ⑫ 海上保安庁長官
- ⑬ 航海の状態    ⑭ 積荷の有無    ⑮ 船長    ⑯ 船籍港    ⑰ 領海等の安全    ⑱ 航行の態様
- ⑲ 所有者    ⑳ 沿岸の安全

【出題：R02】

- ① 海岸線    ② 無害でない通航    ③ 航行の規制    ④ 注意    ⑤ 直線基線    ⑥ 命令
- ⑦ 不審な行動    ⑧ 船主    ⑨ 操業の制限    ⑩ 勧告    ⑪ 危険な航行    ⑫ 管理者
- ⑬ 運航者    ⑭ 積載する貨物    ⑮ 中間線    ⑯ 種類及び大きさ    ⑰ 船長
- ⑱ 不要な寄港    ⑲ 低潮線    ⑳ 指示

【出題：R01】

- |           |       |        |           |           |       |      |
|-----------|-------|--------|-----------|-----------|-------|------|
| ① 安心      | ② 整然  | ③ 継続的  | ④ 領海等の安全  | ⑤ 海上保安官   | ⑥ 速やか | ⑦ 迅速 |
| ⑧ 国土交通大臣  | ⑨ 領空  | ⑩ 持続的  | ⑪ 排他的経済水域 | ⑫ 海上保安庁長官 | ⑬ 無害  |      |
| ⑭ 船舶交通の安全 | ⑮ 内水  | ⑯ 海洋権益 | ⑰ 地方運輸局長  | ⑱ 効果的     |       |      |
| ⑲ 管海官庁    | ⑳ 限定的 |        |           |           |       |      |

海技塾用 複製・転用禁止

## 15. 船舶法

選択式穴埋め問題が1問あるが記述式穴埋めと○×問題がその他を占める

### 15.1 船舶法

#### 15.1.1 第1条 日本船舶の条件

第一条 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

- 一 日本ノ官庁 R04 記又ハ公署 R04 記ノ所有ニ属スル船舶
- 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
- 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社 R05 記, R02 記, H29 記ニシテ其代表者ノ全員 R01 記及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ二 R05 記, R04 記, R02 記, H29 記本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ全員 R04 記, R03 記, H30 記, H26 記ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

【出題：R04】左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

- 一 日本ノ  又ハ  ノ所有ニ属スル船舶
- 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
- 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ  ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ  ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

【解答】ア：官庁、イ：公署、ウ：三分ノ二以上（3分ノ2以上、2ノ3以上等）、エ：全員、【法第1条】

【出題：R05（ア・イのみ）、R02、H29】左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

- 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
- 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
- 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル  ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ  ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ  ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶

【解答】ア：会社、イ：三分ノ二以上（3分ノ2以上）、ウ：全員、【法第1条】

【出題：R03、H30】代表者ノ三分ノ二ガ日本国民である一般社団法人ノ所有ニ属スル船舶ハ日本船舶である。【解答】×、【法第1条第4号】

【出題：R01】代表者三名ノうち二名ガ日本国民であり、業務ヲ執行スル役員五名ノうち四名ガ日本国民である、日本ノ法令ニ依リ設立シタル会社が所有スル船舶ハ日本船舶トス。【解答】×、【法第1条第4号】

【出題：H26】業務執行役員ノ三分ノ二以上ガ日本国民である一般社団法人ノ所有ニ属スル船舶ハ日本船舶トス。【解答】×、【法第1条第4号】

#### 15.1.2 第2条

第二条 日本船舶ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲クルコトヲ得ス

#### 15.1.3 第3条

第三条 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ為スコトヲ得ス但法律若クハ条約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ国土交通大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

#### 15.1.4 第4条

第四条 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ要ス R01○

② 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ他ノ管海官庁ニ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ囑託 H26 記スルコトヲ得

③ 外国ニ於テ取得シタル船舶ヲ外国各港ノ間ニ於テ航行セシムルトキハ船舶所有者ハ日本ノ領事ニ其船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請スルコトヲ得

【出題：R01】日本船舶の所有者は日本に船籍港を定め、その船籍港を管轄する管海官庁に船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。【解答】○、【法第4条第1項】

【出題：H26】船籍港を管轄する管海官庁は、他の管海官庁に船舶の総トン数の測度を  することができる。【解答】エ：囑託、【細第14条第1項】

### 15.1.5 第5条

第五条 日本船舶ノ所有者ハ登記 R04 記、R02 記、H29 記ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁 R04 記ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録 R04 記ヲ為スコトヲ要ス

② 前項ニ定メタル登録ヲ為シタルトキハ管海官庁ハ船舶国籍証書ヲ交付スルコトヲ要ス

【出題：R04】日本船舶ノ所有者ハ  ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル  ニ備ヘタル船舶原簿ニ  ヲ為スコトヲ要ス【解答】ク：登記、ケ：管海官庁、コ：登録、【法第5条】

【出題：R02, H29】日本船舶ノ所有者ハ  ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス【解答】エ：登記、【法第5条】

第五条ノ二 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁 R04×、R01×）ニ提出シ其検認 R03 記ヲ受クルコトヲ要ス

② 前項ノ期日ハ船舶国籍証書ノ交付ヲ受ケタル日 R05× 又ハ船舶国籍証書ニ付前回ノ検認ヲ受ケタル日 R05× ヨリ総トン数百トン以上ノ鋼製船舶ニ在リテハ四年ヲ総トン数百トン未満ノ鋼製船舶ニ在リテハ二年ヲ木製船舶ニ在リテハ一年ヲ経過シタル後タルコトヲ要ス R04○、H29○、H27×

③ 船舶ガ外国ニ在ル場合其他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ提出スルコトヲ得ザル場合ニ於テ其期日マデニ其船舶ノ所有者ヨリ理由ヲ具シテ申請アリタルトキハ船籍港 H28 選ヲ管轄スル管海官庁ハ提出期日ノ延期ヲ認ムルコトヲ得延期セラレタル期日マデニ提出スルコトヲ得ザル場合亦同ジ H27○

④ 日本船舶ノ所有者ガ第一項ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ定ムル期日又ハ前項ノ規定ニ依リ延期セラレタル期日マデニ船舶国籍証書 H26 記ヲ提出セザルトキハ船舶国籍証書ハ其効力ヲ失フ此場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ船舶原簿ニ付職権ヲ以テ抹消 H26 記ノ登録ヲ為スコトヲ要ス

【出題：R04, R01】船舶国籍証書の検認は、指定された期日までに船籍港を管轄する管海官庁で必ず受けなければならない。【解答】×、【法第5条の2第1項】

【出題：R03】日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ船舶国籍証書ヲ其船舶ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁（其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁）ニ提出シ其  ヲ受クルコトヲ要ス【解答】ス：検認、【法第5条の2第1項】

【出題：R05】船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日は、船舶国籍証書の交付を受けた日の翌日または前回の検認を受けた日の翌日から総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年を経過した後である。【解答】×、【法第5条の2第2項】

【出題：R04】船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日は、船舶国籍証書の交付を受けた日または前回の検認を受けた日から総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年を経過した後である。【解答】○、【法第5条の2第2項】

【出題：R02】船舶国籍証書の検認の法定期間は、船舶国籍証書の交付を受けた日または前回の検認を受けた日から総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年を経過した後である。【解答】○、【法第5条の2第2項】

【出題：H29】検認の法定期間は、総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年である。【解答】○、【法第5条の2第2項】

【出題：H27】総トン数百トン以上の鋼製船舶は、船舶国籍証書の交付を受けた日又は前回の検認を受けた日から四年を

経過するまでに船籍港を管轄する管海官庁に船舶国籍証書を提出し、その検認を受けなければならない。【解答】×、【法第5条の2第1項、第2項】

【出題：H28】船舶が外国にある場合その他やむを得ない事由により船舶法第五条ノ二第一項の規定により国土交通大臣が定める期日までに船舶国籍証書を提出することができない場合において、その期日までにその船舶の所有者より理由を付して申請があったときは、クを管轄する管海官庁は、提出期日の延期を認めることができる。【解答】ク：25（船籍港）、【法第5条の2第3項】

【出題：H27】船舶法第五条ノ二第三項の規定により管海官庁において船舶国籍証書の提出期日の延期を認める場合は、船舶が外国にあるとき、その他正当な事由により船舶国籍証書の提出が著しく困難であるときに限る。【解答】○、【法第5条の2第3項】

【出題：H26】日本船舶の所有者が国土交通大臣の定める期日又は延期された期日までにオを提出しないときは、オはその効力を失う。この場合において、船籍港を管轄する管海官庁は、船舶原簿について職権をもってカの登録を行う必要がある。【解答】オ：船舶国籍証書、カ：抹消、【法第5条の2第4項】

### 15.1.6 第6条

第六条 日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書 R01×ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲ航行 R05 記,H30 記セシムルコトヲ得ス H27○

【出題：R01】日本船舶は、必ず船舶国籍証書の交付を受けた後でなければ船舶に日本の国旗を掲げ、航行させることはできない。【解答】×、【法第6条】

【出題：R05, H30】日本船舶ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ請受ケタル後ニ非サレハ日本ノ国旗ヲ掲ケ又ハ之ヲアセシムルコトヲ得ス【解答】ア：航行、【法第6条】

【出題：H27】日本国民の所有する船舶は日本船舶であり、法令に別段の定めがある場合を除き、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の交付を受けた後でなければ、これを航行させることができない。【解答】○、【法第6条】

### 15.1.7 第7条

第七条 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港 H30 記,H28 記、番号、総トン数 R05 記,R02 記,H30 記、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ標示 R05 記,R02 記,H30 記スルコトヲ要ス

【出題：R05, R02】日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、番号、オ、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲカスルコトヲ要ス【解答】オ：総トン数、カ：標示、【法第7条】

【出題：H30】日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、イ、番号、ウ、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲエスルコトヲ要ス【解答】イ：船籍港、ウ：総トン数、エ：標示、【法第7条】

【出題：H28】日本船舶は法令の定めるところに従い、日本の国旗を掲げ、かつ、その名称、船籍港、番号、ア、喫水の尺度その他の事項を標示する必要がある。【解答】ア：総トン数、【法第7条】

### 15.1.8 第9条

第九条 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕 R03 記,H30 記シタル場合ニ於テ其総トン数 R03 記ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港 H29×ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数 R03 記ノ改測 H30 記,H26 記ヲ申請スルコトヲ要ス

② 第四条第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

【出題：R03】船舶所有者カ其船舶ヲオシタル場合ニ於テ其カニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノカノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス【解答】オ：修繕、カ：総トン数、【法第9条第1項】

【出題：H30】船舶所有者カ其船舶ヲオシタル場合ニ於テ其総トン数ニ変更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遅滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ其船舶ノ総トン数ノカヲ申請スルコトヲ要ス【解答】オ：修繕、カ：改測、【法第9条第1項】

【出題：H26】船舶所有者が船舶を修繕した場合において、その総トン数に変更を生じたものと認めるときは、遅滞なく船籍港を管轄する管海官庁にその船舶の総トン数のイを申請する必要がある。【解答】イ：改測、【法第9条第1項】

【出題：H29】船舶の修繕により総トン数に変更を生じたと認められる場合は、船舶の所在地を管轄する管海官庁に改測

の申請をしなければならない。【解答】×、【法第9条第1項】

### 15.1.9 第10条

第十条 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **二週間**  
H29記内ニ**変更ノ登録** R03×ヲ為スコトヲ要ス R05○,R01○

【出題：H29】登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **オ** 内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス【解答】オ：二週間、【法第10条】

【出題：R05, R01】日本船舶の船名を変更した場合は、船舶所有者がその事実を知った日から二週間以内に変更の登録をしなければならない。【解答】○、【法第10条、細則17条の2（登録事項）】

【出題：R03】船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合は、変更の登録をしてから二週間以内に書換えの申請をしなければならない。【解答】×、【法10条、法11条】

【出題：H29】船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合は、変更の登録をしてから遅滞なく書換の申請をしなければならない。【解答】×、【法10条、法11条】

### 15.1.10 第11条

第十一条 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ **船舶所有者** R05記ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **二週間** R05記,R02記内ニ其**書換** R02記,H26記ヲ申請スルコトヲ要ス H29×船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ

【出題：R05】船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ **カ** ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **キ** 内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ【解答】カ：船舶所有者、キ：二週間、【法第11条】

【出題：R02】船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **キ** 内ニ其 **ク** ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ【解答】キ：二週間（2週間）、ク：書換、【法第11条】

【出題：H26】船舶国籍証書が毀損したときは、船舶所有者はその事実を知った日から二週間以内にその **ア** を申請する必要がある。【解答】ア：書換（書き換え、書換え）、【法第11条】

### 15.1.11 第12条

第十二条 船舶国籍証書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **二週間** R04記内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス

【出題：R04】船舶国籍証書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知りタル日ヨリ **オ** 内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス【解答】オ：二週間（2週間）、【法第12条】

### 15.1.12 第13条 仮船舶国籍証書

第十三条 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ **船長** R05記,R03記,H30記ハ其地ニ於テ **仮船舶国籍証書** H28選ヲ請受クルコトヲ得

② 日本船舶カ外国ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

③ 前二項ノ規定ニ従ヒテ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコト能ハサルトキハ其後最初ニ到着シタル地ニ於テ之ヲ請受クルコトヲ得

【出題：R05, R03, H30】日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ **ケ** ハ其地ニ於テ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得【解答】ケ：船長、【法第13条第1項】

【出題：H28】日本船舶が外国の港に碇泊する間において船舶国籍証書が滅失若しくは毀損し、又はこれに記載した事項に変更を生じた時は、船長はその地において **イ** を受けることができる。【解答】イ：7（仮船舶国籍証書の交付）、【法第13条第1項】

### 15.1.13 第14条 船舶国籍証書の返還・抹消登録

第十四条 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、**解撤** R03 記,R01 記セラレタルトキ又ハ日本ノ**国籍** R03 記,R01 記ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ**存否** R01 記カ**三ヶ月** R03 記間分明ナラサルトキ亦同シ R05○,H26○

② 前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ為ササルトキハ管海官庁ハ一个月内ニ之ヲ為スヘキコトヲ催告シ正当ノ理由ナクシテ尚其手続ヲ為ササルトキハ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為スコトヲ得

【出題：R03】日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、コセラレタルトキ又ハ日本ノサヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カシ間分明ナラサルトキ亦同シ【解答】コ：解撤、サ：国籍、シ：三ヶ月（三（3）箇月、三（3）ヶ月等）、【法第14条第1項】

【出題：R01】日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、アセラレタルトキ又ハ日本ノイヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナク船舶国籍証書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノウカ三ヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ【解答】ア：解撤、イ：国籍、ウ：存否、【法第14条第1項】

【出題：R05, H26】日本船舶の存否が3ヶ月間不明となったときは、船舶所有者はその事実を知った日から2週間以内に抹消の登録を申請しなければならない。【解答】○、【法第14条第1項】

### 15.1.14 第15条

第十五条 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ**船籍港** H27 記ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ**仮船舶国籍証書** R02 記,H27 記ヲ請受クルコトヲ得 H29○

【出題：R02】日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テケヲ請受クルコトヲ得【解答】ケ：仮船舶国籍証書、【法第15条】

【出題：H27】日本において船舶を取得した者がその取得地を管轄する管海官庁の管轄区域内にアを定めないときは、その管海官庁の所在地においてイの交付を受けることができる。【解答】ア：船籍港、イ：仮船舶国籍証書、【法第15条】

【出題：H29】日本で船舶を取得した者が、取得地を管轄する管海官庁の区域内に船籍港を定めない場合は、仮船舶国籍証書の交付を受けることができる。【解答】○、【法第15条】

### 15.1.15 第17条 仮船舶国籍証書の有効期間

第十七条 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ**一年** R03 記,R01 記,H30 記,H27 記ヲ超ユルコトヲ得ス

② **日本** R04 記ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ**六ヶ月** R03 記,R02×ヲ超ユルコトヲ得ス

③ 前二項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ仮船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得

【出題：R03】外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハキヲ超ユルコトヲ得ス日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハクヲ超ユルコトヲ得ス【解答】キ：一年（1年）、ク：六ヶ月（六（6）箇月、六（6）ヶ月等）、【法第17条第1項・第2項】

【出題：R05, H30, H27】外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハクヲ越ユルコトヲ得ス【解答】ク：一（1）年、【法第17条第1項】

【出題：R04】サニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ六ヶ月ヲ超ユルコトヲ得ス【解答】サ：日本、【法第17条第2項】

【出題：R01】日本ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハエヲ超ユルコトヲ得ス【解答】エ：六ヶ月（六箇月）、【法第17条第2項】

【出題：R02】日本国内において交付する仮船舶国籍証書の有効期間は最大1年である。【解答】×、【法第17条第2項】

第十八条 船舶カ船籍港ニ到着シタルトキハ仮船舶国籍証書ハ有効期間満了前ト雖モ其効力ヲ失フ H30〇

【出題：H30】仮船舶国籍証書を交付された船舶が船籍港に到着した場合は、有効期間満了前であっても、当該仮船舶国籍証書の効力は失われる。【解答】〇、【法第 18 条】

#### 15.1.16 第 20 条 適用除外

第二十条 第四条乃至前条ノ規定ハ総トン数二十 R01 記,H29 記トン未満 R05 選,R01 記ノ船舶及ヒ端舟 R05 選,H29 記其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス

【出題：R01】第四条乃至前条ノ規定ハ総トン数  トン  ノ船舶及ヒ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス【解答】オ：二十（20）、カ：未満、【法第 20 条】

【出題：R05 選択式, H29 記述式】第四条乃至前条ノ規定ハ総トン数  ノ船舶及ヒ  其他櫓權ノミヲ以テ運転シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運転スル舟ニハ之ヲ適用セス【解答】カ：二十トン未満、キ：端舟、【法第 20 条】

第二十一条ノ二 管海官庁ハ船舶ノ総トン数、登録 H27 記又ハ標示 H29 記ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ臨検 H29 記セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ

【出題：H29】管海官庁ハ船舶ノ総トン数、登録又ハ  ニ関シ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶ニ  セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ【解答】ク：標示、ケ：臨検、【法第 21 条の 2】

【出題：H27】管海官庁ハ船舶ノ総トン数、 又は標示に関して必要ありと認めるときは、いつでも当該官吏により船舶に臨検させることができる。【解答】ウ：登録、【法第 21 条の 2】

#### 15.1.17 第 22 条

第二十二条 日本船舶ニ非ズシテ R02×,H27× 国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲ又ハ日本船舶ノ船舶国籍証書若クハ仮船舶国籍証書ヲ以テ航行シタルトキハ船長ヲ二年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス此場合ニ於テ船長ノ所有又ハ占有ニ係ル其船舶ヲ没収スルコトヲ得

② 前項ノ規定ハ船舶ガ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ国旗ヲ掲ゲタルトキハ之ヲ適用セス

③ 日本船舶ガ国籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ国旗以外ノ旗章ヲ掲ゲタルトキ亦前二項ニ同ジ

【出題：R02】捕獲を避けようとする場合を除き、日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船舶所有者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。【解答】×、【法第 22 条】

【出題：H27】日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船舶所有者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。ただし、船舶が捕獲を避けようとする目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、これを適用しない。【解答】×、【法第 22 条第 1 項・第 2 項】

#### 15.1.18 第 27 条

第二十七条 第七条ニ定メタル事項ヲ船舶ニ標示セサルトキ又ハ第九条乃至第十二条若クハ第十四条ノ規定ニ違反シタルトキハ船舶所有者ヲ五十万円 R02×,H26× 以下ノ罰金ニ処ス

【出題：R02】船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、船長を百万円以下の罰金に処す。【解答】×、【法第 26 条】

【出題：H26】船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、船長を 30 万円以下の罰金に処す。【解答】×、【法第 26 条】

#### 15.1.19 第 32 条

第三十二条 管海官庁ノ事務ハ外国ニ在リテハ日本ノ領事 H28 記之ヲ行フ

② 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

【出題：H28】 管海官庁の事務は、外国にあっては日本の  がこれを行う。【解答】イ：領事、【法 32 条 1 項】

## 15.2 船舶法施行細則

### 15.2.1 第 1 条

第一条 本則ニ於テ船舶ノ種類ト称スルハ汽船 H27×、帆船ノ別ヲ謂フ H30○

- ② 機械カヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船 R05 選ト看做ス
- ③ 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関 H28 記ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船 R05 選ト看做ス

【出題：R05】 機械カヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸気ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ  ト看做ス  
主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機関ヲ有スルモノト雖モ之ヲ  ト看做ス

【解答】D：p（汽船）、E：e（帆船）、【細則 1 条 1 項、2 項】

【出題：H30】 船舶原簿に登録する船舶の種類とは、汽船、帆船の別をいう。【解答】○、【細第 1 条第 1 項】

【出題：H27】 船舶原簿に登録する船舶の種類とは、鋼船、木船の別をいう。【解答】×、【細第 1 条第 1 項】

【出題：R02, H28】 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ  ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス【解答】  
コ：機関、【細第 1 条第 3 項】

### 15.2.2 第 3 条

第三条 船籍港ハ市町村 R03 記,R01 記ノ名称ニ依ル但都 R03 記,R01 記ノ市町村 R03 記,R01 記ノ存セサル区域ニ在リテハ都 R03 記,R01 記ノ名称トス

- ② 船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ水面 R04 記,H30 記,H26 記ニ接シタルモノニ限ル
- ③ 船籍港ハ当該船舶所有者ノ住所 R05 選,R02 記,H26 記ニ之ヲ定ムヘシ但住所 R05 選,R02 記,H26 記カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合 H26 記其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス

【出題：R03, R01】 船籍港ハ  ノ名称ニ依ル但  ノ  ノ存セサル区域ニ在リテハ  ノ名称トス【解答】  
ア：市町村、イ：都、【細第 3 条第 1 項】

【出題：R04, H30】 船籍港ト為スヘキ市町村ハ船舶ノ航行シ得ヘキ  ニ接シタルモノニ限ル【解答】ソ：水面、【細第 3 条第 2 項】

【出題：R05 選択式, R02 記述式】 船籍港ハ当該船舶所有者ノ  ニ之ヲ定ムヘシ但  カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス【解答】サ：住所、【細第 3 条第 3 項】

【出題：H26】 船籍港は、原則として船舶所有者の  にこれを定める。ただし、 が日本にない場合又は船舶の航行できる  に接していない場合、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。【解答】キ：住所（住所地）、ク：水面、【細第 3 条第 3 項】

第四条 次ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ受有前ト雖モ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得 H29○

- 一 総トン数ノ測度ヲ受ケントスル場合ニ於テ船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項ニ規定スル船舶検査証書ヲ受有シタル船舶、同条第二項ニ規定スル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶及船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第二条第二項ニ規定スル船舶（同項第五号ノ船舶ヲ除ク）ヲ航行セシムルトキ R03○
- 二 船舶安全法施行規則第十九条ノ二第三号ニ該当シタル場合ニ係ル臨時航行許可証ヲ受有シタル船舶ヲ航行セシムルトキ
- 三 船舶安全法施行規則第四十四条ノ規定ニ依ル試運転トシテ船舶ヲ航行セシムルトキ R04×

【出題：R03, H29】 日本船舶は、船舶安全法第九条第一項に定める船舶検査証書を受有していれば船舶国籍証書または仮船舶国籍証書の交付を受けていなくとも測度を受ける場所まで航行することができる。【解答】○、【細第 4 条第 1 項第 1 号】

【出題：R04】 船舶安全法施行規則第四十四条の規定に基づく試運転により航行する場合、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有後でなければ航行してはならない。【解答】×、【細第 4 条第 3 項】

第六条ノ二 第五条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル船舶ニ付所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ船舶国籍証書ノ書換 H28 選ノ申請ヲ為シタル後ニ非ザレバ其船舶ヲ航行セシムルコトヲ得ズ但其事実ヲ知ルニ至ルマデノ間及其事実ヲ知りタル日ヨリ二週間内ハ此限ニ在ラズ

【出題：H28】船舶法第五条第一項の規定により登録を行った船舶について、所有者の変更があったときは、新所有者は  ア  の申請を行った後でなければ、その船舶を航行させることができない。ただし、その事実を知るに至るまでの間及びその事実を知った日より二週間以内はこの限りでない。【解答】ア：5（船舶国籍証書の書換）、【細第6条の2】

### 15.2.3 第7条

第七条 本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキ R03× H30× ハ其権限 R01 記,H27 記ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ但船舶カ官庁ノ所有ニ属スル場合ニ於テ告示 H27 記ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公

【出題：R01】本則ノ規定ニ依リ管海官庁ニ書類ヲ差出スヘキ場合ニ於テ代理人ヲ使用スルトキハ其  ケ  ヲ証スル書面ヲ添付スヘシ但船舶カ官庁ノ所有ニ属スル場合ニ於テ告示ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員ニ付テハ此限ニ在ラス【解答】ケ：権限、【細第7条】

【出題：H27】船舶法施行細則の規定により管海官庁に書類を提出すべき場合において代理人を使用するときは、その  エ  を証する書面を提出しなければならない。ただし、船舶が官庁の所有に属する場合において、 オ  で指定された官庁又は公署の職員についてはこの限りでない。【解答】エ：権限、オ：告示、【細第7条】

【出題：R03, H30】船舶原簿に記録した事項を証明する書面である登録事項証明書は、該当する船舶の船舶所有者以外は交付を申請することができない。【解答】×、【細第7条】

第七条ノ二 管海官庁ハ本則ノ規定ニ依ル申請ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク審査ヲ開始スヘシ  
② 前項ノ場合ニ於テ当該申請カ法令ニ定メタル申請ノ形式上ノ要件ニ適合セサルトキハ速ヤカニ補正ヲ求メ又ハ理由 H27 記ヲ提示シ其申請ヲ却下 H27 記スヘシ

【出題：H27】管海官庁が船舶法施行細則の規定による申請を受けた場合において、当該申請が法令で定めた申請の形式上の要件に適合しないときは、速やかに補正を求め、又は  ケ  を提示してその申請を  コ  しなければならない。【解答】ケ：理由、コ：却下、【細第7条の2第2項】

第七条ノ三 管海官庁ハ別表一ノ書類ニ付テハ同表ニ定ムル期間之ヲ保存スベシ  
附則別表1 船舶積量測度手数料表

書類	保存期間
船舶原簿（共同人名簿を含む。）	抹消登録を行った年の翌年から 50 年 H28 選
船舶件名書、総トン数計算書及び添付された図面並びに職権抹消登録に係る書類	抹消登録を行った年の翌年から 5 年
申請書及び添付書類（新規登録、変更登録及び抹消登録に係るものに限る。）	登録を行った年の翌年から 5 年
船舶国籍証書書換申請書	交付を行った年の翌年から 5 年
申請の受付年月日、登録、交付、書換その他の処分を行った年月日を記載した帳簿	記入を終えた年の翌年から 5 年
次回に検認を受けなければならない期日を記載した帳簿並びに番号及び信号符字に関する帳簿	記入を終えた年の翌年から 5 年
その他の申請書及び手数料納付書	交付、書換等の処分を行った又は手数料が納付された年の翌年から 1 年

【出題：H28】管海官庁は、船舶原簿（共同人名簿を含む。）については、抹消登録を行った年の翌年から  ケ  これを保存しなければならない。【解答】ケ：27（50年）、【細第7条の3、別表1】

#### 15.2.4 第8条

- 第八条 船舶法第四条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度ヲ申請セントスル者ハ第一号書式ノ申請書ヲ管海官庁ニ差出スヘシ
- ② 管海官庁ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ証スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得
  - ③ 管海官庁ハ前項ノ書面ノ外尚船体中心線縦截面図及各甲板平面図其他必要ナル図面ヲ差出サシムルコトヲ得

【出題：H26】船舶法第四条の規定により船舶の総トン数の測度申請があった場合、管海官庁は必要と認める場合は、申請書の他に造船地、造船者、進水の年月及び船舶の原名を証する書面の提出を求めることができる。この書面は、船舶の総トン数の測度が行われた後は、申請者に還付する必要がある。【解答】○、【細第8条、第12条の2】

第十二条 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測度官<sup>H28 記</sup>ヲシテ船舶ニ臨検<sup>R02 記</sup>シ船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ船舶件名書<sup>H28 記</sup>及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書<sup>H28 記</sup>ヲ作成セシムヘシ

- 一 番号
- 二 種類
- 三 船名
- 四 船籍港
- 五 船質
- 六 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- 七 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
- 八 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
- 九 総トン数
- 十 機関ノ種類及数
- 十一 推進器ノ種類及数
- 十二 造船者
- 十三 進水ノ年月
- 十四 所有者ノ氏名又ハ名称
- 十五 船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項ノ国際総トン数
- 十六 船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号以下「トン数省令」ト謂フ）第一条第二項第一号ノ型深
- 十七 トン数省令第一条第二項第二号ノ船ノ長
- 十八 トン数省令第一条第二項第三号ノ船ノ幅
- 十九 トン数省令第一条第二項第四号ノ垂線間長

【出題：R02】管海官庁ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測度官ヲシテ船舶ニシ船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ船舶件名書及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書ヲ作成セシムヘシ【解答】シ：臨検、【細第12条第2項】

【出題：H28】管海官庁において総トン数の測度又は改測の申請を受けたときは、エに船舶を臨検させ、船舶のトン数の測度に関する法律の規定により船舶の総トン数の測度又は改測を行わせ、かつ、オ及びカを作成せなければならない。【解答】エ：船舶測度官、オ：船舶件名書、カ：総トン数計算書、【細第12条】

#### 15.2.5 第12条の2

- 第十二条ノ二 管海官庁ハ総トン数ノ測度ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ船舶件名書<sup>H30×</sup>及総トン数計算書ノ謄本ヲ申請者ニ交付スベシ
- ② 管海官庁ハ総トン数ノ改測ヲ行ヒタル場合ニ在リテハ当該改測ニ係ル総トン数計算書ノ謄本ヲ交付シ既ニ登録シタル事項ニ変更アリト認メタルトキハ其変更ニ係ル事項ヲ申請者ニ

通知スヘシ

- ③ 管海官庁ニ於ケル総トン数ノ測度又ハ改測ノ結果当該船舶ノ総トン数ガ二十トン未満デアルト判明シタル場合ト雖モ総トン数計算書ノ謄本 H28 選ヲ請受クル申請者ニ対シテハ之ヲ交付スベシ
- ④ 管海官庁ハ前三項ニ規定スル場合ニ於テ第八条第二項又ハ第八条ノ二第二項ノ規定ニ依リ申請者ガ差出シタル書面アルトキハ之ヲ還付スベシ

【出題：H30】管海官庁は、総トン数の測度を行った場合、申請者に対し、総トン数計算書の謄本のみを交付する。【解答】×、【細第12条の2第1項】

【出題：H28】管海官庁における総トン数の測度又は改測の結果、当該船舶の総トン数が二十トン未満であると判明した場合であっても、を求める申請者に対しては、これを交付しなければならない。【解答】コ：11（総トン数計算書の謄本の交付）、【細第12条の2第3項】

第十六条 国籍ヲ取得スル目的ヲ以テ内国ニ於テ製造スル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官庁ニ総トン数ノ部分測度 H26 記ヲ申請スルコトヲ得

- ② 第十条第十二条並ニ第十二条ノ二第一項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- ③ 前項ノ規定ニ依リ船舶件名書及総トン数計算書ノ謄本ヲ受ケタル者第八条ノ申請ヲ為ス場合ニ於テハ総トン数計算書ノ謄本ヲ申請書ニ添付スヘシ

【出題：H26】日本国籍を取得する目的をもって国内で製造する船舶については、竣工前といえども最寄りの管海官庁に総トン数のを申請することができる。【解答】ウ：部分測度、【細第16条第1項】

第十六条ノ二 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又総トン数計算書ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得 R02○,H29○

- ② 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

【出題：R02, H29（何人も）】誰でも、手数料を納付して総トン数計算書の謄本または抄本の交付を申請することができる。【解答】○、【細第16条の2第1項】

### 15.2.6 第17条

第十七条 船舶法第五条第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、住所 R03 記,R01 記及共有ナルトキハ各共有者ノ持分 H26 記ヲ記載シタル登記事項証明書 R03 記,R01 記ヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ

【出題：R05】船舶所有者の名称に変更があった場合は、変更の登記をした後、登記事項証明書を添付して、管海官庁に変更の登録を申請しなければならない。【解答】○、【細則17条】

【出題：R03, R01】船舶法第五条第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ為スニハ申請書ニ所有者ノ氏名又ハ名称、及共有ナルトキハ各共有者ノ持分ヲ記載シタルヲ添ヘ之ヲ管海官庁ニ差出スヘシ【解答】ウ：住所、エ：登記事項証明書、【細第17条】

【出題：H26】船舶法第五条第一項の規定により船舶の登録を行う場合は、申請書に所有者の氏名又は名称、住所及び共有であるときは各共有者のを記載した登記事項証明書を添付して管海官庁に提出する必要がある。【解答】ケ：持分（持ち分）、【細第17条】

第十七条ノ二 管海官庁ハ前条ノ申請書ヲ受ケタルトキハ関係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス

- 一 番号
- 二 信号符字
- 三 種類
- 四 船名
- 五 船籍港 H29 記
- 六 船質

- 七 帆船ノ帆装
  - 八 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
  - 九 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
  - 十 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
  - 十一 総トン数 H29 記
  - 十二 機関ノ種類及数
  - 十三 推進器ノ種類及数
  - 十四 造船地
  - 十五 造船者
  - 十六 進水ノ年月 H29 記
  - 十七 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分
- ② 前項ノ登録ヲ為シタル管海官庁ガ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザル場合ニ於テハ遅滞ナク其船舶ニ関スル附属書類ヲ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ

【出題：H29】管海官庁ハ前条ノ申請書ヲ受ケタルトキハ関係書類ヲ調査シ次ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス

- 一 番号
- 二 信号符字
- 三 種類
- 四 船名
- 五
- 六 船質
- 七 帆船ノ帆装
- 八 上甲板ノ下面ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長
- 九 船体最広部ニ於テフレームノ外面ヨリ外面ニ至ル幅
- 十 長ノ中央ニ於テキールノ上面ヨリ船側ニ於ケル上甲板ノ下面ニ至ル深
- 十一
- 十二 機関ノ種類及数
- 十三 推進器ノ種類及数
- 十四 造船地
- 十五 造船者
- 十六
- 十七 所有者ノ氏名又ハ名称、住所及共有ナルトキハ各共有者ノ持分

【解答】コ：船籍港、サ：総トン数、シ：進水ノ年月、【細第 17 条】法第 12 条の 2

第十八条 信号符字 R04 記,H30 記ハ総トン数百 R04 記,H30 記トン以上ノ船舶ニ之ヲ点附ス総トン数百 R04 記,H30 記トン未満ノ船舶ニ付テハ船舶所有者ノ申請ニ依リ信号符字 R04 記,H30 記ヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得 R01 〇

【出題：R04, H30】カハ総トン数キトン以上ノ船舶ニ之ヲ点附ス総トン数キトン未満ノ船舶ニ付テハ船舶所有者ノ申請ニ依リカヲ点附シ又ハ取消スコトヲ得【解答】カ：信号符字、キ：百（100）、【細第 18 条】

【出題：R01】総トン数百トン未満の船舶の信号符字は、船舶所有者の申請により点附する。【解答】〇、【細第 18 条】

### 15.2.7 第 20 条

第二十条 船舶ノ船籍港ヲ変更スル場合ニハ管海官庁ニ変更ノ登録ヲ申請スベシ

② 前項ノ場合ニ於テ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ非ザルトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ当該申請ヲ受ケタル管海官庁及変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ関スル附属書類ヲ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送シ申請ヲ受ケタル管海官庁ガ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁又ハ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノトキハ当該申請ヲ受ケタル管海官庁ハ変更ノ登録ヲ為シ変更前ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶ニ関

スル附属書類ヲ変更後ノ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ移送スベシ R04○,H30○,H26○

【出題：R04, H30 類, H26】船舶の船籍港を変更する場合には、船籍港を管轄する管海官庁以外の管海官庁にも変更の登録を申請することができる。【解答】○、【細第 20 条第 2 項】

第二十三条 船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域外ニ船舶ノ所在スル場合ニ於テ前条ノ登録ヲ為サントスルトキハ船舶所在地ヲ管轄スル管海官庁ニ臨検 H28 選ヲ申請シ臨検調査書ノ交付 H28 選ヲ受クルコトヲ得

② 前項ノ臨検調査書ハ前条第一項ノ申請書ニ之ヲ添附スヘシ

【出題：H28】船籍港を管轄する管海官庁の管轄区域外に船舶が所在する場合において、船舶法施行細則第二十二條の変更の登録を行おうとするときは、船舶所在地を管轄する管海官庁に「ウ」を申請し、「エ」を受けることができる。

【解答】ウ：14（臨検）、エ：8（臨検調査書の交付）、【細第 23 条第 1 項】

第二十五条 船舶所有者ノ変更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ変更ニ係ル新旧事項ノ事実ナルコトヲ証スル登記事項証明書ヲ添附シテ変更ノ登録ヲ申請スベシ R02○,H29○

② 前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名称、住所又ハ共有者ノ持分ノ変更アリタル場合ニ之ヲ準用ス H27○

【出題：R02】船舶所有者の氏名もしくは名称、住所又は共有者の持分の変更があった場合は、新たな船舶所有者は申請書に変更に係る新旧事項が事実であることを証する登記事項証明書を添付して変更の登録を申請しなければならない。【解答】○、【細第 25 条】

【出題：H29】船舶所有者の住所に変更があった場合は、変更登記をした後、登記事項証明書を添付して、管海官庁に変更の登録を申請しなければならない。【解答】○、【細第 25 条第 1 項・第 2 項】

【出題：H27】船舶所有者の氏名もしくは名称、住所又は共有者の持分の変更があった場合は、船舶所有者は申請書に変更に係る新旧事項が事実であることを証する登記事項証明書を添付して変更の登録を申請しなければならない。

【解答】○、【細第 25 条 第 2 項】

第二十六条 行政区画、其名称又ハ地番号ノ変更アリタルトキハ船舶原簿ニ登録シタル行政区画、其名称又ハ地番号ハ当然之ヲ変更シタルモノト看做ス H30×字又ハ其名称ノ変更アリタルトキ亦同シ R02○,H27○

【出題：R02, H27】行政区画やその名称、又は地番号の変更があったときは、船舶国籍証書に記載された行政区画やその名称、又は地番号は、当然これを変更したものとみなす。字又はその名称の変更があった場合も同様である。【解答】○、【細第 26 条】

【出題：H30】行政区画やその名称、又は地番号の変更があったときは、船舶国籍証書に記載された行政区画やその名称、又は地番号を書き換えるための申請を変更があった日から 2 週間以内に提出しなければならない。【解答】×、【細第 26 条】

第二十七条 船舶法第十四条第一項ノ規定ニ依リ抹消ノ登録ヲ為サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ其事実ヲ証スル書面ヲ添ヘ管海官庁ニ之ヲ差出スヘシ

② 前項ノ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ当該抹消ノ登録ヲ為シタル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖 H27 記ス

③ 船舶法第五条ノ二第四項又ハ第十四条第二項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録ヲ為シタル場合ニ於テ船籍港ヲ管轄スル管海官庁ハ其船舶原簿ヲ閉鎖ス

【出題：H27】船舶法第十四条第一項の規定による抹消の登録を行った場合、当該抹消の登録を行った管海官庁は、その船舶原簿を「カ」する。【解答】カ：閉鎖、【細第 27 条第 1 項・第 2 項】

第二十七条ノ二 船舶法第五条ノ二第四項ノ規定ニ依リ職権ヲ以テ抹消ノ登録 H28 選ヲ為シタルトキハ当該管海官庁ハ遅滞ナク其旨及左ノ事項ヲ船籍港ヲ管轄スル登記所ニ通知 H28 選スヘシ

一 船舶ノ種類、名称、船籍港及総トン数

- 二 船舶所有者ノ住所及氏名又ハ名称
- 三 抹消ノ登録 H28 選ヲ為シタル年月日

【出題：H28】船舶法第五条ノ二第四項の規定により職権をもって「オ」を行ったときは、当該管海官庁は遅滞なくその旨並びに当該船舶の種類、名称、船籍港及び総トン数、船舶所有者の住所及び氏名又は名称並びに「オ」を行った年月日を船籍港を管轄する登記所に「カ」しなければならない。【解答】オ：4（抹消の登録）、カ：15（通知）、【細第 27 条の 2】

第二十九条 何人ト雖モ管海官庁ニ対シ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ニ記録シタル事項ヲ証明シタル書面（以下「登録事項証明書」ト謂フ）ノ交付ヲ申請シ又船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

② 手数料ノ外送付ニ要スル費用ヲ納付シテ登録事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得 H27○

【出題：H27】登録事項証明書は、手数料のほか、送付に要する費用を納付することにより郵送してもらうことができる。【解答】○、【細第 29 条第 2 項】

### 15.2.8 第 30 条の 2

第三十条ノ二 船舶法第五条ノ二第一項ノ規定ニ依リ日本船舶ノ所有者ガ船舶国籍証書ノ検認 H28 記ヲ受クルコトヲ要スル期日ハ管海官庁ニ於テ第三十条ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ヲ交付スルトキ又ハ船舶国籍証書ノ検認 H28 記ヲ為ストキ各船舶毎ニ之ヲ指定ス H27○

【出題：H28】船舶法第五条ノ二第一項の規定により日本船舶の所有者が船舶国籍証書の「キ」を受けることを要する期日は、管海官庁において船舶法施行細則第三十条の規定により船舶国籍証書を交付するとき、又は船舶国籍証書の「キ」を行うときに、各船舶ごとにこれを指定する。【解答】キ：検認、【細第 30 条の 2】

第三十条ノ三 船舶国籍証書ノ検認ヲ受ケントスル者ハ第八号書式ノ申請書ヲ船舶法第五条ノ二第一項ノ管海官庁ニ差出スベシ

② 前項ノ規定ニ依リ申請ヲ受ケタル管海官庁ハ申請者ニ対シ其船舶ノ所有者タルコトヲ証スルニ足ル書類ノ呈示ヲ求ムルコトヲ得

【出題：H27】船舶国籍証書の検認申請を受けた管海官庁は、申請者に対し、その船舶の所有者であることを証するに足る書類の提示を求めることができる。【解答】○、【細第 30 条の 3 第 2 項】

第三十条ノ六 船舶法第五条ノ二第三項ノ規定ニ依リ管海官庁ニ於テ船舶国籍証書ノ提出期日ノ延期ヲ認ムル場合ハ船舶ガ外国ニ在ルトキ其他正当ノ事由ニ依リ船舶国籍証書ノ提出ガ著シク困難ナルトキ H30×ニ限ル

【出題：H30】管海官庁において船舶国籍証書の提出期日の延期を認める場合は、船舶が外国に在るときに限る。【解答】×、【細第 30 条の 6】

### 15.2.9 第 35 条

第三十五条 船舶国籍証書ノ書換 R03 記,R01 記ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク H27×旧証書ヲ返還スヘシ

【出題：R05】船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ「コ」スヘシ【解答】コ：返還、【則 35 条】

【出題：R03, R01】船舶国籍証書ノ「ソ」ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ返還スヘシ【解答】ソ：書換、【細第 35 条】

【出題：H27】船舶国籍証書の書換を申請した場合において、その交付があったときは、二週間以内に旧証書を返還しなければならない。【解答】×、【細第 35 条】

第三十七条 船舶法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ所有権 R03 記,H30 記,H28 記ノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スヘシ

【出題：R03, H30】船舶法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ「セ」ヲ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スヘシ【解答】セ：所有権、【細第 37 条】

【出題：H28】船舶法第十五条又は第十六条の規定により仮船舶国籍証書の交付を受けようとする者は、申請書に「ク」の取得を証する書面を添えて管海官庁に提出しなければならない。【解答】ク：所有権、【細第 37 条】

第三十八条 仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ其船舶ノ船籍港ニ回航セントスル場合ニ於テハ到達スヘキ期間ヲ標準トシ其他ノ場合ニ於テハ船舶国籍証書ヲ請受クルコトヲ得ル期間ヲ標準トシ船舶法第十七条ニ定ムル期間内ニ於テ当該管海官庁之ヲ定ム H26○

【出題：H26】仮船舶国籍証書の有効期間は、その船舶の船籍港に回航しようとする場合は、到達すべき期間を標準として、船舶法第十七条に定める期間内で管海官庁が定める。【解答】○、【細第 38 条】

第四十条 仮船舶国籍証書ハ其効力ヲ失ヒタルトキ又ハ船舶国籍証書ヲ請受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ最寄管海官庁ニ返還スヘシ R05○, H26○

【出題：R05, H26】仮船舶国籍証書は、その効力を失ったとき又は船舶国籍証書の交付を受けたときは、遅滞なく最寄りの管海官庁に返還しなければならない。【解答】○、【細第 40 条】

第四十一条 本章ノ規定ニ依リ船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ヲ返還 H28 運スヘキ場合ニ於テ之ヲ返還 H28 運スルコト能ハサルトキハ其事由ヲ疏明スヘシ

② 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ滅失シタルトキ若クハ之ヲ返還 R04 記スベキ場合ニ於テ返還 R04 記セザルトキ又ハ船舶法第五条ノ二第四項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ガ其効力ヲ失ヒタルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ告示ス

【出題：H28】船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書を「キ」すべき場合において、これを「キ」することができないときは、その事由を疏明しなければならない。【解答】キ：20（返還）、【細第 41 条第 1 項】

【出題：R04】船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ滅失シタルトキ若クハ之ヲ「シ」スベキ場合ニ於テ「シ」セザルトキ又ハ船舶法第五条ノ二第四項ノ規定ニ依リ船舶国籍証書ガ其効力ヲ失ヒタルトキハ其無効ナルコトヲ官報ニ告示【解答】シ：返還、【細第 41 条第 2 項】

第四十四条 船舶ニ標示スヘキ事項及其標示方法ハ左ノ如シ

- 一 船首両舷 R04 記ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所 R01×ニ船名及船籍港名 R03×ヲ十 R04 記センチメートル以上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト
  - 二 中央部船梁其他適當ノ所ニ船舶ノ番号及総トン数ヲ彫刻シ又ハ之ヲ彫刻シタル板ヲ釘著スルコト
  - 三 船首及船尾ノ外部両側面ニ於テ喫水ヲ示ス為船底ヨリ最大喫水線以上ニ至ルマテ二十センチメートル毎二十センチメートルノアラビア数字ヲ以テ喫水尺度ヲ記シ数字ノ下端ハ其数字ノ表示セル喫水線ト一致セシムルコト
- ② 特殊ノ構造ヲ有スル為前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ在リテハ当該官吏ノ相当ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ標示スルコトヲ得
- ③ 国土交通大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス標示ノ場所ヲ指定シ又ハ標示ノ場所ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

【出題：R04】船首「ス」ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所ニ船名及船籍港名ヲ「セ」センチメートル以上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト【解答】ス：両舷、セ：十（10）、【細第 44 条第 1 項第 1 号】

【出題：R03】船首両舷の外部に船名、船尾外部の見やすい場所に船舶番号を標示しなければならない。【解答】×、【細第 44 条第 1 項第 1 号（法第 7 条）】

【出題：R01】船名及び船籍港は、船首両舷の外部及び船尾の見やすい場所に標示しなければならない。【解答】×、【細第 44 条第 1 項第 1 号】

- 第四十七条ノ二 船舶所有者ニ於テ左ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ疏明シ訂正ヲ申請スヘシ **H26**○
- 一 船舶件名書ニ記載シタル事項
  - 二 登録ヲ為シタル事項
  - 三 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ニ記載シタル事項
- ② 管海官庁ニ於テ前項第二号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ訂正シ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ
- ③ 管海官庁ニ於テ第一項第一号及第三号ノ事項ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ発見シタルトキハ其旨ヲ船舶所有者ニ通知スヘシ

【出題：H26】船舶所有者が船舶件名書に記載した事項に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、その旨を疎明して訂正を申請すること。【解答】○、【細第47条の2第1項】

- 第四十八条 船舶ノ登録ヲ申請スル者ハ左ノ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スベシ
- 一 初メテ登録ヲ申請スルトキ **二万百円** **H26**記（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」ト謂フ）第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万九千九百円）
  - 二 船籍港ノ変更（船籍港ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ノ変更ヲ除ク）ノ登録ヲ申請スルトキ **一万三千五百円**（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万三千三百円）
  - 三 前号以外ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキ **六千七百元**（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百元）
  - 四 抹消ノ登録ヲ申請スルトキ **六千七百元** **R01**×（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百元）
- ② 同一ノ申請書ニヨリ二以上ノ事項ノ変更ノ登録ヲ申請スルトキノ手数料ハ当該変更ガ前項第二号ノ事項ノ変更ヲ含ム場合ニ於テハ一万三千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ一万三千三百円）トシソノ他ノ場合ニ於テハ六千七百元（同項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ登録ヲ申請スル場合ニ於テハ六千六百元）トス

【出題：H26】初めて船舶の登録を申請するときは、電子申請の場合を除き、円の手数を納付しなければならない。【解答】コ：二万百（20,100）、【細第48条第1項第1号】

【出題：R01】抹消の登録を申請するときの手数は七千六百元である。【解答】×、【細第48条第1項第4号】

## 15.2.10 第50条

- 第五十条 船舶法第四条又ハ第九条ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ当該管海官庁ノ指定スル所ニ從ヒ別表ニ船舶総トン数測度手数料表ニ定ムル測度手数料（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表二ノ船舶総トン数測度手数料表ニ定ムル測度手数料）ヲ納付スヘシ
- ② 前項ノ測度手数料ハ外国ニ於テ測度又ハ改測ヲ受ケタル場合ニハ別表三外国ニ於ケル船舶総トン数測度手数料表（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ申請スル場合ニ於テハ別表三ノ二外国ニ於ケル船舶総トン数測度手数料表）ノ定ムル所ニ依ル
- ③ 申請人ノ都合ニ依リ**測度** **H28**記ノ申請ヲ取下ケ又ハ船舶カ**測度** **H28**記ヲ要セサルモノトナリタル場合ト雖**測度** **H28**記著手後ナルトキハ測度手数料ヲ徴収ス**改測** **H28**記ノ場合ニ付亦同シ

【出題：H28】申請人の都合によりの申請を取り下げ、又は船舶がを要さないものとなった場合であって

も、**ケ**着手後であるときは**ケ**手数料を徴収する。**コ**の場合についてもまた同じである。【解答】ケ：測度、コ：改測、【細第 50 条第 3 項】

第五十条ノ二 前条ノ測度手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ測度手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

- ② 外国ニ於テ測度又ハ改測ヲ受ケタル場合ニ於ケル前条ノ測度手数料ハ外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百十四条ノ規定ニ基キ財務大臣ガ定ムル外国貨幣換算率ヲ謂フ以下同ジ）ニ依リ換算シタル邦貨額ガ当該手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在国ノ通貨ヲ測度手数料納付書ニ添ヘテ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在国ノ通貨ノ最低単位ニ満タザル端数アルトキハ**当該端数ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス** R02×,H26×
- ③ 第一項ノ測度手数料納付書ニハ船舶ノ名称、総トン数、新規測度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載シ第二項ノ手数料納付書ニハ船舶ノ名称、総トン数、新規測度、全部改測又ハ一部改測ノ區別及手数料額ヲ記載スヘシ又一部改測ノ場合ニシテ上甲板下全部、区分甲板下全部又ハ船体主部全部ノ改測ヲ受ケタルトキハ尚其ノ旨ヲモ附記スヘシ

【出題：R02, H26】外国において測度手数料を納付する場合、当該領事館所在国の通貨の最低単位に満たない端数があるときは、当該端数を四捨五入して納付する。【解答】×、【細第 50 条の 2 第 2 項】

第五十一条 左ノ場合ニ於テハ各号ニ相当スル手数料ヲ納付スヘシ

- 一 総トン数計算書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスルトキ（第十六条ノ二ノ場合ニ限ル）一通ニ付 **二千百円** H27 記（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ千九百円）
- 二 登録事項証明書ノ交付ヲ申請スルトキ 一通ニ付 九百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付ヲ申請スル場合ニ於テハ七百円）
- 三 総トン数計算書又ハ船舶原簿ノ閲覧ヲ請求スルトキ 一船舶一回ニ付 四百五十円
- 四 船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 四千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ四千三百円）
- 五 英語ヲ併記シタル船舶国籍証書又ハ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 七千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ交付、再交付又ハ書換ヲ申請スル場合ニ於テハ七千三百円）
- ② 前項ノ手数料ハ其金額ニ相当スル収入印紙ヲ第一号乃至第三号ノ場合ニ於テハ申請書ニ、第四号及第五号ノ場合ニ於テハ手数料納付書ニ貼用シテ之ヲ納付スヘシ
- ③ 外国ニ於テ仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスル場合ニ於ケル手数料ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ外国貨幣換算率ニ依リ換算シタル邦貨額ガ左ノ各号ノ手数料ノ額ニ相当スル額ノ当該領事館所在国ノ通貨ヲ手数料納付書ニ添ヘテ之ヲ納付スベシ此場合ニ於テ当該領事館所在国ノ通貨ノ最低単位ニ満タザル端数アルトキハ**当該端数ヲ切捨テテ当該手数料ヲ納付スルモノトス**
- 一 仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ（次号ノ場合ヲ除ク） 五千四百円
- 二 英語ヲ併記シタル仮船舶国籍証書ノ交付、再交付又ハ書換ヲ受ケントスルトキ 九千円

【出題：H27】船舶法施行細則第十六条ノ二の規定により総トン数計算書の謄本又は抄本の交付を受けようとするときは、電子申請の場合を除き、一通につき**ク**円の手数料を納付しなければならない。【解答】ク：二千百（2,100）、

【細第 51 条第 1 項第 1 項】

【出題：H26】登録事項証明書の交付を申請するときは、電子申請の場合を除き、手数料の金額に相当する収入印紙を**手数料納付書**に貼付して納付する。【解答】×、【細第 51 条第 1 項・第 2 項】

第五十三条 本則ノ規定ニ依ル手数料ハ国並ニ国立研究開発法人水産研究・教育機構、**独立行政法人海技教育機構**及独立行政法人国立高等専門学校機構並ニ国立大学法人及大学共同利用機関法人ニ対シテハ之ヲ**徴収セス** R04×,H29○

【出題：R04】独立行政法人国立高等専門学校機構が登録事項証明書<sup>の</sup>交付を申請する場合、管海官庁は手数料を徴収する。【解答】×、【法第 53 条】

【出題：H29】独立行政法人国立高等専門学校機構が登録事項証明書<sup>の</sup>交付申請をする場合、管海官庁は手数料を徴収しない。【解答】○、【細第 53 条】

### 15.3 選択肢

【出題：R05】

a:住所	b:管海官庁	c:乗船地	d:造船地	e:帆船	f:五トン以上
g:百トン未満	h:小型	i:端舟	j:日本	k:船籍港	l:機関船
m:総トン数二十トン未満	o:事務所	p:汽船	q:浚渫船		
r:船の長さ二十四メートル未満					

【出題：H28】

1. 総トン数の測度	2. 総トン数の改測	3. 登録の訂正	4. <b>抹消の登録</b>
5. <b>船舶国籍証書の書換</b>	6. 船舶国籍証書の検認	7. <b>仮船舶国籍証書の交付</b>	
8. <b>臨検調査書の交付</b>	9. 登記事項証明書の交付	10. 船舶国籍証書の交付	
11. <b>総トン数計算書の謄本の交付</b>	12. 船舶件名書の謄本の交付		
13. 登録事項証明書の交付	14. <b>臨検</b>	15. <b>通知</b>	16. 囑託
17. 移送	18. 標示	19. 提示	20. <b>返還</b>
21. 訂正	22. 催告	23. 船舶所在地	
24. 船舶取得地	25. <b>船籍港</b>	26. 最初に到着した地	27. <b>50年</b>
28. 30年	29. 10年	30. 5年	

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 16. 船舶安全法

記述式穴埋め問題と選択式穴埋め問題が1問、○×問題がある。

これに加え、質問に答える記述式の回答を求められる問題が存在する。

### 16.1 船舶安全法

#### 16.1.1 第1条

第一条 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ**堪航** R04 記,R03 記,R01 記,H26 記性 **H27 選**ヲ保持 **H28 記**シ且**人命** R05 記,R04 記,R03 記,R01 記,H26 記ノ安全ヲ保持 **H29 記**スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

【出題：R04, R03, R01, H26】日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ アイ 性ヲ保持シ且 アイノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ【解答】ア：堪航、イ：人命、【法第1条】

【出題：R05】日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且 アイノ安全ヲ保持スルニ必要ナル アイヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ【解答】ア：人命、イ：施設、【法第1条】

【出題：H27】日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ アイヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ【解答】ア：⑩（堪航性）、【法第1条】

【出題：H28】船舶安全法の目的を2つ答えよ。

【解答】・船舶の堪航性を保持すること、・人命の安全を保持すること、【法第1条】

#### 16.1.2 第2条

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 船体
- 二 **機関**
- 三 **帆装**
- 四 **排水設備** H29 記
- 五 **操舵、繫船及揚錨ノ設備** H29 記
- 六 **救命及消防ノ設備** H29 記
- 七 **居住設備** H29 記
- 八 **衛生設備** H29 記
- 九 **航海用具** H29 記
- 十 **危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備** H29 記
- 十一 **荷役其ノ他ノ作業ノ設備** H29 記
- 十二 **電気設備** H29 記
- 十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

② 前項ノ規定ハ櫓權ノミヲ以テ運轉スル舟ニシテ国土交通大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ R05 記

【出題：H30】機関、**バリアフリー設備**、航海用具は、いずれも船舶安全法第二条第一項各号に掲げられた設備であり、船舶所有者は原則としてこれらを船舶に施設しなければならない。【解答】×、【法第2条第1項】

【出題：H29】第二条第一項（法定設備）各号に掲げる事項を3つ列挙せよ（ただし「船体」と「機関」は使用不可とする）。（3点）【解答】排水設備、電気設備、航海用具（例）、【法第2条第1項】

【出題：R05】運送人員6人の櫓權のみで運轉する舟は船舶安全法は適用されない。【解答】○、【法第2条第2項】

#### 16.1.3 第3条

第三条 左ニ掲グル船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ**満載吃水線**ヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ**満載吃水線**ヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ R02 記

- 一 **遠洋区域** R01 記又ハ**近海区域** R01 記ヲ航行区域トスル船舶
- 二 **沿海区域** R01 記ヲ航行区域トスル長サ**二十四** H28 記メートル以上ノ船舶 H30 記
- 三 総噸数**二十** R01 記,H28 記,H26 記噸以上ノ漁船 H26 記

【出題：H28】船舶安全法第三条の規定により、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする長さ メートル以上の船舶又は総トン数 トン以上の漁船には満載吃水線を標示する必要がある。【解答】イ：24、ウ：20、【法第3条】

【出題：R02】近海区域を航行区域とする船舶は、国土交通大臣が必要ないと認める場合を除き、満載喫水線を標示しなければならない。【解答】○、【法第3条第1項】

【出題：R05、H30 類】沿海区域を航行区域とする長さ 24メートル以上の船舶は、満載喫水線を標示しなければならない。【解答】○、【法第3条第2号】

【出題：H26】総トン数 トン以上の には満載吃水線を標示する必要がある。【解答】ア：二十（20）、イ：漁船、【法第3条】

【出題：R01】 又は を航行区域とする船舶、 を航行区域とする長さ 24メートル以上の船舶、総トン数 トン以上の漁船には満載喫水線の表示が義務付けられている。【解答】ア：遠洋区域、イ：近海区域、ウ：沿海区域、エ：20（二十）、【法第3条】

#### 16.1.4 第4条

第四条 船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ航行スル水域ニ応ジ電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）ニ依ル無線電信又ハ無線電話ニシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ陸上トノ間ニ於テ相互ニ行フ無線通信ニ使用シ得ルモノ（以下無線電信等ト称ス）ヲ施設スルコトヲ要ス但シ航海ノ目的其ノ他ノ事情ニ依リ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ規定ハ第二条第二項ニ掲グル船舶其ノ他無線電信等ノ施設ヲ要セザルモノトシテ国土交通省令ヲ以テ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

#### 16.1.5 第5条

第五条 **船舶所有者** R01 記、H28 記ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同項各号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載吃水線、前条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付無線電信等ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ依リ検査ヲ受クベシ

一 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ第十条ニ規定スル有効期間満了シタルトキ行フ精密ナル検査（**定期検査** R02×）

二 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル検査（中間検査）

三 第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル**改造** R05 記又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル**条件** R05 記ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（**臨時** R05 記検査）

四 **船舶検査証書** H28 記ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査 H27 記（**臨時航行検査** R03 記、R02 記、H26 記）

五 前各号ノ外一定ノ範囲ノ船舶ニ付第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ適合セザル虞アルニ因リ国土交通大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキ行フ検査（特別検査）

② 国土交通大臣ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ中間検査ヲ受クルコトヲ免除スルコトヲ得

【出題：R02】船舶所有者は、船舶を初めて航行の用に供するときは臨時検査を受検しなければならない。【解答】×、【法第5条第1項第1号】

【出題：R05】第二条第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信等ニ付国土交通省令ヲ以テ定ムル 又ハ修理ヲ行フトキ、第九条第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査証書ニ記載シタル ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他国土交通省令ノ定ムルトキ行フ検査（ 検査）

【解答】ク：改造、ケ：条件、コ：臨時、【法第5条第1項第3号】

【出題：R02】船舶検査証書を所有していない船舶を臨時に航行の用に供するときは、 を受けなければならない。【解答】カ：臨時航行検査、【法第5条第1項第4号】

【出題：H28】船舶安全法第五条の規定により、は船舶安全法第二条第一項の事項、第三条の満載喫水線、第四条の無線電に関する検査を受検する必要がある。【解答】オ：船舶所有者、【法第5条】

【出題：H28】を受有しない船舶を臨時に航行の用に供するときには、臨時航行検査を受検しなければならない。

【解答】カ：船舶検査証書、【法第5条第1項第4号】

【出題：R04, R03, H26】船舶検査証書を受有しない船舶を臨時に航行の用に供する時に行う検査をという。管海官庁は、に合格した船舶に対してを交付する。【解答】キ：臨時航行検査、ク：臨時航行許可証、【法第5条第1項第4号、法第9条第2項】

【出題：H27】船舶安全法において、臨時航行検査とはどのような検査とされているか説明せよ。【解答】船舶検査証書の交付を受けていない船舶を臨時に航行させるときに受ける検査、【法第5条第1項第4号】

### 16.1.6 第6条

第六条 本法施行地ニ於テ製造スル長サ三十<sup>R04記,R03記,R01記,H28記,H27記,H26記</sup>メートル以上ノ船舶ノ製造者<sup>R04記,R03記,H27記,H26記</sup>ハ第二条第一項ノ規定ノ適用アル船舶ニ付同条第一項第一号、第二号及第四号ニ掲グル事項、第三条ノ船舶ニ付満載喫水線ニ関シ船舶ノ製造ニ著手シタル時ヨリ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査（製造検査）ヲ受クベシ但シ国土交通大臣ニ於テ已ムコトヲ得ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ<sup>R05×,R02×,H30○</sup>

② 本法施行地ニ於テ製造スル長サ三十メートル未満ノ船舶及本法施行地外ニ於テ製造スル船舶ノ製造者ハ其ノ船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ製造検査ヲ受クルコトヲ得<sup>H27×</sup>

③ 第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノハ備附クベキ船舶ノ特定前ト雖モ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ得

④ 前三項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ付テハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）ヲ省略ス

【出題：R04, R03, H27（類）, H26】本法施行地において製造する長さメートル以上の船舶のは、製造検査を受けなければならない。【解答】ウ：30（三十）、エ：製造者、【法第6条第1項】

【出題：R01】本法施行地において製造する長さメートル以上の船舶の製造者は製造検査を受検しなければならない。【解答】オ：30（三十）、【法第6条第1項】（することが出来る）

【出題：R05】平水区域を航行区域とする長さ30メートルの旅客船の船舶所有者は製造する本法施行地において、製造検査を受けなければならない。【解答】×、【法第6条第1項】

【出題：H30】船舶安全法の施行地において製造される長さ30メートル以上の船舶の製造者は、船舶安全法第六条に基づき製造検査を受検しなければならない。【解答】○、【法第6条第1項】

【出題：H28】製造検査の対象となる船舶は、長さメートル以上の船舶である。【解答】エ：30、【法第6条第2項】

【出題：R02】長さ30メートル未満の船舶の製造者は、法第6条の製造検査を受けることができない。【解答】×、【法第6条第2項】

### 16.1.7 第6条の2～5

第六条ノ二 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造工事又ハ第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル改造若ハ修理ノ工事（以下改造修理工事ト称ス）ノ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該認定ニ係ル製造工事又ハ改造修理工事ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ其ノ製造工事又ハ改造修理工事ニ付第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査ヲ省略ス

第六条ノ三 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備（第五条第一項第三号ノ国土交通省令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク次条第二項ヲ除キ以下同ジ）ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該整備規程ニ従ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認

定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ当該整備規程 R03 記,R02 記,H29 記ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十 R03 記,R02 記,H29 記日内ニ行フ定期検査又ハ中間検査 H29 記ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六条ノ四 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ状態ヲ遠隔カラ監視スル為ノ設備、機器又ハ装置（以下設備等ト称ス）ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該設備等ノ運用ニ付運用規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該運用規程ニ従ヒ設備等ヲ用ヒテ船舶ノ航行ヲ支援スル業務ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノ（以下遠隔支援業務ト称ス）ヲ行フ者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ遠隔支援業務ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ国土交通大臣ノ認定ヲ受クルコトヲ得

② 遠隔支援業務ニ付前項ノ認定ヲ受ケタル者ガ行フ遠隔支援業務ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造者ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ニ付整備規程ヲ定メ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ当該遠隔支援業務ニ付同項ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ認定ヲ受ケタル事業場ニ於テ遠隔支援業務ヲ行ヒ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ当該整備規程ニ適合シテ為シタルコトヲ管海官庁ガ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条第一項ノ検査（臨時航行検査及特別検査ヲ除ク）ヲ省略ス

第六条ノ五 船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付国土交通大臣ノ型式承認 R02 記,H28 記ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認 R03 記,H28 記ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検定機関 H28 記ト称ス）又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査機構 R02 記ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ第五条ノ検査（特別検査 H28 記ヲ除ク）及第六条ノ検査ヲ省略ス

② 前項ノ規定ニ依ル型式承認ヲ受ケ且第六条ノ二ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付国土交通大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタルモノト看做ス

【出題：R03, R02】整備認定事業場において、に従い整備されたことを確認した物件についてはその後日以内に行う定期検査又は中間検査において当該確認に係る事項が省略される。【解答】ア：設備規程、イ：30（三十）、【法第6条の3】

【出題：H29】整備認定事業場において、に従い整備されたことを確認した物件については、その後日以内に行う定期検査またはを省略する。【解答】ウ：整備規程、エ：30、オ：中間検査、【法第6条の3】

【出題：R02】を受けた製造者が当該物件を製造し、かつ管海官庁、登録検定機関又はの検定を受け、これに合格した場合には、当該物件に関する船舶安全法第5条の検査（特別検査を除く。）又は第6条の検査を省略する。【解答】キ：型式承認、ク：小型船舶検査機構、【法第6条の5第1項】

【出題：H28】を受けた製造者が当該物件を製造し、且つ管海官庁、又は小型船舶検査機構の検定を受けた場合には、当該物件に関する船舶安全法第5条の検査（を除く。）又は第6条の検査を省略する。【解答】キ：型式承認、ク：登録検定機関、ケ：特別検査、【法第6条の5第1項】

### 16.1.8 第6条の6

第六条ノ六 第二十五条の六十七及第二十五条の六十八ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル者（以下登録検査確認機関ト称ス）ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ総噸数二十 R02×,H28 記噸未満 H30×ノ船舶（以下小型船舶ト称ス）ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノノ検査ヲ行ヒ且当該小型船舶ガ第二条第一項ニ規定スル国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ノ規定ニ適合スルコトヲ確認シタルトキハ当該

小型船舶ニ付国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル小型船舶ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ H30×

【出題：H30】小型船舶とは、総トン数 20 トン以下の船舶を指し、総トン数 20 トンの船舶は小型船舶に含まれる。【解答】×、【法第 6 条の 6 第 1 項】

【出題：H28】小型船舶とは、総トン数  トン未満の船舶を指す。【解答】ア：20、【法第 6 条の 6 第 1 項】

【出題：R02】小型船舶とは、総トン数 24 トン未満の船舶を指す。【解答】×、【法第 6 条の 6 第 1 項】

【出題：R01】次の①～④の記述のうち、法第五条又は法第六条の検査の省略が認められる場合として適当なものを全て選び、番号を回答欄に記入せよ。（3点）

- ① 国土交通大臣の認定を受けた者が、製造工事を行い、当該製造工事が法第二条第一項に規定する国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の規定に適合していることを確認したとき。
- ② 国土交通大臣の認定を受けた者が、国土交通大臣の認可を受けた検査事務規程にしたがって整備を行い、当該整備が当該検査事務規程に適合してなされたことを確認したとき。
- ③ 国土交通大臣の型式承認を受けた船舶又は物件を製造し、当該船舶又は物件について国土交通大臣の登録を受けた船級協会による検定を受け、合格したとき。
- ④ 型式承認を受けた船舶又は物件について、当該船舶又は物件に係る製造工事の能力について国土交通大臣の認定を受けた者が、当該船舶又は物件を製造し、当該船舶又は物件が当該承認を受けた型式に適合することを確認したとき。

【解答】①、④ 【完全回答 3 点】

【補足】①：○【法第 6 条の 2】、②：×【法第 6 条の 3】、③：×【法第 6 条の 5 第 1 項】、④：○【法第 6 条の 5 第 2 項】

#### 16.1.9 第 7 条

第七条 第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地 R04 記,R003 記,R01 記,H26 記ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

② 第六条第三項ノ規定ニ依ル検査ハ当該物件ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

③ 第六条ノ四第二項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ確認ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁及当該遠隔支援業務ヲ行フ事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

④ 第六条ノ五第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ

【出題：R04, R03, H26】第五条又ハ第六条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル検査ハ国土交通大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ  ヲ管轄スル管海官庁之ヲ行フ【解答】オ：所在地、【法第 7 条第 1 項】

【出題：R01】法第五条の検査は、国土交通大臣が特に定める場合を除き、船舶の  を管轄する管海官庁が行う。【解答】キ：所在地、【法第 7 条第 1 項】

#### 16.1.10 第 8 条

第八条 第二十五条の六十九及第二十五条の七十二於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣 H27 選ノ登録ヲ受ケタル船級協会 R04 記,R02 記,H30 記（以下単ニ船級協会ト称ス）ノ検査ヲ受ケ船級 R04 記,R02 記,H30 記ノ登録ヲ為シタル船舶ニシテ旅客船 R04 記,R02 記,H30 記,H27 選（十二 R05×人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶 H27 記ヲ謂フ以下同ジ）ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項、満載喫水線及無線電信等ニ関シ特別検査以外ノ管海官庁ノ検査（国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス H30×

【出題：R05】「旅客船」とは 12 人以上の旅客定員を有する船舶をいう。【出題】×、【法 8 条】

【出題：H27】  の登録を受けた船級協会の検査を受け、船級登録がなされた  以外の船舶は、船級を有する間、管海官庁の特別検査以外の検査を受け、これに合格したものと見なされる。【解答】イ：⑮（国土交通大臣）、ウ：⑳（旅客船）、【法第 8 条】

【出題：R04, R02, H30】国土交通大臣の登録を受けた  の検査を受け  の登録がなされた船舶であって、

□以外の船舶は、□エを有する間、国の特別検査以外の検査に合格したものとみなされる。【解答】ウ：船級協会、エ：船級、オ：旅客船、【法第8条】

【出題：H30】船舶検査は、船舶の所在地にかかわらず船籍港を管轄する管海官庁が行う。【解答】×、【法第8条】

【出題：H27】船舶安全法に基づく旅客船とはどのような船舶か説明せよ。【解答】12人を超える旅客定員を有する船舶、【法第8条】

### 16.1.11 第9条

- 第九条 管海官庁ハ定期検査 R01 記ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域 R03 記,H26 記 (漁船ニ付テハ従業制限 R02 記)、最大搭載人員 R02 記、制限汽圧及満載吃水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書 R01 記及船舶検査済票 R03 記,R02 記,R01 記,H26 記 (小型船舶ニ限ル) ヲ交付スベシ
- ② 管海官庁ハ臨時航行検査 R04 記,R03 記,H26 記ニ合格シタル船舶ニ対シテハ臨時航行許可証 R04 記,R03 記,H26 記ヲ交付スベシ
- ③ 管海官庁ハ第六条ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ
- ④ 管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ五第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書 R04 記,H26 記ヲ交付シ又ハ証印 R04 記,H26 記ヲ附スベシ
- ⑤ 第六条ノ五第二項ニ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ国土交通省令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ
- ⑥ 前条ノ船舶ニ付船級協会ノ定メタル制限汽圧及満載吃水線ノ位置ハ管海官庁ニ於テ之ヲ定メタルモノト看做ス

【出題：R05】管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハ其ノ航行区域 (漁船ニ付テハ□ウ)、最大搭載人員、□エ及満載吃水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及□オ (小型船舶ニ限ル) ヲ交付スベシ【解答】ウ：従業制限、エ：制限汽圧、オ：船舶検査済票【法第9条第1項】

【出題：R02】管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、その航行区域 (漁船については□ス)、□セ、制限汽圧及び満載喫水線の位置を定めて船舶検査証及び□ソ (小型船舶に限る。) を交付しなければならない。【解答】ス：従業制限、セ：最大搭載人員、ソ：船舶検査済票、【法第9条第1項】

【出題：R01】管海官庁は、□カに合格した船舶に対しては□ク又は□ケ (小型船舶に限る。) を交付する。【解答】カ：定期検査、ク：船舶検査証書、ケ：船舶検査済票、【法第9条第1項】

【出題：R03, H26】管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、□オ (漁船については従業制限)、最大搭載人員、制限汽圧及び満載吃水線の位置を定め、船舶検査証書及び□カ (小型船舶に限る) を交付する。【解答】オ：航行区域、カ：船舶検査済票、【法第9条第1項】

【出題：R04, H26】管海官庁、登録検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六条ノ五第一項ノ規定ニ依ル検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ□ウヲ交付シ又ハ□エヲ附スベシ【解答】ウ：合格証明書、エ：証印、【法第9条第4項】

### 16.1.12 第10条

- 第十条 船舶検査証書 R01 記ノ有効期間ハ五年 R04 記,R02 記,R01 記,H26 記トス但シ旅客船 R04 記,R02 記,R01 記,H26 記ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六 R02 記年トス R05○
- ② 船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ其ノ有効期間満了後三 R04 記,R02 記月迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム
- ③ 定期検査ノ結果第一項ノ規定ニ依ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ船舶ニシテ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受クルコト能ハザルモノニ付テハ従前ノ船舶検査証書ハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付迄ノ間五月ヲ限り仍其ノ効力ヲ有ス
- ④ 左ニ掲グル場合ニ於ケル船舶検査証書ノ有効期間ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ船舶検査

証書ノ有効期間（第二号ニ掲グル場合ニ於テハ当初ノ有効期間）満了日ノ翌日ヨリ起算シ五年ヲ経過スル日迄ノ期間トス

- 一 従前ノ船舶検査証書ノ有効期間満了日前三月以内ニ受ケタル定期検査ニ係ル船舶検査証書ノ交付ヲ受ケタルトキ
  - 二 第二項又ハ前項ノ規定ニ依リ従前ノ船舶検査証書仍其ノ効力ヲ有スルコトトセラレタルトキ
- ⑤ 船舶検査証書ハ中間検査、臨時 R04 記,R03 記検査又ハ特別検査ニ合格セザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄其ノ効力ヲ停止 R04 記,R03 記ス
- ⑥ 第二項乃至第四項ノ規定ニ拘ラズ第八条ノ船舶ノ受有スル船舶検査証書ハ其ノ船舶ガ当該船級 H29 記ノ登録ヲ抹消セラレ又ハ旅客船 H29 記ト為リタルトキハ其ノ有効期間満了ス

【出題：R05】沿海区域を航行区域とする船舶の船舶検査証書の有効期間は5年である。【解答】○、【法第10条】

【出題：R02】船舶検査証書の有効期間は、年と定められているが、を除き平水区域を航行する船舶又は小型船舶のうち国土交通省令で定めるものについては年と定められている。【解答】ア：5、イ：旅客船、ウ：6、【法第10条第1項】

【出題：R01】の有効期間は年である。ただし、を除き平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶にして国土交通省令により定めるものについては6年である。【解答】ク：船舶検査証書、コ：5（五）、サ：旅客船、【法第10条第1項】

【出題：R04, H26】船舶検査証書の有効期間は年とする。ただし、を除き平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶にして国土交通省令を以て定めるものについては6年とする。【解答】ア：5（五）、イ：旅客船、【法第10条第1項】

【出題：R03】船舶検査証書ノ有効期間満了スル迄ノ間ニ於テ国土交通省令ノ定ムル事由ニ因リ定期検査ヲ受クルコト能ハザル船舶ニ付テハ当該船舶検査証書ハ其ノ有効期間満了後月迄ハ仍其ノ効力ヲ有ス此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム【解答】コ：三（3）、【法第10条第2項】

【出題：R02】国土交通省令で定める理由により定期検査を受検することができない船舶については、最大ヵ月まで有効期間を延長することができる。【解答】エ：3、【法第10条第2項】

【出題：R04, R03】船舶検査証書ハ中間検査、検査又ハ特別検査ニ合格セザル船舶ニ付テハ之ニ合格スル迄其ノ効力ヲス【解答】キ：臨時、ク：停止、【法第10条第5項】

【出題：H29】国土交通大臣の登録を受けた船級協会の検査を受け、の登録を受けた船舶が受有する船舶検査証書は、その船舶が登録を抹消されたとき又はとなった場合は、その有効期間を満了する。【解答】カ：船級、キ：旅客船、【法第10条第6項】

### 16.1.13 第10条の2

第十条ノ二 管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテ船舶検査手帳 R04 記,H26 記ヲ交付スベシ R02○

【出題：R04, H26】管海官庁ハ船舶ノ検査ニ関スル事項ヲ記録スル為最初ノ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテヲ交付スベシ【解答】カ：船舶検査手帳、【法第10条の2】

【出題：R02】管海官庁は、最初の定期検査に合格した船舶に対して船舶検査手帳を交付しなければならない。【解答】○、【法第10条の2】

### 16.1.14 第11条

第十一条 管海官庁 H29 記ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服 H29 記アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十 H29 記,H27 選日内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣 H29 記,H27 選ニ再検査又ハ再検定ヲ申請スルコトヲ得

② 前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

③ 再検査又ハ再検定ヲ申請シタル者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ関係部分ノ原状ヲ変更スルコトヲ得ズ

④ 第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項及第二項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之

ヲ争フコトヲ得

- ⑤ 登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ノ行フ検定又ハ検査及確認ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

【出題：H27】管海官庁が行う検査又は検定の受検者は、検査又は検定に不服があるとき、検定の通知を受けた日の翌日より起算して「カ」日以内にその理由を記載した文書を添えて「キ」に再検査又は再検定の申請をすることができ、再検査又は再検定に不服があるとき、その取り消しの訴えを提起することができる。【解答】カ：⑤（30）、キ：⑮（国土交通大臣）、【法第 11 条第 1 項】

【出題：H29】「ク」が行う検査又は検定に対して、「ケ」があるときは、検査又は検定の結果に関する通知を受けた翌日から起算して「コ」日以内に、「サ」に対して再検査又は再検定を申請することができる。【解答】ク：管海官庁、ケ：不服、コ：30、サ：国土交通大臣、【法第 11 条第 1 項】

### 16.1.15 第 12 条

第十二条 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ当該官吏ヲシテ船舶又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ノ事業場ニ臨検セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ証明スベキ証票ヲ携帯スベシ

- ② 管海官庁ハ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者、船長又ハ第六条ノ二乃至第六条ノ四ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル者ヲシテ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ届出ヲ為サシムルコトヲ得
- ③ 管海官庁ハ本法又ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタル事実アリト認ムルトキハ船舶ノ航行停止 H27 記其ノ他ノ処分ヲ為スコトヲ得

【出題：H27】管海官庁は、船舶安全法又は船舶安全法に基づく命令に違反した事実を認めた場合、「エ」その他の処分をすることができる。【解答】エ：航行停止、【法第 12 条第 3 項】

### 16.1.16 第 14 条

第十四条 国土交通大臣 R04 記ハ所部ノ職員ノ中ヨリ船舶検査官 R02 記ヲ命ジ本法ニ定ムル検査ニ関スル事務ヲ行ハシム

【出題：R04】「カ」は、所属する職員の中から船舶検査官を命じ、検査に関する事務を行わせる。【解答】カ：国土交通大臣、【法第 14 条】

【出題：R02】国土交通大臣は、所属する職員の中から「オ」を命じ、検査に関する事務を行わせる。【解答】オ：船舶検査官、【法第 14 条】

### 16.1.17 第 26 条

第二十六条 本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者 R01 記ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ船舶管理人 R05 記,R03 記,R01 記,H30 記ヲ置キタルトキハ之ヲ船舶管理人 R05 記,R03 記,R01 記,H30 記ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ船舶借入人 R05 記,R03 記,R01 記,H30 記ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス

【出題：R05, R03】本法及本法ニ基ク命令中船舶所有者ニ関スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテ「ウ」ヲ置キタルトキハ之ヲ「ウ」ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ之ヲ「エ」ニ適用シ又船長ニ関スル規定ハ船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ適用ス【解答】ウ：船舶管理人、エ：船舶借入人、【法第 26 条】

【出題：R01】「ウ」（船舶共有の場合であって「エ」を置いている場合あつては「エ」、船舶貸借の場合にあつては「オ」）は、法第五条第一項第一号から第五号に掲げる区別による検査を受けなければならないと規定されており、例えば、船舶検査証書の有効期間が満了したときには、同項第一号に規定する「カ」を受検しなければならない。【解答】ウ：船舶所有者、エ：船舶管理人、オ：船舶借入人、カ：定期検査、【法第 5 条、法第 26 条】

【出題：H30】船舶安全法の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合で「ア」が置かれている場合は、「ア」に、船舶貸借の場合は、「イ」に適用される。【解答】ア：船舶管理人、イ：船舶借入人、【法第 26 条】

## 16.1.18 第29条

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査（登録検査確認機関又ハ船級協会ノ検査ヲ除ク以下同ジ）、認定、認可、型式承認若ハ検定（機構又ハ登録検定機関ノ検定ヲ除ク以下同ジ）又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付 H29 記若ハ書換 R04 記,R03 記（以下検査等ト称ス）ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料 R04 記,R03 記,H29 記ヲ国（機構ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ機構）ニ納付スベシ但シ国及独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項ニ規定スル独立行政法人ニシテ当該独立行政法人ノ業務ノ内容其ノ他ノ事情ヲ勘案シテ政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ニ於テ国土交通大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- ② 前項ノ手数料ニシテ機構ニ納付サレタルモノハ機構ノ収入トス
- ③ 前条ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基ク国土交通省令ニ依ル事務ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノ（登録検査機関又ハ前条第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ事務ヲ除ク）ニ付テハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得
- ④ 第二条第一項ノ国土交通省令又ハ国土交通省令・農林水産省令ニ於テ同項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ノ工作ヲ行フ者ノ資格ニ付管海官庁ノ行フ試験ニ合格シタルコトヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

【出題：R04, R03】第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ  ヲ受ケントスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ  ヲ国ニ納付スベシ【解答】ケ：書換、コ：手数料、【法第29条の4】

【出題：H29】船舶安全法第1章の規定による検査、認定、認可、型式承認、検定のほか、検査又は検定に関する書類の  もしくは書換を受けようとする者は、国土交通省令で定める実費を勘案した額の  を国（小型船舶検査機構による検査等を受けようとするときは小型船舶検査機構）に納付しなければならない。【解答】ア：再交付、イ：手数料、【法第29条の4第1項】

## 16.1.19 第32条 施設強制の規定の不適用

第三十二条 第二条第一項ノ規定ハ政令ヲ以テ定ムル総噸数二十噸未滿ノ漁船ニハ当分ノ内之ヲ適用セズ

【船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令】

船舶安全法第三十二条の政令で定める総トン数二十 R01 記トン未滿の漁船 H27 記は、専ら本邦の海岸から十二海里 H27 記以内の海面又は内水面において従業する漁船とする。 H28 記

【出題：R01】政令により定める総トン数  トン未滿の漁船には、第二条第一項の規定は適用されない。【解答】カ：20（二十）、【法第32条】

【出題：H28】船舶安全法第三十二条（施設強制の規定の不適用）が適用され、船舶検査を受検する必要がない漁船はどのような漁船か答えよ。

【解答】専ら本邦の海岸から12海里以内の海面又は内水面において従業する総トン数20トン未滿の漁船、【船舶安全法第三十二条の漁船の範囲を定める政令】

【出題：H27】専ら本邦の海岸から  以内の海面又は内水面において従業し、かつ総トン数20トン未滿の  は船舶安全法第32条（施設強制の規定の不適用）が適用され、船舶検査を受検する必要がない。

【解答】オ：12海里（十二海里）、カ：漁船、【政令】

## 16.2 船舶安全法施行規則

（定義）

第一条 この省令において「国際航海」とは、一国と他の国との間の航海をいう。この場合において、一国が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の国とみなす。

- 2 この省令において「漁船」とは、次の各号の一に該当する船舶をいう。
- 一 もつばら漁ろう（附属船舶を用いてする漁ろうを含む。以下次号において同じ。）に従事する船舶
  - 二 漁ろうに従事する船舶であつて漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
  - 三 もつばら漁ろう場から漁獲物又はその加工品を運搬する船舶
  - 四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締りに従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
- 3 この省令において「危険物ばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号の二のばら積み液体危険物を運送するための構造を有する船舶をいう。
- 4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツション艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。
- 5 この省令において「**小型兼用船** H27 記」とは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであつて、**漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないもの**をいう。
- 6 この省令において「平水区域」とは、湖、川及び港内の水域並びに次に掲げる水域をいう。この場合において、港の区域は、港則法（昭和三十二年法律第七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域とする。ただし、これと異なる区域を告示で定めるときは、その区域とする。  
（一号～四十九号掲載省略）
- 7 この省令において「沿海区域」とは、次に掲げる水域をいう。  
（一号～二十二号掲載省略）
- 8 この省令において「近海区域」とは、東は東経百七十五度、南は南緯十一度、西は東経九十四度、北は北緯六十三度の線により囲まれた水域をいう。
- 9 この省令において「遠洋区域」とは、すべての水域をいう。
- 10 この省令において「A1水域」とは、当該水域において海岸局との間でVHF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してVHFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川を除く。）であつて告示で定めるもの及び千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締約国である外国の政府（次項において「締約国政府」という。）が定めるものをいう。
- 11 この省令において「A2水域」とは、当該水域において海岸局との間でMF無線電話により連絡を行うことができ、かつ、海岸局に対してMFデジタル選択呼出装置により遭難呼出しの送信ができる水域（湖川及びA1水域を除く。）であつて告示で定めるもの及び締約国政府が定めるものをいう。
- 12 この省令において「A3水域」とは、当該水域においてインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話により海岸地球局と連絡を行うことができる水域（湖川、A1水域及びA2水域を除く。）であつて告示で定めるものをいう。
- 13 この省令において「A4水域」とは、湖川、A1水域、A2水域及びA3水域以外の水域をいう。
- 14 この省令において「管海官庁」とは、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第四十五条に規定する船舶（以下「原子力船等」という。）については**国土交通大臣** H27 記を、本邦にある船舶（原子力船等を除く。）並びに船舶安全法（以下「法」という。）第六条第三項の物件及び第六十五条の六第一項の物件についてはその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を

除く。)、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所の長又はその沖縄総合事務局に置かれる事務所の長。第十五条において同じ。)を、本邦外にある船舶(原子力船等を除く。)及び法第六条第三項の物件については**関東運輸局長** H27記をいう。

15 この省令において「船齢」とは、船舶の進水の年月から経過した期間をいう。 R05○

16 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

【出題：H27】アとは、漁船以外の小型船舶のうち漁ろうにも従事するものであって、漁ろうと漁ろう以外のことを同時にしないものをいう。【解答】ア：小型兼用船、【則第1条第5項】

【出題：H27】検査を執行する管海官庁について、本邦外にある船舶及び予備検査の対象物件の検査の場合はイのことを、原子力船及び危険物船舶運送及び貯蔵規則第45条に規定する船舶の検査の場合はウのことを「管海官庁」という。【解答】イ：関東運輸局長、ウ：国土交通大臣、【則第1条第14項】

【出題：R05】「船齢」とは、船舶の進水の年月から経過した期間をいう。【解答】○、【則第1条第15項】

(適用除外)

第二条 法第二条第二項の国土交通大臣の定める小型の舟は、六人を超える人の運送の用に供しない舟とする。

2 法第二条第二項の国土交通大臣において特に定める船舶は、次のとおりとする。

一 推進機関を有する長さ十二メートル未満の船舶(危険物ばら積船及び特殊船を除く。)であつて次に掲げるもの

イ 次に掲げる要件に適合するもの

(1) 三人を超える人の運送の用に供しないものであること。

(2) 推進機関として船外機を使用するものであり、かつ、当該船外機の連続最大出力が長さ五メートル未満の船舶にあつては三・七キロワット以下、長さ五メートル以上の船舶にあつては七・四キロワット以下であること。

(3) 湖若しくはダム、せき等により流水が貯留されている川の水域であつて、面積が五十平方キロメートル以下のもの又は次に掲げる要件に適合する川以外の水域で告示で定めるもののみを航行するものであること。

(一) 平水区域であること。

(二) 海域にあつては、陸地により囲まれており、外海への開口部の幅が五百メートル以下で、当該海域内の最大幅及び奥行きが開口部の幅よりも大きいものであり、かつ、外海の影響を受けにくいこと。

(三) 面積が百平方キロメートル以下であること。

(四) 当該水域における通常の水象条件のもとで、波浪が穏やかであり、水流又は潮流が微弱であること。

ロ 長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のもの

二 長さ十二メートル未満の帆船(国際航海に従事するもの、沿海区域を超えて航行するもの、推進機関を有するもの(前号に掲げるものを除く。)、危険物ばら積船、特殊船及び人の運送の用に供するものを除く。) R05○

三 推進機関及び帆装を有しない船舶(次に掲げるものを除く。)

イ 国際航海に従事するもの

ロ 沿海区域を超えて航行するもの

ハ 平水区域を超えて航行するもののうち、推進機関を有する他の船舶に押されて航行の用に供するもの(沿海区域を航行区域とする推進機関を有する船舶と結合し一体とな

- つて航行する船舶であつて平水区域及び平水区域から最強速力で四時間以内に往復できる区域のみを航行するもの並びに管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認めるものを除く。)
- ニ 危険物ばら積船（危険物船舶運送及び貯蔵規則第二百五十七条の二の液体油脂ばら積船であつて平水区域のみを航行するものを除く。）
  - ホ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されてばら積みの油（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油をいう。以下同じ。）の運送の用に供するもの
  - へ 推進機関を有する他の船舶に引かれ又は押されて人の運送の用に供するもの（次に掲げる要件に適合する長さ十二メートル未満の船舶を除く。）
    - (1) 長さ五メートル未満の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が七・四キロワット以下、長さ五メートル以上の船舶にあつては、当該他の船舶の推進機関の連続最大出力が十五キロワット以下であること。
    - (2) 第一号イ（1）及び（3）に掲げる要件
  - ト 特殊船
  - チ 推進機関を有する他の船舶に押されるものであつて、当該推進機関を有する船舶と堅固に結合して一体となる構造を有するもの
  - リ 係留船（多数の旅客が利用することとなる用途として告示で定めるものに供する係留船であつて、二層以上の甲板を備えるもの又は当該用途に供する場所が閉囲されているものに限る。以下同じ。）
- 四 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの
  - 五 係船中の船舶
  - 六 告示で定める水域のみを航行する船舶
  - 七 前各号に掲げるもののほか、船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障がないものとして告示で定める船舶

【出題：R05】国際航海に従事せず、沿海区域を航行区域とする推進機関を有しない長さ15メートルの帆船は船舶安全法が適用される。【解答】○、【則第2条2項2号】

(満載喫水線の標示の免除)

第三条 法第三条ただし書の国土交通大臣において特に満載喫水線を標示する必要がないと認める船舶は、次のとおりとする。

- 一 水中翼船、エアクッション艇その他満載喫水線を標示することがその構造上困難又は不相当である船舶
- 二 引き船、海難救助、しゅんせつ、測量又は漁業の取締りにのみ使用する船舶その他の旅客又は貨物の運送の用に供しない船舶（漁船を除く。）であつて国際航海に従事しないもの（通常は国際航海に従事しない船舶であつて、臨時に単一の国際航海に従事するものを含む。）
- 三 小型兼用船であつて次に掲げるもの
  - イ 漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるもの
  - ロ 漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域であつて長さ二十四メートル未満のもの
- 四 臨時変更証を受有している船舶であつて次に掲げるもの
  - イ 第十九条の二第一号又は第二号に該当する船舶
  - ロ 平水区域を航行区域とする船舶で沿海区域を航行し他の平水区域に回航されるもの
- 五 臨時航行許可証を受有している船舶
- 六 試運転を行なう場合の船舶
- 七 平水区域を航行区域とする旅客船であつて、臨時に短期間沿海区域を航行区域とするもの（第四号ロに掲げるものを除く。）のうち管海官庁が安全上差し支えないと認めるもの

(航行区域)

第五条 法第九条第一項の規定により定める航行区域は、平水区域、沿海区域、近海区域又は遠洋区域 H27 記の四種とする。

【出題：H27】船舶安全法に基づく航行区域を全て答えよ。【解答】平水区域、沿海区域、近海区域、遠洋区域、【則第5条】

(最大とう載人員)

第八条 法第九条第一項の規定により定める最大とう載人員は、漁船以外の船舶にあつては旅客 H28 記、船員 H28 記及びその他の乗船者 H28 記の別に船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）又は小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）の定めるところにより、漁船にあつては船員及びその他の乗船者の別に漁船特殊規程（昭和九年／逓信省／農林省／令）又は小型漁船安全規則（昭和四十九年／農林省／運輸省／令第一号）の定めるところによる。

【出題：H28】最大搭載人員はその種類から3つに区分されるが、それぞれの名称を全て答えよ。【解答】旅客、船員、その他の乗船者、【則第8条】

第九条 最大とう載人員に関する規定の適用については、一歳未満の者は算入しないものとし、国際航海に従事しない船舶に限り一歳以上十二歳未満の者二人をもつて一人に換算するものとする。

2 最大とう載人員に関する規定の適用については、貨物を旅客室、船員室その他の最大とう載人員を算定した場所に積載した場合は、これをその占める場所に対応する人員とみなす。

【出題：R05】国際航海に従事しない船舶の最大とう載人員については、12歳の者は2人をもつて1人に換算する。【解答】×、【則第9条1項】

(検査申請書)

第三十一条 定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとする者は、船舶検査申請書 H26 記（第四号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

2 臨時航行検査を受けようとする者は、臨時航行検査申請書（第五号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

3 製造検査を受けようとする者は、製造検査申請書（第六号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

4 予備検査を受けようとする者は、予備検査申請書（第七号様式）を管海官庁に提出しなければならない。

【出題：H26】定期検査、中間検査、臨時検査又は特別検査を受けようとする者は、（第四号様式）を管海官庁に提出しなければならない。【解答】キ：船舶検査申請書、【則第31条第1項】

(書類の提出)

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合に提出する書類

イ 製造仕様書 R05○並びに法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ロ 満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては、次の図面

(1) 船体線図

(2) 最上層の全通甲板までの各喫水に対する全排水量及び每一センチメートル排水量を示す曲線図

ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、甲板積木材貨物の積付けに必要な装置の構造及び配置を示す図面

- ニ 区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類
- (1) 損傷時の復原性の計算表
  - (2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図
- ホ 損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶（ニに規定する船舶を除く。）にあつては、次の書類
- (1) 損傷時の復原性の計算表
  - (2) 非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図
- ヘ 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第百一条の規定の適用を受ける船舶にあつては、次の書類
- (1) 排水量等曲線図
  - (2) 復原力交差曲線図
  - (3) 海水流入角曲線図
  - (4) 計画重量重心計算表
- ト 揚貨装置に関する検査を受ける船舶にあつては、その強力計算書（力線図を含む。）
- チ 潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類
- (1) 潜水設備の強度計算書及び浮力計算書
  - (2) 潜水設備の給気装置、排気装置及び電気設備を示す書類
  - (3) 潜水設備の使用材料を示す書類
  - (4) 潜水設備の使用方法を示す書類
- リ 昇降設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類
- (1) 昇降設備の強力計算書
  - (2) 昇降設備の使用材料を示す書類
  - (3) 昇降設備の使用方法を示す書類
- ヌ 焼却設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類
- (1) 焼却設備の強度計算書
  - (2) 焼却設備の使用材料を示す書類
  - (3) 焼却設備の使用方法を示す書類
- ル コンテナ設備に関する検査を受ける船舶にあつては、その使用材料を示す書類
- ヲ 製造検査合格証明書（製造検査に係る法第九条第三項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該製造検査合格証明書
- ワ 検定合格証明書（法第九条第四項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該検定合格証明書
- カ 国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（旅客船、推進機関を有しない船舶及び第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事する船舶に限る。）を除く。）にあつては、船級の登録を受けている旨の証明書（船級の登録を受けている船舶に限る。）
- (二号以降掲載略)

【出題：R05】定期検査を初めて受ける場合、検査申請者が管海官庁に提出しなければならない書類に製造仕様書が含まれている。【解答】○、【則第 32 条 1 項】

(船舶検査証書の有効期間)

第三十六条 船舶検査証書の有効期間は、交付の日から定期検査（法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第一項において「定期検査等」という。）に合格した日から起算して五年（法第十条第一項ただし書に規定する船舶にあつては、六年。以下この条において同じ。）を経過する日までの間とする。ただし、法第十条第四項各号に掲げる場合又は船舶が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査等に合格した場合（改造又は修理のため当該船舶を長期間航行の用に供することができない場合その他管海官庁がやむを得ないと認め

る場合を除く。) (原子力船に係る場合を除く。) は、交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から R05×起算して五年を経過する日までの間とする。

- 2 従前の船舶検査証書の有効期間の満了前に、定期検査等を受け、当該定期検査等に係る船舶検査証書の交付を受けた場合は、従前の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。
- 3 法第十条第一項ただし書に規定する船舶が同項ただし書に規定する船舶以外の船舶となつた場合又は同項ただし書に規定する船舶以外の船舶が同項ただし書に規定する船舶となつた場合は、当該船舶の船舶検査証書の有効期間は、満了したものとみなす。ただし、当該船舶の区分の変更が臨時的なものである場合は、この限りでない。

【出題：R05】旅客船が船舶検査証書の有効期間が満了する日以降に定期検査に合格した場合、その船舶検査証書の有効期間は交付の日から当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して5年を経過する日までの間となる。

【解答】×、【則第36条第1項】

(船舶検査証書の書換え)

第三十八条 船舶所有者 H26 記は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、書換申請書 H26 記 (第十二号様式) に船舶検査証書及び船舶検査手帳 H26 記を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の書換え H26 記を受けなければならない。

- 2 管海官庁は、第一項の規定による船舶検査証書の書換えの申請があつた場合において、その変更が臨時的なものであるときは、書換えに代えて臨時変更証 (第十三号様式) を交付するものとする。
- 3 臨時変更証に書換えに代えて記載された事項に対応する船舶検査証書の記載事項は、当該臨時変更証の有効期間中は、当該臨時変更証に記載されたとおりに書き換えられたものとみなす。

【出題：H26】ク は、船舶検査証書の記載事項を変更しようとする場合又はその記載事項に変更を生じた場合は、速やかに、ケ (第十二号様式) に船舶検査証書及び力 を添えて管海官庁に提出し、船舶検査証書の コ を受けなければならない。【解答】ク：船舶所有者、ケ：書換申請書、力：船舶検査手帳、コ：書換え、【則第38条第1項】

(船舶検査証書の再交付)

第三十九条 船舶所有者は、船舶検査証書又は臨時変更証を滅失し、又はき損した場合は、船舶検査証書等再交付申請書 (第十四号様式) に船舶検査証書 (き損した場合に限る。) 及び船舶検査手帳を添えて、管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

- 2 船舶検査証書又は臨時変更証を失つたことにより再交付 R03 記を受けた場合は、その失つた船舶検査証書又は臨時変更証は、無効 R03 記とする

【出題：R03】船舶検査証書又は臨時変更証を失つたことによりケ を受けた場合は、その失つた船舶検査証書又は臨時変更証は、コ となる。【解答】ケ：再交付、コ：無効、【則第39条第2項】

(船舶検査証書の返納)

第四十一条 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、船舶検査証書 (第四号の場合にあつては、発見した船舶検査証書) を管海官庁に返納 H27 記しなければならない。

- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
  - 二 船舶が法第二条第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき。
  - 三 船舶検査証書の有効期間が満了したとき。
  - 四 第三十九条第一項の規定により船舶検査証書の再交付を受けた後、失つた船舶検査証書を発見したとき。
- 2 船舶所有者は、次に掲げる場合は、すみやかに、臨時変更証 (第三号の場合にあつては、発見した臨時変更証) を管海官庁に返納しなければならない。
    - 一 前項第一号又は第二号に該当するとき。

- 二 臨時変更証の有効期間が満了したとき。
- 三 第三十九条第一項の規定により臨時変更証の再交付を受けた後、失った臨時変更証を発見したとき。

【出題：H27】船舶所有者は船舶検査証書の有効期間が満了したときには、すみやかに船舶検査証書を  しなければならない。【解答】キ：返納、【則第41条第1項】

### 16.3 複合問題

【問題】次の船舶検査証書に関する文章を読み、以下の問い(1)(2)に答えよ。

”船舶安全法によると、船舶所有者は、船舶を初めて航行の用に供する場合に定期検査を受検することとされ、この検査に合格した後、管海官庁は  (漁船については )、、制限汽圧及び満載喫水線の位置を定め、船舶検査証書を交付する。船舶検査証書の有効期間は、特別なものを除き5年間とされているが、国土交通省令の定めるところにより定期検査を受検することができない船舶については、最大  ヶ月まで有効期間を延長できる。また、定期検査の結果、船舶検査証書の交付を受けるべき船舶に対し、国土交通省令に定める事由により、従前の船舶検査証書の有効期間を満了するまでの間に当該検査に係る船舶検査証書の交付を受けられない場合、船舶検査証書の交付までの  ヶ月間に限り、従前の船舶検査証書は効力を有する。船舶検査証書を持たない船舶を臨時に航行の用に供する場合、船舶所有者は  検査を受検する必要があり、 検査に合格した船舶に対して、管海官庁は  を交付する。”

- (1)  に入る適切な語句(船舶安全法で使用されているものに限る。)又は数字を解答欄に記入せよ。
- (2) 下線部について、従前の船舶検査証書が効力を有すると管海官庁より認められた場合、新しく交付される船舶検査証書の有効期間は、いつから起算することとなるか。解答欄に記入せよ。

【出題：H30】

【解答】(1) ア：航行区域、イ：従業制限、ウ：最大搭載人員、エ：3(三)、オ：5(五)、カ：臨時航行、キ：臨時航行許可証【法第9条第1項・第2項、法第10条第1項・第2項・第3項】

(2) 従前の船舶検査証書の有効期間満了日の翌日

【法第10条第3項】

【問題】次の船舶検査に関する文を読み、以下の問い(1)~(2)に答えよ。(9点)

”船舶安全法第五条は、 に対して、第二条第一項各号に掲げる事項に関する船舶検査の受検を課している。船舶検査の種類は、第五条第一項の各号に記載されている。例えば、 検査は、第二条第一項各号に掲げる事項または無線電信等について国土交通省令で定める改造または修理を行おうとするとき、第九条第一項の規定により定める  の位置または  に記載された条件の変更を行おうとするとき、その他国土交通省令で定める場合に、 検査の受検を課している。船舶安全法第九条によると、 の有効期間は、5年間とされているが、旅客船を除き  区域を航行する船舶又は小型船舶のうち国土交通省令で定めるものについては、 年間とされる。”

- (1)  に入る適切な語句(船舶安全法で使用されているものに限る)又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

【出題：H29】

【解答】(1) ア：船舶所有者、イ：臨時、ウ：満載喫水線、エ：船舶検査証書、オ：平水、カ：6、【法第5条第1項第5号、法第9条、法第10条第1項】

【出題：H27】

- |        |        |        |       |         |      |     |     |      |      |
|--------|--------|--------|-------|---------|------|-----|-----|------|------|
| ①10    | ②12    | ③20    | ④24   | ⑤30     | ⑥36  | ⑦60 | ⑧90 | ⑨安全性 | ⑩堪航性 |
| ⑪復原性   | ⑫船舶検査官 | ⑬都道府県  | ⑭管海官庁 | ⑮国土交通大臣 | ⑯製造者 |     |     |      |      |
| ⑰船舶所有者 | ⑱船舶管理人 | ⑲船舶借入人 | ⑳貨物船  | ㉑旅客船    | ㉒漁船  |     |     |      |      |

## 17. 船舶のトン数の測度に関する法律

記述式の穴埋め問題が1本と、その他はすべて選択式の穴埋め問題

### 17.1 船舶のトン数の測度に関する法律

#### 17.1.1 第1条 趣旨

第一条 この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度 R01 選に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事 H28 選に関する制度の適正な運営 R05 選を確保するため、船舶のトン数の測度 R05 選、R04 選、R01 選、H28 選及び国際トン数証書 R04 選、R02 選、R01 選、H29 選の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

【出題：R05】この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約を実施するとともに、海事に関する  を確保するため、船舶のトン数の  及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

【解答】ア：6（制度の適正な運営）、イ：25（測度）、【法第1条】

【出題：R04】この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶の  及び  の交付に関し必要な事項を定めるものとする。【解答】ア：3（トン数の測度）、イ：8（国際トン数証書）、【法第1条】

【出題：R02, H29】この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び  の交付に関し必要な事項を定めるものとする。【解答】ア：3（国際トン数証書）、【法第1条】

【出題：R01】この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の  に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の  及び  の交付に関し必要な事項を定めるものとする。【解答】ア：2（測度）、イ：6（国際トン数証書）、【法第1条】

【出題：H28】この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、 に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の  及び国際トン数証書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。【解答】ア：32（海事）、イ：2（測度）、【法第1条】

#### 17.1.2 第3条 定義

第三条 この法律において「**閉囲場所** R03 選、H30 選、H28 選」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。

2 この法律において「**上甲板** H30 選」とは、外気に面したすべての開口に**風雨密** R04 選、H30 選、H26 選閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち**最上層** R04 選のものをいう。

3 この法律において「**貨物積載場所** R02 選、H29 選」とは、貨物の運送の用に供される**閉囲場所** H29 選、H27 選内の場所をいう。

4 この法律において「**基準喫水線**」とは、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三条に規定する満載喫水線その他これに相当する喫水線のうち国土交通省令で定めるものをいう。

5 この法律において「**国際トン数証書** R03 選、R01 選、H29 選」とは、次条第一項の**国際総トン数** R01 選、H29 選及び第六条第一項の**純トン数** R03 選、H29 選を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき**国際** H29 選航海に従事する長さ**二十四** R03 選、R01 選**メートル** H29 選以上の日本船舶について交付されるものをいう。

【出題：R03, H30, H28】この法律において「」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。【解答】ア：1（閉囲場所）、【法第3条第1項】

【出題：R04】この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口にを備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうちのものをいう。【解答】ウ：19（風雨密閉鎖装置）、エ：23（最上層）、【法第3条第2項】

【出題：H30】この法律において「」とは、外気に面したすべての開口に閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。【解答】オ：22（上甲板）、カ：15（風雨密）、【法第3条第2項】

- 【出題：H26】この法律において「上甲板」とは、外気に面したすべての開口に「ア」閉鎖装置を備えることその他の国土交通省令で定める基準に適合する甲板のうち最上層のものをいう。【解答】ア：風雨密、【法第3条第2項】
- 【出題：R02】この法律において「イ」とは、貨物の運送の用に供される閉囲場所内の場所をいう。【解答】イ：8（貨物積載場所）、【法第3条第3項】
- 【出題：H29】この法律において「イ」とは、貨物の運送の用に供される「ウ」内の場所をいう。【解答】イ：8（貨物積載場所）、ウ：7（閉囲場所）、【法第3条第3項】
- 【出題：H27】この法律において「貨物積載場所」とは、貨物の運送の用に供される「ア」内の場所をいう。【解答】ア：閉囲場所、【法第3条第3項】
- 【出題：R05】この法律において「国際トン数証書」とは、国際総トン数及び「ウ」を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき「エ」に従事する長さ「オ」以上の日本船舶について交付されるものをいう。【解答】ウ：10（純トン数）、エ：8（国際航海）、オ：8（24メートル）、【法第3条第5項】
- 【出題：R03】この法律において「イ」とは、次条第一項の国際総トン数及び第六条第一項の「ウ」を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ「エ」メートル以上の日本船舶について交付されるものをいう。【解答】イ：8（国際トン数証書）、ウ：13（純トン数）、エ：16（二十四）、【法第3条第5項】
- 【出題：R01】この法律において「イ」とは、次条第一項の「ウ」及び第六条第一項の純トン数を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき国際航海に従事する長さ「エ」以上の日本船舶について交付されるものをいう。【解答】イ：6（国際トン数証書）、ウ：11（国際総トン数）、エ：17（二十四メートル）、【法第3条第5項】
- 【出題：H29】この法律において「ア」とは、次条第一項の「エ」及び第六条第一項の「オ」を記載した証書であつて、この法律の規定に基づき「カ」航海に従事する長さ「キ」の日本船舶について交付されるものをいう。【解答】ア：2（国際トン数証書）、エ：14（国際総トン数）、オ：15（純トン数）、カ：17（国際）、キ：21（二十四メートル以上）、【法第3条第5項】

#### 17.1.3 第4条 国際総トン数

第四条 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として国際航海<sup>R04選</sup>に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。

2 前項の国際総トン数は、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値から除外場所（開口を有する閉囲場所内の場所であつて、当該開口の位置、形態又は大きさが国土交通省令で定める基準に該当する場所をいう。以下同じ。）の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトン<sup>1</sup>を付して表すものとする。

- 【出題：R04】国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主として「オ」に従事する船舶について、その大きさを表すための指標として用いられる指標とする。【解答】オ：30（国際航海）、【法第4条第1項】

#### 17.1.4 第5条 総トン数

第五条 総トン数<sup>R05選,R03選,H30選,H27選</sup>は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさ<sup>R05選,R03選,H30選</sup>を表すための主たる指標として用いられる指標とする。

2 前項の総トン数は、前条第二項の規定の例により算定した数値に、当該数値を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値にトン<sup>1</sup>を付して表すものとする。

3 二層以上の甲板を備える船舶であつて国土交通省令で定めるものについて前項の規定により総トン数の数値を算定する場合には、同項中「当該数値を基準として国土交通省令で定める係数」とあるのは、「当該数値並びに上甲板及び上甲板から第二層にある甲板の位置を基準として国土交通省令で定める係数」とする。

- 【出題：R05, R03, H30】「オ」は、我が国における海事に関する制度において、船舶の「カ」を表すための主たる指標として用いられる指標とする。【解答】オ：11（総トン数）、カ：18（大きさ）、【法第5条第1項】
- 【出題：H28】総トン数は、我が国における海事に関する制度において、船舶の「キ」を表すための主たる指標として用いられる指標とする。【解答】キ：37（大きさ）、【法第5条第1項】
- 【出題：H27】「イ」は、我が国における海事に関する制度において、船舶の大きさを表すための主たる指標として用いられる指標とする。【解答】イ：総トン数、【法第5条第1項】

### 17.1.5 第6条 純トン数

- 第六条 純トン数 R05 選, R03 選, H28 選 は、旅客 R05 選, R01 選, H29 選, H26 選 又は貨物 R03 選, R01 選 の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさ R03 選, H29 選 を表すための指標として用いられる指標とする。
- 2 前項の純トン数は、次に掲げる数値を合算した数値（旅客定員が十三人未満の船舶については、第一号に掲げる数値）にトンをつけて表すものとする。
- 一 貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値から当該貨物積載場所に含まれる除外場所の合計容積を立方メートルで表した数値を控除して得た数値に、当該数値並びに上甲板及び基準喫水線の位置を基準として国土交通省令で定める係数を乗じて得た数値（その数値が国際総トン数の数値の百分の二十五に満たないときは、当該国際総トン数の数値の百分の二十五に相当する数値）
- 二 旅客定員の数及び国際総トン数の数値を基準として国土交通省令で定めるところにより算定した数値
- 3 基準喫水線の位置又は旅客定員の数につき国土交通省令で定める軽微な変更が行われた場合における純トン数の数値については、国土交通省令で、前項に規定する数値の算定の特例を定めることができる。
- 4 前二項の規定により算定した数値が国際総トン数の数値の百分の三十に満たない場合における純トン数の数値は、これらの規定にかかわらず、当該国際総トン数の数値の百分の三十に相当する数値とする。

【出題：R05】  は、 又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。【解答】ウ：10（純トン数）、ク：21（旅客）【法第6条第1条】

【出題：R03】  は、旅客又は  の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の  を表すための指標として用いられる指標とする。【解答】ウ：13（純トン数）、キ：21（貨物）、カ：18（大きさ）【法第6条第1条】

【出題：R01】 純トン数は、 又は  の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。【解答】オ：25（旅客）（オ、カ順不同）、カ：19（貨物）（オ、カ順不同）、【法第6条第1項】

【出題：H29】 純トン数は、 又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の  を表すための指標として用いられる指標とする。【解答】ク：22（旅客）、ケ：26（大きさ）、【法第6条第1項】

【出題：H28】  は、旅客又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。【解答】カ：8（純トン数）、【法第6条第1項】

【出題：H26】 純トン数は、 又は貨物の運送の用に供する場所とされる船舶内の場所の大きさを表すための指標として用いられる指標とする。【解答】イ：旅客、【法第6条第1項】

### 17.1.6 第7条 載貨重量トン数

- 第七条 載貨重量トン数 R04 選, R03 選, R02 選, H28 選 は、船舶の航行の安全 R04 選 を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量 H28 選 を表すための指標として用いられる指標とする。
- 2 前項の載貨重量トン数は、人又は貨物その他国土交通省令で定める物を積載しないものとした場合の船舶の排水量と、比重一・〇二五の水面において基準喫水線に至るまで人又は物を積載するものとした場合の当該船舶の排水量との差をトン（計量法（平成四年法律第五十一号）別表第一の質量の項に掲げるトンをいう。）により表すものとする。

【出題：R04】  は、船舶の航行の  を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。【解答】カ：12（載貨重量トン数）、キ：17（安全）、【法第7条第1項】

【出題：R02, H30】  は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。【解答】ウ：11（載貨重量トン数）、【法第7条第1項】

【出題：H28】  は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の  を表すための指標として用いられる指標とする。【解答】エ：9（載貨重量トン数）、オ：13（最大積載量）、【法第7条第1項】

### 17.1.7 第8条 国際トン数証書等

- 第八条 長さ二十四 R02 選メートル以上 H26 選の日本船舶の船舶所有者 H26 選（当該船舶が共有されているときは船舶管理人 R02 選、H26 選、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人 R02 選。以下同じ。）は、国土交通大臣から国際トン数証書 R04 選、R02 選の交付を受け、これを船舶内 H26 選に備え置かなければ、当該船舶を国際航海 H26 選に従事させてはならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の船舶について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について国際総トン数及び純トン数の測度を行つた後、国際トン数証書を交付するものとする。
- 3 船舶所有者 R01 選は、国際トン数証書 R03 選、R01 選の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から二週間 R03 選、R01 選、H26 選以内に、国土交通大臣に対し、その書換え R03 選、H26 選を申請しなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項に規定する記載事項の変更が国際総トン数又は純トン数の変更である場合について準用する。
- 5 船舶所有者は、国際トン数証書 R03 選が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、その再交付 R03 選を申請することができる。
- 6 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から二週 R02 選、H30 選間 R05 選、H27 選以内に、国際トン数証書 R02 選、H30 選を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書 R02 選、H30 選を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没 H27 選し、又は解撤 H27 選されたとき。
  - 二 船舶が日本の国籍 H27 選を喪失したとき。
  - 三 船舶の存否が三箇月 R05 選、R02 選、H30 選、H27 選間不明になつたとき。
  - 四 船舶が国際航海 R05 選、H27 選に従事する船舶でなくなつたとき。
  - 五 船舶が長さ二十四 R02 選、H30 選メートル R05 選、H27 選以上の船舶でなくなつたとき。
- 7 長さ二十四 R02 選メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び純トン数 R02 選を記載した書面（以下「国際トン数確認書 R02 選」という。）の交付を受けることができる。
- 8 第二項から第六項までの規定は、国際トン数確認書について準用する。この場合において、第二項、第三項、第五項及び第六項中「国際トン数証書」とあるのは「国際トン数確認書」と、同項第五号中「長さ二十四メートル以上」とあるのは「長さ二十四メートル未満」と読み替えるものとする。

【出題：R02】長さ  メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは 、当該船舶が貸し渡されているときは 。以下同じ。）は、国土交通大臣から  の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。【解答】エ：14（二十四）、オ：27（船舶管理人）、カ：28（船舶借入人）、ア：3（国際トン数証書）、【法第8条第1項】

【出題：H26】長さ  の日本船舶の （当該船舶が共有されているときは 、当該船舶が貸し渡されているときは 。以下同じ。）は、国土交通大臣から国際トン数証書の交付を受け、これを  に備え置かなければ、当該船舶を  に従事させてはならない。【解答】ア：5（二十四メートル以上）、イ：15（船舶所有者）、ウ：16（船舶管理人）、エ：18（船舶借入人）、オ：9（船舶内）、カ：10（国際航海）、【法第8条第1項】

【出題：R03】船舶所有者は、 の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から  以内に、国土交通大臣に対し、その  を申請しなければならない。【解答】イ：8（国際トン数証書）、ク：25（二週間）、ケ：29（書換え）、【法第8条第3項】

【出題：H26】船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から  以内に、国土交通大臣に対し、その  を申請しなければならない。【解答】キ：30（二週間）、ク：24（書換え）、【法第8条第3項】

【出題：R01】 は、 の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から  以内に、国土交通大臣に対し、その書換を申請しなければならない。【解答】キ：27（船舶所有者）、イ：6（国際トン数証書）、ク：30（二週間）、【法第8条第3項】

【出題：R03】船舶所有者は、が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、そのを申請することができる。【解答】イ：8（国際トン数証書）、コ：30（再交付）、【法第8条第5項】

【出題：R02, H30】船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から間以内にを国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。

三 船舶の存否が間不明になつたとき。

四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さメートル以上の船舶でなくなつたとき。【解答】キ：18（二週）、ア：3（国際トン数証書）、エ：14（二十四）、ク：21（三箇月）、エ：14（二十四）、【法第8条第6項】

【出題：R05】船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。

二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。

三 船舶の存否が不明になつたとき。

四 船舶がに従事する船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さ以上の船舶でなくなつたとき。【解答】ケ：14（二週間）、コ：16（三箇月間）、エ：8（国際航海）、オ：2（二十四メートル）、【法第8条第6項】

【出題：H27】船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知つた日から以内に、国際トン数証書を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、国際トン数証書を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。

一 船舶が滅失し、し、又はされたとき。

二 船舶が日本のを喪失したとき。

三 船舶の存否が間不明になつたとき。

四 船舶がする船舶でなくなつたとき。

五 船舶が長さの船舶でなくなつたとき。【解答】、【法第8条第6項】

【解答】ア：24（二週間）、イ：8（沈没）、ウ：9（解撤）、エ：17（国籍）、オ：28（三箇月）、カ：14（国際航海に従事）、キ：4（二十四メートル以上）

【出題：R02】長さメートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及びを記載した書面（以下「」という。）の交付を受けることができる。【解答】エ：14（二十四）、ケ：9（純トン数）、コ：4（国際トン数確認書）、【法第8条第7項】

### 17.1.8 第9条 外国における事務

第九条 前条に規定する事務は、外国にあつては、日本の領事官 R04 選, R01 選が行う。

2 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

【出題：R04】の交付に係る事務は、外国にあつては、日本のが行う。【解答】イ：8（国際トン数証書）、ク：13（領事官）、【法第9条第1項】

【出題：R01】前条に規定する事務は、外国にあつては、日本のが行う。【解答】ケ：37（領事官）、【法第9条第1項】

### 17.1.9 第10条 手数料

第十条 **国際トン数証書** R04 選, H29 選又は国際トン数確認書の交付、書換え又は**再交付** R04 選, H29 選を申請しようとする者（**国** R04 選及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で

定める額の手数料を国に納めなければならない。

【出題：R04】 イ 又は国際トン数確認書の交付、書換え又は ケ を申請しようとする者（ コ 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。【解答】イ：8（国際トン数証書）、ケ：29（再交付）、コ：26（国）、【法第10条】

【出題：H29】 ア 又は国際トン数確認書の交付、書換え又は コ を申請しようとする者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。【解答】ア：2（国際トン数証書）、コ：29（再交付）、【法第10条】

### 17.1.10 第12条 立入検査

第十二条 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員 <sup>H28</sup> 選 に、船舶に立ち入り、国際トン数証書 <sup>R01</sup> 選 （条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書 <sup>R01</sup> 選 に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を 検査 <sup>R01</sup> 選、<sup>H28</sup> 選、<sup>H27</sup> 選 させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【出題：R01】 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、 イ （条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した イ に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を コ させることができる。【解答】イ：6（国際トン数証書）、コ：1（検査）、【法第12条第1項】

【出題：H28】 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その ケ に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を コ させることができる。【解答】ケ：19（職員）、コ：1（検査）、【法第12条第1項】

【出題：H27】 国土交通大臣は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、国際トン数確認書その他の物件を ウ させることができる。【解答】ウ：検査、【法第12条第1項】

### 17.1.11 第13条 権限の委任

第十三条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長 <sup>H28</sup> 選 （運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項を運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に行わせることができる。

【出題：H28】 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、 ク （運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。【解答】ク：24（地方運輸局長）、【法第13条第1項】

## 17.2 選択肢

【出題：R05】

- |             |             |            |              |          |        |         |
|-------------|-------------|------------|--------------|----------|--------|---------|
| 1. 十五メートル   | 2. 二十四メートル  | 3. 三十六メートル | 4. 人命の安全     | 5. 輸送の安全 |        |         |
| 6. 制度の適正な運営 | 7. 遠洋航路     | 8. 国際航海    | 9. 本邦の各港間の航路 | 10. 純トン数 |        |         |
| 11. 総トン数    | 12. 載貨重量トン数 | 13. 排水トン数  | 14. 二週間      | 15. 三十日間 |        |         |
| 16. 三箇月間    | 17. 一年間     | 18. 三年間    | 19. 船員       | 20. 機関   | 21. 旅客 | 22. 大きさ |
| 23. 重量      | 24. 長さ      | 25. 測度     | 26. 計量       | 27. 検査   |        |         |

【出題：R04】

1. 水密閉鎖装置	2. 船舶件名書	3. トン数の測度	4. 返納	5. 返還
6. 船舶国籍証書	7. 載貨重量トン数証書	8. 国際トン数証書	9. 総トン数証書	
10. 国際総トン数	11. 総トン数	12. 載貨重量トン数	13. 領事官	14. 大きさ
15. 本邦の各港間の航路	16. 国際トン数確認書	17. 安全	18. 地方運輸局	
19. 風雨密閉鎖装置	20. 仕切り	21. 貨物の運送	22. 秩序	23. 最上層
24. 効率	25. 行政書士	26. 国	27. 船舶検査官	28. 最下層
		29. 再交付	30. 国際航海	

【出題：R03】

1. 閉囲場所	2. 除外場所	3. 暴露場所	4. 開放場所
5. 船舶国籍証書	6. 仮船舶国籍証書	7. 載貨重量トン数証書	8. 国際トン数証書
9. 総トン数証書	10. 国際総トン数	11. 総トン数	12. 載貨重量トン数
13. 純トン数	14. 十二	15. 二十	16. 二十四
17. 重量	18. 大きさ	19. 長さ	20. 排水量
21. 貨物	22. 燃料油	23. 船員	24. 一週間
25. 二週間	26. 一箇月	27. 三箇月	28. 修正
29. 書換え	30. 再交付		

【出題：R02】

1. 船舶国籍証書	2. 仮船舶国籍証書	3. 国際トン数証書	4. 国際トン数確認書
5. 載貨重量トン数証書	6. 総トン数	7. 除外場所	8. 貨物積載場所
9. 純トン数	10. 暴露場所	11. 載貨重量トン数	12. パナマ運河トン数
13. スエズ運河トン数	14. 二十四	15. 十二	16. 三十
17. 一週	18. 二週	19. 三週	20. 一箇月
21. 三箇月	22. 六箇月	23. 船舶測度官	24. 船舶検査官
25. 所有者	26. 海事代理士	27. 船舶管理人	28. 船舶借入人
29. 代理人	30. 行政書士		

【出題：R01】

1. 検査	2. 測度	3. 登録
4. 監査	5. 船舶国籍証書	6. 国際トン数証書
7. 載貨重量トン数証書	8. 仮船舶国籍証書	9. 載貨重量トン数
10. 総トン数	11. 国際総トン数	12. パナマ運河トン数
13. スエズ運河トン数	14. 十メートル	15. 十二メートル
16. 二十メートル	17. 二十四メートル	18. 三十メートル
19. 貨物	20. 燃料油	21. 船員
22. 積荷	23. 荷物	24. 乗客
25. 旅客	26. 船長	27. 船舶所有者
28. 取締役	29. 一週間	30. 二週間
31. 三週間	32. 一箇月	33. 二箇月
34. 船舶測度官	35. 船舶検査官	36. 管海官庁
37. 領事官	38. 大使館	39. 造船所

【出題：H30】

1. 国際総トン数	2. 総トン数	3. 純トン数	4. 載貨重量トン数	5. 重さ	6. 長さ
7. 大きさ	8. 暴露場所	9. 閉囲場所	10. 閉鎖区画	11. 除外場所	12. 自動
13. 手動	14. 水密	15. 風雨密			
16. 二週	17. 一箇月	18. 三箇月			
19. 六箇月	20. 一年	21. 乾舷甲板			
22. 上甲板	23. 暴露甲板	24. 十二メートル			
25. 二十メートル	26. 二十四メートル	27. 船舶国籍証書			
28. 船舶検査証書	29. 国際トン数証書	30. 総トン数計算書			

【出題：H29】

- |               |              |              |               |
|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 1. 船舶国籍証書     | 2. 国際トン数証書   | 3. 総トン数証書    | 4. 載貨重量トン数証書  |
| 5. 除外場所       | 6. 暴露場所      | 7. 閉囲場所      | 8. 貨物積載場所     |
| 9. 控除場所       | 10. 上甲板下     | 11. 上甲板上     | 12. 総トン数      |
| 13. 載貨重量トン数   | 14. 国際総トン数   | 15. 純トン数     | 16. 国内        |
| 17. 国際        | 18. 十二メートル未満 | 19. 十二メートル以上 | 20. 二十四メートル未満 |
| 21. 二十四メートル以上 | 22. 旅客       | 23. 船員       | 24. 重さ        |
| 25. 面積        | 26. 大きさ      | 27. 返還       | 28. 訂正        |
| 29. 再交付       | 30. 登録       |              |               |

【出題：H28】

- |           |             |            |           |              |            |
|-----------|-------------|------------|-----------|--------------|------------|
| 1. 検査     | 2. 測度       | 3. 公証      | 4. 捜査     | 5. 国際トン数     | 6. 総トン数    |
| 7. トン数    | 8. 純トン数     | 9. 載貨重量トン数 | 10. 責任トン数 | 11. 質量       | 12. 積量     |
| 13. 最大積載量 | 14. 許容重量    | 15. 限界重量   | 16. 総積量   | 17. 純積量      | 18. 海上保安官  |
| 19. 職員    | 20. 外国船舶監督官 | 21. 船舶検査官  | 22. 船舶測度官 | 23. 海上安全環境部長 | 24. 地方運輸局長 |
| 25. 領事官   | 26. 暴露場所    | 27. 閉囲場所   | 28. 閉鎖区域  | 29. 除外場所     | 30. 海上運送   |
| 31. 海上    | 32. 海事      | 33. 船舶     | 34. 航海    | 35. 登録       | 36. 自重     |
| 37. 大きさ   | 38. 構造      | 39. 形状     |           |              |            |

【出題：H27】

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 十二メートル未満  | 2. 十二メートル以上 | 3. 二十四メートル未満 |
| 4. 二十四メートル以上 | 5. 売買       | 6. 没収        |
| 7. 拿捕        | 8. 沈没       | 9. 解撤        |
| 10. 改造       | 11. 独航機能撤去  | 12. 解体       |
| 13. 国際航路に従事  | 14. 国際航海に従事 | 15. 近海区域を航行  |
| 16. 遠洋区域を航行  | 17. 国籍      | 18. 船籍       |
| 19. 所有権      | 20. 抵当権     | 21. 登記       |
| 22. 船舶国籍証書   | 23. 一週間     | 24. 二週間      |
| 25. 三週間      | 26. 一箇月     | 27. 二箇月      |
| 28. 三箇月      | 29. 一年      | 30. 二年       |

【出題：H26】

- |              |              |             |             |
|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 1. 十二メートル以上  | 2. 十二メートル未満  | 3. 二十メートル以上 | 4. 二十メートル未満 |
| 5. 二十四メートル以上 | 6. 二十四メートル未満 | 7. 船長室内     | 8. 甲板室内     |
| 9. 船舶内       | 10. 国際航海     | 11. 国内航海    | 12. 国際航路    |
| 13. 国内航路     | 14. 船長       | 15. 船舶所有者   | 16. 船舶管理人   |
| 17. 海事代理士    | 18. 船舶借入人    | 19. 運航管理者   | 20. 船舶測度官   |
| 21. 所有権      | 22. 登記       | 23. 再交付     | 24. 書換え     |
| 25. 訂正       | 26. 一箇月      | 27. 二箇月     | 28. 三箇月     |
| 29. 一週間      | 30. 二週間      |             |             |

## 18. 造船法

記述式の穴埋め問題と○×問題のみ。

### 18.1 法第1条（目的）

令和3年に法律改正があり、長い条文となった。

第一条 この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術 R01 記の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営 H30 記 H28 記を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【出題：R01】この法律は、の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

【解答】ア：造船技術、【旧第1条】

【出題：H30, H28】この法律は、造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業のを期することを目的とする。【解答】ア：円滑な運営、【旧第1条】

### 18.2 法第2条（施設の新設等の許可等）

第二条 総トン数五百 H30 記 H27 記トン以上又は長さ五十 R02 記 H30 記 H29 記メートル以上の鋼製 H26 記の船舶の製造又は修繕 R05 記 R04 記 R02 記 H29 記をすることができる造船台、ドック R04 記 H29 記 H27 記又は引揚船台 R05 記 H28 記 H26 記を備える船舶の製造又は修繕 R05 記の施設を新設 R04 記し、譲り受け R05 記 H26 記、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令 H28 記の定める手続きに従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲り受け若しくは借受けによる引渡しを完了したときは、その日から一月以内 R04×R02×H30×に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。R03○R01×

【出題：R05】総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製船舶の製造又はをすることができる造船台、ドック又はを備える船舶の製造又はの施設を新設し、、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】ア：修繕、イ：引揚船台、ウ：譲り受け【第2条1項】

【出題：R04】総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又はをすることができる造船台、又は引揚船台を備える船舶の製造又はの施設をし、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】ア：修繕、イ：ドック、ウ：新設【第2条1項】

【出題：R02, H29】総トン数五百トン以上又は長さ以上の鋼製の船舶の製造又はをすることができる造船台、又は引揚船台を備える船舶の製造又はの施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】ア：五十メートル、イ：修繕、ウ：ドック【第2条1項】

【出題：H28】総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又はを備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、の定める手続きに従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】イ：引揚船台、ウ：国土交通省令【法第2条1項】

【出題：H26】総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上のの船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又はを備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令の定める手続きに従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】ア：鋼製、イ：引揚船台、ウ：譲り受け、【法第2条1項】

【出題：R04】総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設について譲り受けの許可を受けた者は、その許可に係る施設の引渡しを完了したときは、その日から二月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法第2条】

【出題：R02】施設の新設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から20日以内に、その旨を届け出なければならない。【解答】×、【法第2条第2項】

【出題：H30】施設の新設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法第2条1項】

### 18.3 法第3条（設備の新設等の許可等）

第三条 前条第一項の施設を所有し、又は借り受け R03 記している H30 記者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であって国土交通省令で定めるものを新設し、増設 R03 記し、又は拡張 H27 記しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可 R03 記を受けなければならない。 H29○H28×H27×  
2 前条第二項の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。

【出題：R03】国土交通大臣の許可を受けている船舶の製造をする施設を所有し、又はア ている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な設備であって、国土交通省令で定める造船台※1を新設し、イ し、又は拡張しようとするときは、国土交通大臣のウ を受けなければならない。

※1：ここでいう造船台とは、平均潮高時における陸上耐圧部（せきとびらを有する場合は乾水できる部分を含む。）の長さが五十メートル以上のものをさす。

【解答】ア：借受け（借り受け）、イ：増設、ウ：許可、【第3条1項】

【出題：H30】総トン数イ 以上又は長さウ 以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を所有し、又はエ 者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備を新設し、増設し、又はオ しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】イ：五百（500）トン、ウ：五十（50）メートル、エ：借り受けている、オ：拡張、【法第2条1項、法第3条1項】

【出題：H27】総トン数ア 以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、イ 又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、イ、引揚船台等の設備であって国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又はウ しようとするときは、国土交通省令の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】ア：五百トン、イ：ドック、ウ：拡張、【法第3条1項】

【出題：R03】設備の増設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法第3条2項】

【出題：H29】総トン数千トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台（平均潮高時における陸上耐圧部の長さは七十メートルとする。）について造船法の許可を受けている者が、当該造船台を総トン数二千トンの鋼製の船舶の製造をすることができるものに変更しようとするときは、設備の拡張に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】○、【法第2条1項、法第3条1項】

【出題：H28】造船法第二条第一項の規定に基づき、総トン数五千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える施設を借り受けた者が、造船法第三条第一項の規定に基づき、当該造船台の拡張に係る国土交通大臣の許可を受けることはできない。【解答】×、【法第3条1項】

【出題：H28】総トン数二千トンの鋼製の船舶の製造をすることができるドックを所有する者が、当該ドックにおいて総トン数二千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるようにする場合は、造船法第三条第一項の規定に基づき、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第3条1項】

【出題：H27】造船法の許可を受けている総トン数千トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を所有する者が、当該造船台を総トン数二千トンの鋼製の船舶の製造をすることができるよう変更しようとするときは、造船法第三条第一項の規定に基づき、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。【解答】×、【法第3条1項】

【出題：H30】総トン数千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるドック（きよ底平たん部の長さは九十メートルとする。）について造船法の許可を受けている者が、当該ドックを総トン数二千トンの鋼製の船舶の修繕をすることができるものに変更しようとするときは、設備の増設に係る国土交通大臣の許可を受けなければならない。

【解答】×、【法第3条】

#### 18.4 法第4条（許可の基準）

- 第四条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する申請があったときは、第二条第一項又は前条第一項の許可をしなければならない。
- 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって日本経済として適正な造船能力 R02 記を超えることとならないこと。
  - 二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって、当該造船事業の経営が我が国における造船事業の健全な発達 R02 記を阻害するような競争を引き起こすおそれがないこと。
  - 三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の技術的及び経理的 R02 記基礎が確実であること。
- 2 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、交通政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 一 前項第一号の造船能力の算定をしようとするとき。
  - 二 第二条第一項又は前条第一項の許可の申請に係る事案が特に重要なものである場合において、当該事案が前項第二号の基準に適合するかどうかの判定をしようとするとき。

【出題：R05】国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合する申請があったときは、施設の新設等又は設備の新設等の許可をしなければならない。

- 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは エ することによって日本経済として適正な造船能力を超えることとならないこと。
- 二 当該施設を新設し、ウ、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは エ することによって、当該造船事業の経営が我が国における造船事業の オ を阻害するような競争を引き起こすおそれがないこと。
- 三 当該施設を新設し、ウ、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは エ しようとする者の技術的及び カ 基礎が確実であること。

【解答】ウ：譲り受け、エ：拡張、オ：健全な発達、カ：経理的【第4条1項】

【出題：R02】国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準に適合する申請があったときは、施設の新設等又は設備の新設等の許可をしなければならない。

- 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって日本経済として適正な エ をこえることとならないこと。
- 二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによって、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の オ を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。
- 三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の カ 基礎が確実であること。

【解答】エ：造船能力、オ：健全な発達、カ：技術的及び経済的【第4条1項】（2）

#### 18.5 法第5条（船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止）

- 第五条 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二月 R01 記 H28 記以内に、その施設の概要 H29 記及び事業計画 R04 記 R01 記 H28 記 H26 記を国土交通大臣に届け出なければならない H30×。H29○H28○H27○
- 一 鋼製 H26 記の船舶の製造又は修繕をする事業
  - 二 鋼製 H26 記の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業
  - 三 軸馬力三十 R01 記 H26 記馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
  - 四 受熱面積百五十 R01 記平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業
- 2 前項各号の事業を営む者が、その事業を休止 R04 記 H29 記し、又は廃止したときは、二 R04 記月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出 H30×なければならない。R05○、R03○

【出題：R05】鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上のものの製造をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法

第5条1項】

【出題：R04】鋼製の船舶の製造又は「ア」をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二月以内に、その施設の概要及び「エ」を国土交通大臣に届け出なければならない。なお、その事業を「オ」し、又は廃止したときは、「カ」月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【解答】ア：修繕、エ：事業計画、オ：休止、カ：二、【第5条の要約文】

【出題：R01】次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から「イ」以内に、その施設の概要及び「ウ」を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業
- 二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業
- 三 軸馬力「エ」馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
- 四 受熱面積「オ」平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

【解答】イ：二箇月、ウ：事業計画、エ：三十（30）、オ：百五十（150）、【第5条1項】

【出題：H29】鋼製の船舶の製造又はイをする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の「エ」及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。なお、その事業を「オ」し、又は廃止したときは、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【解答】エ：概要、オ：休止、【法第5条1項・2項】

【出題：H28】鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から「エ」以内に、その施設の概要及び「オ」を国土交通大臣に届け出なければならない。

【解答】エ：二箇月、オ：事業計画【法第5条1項】

【出題：H26】次に掲げる事業を開始したものは、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び「エ」を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 「ア」の船舶の製造又は修繕をする事業
- 二 「ア」の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業
- 三 軸馬力「オ」馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
- 四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

【解答】ア：鋼製、エ：事業計画、オ：三十（30）、【法第5条1項】

【出題：R05】事業廃止の届出書は、事業の廃止の日から二月以内に提出しなければならないが、設備使用廃止報告書は、当該設備の使用を廃止する前にあらかじめ提出しなければならない。【解答】○、【法第5条2項】

【出題：R03】鋼製の船舶の製造事業を営む者が、その事業を廃止したときは、二箇月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】○、【法第5条2項】

【出題：R02】軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業を開始した者は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出をしなければならない。【解答】○、【法第5条1項、法第6条（R3年の法改正後5条内に移行）】

【出題：H30】総トン数二十トン未満の鋼製の船舶のみを修繕する事業を開始した者は、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出る必要はない。【解答】×、【法第5条1項1号】

【出題：H30】鋼製の船舶の製造をする事業を営む者が、その事業を休止するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。【解答】×、【法5条2項】

【出題：H29】鋼製の船舶以外の船舶であっても総トン数二十トン以上のものの製造をする事業を開始した者は造船業開始届出書を提出しなければならない。【解答】○、【法第5条1項2号】

【出題：H28】軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業を開始した者は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出をしなければならない。【解答】○、【法第6条1項（現法第5条1項3号）】

【出題：H27】鋼製の船舶の修繕をする事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を所轄地方運輸局長に届けなければならない。【解答】○、【法第5条1項】

【出題：H27】鋼製の船舶の修繕をする事業を開始した者であっても、造船法第二条第一項の施設を所有していない場合は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出は要さない。【解答】×、【R3年に法律改正（現法第5条）】

### 18.6 法第6条（業務に関する勧告）

第六条 国土交通大臣は、前条第一項各号に掲げる事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について意見を述べ、又は勧告をすることができる。H26○

【出題：H26】国土交通大臣は、受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業を営む者に対して、業務運営の改善及び企業原価の適正化等について、意見を述べ、又は勧告をすることができる。

【解答】○、【法第5条1項、法第6条】

### 18.7 法第9条（報告）

第九条 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀ぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者に対して、その生産、販売、労務及び施設について報告をさせることができる。R03×（法第37条2項）

2 前項の場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、報告をする者に対して、報告について必要な協力をしなければならない。

### 18.8 法第33条（権限の委任）

第三十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任することができる。

【出題：R01】造船法に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方運輸局長に委任している。【解答】○、【法第33条】

### 18.9 法第35条

第三十五条 第二条第一項又は第三条第一項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下H28×の懲役若しくは十万円以下R05×、H29×の罰金に処し、又はこれを併科する。R04○R01×H27○

【出題：R04】造船法において、国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を譲り受けた者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められている。【解答】○、【法第35条】

【出題：R01】造船法において、国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができるドックを備える船舶の製造の施設を新設した者は、三万円以下の罰金に処すると定められている。

【解答】×、【法第2条1項、第35条】

【出題：R05、H29 類】国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を新設した者は、三十万円の罰金に処される。

【解答】×、【法第35条】

【出題：H28】造船法第二条第一項の規定に違反した者は、一箇月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。【解答】×、【法第35条】

【出題：H27】造船法において、国土交通大臣の許可を受けず長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を新設した者は六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められている。【解答】○、【法第35条】

### 18.10 法第37条

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三万円R03×以下の罰金に処する。H26○

一 第二条第二項（第三条第二項において準用する場合を含む。）又は第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

【出題：H30】造船法において、鋼製の船舶の製造をする事業を開始した者であって、その事業を開始した日から二箇月以内に、その施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なかった者は三万円以下の罰金に処すると定められ

ている。【解答】○、【法第5条1項、法第37条1号】

【出題：H26】船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者で、生産状況報告書の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は三万円以下の罰金に処する。【解答】○、【法第37条1号】

【出題：R03】船舶の製造事業を営む者が、国土交通大臣へその生産、販売、労務及び施設についての報告をする際、虚偽の報告を行った場合は、**十万円以下**の罰金に処する。【解答】×、【法第9条1項、法第37条2号】

#### 18.11 則第1条関係（施設の新設等の許可申請及び届出）

第一条 造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者 **R01**×は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
- 二 事業の種類
- 三 事業の開始年月
- 四 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設の名称及び所在地並びに当該施設に備える設備の概要

五 譲り受け、又は借り受けようとする場合の相手方の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 **定款 R03** 記、最近の**貸借対照表 R03** 記及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を説明した書類
- 二 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設に備える設備の概要及び当該施設の**敷地総面積 R03** 記を示す書類及び図面
- 三 所要資金の額及びその調達方法を記載した書類
- 四 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。 **H26** ×

- 一 氏名及び住所
- 二 新設し、譲り受け、又は借り受けた施設の名称及び所在地
- 三 工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡しの完了年月日

【出題：R03】施設の新設を行う者は、次に掲げる書類及び図面を申請書に添付するものとする。① **工**、最近の**才**及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を説明した書類、②新設する施設に備える設備の概要及び当該施設の**力**を示す書類及び図面、③所要資金の額及びその調達方法を記載した書類、④許可基準に適合することを説明する書類。

【解答】工：定款、才：貸借対照表、力：敷地総面積、【則第1条2項】

【出題：R01】事業開始の届出をする際の添付書類は、定款、現に行っている事業の概要を説明する書類、最近の貸借対照表及び損益計算書、施設に備える設備の概要及び当該施設の敷地総面積を示す書類及び図面である。【解答】×、【法第2条1項、則第1条2項】

【出題：H26】設備の新設の許可を受けた者は、氏名及び住所、新設をした設備に係る施設の名称及び所在地並びに使用開始予定年月日を記載した届出書を提出しなければならない。【解答】×、【法第2条2項、則第1条3項】

#### 18.12 則第4条（事業の開始等の届出）

第四条 法第五条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、**工場ごと R02**×**H29**×に、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号（貸借対照表及び損益計算書を除く。）及び第二号に規定する書類及び図面（次項において「添付書類」という。）を添えて提出するものとする。

2 法第二条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業について前項に規定する届出書を提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について**変更がない H27** 記ときは、届出書にその旨を記載して添付書類を**省略 H27** 記することができる。

H28○

3 法第五条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

【出題：H27】造船法第二条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業について造船業開始届出書を提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について「工」ときは、届出書にその旨を記載して添付書類を「才」することができる。

【解答】工：変更がない、才：省略、【則第4条2項】

【出題：R02】事業の開始等の届出は、常時5人以上の従業員を使用している工場ごとに提出しなければならない。

【解答】×、【法第5条1項、則第4条1項】

【出題：H29】造船業開始届出書は、常時5人以上の従業員を使用している工場毎に提出しなければならない。

【解答】×、【法第5条1項、則第4条1項】

【出題：H28】総トン数五百トンの鋼製の船舶の修繕をすることができる造船台を備える船舶の修繕の施設を所有し、事業を営む者は、毎年一回、鋼造船所施設状況報告書を提出するが、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、提出する必要はない。【解答】○、【法第9条1項、則5条】

### 18.13 則第5条（報告）

第五条 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀ぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、次の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならない。ただし、鋼造船所施設状況報告書にあっては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。R04×

報告書の名称	報告者	報告事項	書式	提出期日
生産状況報告書	法第五条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	一 生産高 二 新造船工程表 三 工事時間数 四 鋼材搭載重量 五 従業員数	第五号書式	毎年五月十五日及び十一月十五日まで R01○H27○ (年2回), R05×, R04×
鋼造船所施設状況報告書	法第五条第一項第一号の事業を営んでいる者であつて、法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けているもの	施設の概要	第六号書式	毎年二月十五日まで
船舶用機関等施設状況報告書	船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造又は修繕を行うための工場（事業場を含む。）を有する者であつて、常時5人以上の従業員を使用しているもの	一 施設の概要 二 従業員数 三 生産能力	第七号書式A	毎年二月十五日まで
		一 工作機械 二 加工機械 三 運搬設備	第七号書式B	三年ごとに二月十五日まで
船舶用艀装品等月間生産高報告書	船舶用機関の部分品若しくは附属品又は艀装品若しくはその部分品若しくは附属品の製造の事業を営んでいる者であつて、常時5人以上の従業員を使用しているもの	一 生産高 二 在庫高 H26×	第八号書式	翌月の十五日まで
船舶装備用輸入品入手実績報告書	法第二条第一項の施設により船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる者	輸入品の入手実績	第九号書式	毎年一月十五日及び七月十五日まで H26○(年2回)

【出題：R04】総トン数三千トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有

し、鋼製の船舶の製造事業を営んでいる者は、**毎年一回**、生産状況報告書を提出しなければならない。

【解答】×、【法第5条1項、則第5条】

【出題：R01】生産状況報告書は年二回提出することとされている。【解答】○、【則第5条】

【出題：R05】総トン数三千トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有し、鋼製の船舶の製造事業を営んでいる者は、四半期ごとに、生産状況報告書を提出しなければならない。【解答】×、【則第5条（表内）】

【出題：H27】総トン数三千トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有し、事業を営んでいる者は、毎年二回、生産状況報告書を提出しなければならない。

【解答】○、【法第9条1項、則第5条（表内）】（5）（5）

【出題：H26】船舶装備用輸出入品入手実績報告書は年二回提出することとされている。【解答】○、【則第5条（表内）】

【出題：H26】船舶用ぎ装品等月間生産高報告書では、**生産高**及び受注高の報告を求めている。

【解答】×、【則第5条（表内）】

#### 18.14 則第6条（設備の使用廃止の報告等）

第六条 法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けている者は、当該施設に備える第二条各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、**あらかじめ**、次に掲げる事項を記載した第十号書式の設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。R04○R02○H29○

- 一 氏名及び住所
- 二 使用廃止をする設備に係る施設の名称及び所在地
- 三 使用廃止をする設備の概要
- 四 使用廃止をする理由
- 五 使用廃止をする予定年月日
- 六 その他必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の設備使用廃止報告書に記載された設備が使用廃止されたときは、速やかに、当該設備に係る法第二条第一項又は法第三条第一項の許可を取り消すものとする。

【出題：R04】総トン数五百トン以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を借り受けている者は、当該造船台を船舶の製造の用に供しないこととするときは、あらかじめ設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】○、【法第2条1項、則第6条1項】

【出題：R02】事業廃止届出書は、事業廃止の日の2ヶ月以内に提出しなければならないが、設備使用廃止報告書は、使用廃止する前にあらかじめ提出しなければならない。【解答】○、【法第5条2項、則第6条1項】

【出題：H29】総トン数五百トンの鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船舶の製造の施設を所有する者が、当該造船台を船舶の製造の用に供しないこととするときは、あらかじめ設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。【解答】○、【則第6条1項】

【出題：R01】施設の借受の許可を受け、事業を行った後、施設の元の所有者に返還する際は、返還してから一箇月以内に、返還した旨届け出なければならない。【解答】×、【則第6条、法第2条2項】

#### 18.15 則第17条（経由機関）

第十七条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類（事業基盤強化計画に係るものを除く。）は、**所轄地方運輸局長を経由** R03×するものとする。R01○

【出題：R03】造船法または造船法施行規則の規定により国土交通大臣に提出する書類は、国土交通大臣へ直接送付しなければならない。【解答】×、【則第17条】

## 19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

選択問題か、記述問題のどちらか。

### 19.1 第1条

(目的)

第一条 この法律は、国際航海船舶及び国際港湾施設についてその所有者等が講ずべき保安の確保のために必要な措置を定めることにより国際航海船舶及び国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図るとともに、保安の確保のために必要な措置が適確に講じられているかどうか明らかでない国際航海船舶の本邦の港への入港に係る規制に関する措置を定めることにより当該国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶又は国際港湾施設に対して生ずるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

### 19.2 法第2条(定義)

第二条 この法律において「国際航海船舶」とは、国際航海(一国の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。)に従事する次に掲げる船舶をいう。

- 一 日本船舶(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。)であって、**旅客船** R05 記,R03 記又は総トン数が**五百** R05 記,R03 記トン以上の**旅客船** R05 記,R03 記以外のもの(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項第一号に規定する漁船その他の国土交通省令で定める船舶を除く。)
- 二 日本船舶以外の船舶のうち、本邦の港(東京湾、伊勢湾(伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。))及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域(以下この号において「特定海域」という。)を含む。以下同じ。)にあり、又は本邦の港に入港(特定海域への入域を含む。以下同じ。)をしようとする船舶であって、旅客船又は総トン数が五百トン以上の旅客船以外のもの(専ら漁業に従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。)

- 2 この法律において「国際港湾施設」とは、国際埠頭施設及び国際水域施設をいう。
- 3 この法律において「国際埠頭施設」とは、国際航海船舶の係留の用に供する岸壁その他の係留施設(当該係留施設に附帯して、当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る貨物の積み込み若しくは取卸しのための荷さばきの用に供する施設又は当該係留施設に係留される国際航海船舶に係る旅客の乗船若しくは下船の用に供する施設がある場合には、これらの施設を含む。)をいう。
- 4 この法律において「国際水域施設」とは、国際航海船舶の停泊の用に供する泊地その他の水域施設をいう。
- 5 この法律において「危害行為」とは、船舶又は港湾施設を損壊する行為、船舶又は港湾施設に不法に爆発物を持ち込む行為その他の船舶又は港湾施設に対して行われる行為であって、船舶又は港湾施設の保安の確保に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「**国際海上運送保安指標** R01 記」とは、次条の規定により、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。

【出題：R05, R03, H29】国際航海日本船舶とは、国際航海を行う日本船舶のうち、又は総トン数がトン以上の以外のものである。【解答】キ：旅客船、ク：五百(500)、【第2条1項1号】

【出題：R01】とは、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。【解答】ア：国際海上運送保安指標、【第2条6項】

※ 第4条において、「第二条第一項第一号に掲げる船舶(以下「国際航海日本船舶」という。))と定義されている。

### 19.3 法第3条（国際海上運送保安指標の設定等）

第三条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、国際航海船舶及び国際港湾施設について、次に掲げる事項を勘案して国際海上運送保安指標を設定し、公示しなければならない。

- 一 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容
  - 二 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域
  - 三 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度
- 2 国土交通大臣は、国際海上運送保安指標を設定するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長（関係行政機関が国家公安委員会である場合にあっては、国家公安委員会。次項において同じ。）の意見を求めることができる。
  - 3 関係行政機関の長は、国際海上運送保安指標の設定について、国土交通大臣に意見を述べるることができる。
  - 4 前三項の規定は、国際海上運送保安指標の変更について準用する。

### 19.4 第4条（国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置）

第四条 国際航海船舶のうち**第二条第一項第一号に掲げる船舶（以下「国際航海日本船舶」という。）**の所有者（当該国際航海日本船舶が共有されているときは管理人、当該国際航海日本船舶が貸し渡されているときは借入人。以下同じ。）は、当該国際航海日本船舶に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第十一条までに規定するところにより、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

### 19.5 法第5条（船舶警報通報装置等）

第五条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に、**船舶警報通報装置 H27 記**（船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨を**海上保安庁 H27 記**に伝達する機能を有する装置をいう。附則第二条において同じ。）その他国土交通省令で定める船舶の保安の確保のために必要な装置（以下「船舶警報通報装置等」という。）を設置しなければならない。

- 2 前項の規定による船舶警報通報装置等の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

【出題：H27】 は、船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨をに伝達する機能を有する装置であり、船舶所有者は、国際航海日本船舶に本装置を設置しなければならない。

【解答】オ：船舶警報通報装置、力：海上保安庁、【第5条1項】

### 19.6 法第6条（船舶指標対応措置）

第六条 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、**船舶指標対応措置 R04 記**（当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な**制限区域 H27 記**の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について**国土交通大臣 H27 記**が設定する**国際海上運送保安 R04 記**指標（当該**国際海上運送保安 R04 記**指標が変更されたときは、その変更後のもの。第二十九条第一項及び第三十七条において同じ。）に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。

【出題：R04】 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、措置（当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定する指標（当該指標が変更されたときは、その変更後のもの。）に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。）を実施しなければならない。【解答】ア：船舶指標対応、イ：国際海上運送保安、【第6条】

【出題：H28】 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、（当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要なの設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その

他の当該国際航海日本船舶について「ウ」が設定する「エ」に対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

【解答】ア：船舶指標対応措置、イ：制限区域、ウ：国土交通大臣、エ：国際海上運送保安指標、【第6条】

### 19.7 法第7条（船舶保安統括者）

第七条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保 H26 記に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員 R02 記以外の者であって、船舶の保安の確保 H26 記に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものの中から、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安統括者 R02 記 H27 記 H26 記を選任しなければならない。

- 2 国際航海日本船舶の所有者は、前項に規定する船舶保安統括者（以下「船舶保安統括者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 船舶保安統括者は、誠実にその業務を遂行しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、船舶保安統括者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、国際航海日本船舶の所有者に対し、当該船舶保安統括者の解任 H30 記を命ずることができる。
- 5 この法律に定めるもののほか、船舶保安統括者の業務の範囲は、国土交通省令で定める。

【出題：R02】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の「ア」以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものの中から、国土交通省令で定めるところにより、「イ」を選任しなければならない。【解答】ア：乗組員、イ：船舶保安統括者、【第7条】

【出題：H30】国土交通大臣は、船舶保安統括者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、国際航海日本船舶の所有者に対し、当該船舶保安統括者の「ア」を命ずることができる。【解答】ア：解任、【第7条4項】

【出題：H27】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものの中から、「ウ」を選任しなければならない。【解答】ウ：船舶保安統括者、【第7条1項】

【出題：H26】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る「ア」に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の「イ」以外の者であって、船舶の「ア」に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものの中から、国土交通省令で定めるところにより、「ウ」を選任しなければならない。【解答】ア：保安の確保、イ：乗組員、ウ：船舶保安統括者、【第7条1項】

### 19.8 法第8条（船舶保安管理者）

第八条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保 H26 記に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員 R04 記 H26 記であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保 H26 記に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安管理者 R04 記 H27 記 H26 記を選任しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）に前項の講習の実施に関する業務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 国際航海日本船舶の所有者は、第一項に規定する船舶保安管理者（以下「船舶保安管理者」という。）を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 4 前条第三項から第五項までの規定は、船舶保安管理者について準用する。
- 5 国際航海日本船舶の乗組員その他船内にある者は、船舶保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第十一条に規定する船舶保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

【出題：R04】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の「ウ」であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、「エ」を選任しなければならない。

【解答】ウ：乗組員、エ：船舶保安管理者、【第8条1項】

【出題：H27】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の乗組員であって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、「エ」を選任しなければならない。

【解答】エ：船舶保安管理者、【第8条1項】

【出題：H26】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る「ア」に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶の「イ」であって、国土交通大臣の行う船舶の「ア」に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、「エ」を選任しなければならない。

【解答】ア：保安の確保、イ：乗組員、エ：船舶保安管理者、【第8条1項】

### 19.9 法第9条（操練）

第九条 国際航海日本船舶の所有者は、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、船舶指標対応<sup>H27記</sup>措置の実施を確保するために必要な操練<sup>H27記</sup>（以下単に「操練」という。）を実施させなければならない。

2 国際航海日本船舶の船舶保安統括者は、国土交通省令で定めるところにより、操練の実施に際し、船舶保安管理者<sup>H30記</sup>その他の関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。

【出題：H27】国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、「ア」措置の実施を確保するために必要な「イ」を、船長に実施させなければならない。

【解答】ア：船舶指標対応、イ：操練、【第9条1項】

【出題：H30】国際航海日本船舶の船舶保安統括者は、国土交通省令で定めるところにより、操練の実施に際し、「イ」その他の関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。【解答】イ：船舶保安管理者、【第9条2項】

### 19.10 法第10条（船舶保安記録簿）

第十条 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安記録簿<sup>R02記 H26記</sup>を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。

2 国際航海日本船舶の船舶保安管理者<sup>H30記 H28記</sup>は、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣<sup>H28記</sup>が設定した国際海上運送保安指標<sup>H30記 H28記</sup>の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する船舶保安記録簿<sup>H30記 H28記</sup>（以下「船舶保安記録簿」という。）への記載を行わなければならない。

3 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安記録<sup>R03記 R02記 H28記 H26記</sup>簿をその最後の記載をした日から三<sup>R03記 R02記 H28記 H26記</sup>年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、船舶保安記録簿の様式その他船舶保安記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：H30】国際航海日本船舶の「イ」は、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定した「ウ」の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、「エ」への記載を行わなければならない。

【解答】イ：船舶保安管理者、ウ：国際海上運送保安指標、エ：船舶保安記録簿、【第10条2項】

【出題：H28】国際航海日本船舶の「オ」は、当該国際航海日本船舶について「ウ」が設定した「エ」の変更その他の国土交通省令で定める事由があったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、「カ」への記載を行わなければならない。【解答】オ：船舶保安管理者、ウ：国土交通大臣、エ：国際海上運送保安指標、カ：船舶保安記録簿、【第10条2項】

【出題：R03】国際航海日本船舶の所有者は、船舶「カ」簿をその最後の記載をした日から「コ」年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。【解答】カ：保安記録、コ：三（3）、【第十条第3項】

【出題：R02】国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、「ウ」を当該国際航海日本船舶内に

- 備え付けなければならない。国際航海日本船舶の所有者は、をその最後の記載をした日から年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。【解答】ウ：船舶保安記録簿、エ：三（三）、【第10条1項・3項】
- 【出題：H26】国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。当該は、最後の記載をした日から年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。【解答】オ：船舶保安記録簿、カ：三（三）、【第10条1項、3項】
- 【出題：H28】国際航海日本船舶の所有者は、をその最後の記載をした日から年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。【解答】カ：船舶保安記録簿、キ：三、【第10条3項】

### 19.11 法第11条（船舶保安規程）

- 第十一条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程<sup>R05記,R03記</sup> H28記 H27記 H26記（当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報<sup>R05記,R03記</sup>装置<sup>H27記 H26記</sup>等の設置に関する事項、船舶指標対応<sup>R05記,R03記</sup> H27記措置の実施に関する事項、船舶保安統括者<sup>R05記,R03記</sup>の選任に関する事項、船舶保安管理者<sup>R03記 H28記 H27記 H26記</sup>の選任に関する事項、操練<sup>R05記,R03記 H28記 H27記</sup>の実施に関する事項及び船舶保安記録<sup>R05記,R03記 H28記 H26記</sup>簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。
- 2 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安規程<sup>R02記</sup>に定められた事項を適確に実施しなければならない。
  - 3 国際航海日本船舶の船舶保安管理者<sup>H30記</sup>は、船舶保安規程<sup>H30記 H29記</sup>に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員<sup>H30記 H29記</sup>に周知させなければならない。
  - 4 船舶保安規程<sup>R02記</sup>は、国土交通大臣<sup>H28記</sup>の承認<sup>R02記</sup>を受けなければ、その効力を生じない。その変更（操練<sup>H28記</sup>の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。
  - 5 船舶保安規程<sup>R04選 R01記</sup>の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した船舶保安評価書<sup>R04選 R01記</sup>（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘案して、当該国際航海日本船舶に対して危害行為<sup>R04選</sup>が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。
  - 6 国土交通大臣は、船舶保安規程が当該国際航海日本船舶の保安の確保のために十分でないとき認めるときは、第四項の承認をしてはならない。
  - 7 国際航海日本船舶の所有者は、第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
  - 8 国土交通大臣は、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要があるとき認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安規程<sup>H30記</sup>の変更<sup>H30記</sup>を命ずることができる。
  - 9 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安評価書<sup>H30記</sup>を主たる事務所に備え置かなければならない。

- 【出題：R05】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る（当該国際航海日本船舶に係る装置等の設置に関する事項、措置の実施に関する事項、の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、の実施に関する事項及び船舶簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。【解答】ウ：船舶保安規程、エ：船舶警報通報、オ：船舶指標対応、カ：船舶保安統括者、キ：操練、ク：保安記録、【第11条第1項】

- 【出題：R03】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る（当該国際航海日本船舶に係る装置等の設置に関する事項、措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、の選任に関する事項、の実施に関する事項及び船舶簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）を定め、国土交通省令で

定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。【解答】ア：船舶保安規程、イ：船舶警報通報、ウ：船舶指標対応、エ：船舶保安管理者、オ：操練、カ：保安記録、【第11条第1項】

【出題：H28】**ク**（国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置に関する事項、**ア**の実施に関する事項、**ケ**の選任に関する事項、**オ**の選任に関する事項、**コ**の実施に関する事項及び**カ**の備付けに関する事項その他の国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。）は、**ウ**の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（**コ**の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。【解答】ア：船舶指標対応措置、ウ：国土交通大臣、オ：船舶保安管理者、カ：船舶保安記録簿、ク：船舶保安規程、ケ：船舶保安統括者、コ：操練、【第11条1項、4項】

【出題：H27】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る**オ**等の設置に関する事項、**ア**措置の実施に関する事項、**ウ**の選任に関する事項、**エ**の選任に関する事項、**イ**の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した**キ**を定め、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。

【解答】ア：船舶指標対応、イ：操練、ウ：船舶保安統括者、エ：船舶保安管理者、オ：船舶警報通報装置、キ：船舶保安規程、【第11条1項】

【出題：H26】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る**キ**（当該国際航海日本船舶に係る**ク**装置等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、**ウ**の選任に関する事項、**エ**の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び**オ**の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。

【解答】ウ：船舶保安統括者、エ：船舶保安管理者、オ：船舶保安記録簿、キ：船舶保安規程、【第11条1項】

【出題：H30】国際航海日本船舶の**イ**は、**オ**に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の**カ**に周知させなければならない。【解答】イ：船舶保安管理者、オ：船舶保安規程、カ：乗組員、【第11条3項】

【出題：H29】国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、**カ**に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の**コ**に周知させなければならない。【解答】カ：船舶保安規程、コ：乗組員、【第11条3項】

【出題：R02】国際航海日本船舶の所有者は、**オ**に定められた事項を適確に実施しなければならない。**オ**は、国土交通大臣の**カ**を受けなければ、その効力を生じない。

【解答】オ：船舶保安規程、カ：承認、【第11条2項・4項】

【出題：R01】**オ**の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した**キ**（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘案して、当該国際航海日本船舶に対して危害行為が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。）を添付しなければならない。

【解答】オ：船舶保安規程、キ：船舶保安評価書、【第11条5項】

【出題：R04】**ア**の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した**イ**（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘案して、当該国際航海日本船舶に対して**ウ**が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。）を添付しなければならない。

【解答】ア：⑤、イ：⑫、ウ：⑦、【第11条5項】

【語群】

- |           |            |            |             |
|-----------|------------|------------|-------------|
| ①. 衝突行為   | ②. 干渉      | ③. 安全管理規程  | ④. 船舶設備規程   |
| ⑤. 船舶保安規程 | ⑥. 船級協会    | ⑦. 危害行為    | ⑧. 船舶保安検査証書 |
| ⑨. 地方運輸局長 | ⑩. 臨時検査    | ⑪. 立入検査    | ⑫. 船舶保安評価書  |
| ⑬. 国土交通大臣 | ⑭. 定期検査    | ⑮. 船舶安全評価書 | ⑯. 船舶保安統括者  |
| ⑰. 船舶保安証書 | ⑱. 臨時航行検査証 |            |             |

【出題：H30】国土交通大臣は、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要があると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、**オ**の**キ**を命ずることができる。【解答】オ：船舶保安規程、キ：変更、【第11条8項】

【出題：H30】国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、**ク**を主たる事務所に備え置かな

なければならない。【解答】ク：船舶保安評価書、【第11条9項】

### 19.12 法第12条（定期検査）

第十二条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報 R05 記、R03 記装置 R01 記等の設置、船舶指標対応 R05 記、R03 記措置の実施、船舶保安統括者 R05 記の選任、船舶保安管理者 R03 記 R01 記の選任、操練 R05 記、R03 記の実施、船舶保安記録 R05 記、R03 記簿の備付け並びに船舶保安規程 R05 記、R03 記 R01 記の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査 R05 記、R03 記 R01 記を受けなければならない。次条第一項の船舶保安証書又は第十七条第二項の臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。

【出題：R05】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る  装置等の設置に関する事項、 措置の実施に関する事項、 の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、 の実施に関する事項及び船舶  簿の備付け並びに  の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う  を受けなければならない。

【解答】ウ：船舶保安規程、エ：船舶警報通報、オ：船舶指標対応、カ：船舶保安統括者、キ：操練、ク：保安記録、ケ：定期検査、【第十二条】

【出題：R03】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る  装置等の設置に関する事項、 措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、 の選任に関する事項、 の実施に関する事項及び船舶  簿の備付け並びに  の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う  を受けなければならない。

【解答】ア：船舶保安規程、イ：船舶警報通報、ウ：船舶指標対応、エ：船舶保安管理者、オ：操練、カ：保安記録、ケ：定期検査、【第十二条】

【出題：R01】国際航海日本船舶（国際航海に従事する日本船舶であって旅客船又は総トン数が  以上の旅客船以外のもの）の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る  等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、 の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに  の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う  を受けなければならない。【解答】イ：500（五百、五〇〇）、ウ：船舶警報通報装置、エ：船舶保安管理者、オ：船舶保安規程、カ：定期検査、【第2条、第12条】

### 19.13 法第13条（船舶保安証書）

第十三条 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしているとき、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書 R02 記を交付しなければならない。

- 一 当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていること。
  - 二 第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていること。
  - 三 第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていること。
  - 四 第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていること。
  - 五 第九条第一項の規定により操練が実施されていること。
  - 六 当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていること。
  - 七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。
- 2 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五 R02 記 R01 記 H27 記年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において、国土交通省令で定める事由により前条

後段の検査を受けることができなかつた国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて三月 R01 記を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

- 3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあっては、日本の領事官が行う。
- 4 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。
- 5 前条後段の検査の結果第一項の規定による船舶保安証書の交付を受けることができる国際航海日本船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の船舶保安証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る船舶保安証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の船舶保安証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該検査に係る船舶保安証書が交付される日又は従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。
- 6 次に掲げる場合における船舶保安証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の船舶保安証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年 R01 記を経過する日までの期間とする。
  - 一 従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前三月 R01 記以内に受けた前条後段の検査に係る船舶保安証書の交付を受けたとき。
  - 二 第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。
  - 三 従前の船舶保安証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。
- 7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、国際航海日本船舶の所有者の変更があつたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。
- 8 第二項、第五項及び第六項の規定にかかわらず、第二十条第二項に規定する国際航海日本船舶がその船級の登録を抹消 H30 記されたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の有効期間 H30 記は、その抹消 H30 記の日に満了したものとみなす。
- 9 国土交通大臣は、船舶保安証書を交付する場合には、当該国際航海日本船舶の航行する海域その他の事項に関し必要な条件を付し、これを当該船舶保安証書に記載することができる。
- 10 船舶保安証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他船舶保安証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：R01】船舶保安証書の有効期間は  年である。ただし、その有効期間が満了するまでの間において、国土交通省令で定める事由により検査を受けることができなかつた国際航海日本船舶については、国土交通大臣は、  を超えない範囲で、その有効期間を延長することができる。

【解答】ク：5（五）、ケ：3（三）、【第13条2項】

【出題：R01】従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前  月以内に受けた検査に係る船舶保安証書の交付を受けた場合、当該証書の有効期間は、従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して  年を経過するまでの期間である。【解答】コ：3（三）、ク：5（五）、【第13条6項】

【出題：H30】国際航海日本船舶がその船級の登録を  されたときは、当該国際航海日本船舶に交付された船舶保安証書の  は、その  の日に満了したものとみなす。【解答】ケ：抹消、コ：有効期間、【第13条8項】

#### 19.14（中間検査）

第十四条 船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該船舶保安証書の有効期間中において国土交通省令で定める時期に、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う中間検査を受けなければならない。

#### 19.15 法第15条（臨時検査）

第十五条 船舶保安証書 H26 記の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本

船舶に設置された船舶警報通報 H26 記装置等について国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程 H26 記の変更（第十一条第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該船舶警報通報 H26 記装置等の設置、当該船舶保安規程 H26 記の備置き及びその適確な実施その他国土交通省令で定める事項について国土交通大臣の行う臨時検査 H26 記を受けなければならない。

【出題：H26】 ケ の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に設置された ク 装置等について国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき、当該国際航海日本船舶に係る キ の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしたとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該 ク 装置等の設置、当該 キ の備置き及びその適確な実施その他国土交通省令で定める事項について国土交通大臣の行う コ を受けなければならない。【解答】キ：船舶保安規程、ク：船舶警報通報、ケ：船舶保安証書、コ：臨時検査、【第 15 条】

### 19.16 法第 16 条（船舶保安証書の効力の停止）

第十六条 国土交通大臣 R04 選 は、前二条 R04 選（臨時検査）の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶保安証書 R04 選 の効力を停止するものとする。

- 一 当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていない場合 当該国際航海日本船舶に、同条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等を同条第一項の規定により設置すること。
- 二 第六条の規定により船舶指標対応措置が実施されていない場合 同条の規定により船舶指標対応措置を実施すること。
- 三 第七条第一項の規定により船舶保安統括者が選任されていない場合 同項の規定により船舶保安統括者を選任すること。
- 四 第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていない場合 同項の規定により船舶保安管理者を選任すること。
- 五 第九条第一項の規定により操練が実施されていない場合 同項の規定により操練を実施すること。
- 六 当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていない場合 同項の規定により船舶保安記録簿を備え付けること。
- 七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていない場合 同条第四項の承認を受けた船舶保安規程を同条第一項の規定により備え置くこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていない場合 当該事項を適確に実施すること。

【出題：R04】 エ は、中間検査又は オ の結果、国際航海日本船舶に技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が設置されていない場合は、当該国際航海日本船舶に、当該船舶警報通報装置等が設置されたと認めるまでの間、力 の効力を停止するものとする。

【語群】

- |            |            |             |           |            |
|------------|------------|-------------|-----------|------------|
| ①. 衝突行為    | ②. 干渉      | ③. 安全管理規程   | ④. 船舶設備規程 | ⑤. 船舶保安規程  |
| ⑥. 船級協会    | ⑦. 危害行為    | ⑧. 船舶保安検査証書 | ⑨. 地方運輸局長 | ⑩. 臨時検査    |
| ⑪. 立入検査    | ⑫. 船舶保安評価書 | ⑬. 国土交通大臣   | ⑭. 定期検査   | ⑮. 船舶安全評価書 |
| ⑯. 船舶保安統括者 | ⑰. 船舶保安証書  | ⑱. 臨時航行検査証  |           |            |

【解答】エ：⑬（国土交通大臣）、オ：⑩（臨時検査）、力：⑰（船舶保安証書）、【第 16 条 1 項】

### 19.17 法第 17 条（臨時船舶保安証書）

第十七条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について所有者の変更があったことその他の国土交通省令で定める事由により有効な船舶保安証書 H29 記の交付を受けていない当該国際航海日本船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者 H29 記の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程 H29 記の写しの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う臨時航行検査 H29 記を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、臨時船舶保安証書 R02 記を交付しなければならない。

一 第十三条第一項第一号から第六号までに掲げる要件

二 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていること。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されていること。

3 前項の臨時船舶保安証書 H29 記（以下「臨時船舶保安証書」という。）の有効期間は、六 R02 記月 H29 記とする。ただし、その有効期間は、当該国際航海日本船舶の所有者が当該国際航海日本船舶について船舶保安証書の交付を受けたときは、満了したものとみなす。

4 第十三条第七項から第十項までの規定は、臨時船舶保安証書について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項及び前二項の」とあり、及び同条第八項中「第二項、第五項及び第六項の」とあるのは「第十七条第三項の」と、同項中「第二十条第二項」とあるのは「第二十条第三項」と読み替えるものとする。

【出題：H29】国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について所有者の変更があったことその他の国土交通省令で定める事由により有効な  の交付を受けていない当該国際航海日本船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、 の選任、船舶保安管理者の選任、 の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべき  の写しの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う  を受けなければならない。【解答】ウ：船舶保安証書、エ：船舶保安統括者、オ：操練、カ：船舶保安規程、キ：臨時航行検査、【第 17 条】

【出題：H29】 に合格した船舶について発効される  の有効期間は、 である。

【解答】キ：臨時航行検査、ク：臨時船舶保安証書、ケ：六月、【第 17 条 3 項】

### 19.18 法第 18 条等（国際航海日本船舶の航行）

第十八条 国際航海日本船舶は、有効な船舶保安証書 R02 記又は臨時船舶保安証書 R02 記の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。

2 国際航海日本船舶は、船舶保安証書又は臨時船舶保安証書に記載された条件に従わなければ、国際航海に従事させてはならない。

【出題：R02】国際航海日本船舶は、有効な  又は  の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。 の有効期間は  であり、 の有効期間は  である。

【解答】キ：船舶保安証書、ク：臨時船舶保安証書、ケ：五年（5 年）、コ：六月（6 月）、【第 12 条、13 条 1 項、2 項、第 17 条 1 項、3 項】

【出題：H27】国際航海日本船舶は、有効な  又は臨時  の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。 の有効期間は  であり、臨時  の有効期間は  である。

【解答】ク：船舶保安証書、ケ：五年、コ：六月、【第 12 条、13 条 1 項、2 項、第 17 条 1 項、3 項】

### 19.19 施行規則

第十七条 法第十一条第四項の承認を受けようとする者は、船舶保安規程承認申請書（第一号様式）を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るも

のにあつては所有者所在地官庁に、提出しなければならない。  
(2~3 項 掲載略)

【出題：R05】 ウ の承認を受けようとする者は、 ウ 承認申請書（第一号様式）を、原子力船等に係るものにあつては国土交通大臣に、原子力船等以外の船舶に係るものにあつては コ 所在地官庁に、提出しなければならない。

【解答】ウ：船舶保安規程、コ：所有者、【則第 17 条 1 項】

海技塾用 複製・転用禁止

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止

## 20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律 (R1~R5)

これまでは、全てが選択問式の穴埋め問題である。

### 20.1 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

#### 20.1.1 第1条 目的

第一条 この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の**安全かつ環境上** **R04 選**適正な再資源化のための**香港** **R05 選,R02 選**国際条約 (以下「条約」という。)の的確な実施を確保するため、**特別特定日本船舶** **R03 選**の**船舶所有者** **R05 選**に**有害物質一覧表** **R02 選,R04 選**の作成等を義務付けるとともに、**特定船舶** **R03 選**の再資源化解体の**許可** **R04 選**の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその**主務大臣** **R05 選**による承認の制度並びに**特定日本船舶** **R03 選**の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の**安全及び健康** **R05 選**の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

【出題：R05】この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための **ア** 国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の **イ** に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその **ウ** による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の **エ** の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。【解答】ア：3 (香港)、イ：5 (船舶所有者)、ウ：12 (主務大臣)、エ：15 (安全及び健康)、【法第1条】

【出題：R04】この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の **ア** 適正な再資源化のための香港国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に **イ** の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の **ウ** の制度、当該 **ウ** を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。【解答】ア：21 (安全かつ環境上)、イ：35 (有害物質一覧表)、ウ：16 (許可)、【法第1条】

【出題：R03】この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の的確な実施を確保するため、**ア** の船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、**イ** の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに **ウ** の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。【解答】ア：4 (特別特定日本船舶)、イ：1 (特定船舶)、ウ：2 (特定日本船舶)、【法第1条】

【出題：R02】この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための **ア** 国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に **イ** の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。【解答】ア：3 (香港)、イ：7 (有害物質一覧表)、【法第1条】

#### 20.1.2 第2条 定義

第二条 この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体 (船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合において行われるものを除く。)をいう。

2 この法律において「**特定船舶**」とは、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数が**五百** **R01 選**トン以上の船舶 (国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)をいう。

- 一 船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和五十五年法律第四十号。以下この項において「トン数法」という。)第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 (船舶法 (明治三十二年法律第四十六号) 第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。) トン数法第四条第一項の**国際総トン数**

- 二 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶（次号に掲げるものを除く。） トン数法第五条第一項の総トン数
  - 三 第一号に掲げる日本船舶以外の日本船舶であってトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数
  - 四 外国船舶（日本船舶以外の船舶をいう。次項第二号において同じ。） 国土交通省令で定める総トン数
- 3 この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であって、次に掲げるものをいう。
- 一 日本船舶
  - 二 外国船舶であって、本邦の各港間又は港のみを航行するもの
- 4 この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であって、**日本国領海等**（日本国の内水、領海及び排他的経済水域をいう。以下同じ。）**以外** **R05 選**の水域において航行の用に供されるもの（航海の様相が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶を除く。）をいう。
- 5 この法律において「**特定外国船舶** **R01 選**」とは、特定船舶であって、特定日本船舶以外のものをいう。
- 6 この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている**材料** **R05 選**又は設置されている設備に含まれる有害物質（船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質をいう。次条第一項第二号及び附則第五条第三項において同じ。）の**種類** **R05 選**、**R01 選**、**R03 選**及び**量** **R01 選**、**R03 選**が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。
- 7 この法律において「再資源化解体業者」とは、第十条第一項の許可を受けた者をいう。

【出題：R03】有害物質一覧表とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質の **力** 及び **キ** が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。【解答】力：13or15（種類）、キ：15or13（量）、【法第2条第6項】

【出題：R01】「特定船舶」とは、法第二条第二項各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数が **ア** 以上の船舶（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）をいう。【解答】ア：5（500トン）、【法第2条第2項】

【出題：R05】この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であって **オ** の水域において航行の用に供されるものをいう。【解答】オ：18（日本国領海等以外）、【法第2条第4項】

【出題：R05】この法律において「有害物質一覧表」とは、船舶に使用されている **力** 又は設置されている設備に含まれる有害物質の **キ** 及び量が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。【解答】力：24（材料）、キ：20（種類）、【法第2条第6項】

【出題：R01】**イ** とは、船舶に使用されている材料又は設置されている設備に含まれる有害物質の **オ** 及び **力** が国土交通省令で定めるところにより記載された図書をいう。【解答】イ：14（有害物質一覧表）、オ：18（種類）（又は20）（第2条第6号）、力：20（量）（又は18）（第2条第6号）、【第2条第6項】

### 20.1.3 第3条 有害物質一覧表の作成及び確認

第三条 **特別特定日本船舶** **R03 選**の船舶所有者（当該船舶が共有されている場合にあつては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあつては船舶借入人。第四章（第二十二條（第二十五條第二項及び第七項において準用する場合を含む。）を除く。）を除き、以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、**有害物質一覧表** **R01 選**を作成し、次項の規定に適合することについて、**国土交通大臣** **R01 選**、**R03 選**の確認を受けなければならない。

- 一 **特別特定日本船舶** **R03 選**を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。
  - 二 特別特定日本船舶について有害物質の種類又は量を変更させるものとして国土交通省令で定める改造又は修理を行ったとき。
  - 三 次条第一項の有害物質一覧表確認証書の交付を受けた特別特定日本船舶をその有効期間満了後も日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき。
- 2 有害物質一覧表は、その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならない。

- 3 第一項の確認は、特別特定日本船舶以外の日本船舶（前条第三項第二号に掲げる船舶を含む。以下同じ。）に係る有害物質一覧表についても、船舶所有者の申請により**することができる**  
R01 選 R03 選（可能）。

【出題：R03】**ア**の船舶所有者は、**ア**を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするときは、有害物質一覧表を作成し、**エ**の確認を受けなければならない。なお、**ア**以外の日本船舶について、有害物質一覧表の確認を任意で受けることは、**オ**である。【解答】ア：4（特別特定日本船舶）、エ：9（国土交通大臣）、オ：10（可能）、【法第3条第1項、第3項】

【出題：R01】特別特定日本船舶の船舶所有者は、特別特定日本船舶を初めて日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするときは、**イ**を作成し、**ウ**の確認を受けなければならない。なお、特別特定日本船舶以外の日本船舶について、**イ**の確認を任意で受けることは、**エ**である。【解答】イ：14（有害物質一覧表）、ウ：24（国土交通大臣）、エ：13（可能）、【法第3条】

#### 20.1.4 第4条 有害物質一覧表確認証書

第四条 **国土交通大臣** R02 選 R04 選は、**前条第一項** R02 選の確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、**有害物質一覧表** R02 選 **確認証書** R01 選 R04 選を交付しなければならない。

2 前項の有害物質一覧表確認証書（以下「有害物質一覧表確認証書」という。）の有効期間は、**五年** R05 選 R02 選 R01 選とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により前条第一項の確認（同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下この条において「更新確認」という。）を受けることができなかつた船舶については、**国土交通大臣** R02 選は、当該事由に応じて**三月** R02 選を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

3 前項ただし書に規定する事務は、外国にあっては、日本の**領事官** R02 選が行う。

4 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

5 更新確認の結果第一項の規定による有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができる船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了するまでの間において当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、当該更新確認に係る有害物質一覧表確認証書が交付される日又は従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

6 次に掲げる場合において新たに交付される有害物質一覧表確認証書の有効期間は、第二項本文の規定にかかわらず、従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、当初の有効期間）が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

一 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が満了する日前三月以内に更新確認を受けたとき。

二 第二項ただし書の規定により従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間が延長された場合において、当該延長された有効期間が満了するまでの間において更新確認を受けたとき。

三 従前の有害物質一覧表確認証書の有効期間について前項の規定の適用があつたとき。

7 第二項及び前二項の規定にかかわらず、第三十条第二項に規定する船級協会から同項の確認を受けた日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該日本船舶に交付された有害物質一覧表確認証書の有効期間は、その抹消の日を満了したものとみなす。

8 有害物質一覧表確認証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他有害物質一覧表確認証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

【出題：R04】**エ**は、**イ**の作成の確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、**オ**を交付しなければならない。【解答】エ：9（国土交通大臣）、イ：35（有害物質一覧表）、オ：47（有害物質一覧表確認証書）、【法第4条1項、法第1条】

【出題：R02】 **ウ** は、 **イ** が法律で定める規定に適合することについて確認したときは、当該船舶の船舶所有者に対し、 **イ** 確認証書を交付しなければならない。この **イ** 確認証書の有効期限は **エ** であるが、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により同確認を受けることができなかつた船舶については、 **ウ** は当該事由に応じて **オ** を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。【解答】 **ウ**：16（国土交通大臣）、**イ**：7（有害物質一覧表）、**エ**：20（五年）、**オ**：24（三月）  
【法第4条】

【出題：R05】有害物質一覧表確認証書の有効期間は、**ケ**である。一方、再資源化解体準備証書の有効期間は、**コ**である。  
【解答】**ケ**：32（5年）、**コ**：29（3月）、【法第4条2項、法第21条2項】

【出題：R02】特別特定日本船舶の船舶所有者又は船長は、条約の締約国である外国の政府から **イ** 確認条約証書の交付を受けようとする場合には、日本の **カ** を通じて申請しなければならない。【解答】**イ**：7（有害物質一覧表）、**カ**：12（領事官）、【法第4条3項】

### 20.1.5 第5条 特別特定日本船舶の航行

第五条 特別特定日本船舶は、有効な有害物質一覧表確認証書 **R01** 選の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならない。

2 前項の規定は、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項の検査、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項の確認又は同法第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

【出題：R01】特別特定日本船舶は、有効な **キ** の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならない。なお、**キ** の有効期間は、**ク** である。【解答】**キ**：30（有害物質一覧表確認証書）（第4条第1項、第2項、第5条）、**ク**：10（5年）（第4条第2項）、【第5条】

### 20.1.6 第7条 締約国の政府が発行する有害物質一覧表確認条約証書

第七条 特別特定日本船舶（第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。）の船舶所有者又は船長は、条約の締約国である外国（以下単に「締約国」という。）の政府から有害物質一覧表確認条約証書（締約国の政府が条約に定める証書として船舶所有者又は船長に対し交付する書面であつて、当該特別特定日本船舶の有害物質一覧表が条約に定める基準に適合することを証するものをいう。次項において同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官 **R02** 選を通じて申請しなければならない。

### 20.1.7 第10条 再資源化解体の許可

第十条 特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設（以下「特定船舶再資源化解体施設」という。）ごとに、主務大臣 **R02** 選の許可を受けなければならない。

### 20.1.8 第11条 許可の更新

第十一条 前条第一項の許可は、五年 **R02** 選ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

【出題：R02】特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、**キ** の許可を受けなければならない。この許可は、**ク** ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。【解答】**キ**：9（主務大臣）、**ク**：20（5年）、【法第10条1項】

### 20.1.9 第16条 再資源化解体業者等による再資源化解体

第十六条 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、自ら再資源化解体業者 **R03** 選又は締約国再資源化解体業者 **R03** 選（締約国の政府から第十条第一項の許可に相当する許可を受けた者をいう。以下同じ。）として当該再資源化解体を行う場合を除き、再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に行わせなければならない。

【出題：R03】 **イ** の船舶所有者は、当該 **イ** の再資源化解体については、自ら **ク** 又は **ケ** として当該再資

源化解体を行う場合を除き、ク又はケに行わせなければならない。【解答】イ：1（特定船舶）、ク：21or22（再資源化解体業者）、ケ：22or21（締約国再資源化解体業者）、【法第16条、第1条】

#### 20.1.10 第17条 有害物質等情報の提供

第十七条 特定日本船舶 R03 選の船舶所有者は、当該特定日本船舶 R03 選について、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託（以下「譲渡し等」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となろうとする者（再資源化解体業者又は締約国再資源化解体業者に限る。）に対し、有害物質等情報 R03 選（有害物質一覧表の内容又はこれに相当する情報その他の再資源化解体の適正な実施のために必要な船舶の情報であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

【出題：R03】ウの船舶所有者は、当該ウについて、再資源化解体のための譲渡し若しくは引渡し又は再資源化解体の委託をしようとするときは、あらかじめ、当該譲渡し等の相手方となろうとする者に対し、コを提供しなければならない。【解答】ウ：2（特定日本船舶）、コ：27（有害物質等情報）、【法第17条、第1条】

#### 20.1.11 第20条 特定日本船舶の譲渡し等の承認

第二十条 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条の規定により再資源化解体計画の提出を受けたときは、当該再資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならない。

#### 20.1.12 第21条 再資源化解体準備証書

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の承認をしたときは、当該特定日本船舶 R04 選の船舶所有者に対し、その譲渡し等に係る再資源化解体準備証書 R04 選（以下第二十四条までにおいて単に「再資源化解体準備証書」という。）を交付しなければならない。

2 再資源化解体準備証書 R04 選の有効期間は、三月 R05 選、R04 選とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により譲渡し等ができなかった特定日本船舶については、国土交通大臣は、当該事由に応じて国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。

【出題：R04】エは、キの譲渡し等の承認をしたときは、当該キの船舶所有者に対し、クを交付しなければならない。なお、クの有効期間はケとする。【解答】エ：9（国土交通大臣）、キ：2（特定日本船舶）、ク：43（再資源化解体準備証書）、ケ：29（三月）、【法第21条第1項・第2項、法第4条第1項】

#### 20.1.13 第26条 締約国の政府が発行する再資源化解体準備条約証書

第二十六条 特定日本船舶 R04 選（第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。）の船舶所有者又は船長は、締約国の政府から再資源化解体準備条約証書 R04 選の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

【出題：R04】キの船舶所有者又は船長は、締約国の政府からコの交付を受けようとする場合には、日本の領事館を通じて申請しなければならない。【解答】キ：2（特定日本船舶）、コ：40（再資源化解体準備条約証書）、【法第26条第1項、法第21条第1項】

#### 20.1.14 第39条 主務大臣等

第三十九条 この法律における主務大臣 R05 選は、国土交通大臣、厚生労働大臣 R05 選、R02 選及び環境大臣 R02 選とする。

【出題：R05】この法律におけるウは、国土交通大臣、ク及び環境大臣とする。【解答】ウ：12（主務大臣）、ク：11（厚生労働大臣）、【法第39条1項】

【出題：R02】この法律における主務大臣は、国土交通大臣、ケ及びコである。【解答】ケ：14（又は17）（厚生労働大臣）、コ：17（又は14）（環境大臣）、【法第39条1項】

20.1.15 附則抄 第5条

第五条 国土交通大臣 R01 選は、施行日前においても、日本船舶の船舶所有者の申請により、有害物質一覧表 R01 選が第三条第二項の規定に適合することについて同条第一項の確認に相当する確認（以下「相当確認 R01 選」という。）をすることができる。

2 国土交通大臣は、相当確認をしたときは、当該相当確認を受けた者に対し、有害物質一覧表確認証書に相当する証書（以下「相当証書 R01 選」という。）を交付しなければならない。

【出題：R01】 ウ は、本法の施行日前においても、日本船舶の船舶所有者の申請により、イ が法第三条第二項の規定に適合することについて同条第一項の確認に相当する確認をすることができる。この確認行為のことをケ という。なお、ケ をしたときは、申請者に対し、コ が交付される。【解答】ウ：24（国土交通大臣）、イ：14（有害物質一覧表）、ケ：27（相当確認）、コ：32（相当証書）、【附則抄：第5条第2項】

20.1.16 附則抄 第4条・第6条

第六条 国土交通大臣 R04 選は、船級の登録 R04 選に関する業務を行う者の申請により、施行日前においても、その者を相当確認をする者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者（以下「相当確認船級協会」という。）が相当確認をし、かつ、船級の登録をした日本船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表 R04 選に係る相当確認をしたものとみなす。

【出題：R04】 エ は、カ に関する業務を行う者の申請により、その者をイ に係る確認をする者として登録する。【解答】エ：9（国土交通大臣）、カ：31（船級の登録）イ：35（有害物質一覧表）、【附則抄第6条第1項】

20.2 選択肢

【出題：R05】

- |              |              |            |            |            |         |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|---------|
| 1. ワシントン     | 2. ベトナム      | 3. 香港      | 4. 船長      | 5. 船舶所有者   | 6. 製造者  |
| 7. 船級協会      | 8. 経済産業大臣    | 9. 特命担当大臣  | 10. 外務大臣   | 11. 厚生労働大臣 |         |
| 12. 主務大臣     | 13. 安全       | 14. 生命及び身体 | 15. 安全及び健康 | 16. 日本国領海  |         |
| 17. 海岸から20海里 | 18. 日本国領海等以外 | 19. 材質     | 20. 種類     | 21. 形状     |         |
| 22. 価格       | 23. 量        | 24. 材料     | 25. 鋼材     | 26. 28日    | 27. 30日 |
| 28. 二月       | 29. 三月       | 30. 一年     | 31. 三年     | 32. 五年     | 33. 無期限 |

【出題：R04】

- |                  |               |                |              |            |        |           |
|------------------|---------------|----------------|--------------|------------|--------|-----------|
| 1. 特定船舶          | 2. 特定日本船舶     | 3. 特定外国船舶      | 4. 特別特定日本船舶  |            |        |           |
| 5. 監督対象外国船舶      | 6. 主務大臣       | 7. 環境大臣        | 8. 経済産業大臣    | 9. 国土交通大臣  |        |           |
| 10. 外務大臣         | 11. 関東運輸局     | 12. 地方運輸局      | 13. 認可       | 14. 承認     | 15. 登録 |           |
| 16. 許可           | 17. 認証        | 18. 公平かつ安定的に   | 19. 登録等に関する  | 20. 環境の保全上 |        |           |
| 21. 安全かつ環境上      | 22. 情報の収集及び分析 | 23. 登録認定機関の認定等 | 24. 一年       |            |        |           |
| 25. 三年           | 26. 五年        | 27. 一月         | 28. 二月       | 29. 三月     | 30. 六月 | 31. 船級の登録 |
| 32. 中長期的な計画      | 33. 事業報告書     | 34. 財務事項一覧表    | 35. 有害物質一覧表  |            |        |           |
| 36. 対象物質一覧表      | 37. 船舶一覧表     | 38. 貸貸対照表      | 39. 検査合格証明書  |            |        |           |
| 40. 再資源化解体準備条約証書 | 41. 危険物運搬船適合証 | 42. 海洋汚染防止証書   |              |            |        |           |
| 43. 再資源化解体準備証書   | 44. 相当証書      | 45. 相当証明書      | 46. 再資源化解体計画 |            |        |           |
| 47. 有害物質一覧表確認証書  |               |                |              |            |        |           |

【出題：R03】

- |                       |              |                 |                       |        |        |       |
|-----------------------|--------------|-----------------|-----------------------|--------|--------|-------|
| 1. 特定船舶               | 2. 特定日本船舶    | 3. 特定外国船舶       | 4. 特別特定日本船舶           |        |        |       |
| 5. 監督対象外国船舶           | 6. 主務大臣      | 7. 環境大臣         | 8. 経済産業大臣             |        |        |       |
| 9. 国土交通大臣             | 10. 可能       | 11. 不可能         | 12. 形状                | 13. 種類 | 14. 用途 | 15. 量 |
| 16. 取扱方法              | 17. 処分方法     | 18. 危険物情報       | 19. ISO 14001 認証取得事業者 |        |        |       |
| 20. ISO 45001 認証取得事業者 | 21. 再資源化解体業者 | 22. 締約国再資源化解体業者 |                       |        |        |       |
| 23. 国土交通大臣指定解体業者      | 24. 海洋汚染防止証書 | 25. 有害物質一覧表確認証書 |                       |        |        |       |
| 26. 検査合格証明書           | 27. 有害物質等情報  | 28. 相当証書        | 29. 相当証明書             |        |        |       |

【出題：R02】

- |               |            |          |            |              |        |
|---------------|------------|----------|------------|--------------|--------|
| 1. 北京         | 2. 上海      | 3. 香港    | 4. ナイロビ    | 5. 有害液体物質記録簿 |        |
| 6. 船舶発生廃棄物記録簿 | 7. 有害物質一覧表 | 8. 管海官庁  | 9. 主務大臣    |              |        |
| 10. 法務大臣      | 11. 外務大臣   | 12. 領事官  | 13. 文部科学大臣 | 14. 厚生労働大臣   |        |
| 15. 経済産業大臣    | 16. 国土交通大臣 | 17. 環境大臣 | 18. 一年     | 19. 三年       |        |
| 20. 五年        | 21. 十年     | 22. 一月   | 23. 二月     | 24. 三月       | 25. 五月 |

【出題：R01】

- |              |                 |               |                |          |         |          |
|--------------|-----------------|---------------|----------------|----------|---------|----------|
| 1. 100トン     | 2. 200トン        | 3. 300トン      | 4. 400トン       | 5. 500トン | 6. 3ヶ月  |          |
| 7. 5ヶ月       | 8. 1年           | 9. 3年         | 10. 5年         | 11. 6年   | 12. 不可能 |          |
| 13. 可能       | 14. 有害物質一覧表     | 15. 有害液体物質記録簿 | 16. 船舶発生廃棄物記録簿 |          |         |          |
| 17. 形状       | 18. 種類          | 19. 用途        | 20. 量          | 21. 処理方法 | 22. 排出量 | 23. 主務大臣 |
| 24. 国土交通大臣   | 25. 環境大臣        | 26. 相当検査      | 27. 相当確認       | 28. 相当指定 |         |          |
| 29. 海洋汚染防止証書 | 30. 有害物質一覧表確認証書 | 31. 検査合格証明書   | 32. 相当証書       |          |         |          |
| 33. 相当証明書    |                 |               |                |          |         |          |

\*\*\*\*\* ヌモ \*\*\*\*\*

海技塾用 複製・転用禁止